

令和6年度

果樹農業における担い手の育成及び  
活躍表彰 報告書

令和7年3月

公益財団法人 中央果実協会



## は し が き

令和6年度果樹農業における担い手の育成及び活躍表彰は、農林水産省の後援を得て、我が国の果樹農業の担い手の育成・確保のための優れた取組み、省力栽培技術の導入や市場開拓など新しい取組みをしている生産者、法人等を表彰し、その取組みを広く紹介することにより、担い手育成・確保の取組みへの波及を促し、我が国果樹農業の発展に資することを目的として実施しており、今回が2回目の表彰実施になります。

我が国の果樹産業の状況を見ますと、その高品質な果実は、国内外から高く評価されていますが、全国の果樹産地では、生産者の減少や高齢化、後継者不足等により栽培面積や生産量が減少傾向にあり、国内外の果実需要に十分応えられず縮小均衡に陥り、その将来が危ぶまれる状況が続いています。

この流れに歯止めをかけ果樹農業振興指針で求められている生産基盤の強化に繋げていくためには、担い手の確保とともに、革新的な生産技術を取り込んだり、新しい需要を創造するなど発想を変えた取組みが重要となっています。

特に、最近では既存の生産者や他分野からの新規参入者による省力技術等採用を通じた規模拡大、新しい需要の創出、6次産業化、輸出等に積極的に挑戦する事例も見られるようになっており、これらの取組みを支援し、広めていくことも重要です。

今回、令和6年度の本表彰の受賞者の取組み内容を報告書に取りまとめ、全国の生産者の参考に資することとしました。

この報告書が各産地におけるより効果的な担い手育成・確保や新しい産地の取組みにつながり、ひいては我が国果樹農業の発展に寄与することを期待します。

最後に審査を担当いただいた審査委員の皆様、本表彰事業の実施に多大の支援、ご協力をいただいた農林水産省をはじめ関係団体に心から感謝申し上げます。

公益財団法人 中央果実協会  
理事長 村上 秀徳



## 全体目次

### 第Ⅰ章 令和6年度果樹農業における担い手の育成及び活躍表彰 受賞者の取組み概要

#### 1. 担い手の育成・確保の部

- ①農林水産省農産局長賞  
えひめ中央農業協同組合(愛媛県) 1
- ②中央果実協会理事長賞  
大分県佐伯市米水津色利浦地区 2  
有限会社 藤川果樹園(香川県観音寺市) 3  
芦北地方農業振興協議会(熊本県) 4  
ふくしま未来農業協同組合(福島県) 5  
鹿児島県園芸振興協議会大島支部果樹技術部会 6  
ひろさき農業総合支援協議会(青森県) 7  
農事組合法人 くだもの畠(山形県高島町) 8  
稲毛田梨団地利用組合(栃木県芳賀町) 9  
公益財団法人 東松山市農業公社(埼玉県) 10

#### 2. 活躍する担い手の部

- ① 農林水産省農産局長賞  
(株)フルーツオンザヒル代表取締役 齋藤 勝彦(群馬県高崎市) 11
- ②中央果実協会理事長賞  
一休農園 島田 雄一郎・島田 幹子(秋田県秋田市) 12  
(株)日本農業(東京都) 13  
(株)ウイズファーム代表取締役 森下 博紀(長野県松川町) 14  
農事組合法人 世羅幸水農園(広島県世羅町) 15  
矢口 鉄也(長野県東御市) 16

### 第Ⅱ章 令和6年度果樹農業における担い手の育成及び活躍表彰 受賞者の取組み紹介資料

#### 1 担い手の育成・確保の部

- ①農林水産省農産局長賞  
えひめ中央農業協同組合(愛媛県) 3
- ②中央果実協会理事長賞  
大分県佐伯市米水津色利浦地区 10  
有限会社 藤川果樹園(香川県観音寺市) 15  
芦北地方農業振興協議会(熊本県) 19  
ふくしま未来農業協同組合(福島県) 27  
鹿児島県園芸振興協議会大島支部果樹技術部会 43  
ひろさき農業総合支援協議会(青森県) 50  
農事組合法人 くだもの畠(山形県高島町) 59  
稲毛田梨団地利用組合(栃木県芳賀町) 66  
公益財団法人 東松山市農業公社(埼玉県) 69

2 活躍する担い手の部	
①農林水産省農産局長賞	
(株)フルーツオンザヒル代表取締役 齋藤 勝彦 氏(群馬県高崎市)	81
②中央果実協会理事長賞	
一休農園 島田 雄一郎 氏・島田 幹子 氏(秋田県秋田市)	84
(株)日本農業(東京都)	88
(株)ウィズファーム代表取締役 森下 博紀 氏(長野県松川町)	93
農事組合法人 世羅幸水農園(広島県世羅町)	98
矢口 鉄也 氏(長野県東御市)	103
第三章 令和6年度果樹農業における担い手の育成及び活躍表彰 審査の概要と 審査会講評	107
第四章 令和6年度果樹農業における担い手の育成及び活躍表彰 式典資料	115
第五章 令和6年度果樹産地における後継者・担い手育成の取組事例発表会(第2回) 資料	147
付属資料	
令和6年度果樹農業における担い手の育成及び活躍表彰実施要領	219
令和6年度果樹農業における担い手の育成及び活躍表彰審査会運営要領	223
ポスター及びリーフレット	227

## 第I章

# 令和6年度果樹農業における 担い手の育成及び活躍表彰 受賞者の取組み概要

## 1 担い手の育成・確保の部

### ①農林水産省農産局長賞

- えひめ中央農業協同組合(愛媛県) 1

### ②中央果実協会理事長賞

- 大分県佐伯市米水津色利浦地区 2
- 有限会社 藤川果樹園(香川県観音寺市) 3
- 芦北地方農業振興協議会(熊本県) 4
- ふくしま未来農業協同組合(福島県) 5
- 鹿児島県園芸振興協議会大島支部果樹技術部会 6
- ひろさき農業総合支援協議会(青森県) 7
- 農事組合法人 くだもの島(山形県高島町) 8
- 稲毛田梨団地利用組合(栃木県芳賀町) 9
- 公益財団法人 東松山市農業公社(埼玉県) 10

## 2 活躍する担い手の部

### ①農林水産省農産局長賞

- (株)フルーツオンザヒル代表取締役 齋藤 勝彦(群馬県高崎市) 11

### ②中央果実協会理事長賞

- 一休農園 島田 雄一郎・島田 幹子(秋田県秋田市) 12
- (株)日本農業(東京都) 13
- (株)ウイズファーム代表取締役 森下 博紀(長野県松川町) 14
- 農事組合法人 世羅幸水農園(広島県世羅町) 15
- 矢口 鉄也(長野県東御市) 16

主催 公益財団法人中央果実協会

後援 農林水産省

1. 担い手の育成・確保の部(農林水産省農産局長賞)

えひめ中央農業協同組合

(愛媛県)

取組みの概要

- 地域の担い手不足の中、外部から新規参入者を確保し優良園地を守る必要があることから、平成25年に耕作放棄直前の園地をJAが借受け研修圃場を整備し、平成27年に新規就農研修センターを創設。
- 研修圃場の樹種は中晩柑類(紅まどんな、せとか等を含む)が主体でハウスも整備。
- JAが空き園地、倉庫等の情報収集をし、栽培品目に適するかの現地確認を行い研修修了者に斡旋し、最低60a以上の園地を継承できるようマッチング。
- 耕作放棄地は研修生が開墾・新植し独立就農時に継承できるようにするとともに、研修期間中に成園の借入れ案件があった場合、研修センターが中間保有的に借受け、研修修了時に継承。
- JAと行政が就農サポートチームとして巡回して就農後の経営・技術指導を実施。収穫物の販路確保、確定申告内容の確認等により支援するとともに、青壮年部中央ブロックを設立し、新規就農者等の仲間同士で地域とのつながりを持つ場を提供。
- 平成26年から研修生受入れを開始。令和6年3月末時点の研修受入者総数121名(うち、果樹79名、柑橘・野菜複合9名)、就農者総数90名(うち、果樹62名、果樹・野菜複合6名)で、就農定着は8割超。



新規就農研修センター(園地)



新規就農研修(座学)



新規就農研修の状況(かんきつ)



# 令和6年度果樹農業における担い手の育成及び活躍表彰応募者の概要

## 1. 担い手の育成・確保の部(中央果実協会理事長賞)

### 大分県佐伯市米水津色利浦地区

#### 取組みの概要

- 高齢化・後継者不足により増加した遊休農地解消のための再編整備を、企業等を新たな担い手として推進。市・県等が連携して遊休農地等を集積し、農地中間管理機構関連農地整備事業および農業水利施設保全合理化事業を活用し基盤整備等を実施。
- 大規模基盤整備等を伴う企業参入については、県、市、JAの関係者からなる参入支援PTを設置し、複数の事業実施に係る情報共有と内容・スケジュール等を確認。参入企業の相談窓口一元化により要望・質問に応え、事業内容の同意を得つつ園地整備に係る事業を実施。
- 香料製造企業が平成30年に現地法人を設立。令和2・3年にレモン苗木を新植し、計8.9haのレモン園を経営。また、JAがハウスみかん施設0.6haを整備し、新規就農者3組が令和2年から経営開始。レモン・ハウスみかんとともに令和5年に初出荷を迎え、地域の将来を担う新たな担い手として期待。



佐伯市米水津色利浦地区整備の全体状況

**【定植手法】 (2) 省力樹型の導入、(3) 新植後の未収益期間の幼木管理**

**<園地設計図>**

設計時点で列植方向や作業動線を配置

**<実際の園場>**

列植と作業道確保で全面乗用機械運用が出来る

**<列植間隔と園内道>**

軽トラク SS1000S

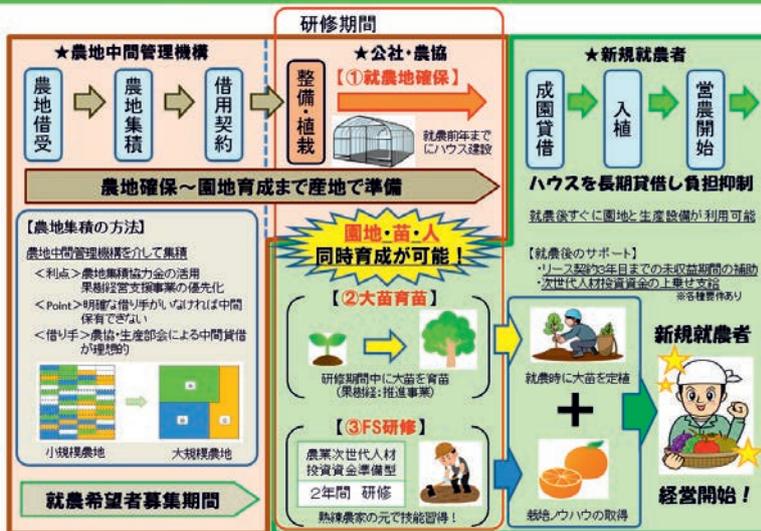
**<乗用機械>**

- ・スピードスプレーヤー1000E型
- ・乗用草刈機
- ・軽トラク
- ・乗用ダンプ式運搬機
- ・トラクター(マイクロスライダー・フロントリフト)
- ・軽トラク などR2座帯で導入済

★列植で作業効率大幅UP  
★園内道で乗用機械運用  
省力・省コストの持続性の高い園地づくり!

レモン園の定植方法(列植間隔と園内道の確保)

#### FSを核とした就農体制:大分県ハウスみかん



定植4年目のレモン園(R6.6)

←ファーマーズスクール(FS)を核とした就農体制

## 令和6年度果樹農業における担い手の育成及び活躍表彰応募者の概要

### 1. 担い手の育成・確保の部（中央果実協会理事長賞）

#### 有限会社 藤川果樹園

（香川県観音寺市）

#### 取組みの概要

- 当有限会社は昭和46年設立の果樹専門の生産法人で、山間部に位置し約10haの園地に約10種類のかんきつ類の生産・販売、自社ブランドジュース・アイスの加工なども手掛ける。
- 平成21年から県内外の就農希望者を研修生として受け入れ、同社に「まるい未完塾」を設けて、かんきつ栽培のノウハウ（農作業方法、会社経営、販売対策）を研修。
- 研修生は正社員として雇用し、研修期間2年を基本に、個々の状況に応じて4～5年の長期研修も実施。
- 近隣の畑を集約・取得して2haの研修園を整備。研修1～2年目に同研修園で全体作業を、2～3年目以降は実際の園地で新植・改植（品種選択を含む）から生産管理・収穫・出荷等の実践研修を実施。
- 近隣の空き園地情報を収集・斡旋して研修修了時に園地借受けの支援や、独立就農後の果樹研究同志会への入会費用の補助、栽培管理作業の手伝い、収穫物の買い取りによる収入保証等、経営安定に向けた伴走支援を実施。
- 平成21年以降、研修生13名を受入れ。うち5名が独立就農、3名が同社正社員に従事。県内で独立就農した3名は園地を継承して経営を拡大。



（有）藤川果樹園 藤川氏による「まるい未完塾」研修農場での個別指導の状況



←（有）藤川果樹園の研修生の様子

1. 担い手の育成・確保の部(中央果実協会理事長賞)

芦北地方農業振興協議会

(熊本県)

取組みの概要

- 当協議会では、芦北地域での就農希望者誘致、技術習得、就農、営農定着までワンストップで支援するため、平成30年度に「新たな担い手確保対策プロジェクトチーム」を設置。
- 就農希望者を対象とした産地見学バスツアー、お試し研修(1~2泊)等により積極的に募集するとともに、新規就農者との意見交換や就農準備にかかる研修計画の作成、住宅の確保等の支援により、新規参入希望者の就農への不安と認識ギャップを緩和。
- JAが離農や規模縮小する生産者から成園を引き継ぎ、新規就農者の継承用「リリーフ園地」として一時管理。園地やハウスの簡易な整備、修繕を行うとともに、リリーフ園地近隣の放任園もリリーフ園として活用。
- リリーフ園地は、研修生の実習園地として活用するとともに、新規就農時には地権者との間を仲介しその園地を継承。
- 令和5年度末までに、新規就農者(16名)や研修生(12名)のべ28名を継続的に支援するとともに、園地820aをのべ10名の新規就農者等に継承。



新規参入者誘致の状況(左;ほ場見学・収穫体験、中央;新規就農者との意見交換、右;生活環境の見学)

出し手(後継者不在)  
園地を貸したい人



後継者がいない  
耕作中止

プロジェクトチーム

継承するまで一時管理



- 新規就農者の就農地を確保
- 研修園地として活用

新規就農者

就農時に園地を継承



- 研修地 = 新規就農地
- 就農1年目から収益を得ることが可能

リリーフ園の園地の借入れから新規就農者への斡旋の流れ

# 令和6年度果樹農業における担い手の育成及び活躍表彰応募者の概要

## 1. 担い手の育成・確保の部(中央果実協会理事長賞)

### ふくしま未来農業協同組合

(福島県)

#### 取組みの概要

- JAふくしま未来管内は、福島県北地域及び相馬地域(山形県境の山岳地帯から太平洋沿岸)の12市町村にわたり、桃、夏秋キュウリ、あんぽ柿等全国有数の果樹・野菜産地。
- 「ど真ん中に“食と農”、次代につなぐ地域づくり」をスローガンに農業振興計画を立て、高齢化で農家がリタイアしても生産量を減らさないために新規就農者を受け入れる「のれん分け方式事業」を令和4年度から開始。
- 同事業では、営農相談から研修・就農までをステップアップ方式で支援し新規就農者の速やかな技術力・経営力の向上を図るとともに、JA中心に関係機関との連携と役割分担により、就農計画の作成、農地、機械・施設、住宅、資金の確保等に関する一元的な相談体制により、地域での円滑な就農を支援。
- 研修は、受入れ先農家(師匠)の指導の下で営農技術を習得。ステップアップ方式により研修1年後に就農するケースも。希望する研修者には実際の園地を設けて栽培技術の研修を行い、その園地を継承する場合も。
- JAの「就農支援担当者」が研修者や就農者に地区内の耕作放棄地や遊休農地を斡旋し、JA資金や中古農機等の情報提供・支援により、耕作放棄地等を再生。
- 令和4・5年度の就農相談数は各年度100名を超え、研修参加者15～19名、就農者数13～18名で、うち果樹での就農は令和4・5年度で各5名の実績。

## 就農へのステップ

就農についての相談から安定した農業経営まで、JAふくしま未来がサポートします。



のれん分け方式による相談から研修・就農までの支援

1. 担い手の育成・確保の部(中央果実協会理事長賞)

## 鹿児島県園芸振興協議会大島支部果樹技術部会

### 取組みの概要

- ・奄美大島は熱帯果樹類・柑橘類生産が主力で、果樹技術部会は同地域の果樹振興の司令塔機能を担っている。果樹が主力の奄美市と瀬戸内町は各々新規就農研修施設を運営し、毎年新規就農希望者の研修を受け入れ。
- ・新規就農研修は昭和47年から始まり、熱帯果樹類・柑橘類に特化した研修内容で運用されており、多くの修了生を輩出。
- ・令和3年の世界自然遺産登録により、島外からの移住参入者の新規就農希望が多いが、Uターン就農による帰島定住者への支援や、中高年・兼業層への「たんかん塾」等による技術指導により、多様な担い手を確保。
- ・各研修施設が市町・農業委員会と連携し、研修時から継承園地の選定・紹介、作付け方針の助言等により園地を斡旋。パッションフルーツ用ハウスについては、研修修了者が協同でハウス取得の助成が受けられるまでの間、研修施設のハウス等を貸与。小型農機の貸出等により研修修了就農者を支援。
- ・10年間の研修修了者40名、果樹の新規就農者54名を確保。約8割が島外からの移住者を含む新規参入者で、経営収支等の点検、栽培技術の指導、収穫した果実の販路確保等の支援を実施。



研修用ハウスでの技術指導(瀬戸内町)



斡旋候補園地の検討状況(奄美市)



←ふるさとUターン就農支援資金を含む研修制度の紹介(瀬戸内町)



←研修修了生へのフォローアップ活動(奄美市)

# 令和6年度果樹農業における担い手の育成及び活躍表彰応募者の概要

## 1. 担い手の育成・確保の部(中央果実協会理事長賞)

### ひろさき農業総合支援協議会

(青森県)

#### 取組みの概要

- 当協議会では、非農家出身者などの多様な人材が就農しやすい環境を構築し、就農後に地域に定着することを目的として、令和2年度から「ひろさき農業里親研修事業」を開始。
- 同事業は、トライアル研修(1~5日間)と里親実践研修(1~3年間)から構成され、新規就農希望者がトライアル研修により複数の生産者の下で農業体験し、本人の希望や里親との相性等を見つつ、研修先をマッチング。
- 里親農家は、技術、経営管理の指導、空き園地や農業機械の情報提供・助言、地域農業者との交流機会の提供など、独立自営就農のために様々な支援。
- 園地の詳細な状況(継承希望時期、品種構成、樹齢、水源・傾斜の状況、接道の幅員等)を登録・閲覧できる「園地継承円滑化システム」の運用を令和4年から開始し、研修制度と連携した運用も実施。
- 令和5年度までに、トライアル研修を42名、里親実践研修を9名がそれぞれ受講し、2名(りんご1名、醸造用ぶどう1名)が独立自営就農



現地顔合わせ会(協議会会員、里親農家、研修生)



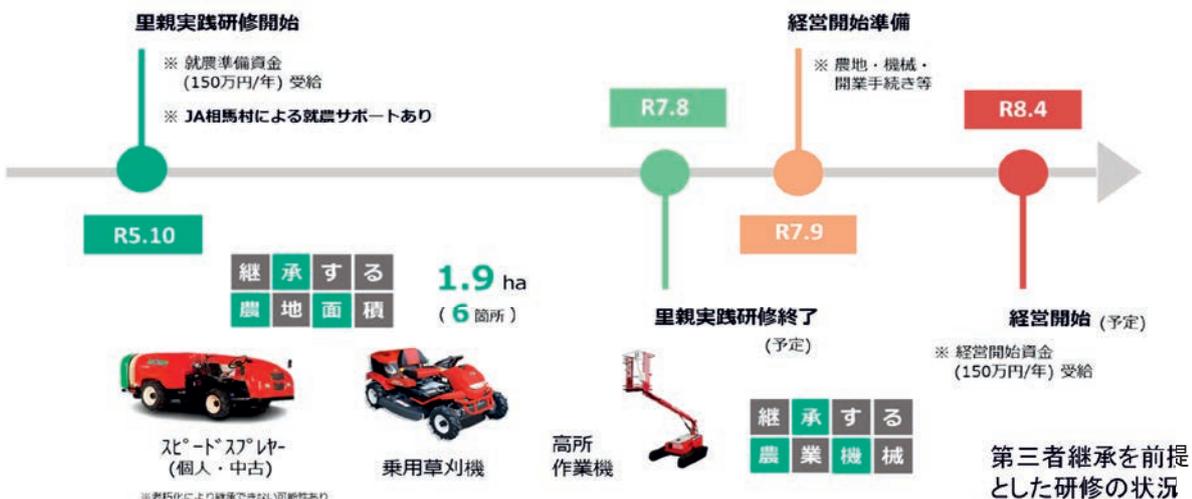
研修の実施状況(左:トライアル研修、右:里親実践研修)



#### 第三者継承を前提とした研修事例

里親農家  
研修生

- ・里親農家: 60代後半
- ・研修生: 30代前半
- ・相馬地区で経営継承を予定



1. 担い手の育成・確保の部(中央果実協会理事長賞)

農事組合法人くだもの畠

(山形県高島町)

取組みの概要

- 当農事組合法人は果樹生産者4名で2015年に設立。「自分たちが持つ経験と知識を以て就農希望者の人材育成のために力を合わせていく」との考え方を基に活動。
- 法人メンバーが多様な果樹(さくらんぼ、もも、ぶどう、西洋なし、りんご等)を栽培しており、研修園地は約730aで、うち法人直営研修園150a(もも、西洋なし、ぶどう)があり、研修生の希望に応じて果樹を選べる研修体制。
- 法人が都内での就農相談会等で希望者を募集する他、町役場と連携して農業系地域おこし協力隊員や、地域内の親元就農希望者を研修生として受け入れ。
- 直営研修園では、研修生が一定面積を管理する実践研修で、メンバー経営園地での管理作業との比較により、自ら課題や解決策を考える指導を実施。収穫果実の集出荷場への搬入や、直接販売品のパッケージ等も研修の一環として実施。
- 2年間の長期研修生7名のうち5名が就農(独立就農2名、親元就農3名)、2名が研修中。農業大学校や法人協会の農業インターン生等の短期研修も実施。
- 研修修了後の園地斡旋は、研修園地の譲渡50aの他、空き園地情報を収集し研修生に紹介し法人メンバーの仲介により園地の貸し手の信頼を確保。



直営研修園地(もも)



農業体験者への作業指導



直営研修園地(ぶどう)



東北農林専門職大学生の実務実習指導

1. 担い手の育成・確保の部(中央果実協会理事長賞)

稲毛田梨団地利用組合

(栃木県・芳賀町)

取組みの概要

- 産地の維持、遊休農地解消のため、令和元年頃に農地中間管理機構関連農地整備事業を使い、地元負担ゼロで土地改良する方向で検討。整備後の農地を若手生産者に託せるよう、収益性の高いなし団地の整備を計画。
- 大規模(入植地と合わせて2~3ha程度)で営農をしており、かつ後継者に目途が立っている生産者8名により、令和元年3月に稲毛田梨団地利用組合を立ち上げ。
- 土地改良後に棚を設置し、なし団地を整備(計6.8ha)。収益性の高い品種(にっこり等)について省力樹形(新一文字樹形)を導入。令和7年度から収穫の見込み。
- なし団地の整備により、組合員の中から2名が親元就農。また、なし団地の整備により作業性の良い園地を後継者に残せたため、産地として今後中心核となる若手のなし栽培の意欲も向上。



稲毛田梨団地の整備の全体像



稲毛田梨団地(新一文字樹形の園地)と新一文字樹形の結果枝誘因



## 令和6年度果樹農業における担い手の育成及び活躍表彰応募者の概要

### 1. 担い手の育成・確保の部(中央果実協会理事長賞)

## 公益財団法人 東松山市農業公社

(埼玉県東松山市)

### 取組みの概要

- 当公社は、東松山市とJA東松山(当時)により平成7年に設立され、平成25年から梨の担い手支援のため東松山市農業塾「梨コース」を開設。
- 同塾では、新規参入希望者や梨生産者の後継者を対象に、1年間にわたって計25回の梨栽培技術の研修(ほ場での実践と座学)を実施。
- 研修ほ場は、公社が梨生産者から借り受けたもので、講師は当初、地元の梨生産者であったが、令和5年からは元普及指導員の公社職員が担当。
- 公社は、経営中止生産者の梨園を卒塾生に斡旋し、農地中間管理事業に係る利用条件の調整等の業務を担い、梨園の経営継承を推進。
- 就農後には公社所有の農機を貸し出し経営支援。
- 平成25年度から令和5年度の11年間に延べ37人(複数年研修受講者あり)が受講し13人が就農(うち、10名が農外からの新規参入で、独立就農が3名、1法人)。



農業塾「梨コース」開講式



梨のせん定の講習



梨の接ぎ木講習



座学(農業の基礎)の状況

2. 活躍する担い手の部(農林水産省農産局長賞)

株式会社フルーツオンザヒル代表取締役 齋藤 勝彦 氏

(群馬県高崎市)

取組みの概要

- 齋藤氏は、平成24年に新規就農し同社を設立。おもちゃ屋経営の経験を活かし遊休農地を整備し、観光農園として開園。
- 2.7haの園地で、家族経営を基盤に年間を通じた常時雇用15名により、5月～9月の間収穫体験できるブルーベリーをはじめ、ぶどう、いちご、いちじくなどを栽培し、収穫体験や農園直売を中心とした観光農園を展開。
- ブルーベリーの無農薬栽培、ぶどうの無化学肥料栽培や、竹チップ等を活用した土壌改良等環境に配慮した栽培方法によりSDGs経営を実践。
- 自社農園産果実(規格外品を含む)を使ったアイスバー、フレッシュジュース、パフェ等を農園内カフェで提供。また、高崎特産のうめの加工品を販売。
- 県内の中学・高校生の職場体験の受入れや、地元高校と協力し高校生のアイデアを取り入れた商品開発・販売を実施。
- 県内の6次産業化観光農園のモデル的存在として情報を発信し県内外のトップリーダーと交流。



整備前の遊休農地と整備の状況



整備後のブルーベリー狩り観光園



農園内のカフェとアイスバー(常時12~14種)の販売の状況

2. 活躍する担い手の部(中央果実協会理事長賞)

一休農園 島田 雄一郎・島田 幹子 氏 (秋田県秋田市)

取組みの概要

- 島田雄一郎氏はフードマネジメント関係の仕事に長く従事した後、平成29年に幹子氏の郷里の秋田市に移住。それを契機に、雄一郎氏が県農業公社等の各種研修を受講し、平成31年に秋田市河辺で新規就農。夫婦で一休農園を開園。
- 就農研修中に、遊休園地を借り受け、県農業公社の協力を得て補助事業を活用して、りんごのわい化栽培への改植(約60a)を実施。
- 就農後にりんご園地約1.5haを新たに借受け、経営面積2.6haに拡大(うち結果樹面積約2ha)。有機質肥料や天敵活用等によるSDGs経営を実践。
- 収穫物は前職の経験を活かし、市内大手スーパーの主要店舗や近隣の道の駅への直接売り込みや、空き商店での直売所の開設、各種イベントへの出店、オンライン販売など多様な販路を確保。自園地のりんごを原料としたアップルソルベ、ドライアップル、りんごジュース(パック、瓶)を委託製造により商品化し販売。
- 河辺果樹振興会の事務局として各種事業を運営し地域内の情報交換や交流を図るほか、来春に新規就農する研修生にりんごの新植方法を指導。
- 各種SNSを通じて果樹の生育状況や管理作業の様子を紹介し、援農ボランティアも多く受け入れ、果樹栽培や地域の認知度の向上に貢献。



パンフレット (表面)



わい化栽培の状況(平成31年度果樹経営支援対策事業)で改植



空き商店活用の直売所 (だるま直売所)



←りんごの加工品

左上:ドライアップル

中央上:アップルソルベ、

右上/下:りんごジュース※)

※右下は河辺果樹振興会

2. 活躍する担い手の部(中央果実協会理事長賞)

株式会社 日本農業

(東京都)

取組みの概要

- 当社は、2016年に設立され、「日本の農業で、世界を驚かす」を使命に、農業生産から販売・輸出までの垂直統合型バリューチェーンを構築して経営。
- りんごでは、青森県で他社との合弁会社を2020年に設立して、高密植栽培の導入によりりんご園55haにまで拡大。高所作業車、スピードスプレーヤー等による省力栽培で安定した品質のりんごを生産し高収益を目指す。
- キウイフルーツでは、ストリング栽培を導入。香川県で2022年に開園し7.6haにまで拡大。2024年には群馬県で10.7haの園地を開園。冬場のせん定作業の簡略化や葉の立体配置による光合成促進により収穫量向上と品質安定を目指す。
- ぶどうでは、根域制限栽培を導入し、栃木県で4.6haの園地を開園。かん水や施肥の効率化、小型化樹形による作業負担軽減を目指す。
- なし・ももでは、V字仕立て栽培を採用し、茨城県で0.5haの園地で生産を開始。令和7年に5haの園地拡大を目指す。
- 果実の輸出は、2017年から青森県産りんごをアジア中心に輸出。キウイフルーツやぶどうについても輸出に取り組む。
- りんごの高密植栽培等の講演・セミナーや、YouTube、SNS等での自園地での果樹栽培の発信等により、地域活動に貢献。



青森の高密植栽培を採用したりんご園地



←群馬のキウイフルーツ園地の全景



←なしのV字仕立て



栃木の根域制限栽培を採用したぶどう園地



←もものV字仕立て

2. 活躍する担い手の部(中央果実協会理事長賞)

株式会社ウイズファーム代表取締役 森下 博紀 氏

(長野県松川町)

取組みの概要

- 同社は、農福連携で障がい者や触法者、高齢者と協働し、環境にやさしい農業の実践や、貧困対策や飢餓対策などSDGsの10項目の目標を達成すべく経営。
- 果樹経営面積は、りんご79a、ぶどう65a、もも10aで、りんごについては低樹高仕立てとなるようせん定を行い、障がい者や高齢者でも栽培しやすい環境を実現。
- ノウフクJASの認証を取得するとともに、自ら販路を開拓し、星野リゾートや大手仲卸業者、スーパー、カフェなどに生果やりんごジュースを直接販売。ふるさと納税返礼品等にも取組み、販路の多様化により収益安定を実現。
- 地域にも溶け込み、近隣農家から将来うちのりんご畑も頼むと言われるなど、障がい者が農業の担い手となることが期待されている。
- 研修等での講師や視察の受入れ等により、農福連携で果樹栽培が可能なことを訴え、ホームページやSNSでも情報発信。



同社の経営りんご園の状況



同社のぶどう園の状況

《株式会社ウイズファーム》

【農業法人(農地所有適格法人)】

信州長野県のかだもの里松川町で農福連携にて農業を行なっています。

障がいを持っている方も弊社では貴重な労働力です。



同社のホームページによる農福連携の発信

2. 活躍する担い手の部(中央果実協会理事長賞)

農事組合法人 世羅幸水農園

(広島県世羅町)

取組みの概要

- 当法人は、なし中心とした大規模果樹経営を目指し、昭和38年4月に完全協業の農事組合法人として設立。現在は2代目、3代目の組合員15戸が経営の中心。
- 早期成園化や管理作業の軽労化、生産性のある園地を次世代に継承することを目的に、なしのほ場6haを再整備し、JVトレリス仕立てを導入。
- かん水施設が老朽化し防除が困難になったほ場にドローンによる防除体制を構築。
- 周辺環境に配慮して導入した防蛾灯光源を低消費電力のLEDへと計画的に更新しSDGsにも取り組みつつ安定生産を実現。
- 市場への系統出荷に加え、ほ場に隣接した直売施設「ビルネ・ラーデン」で、青果だけでなく、ジャムなどの加工品の販売。農協や地域の生産者と連携したベトナムや香港等になしを輸出。
- 先進地への視察研修や講習会の実施や、県内外からの視察の受入れ、生協と連携した交流促進や産直事業の発展などに積極的に取り組む。
- 世羅高原6次ネットワークの活動を通じた地域の農業者へ6次産業化の啓発、観光促進と地域の活性化、県内学生等への援農・イベント参加の機会提供等に寄与。



傾斜がきつく管理作業に不利な条件を改良するため、再整備を実施したほ圃の様子



なしのJVトレリス園の栽培状況



直売施設「ビルネ・ラーデン」



地元小学校の農業体験の様子

2. 活躍する担い手の部(中央果実協会理事長賞)

矢口 鉄也 氏

(長野県東御市)

取組みの概要

- 矢口氏は農外からの新規参入で2年間の研修を経て、令和2年に新規就農し、就農5年目のぶどう専作経営の生産者。
- ぶどう園は研修先及び周辺生産者から利用権の移譲を受け、経営面積は1.5haで、巨峰を中心に収益性の高いナガノパープル、シャインマスカット、クインルージュ等への切り替えを進める。
- 夫婦2人による栽培であり規模の割には労力が不足するため、作業の段取りを重点的に考え適期適作業を徹底。生産した果実の販売先や販売方法に応じた品質となるよう栽培管理し、労力に見合った収益が得られるように経営を展開。
- 必要最低限の農薬使用、除草剤の不使用、有機質肥料のみの施用により、健全な土壌で香り高く味わい深いぶどう生産し、環境に配慮した持続可能な農業とを実現。
- ぶどう加工品の開発・販売に加え、地域のリンゴ等を使ったドレッシング等を製品化。
- 果実については、JA出荷、インターネットによる直接販売、ふるさと納税返礼品等での販売により、加工品については、「柘津商店」の商標で消費者への販売、飲食店等実需者との直接取引により販路を多様化し収益の安定化を図る。



矢口氏の園地（作業状況）



消費者への直接販売のぶどう



製品化した加工品(上;完熟果実ドレッシング、下;完熟果実ジャム(ぶどう)、早摘みぶどうシロップ、巨峰マスタード)



## 第Ⅱ章

# 令和6年度果樹農業における担い手の育成及び活躍表彰 受賞者の取組み紹介資料

## 〔目次〕

### 1 担い手の育成・確保の部

#### ①農林水産省農産局長賞

えひめ中央農業協同組合(愛媛県) 3

#### ②中央果実協会理事長賞

大分県佐伯市米水津色利浦地区 10

有限会社 藤川果樹園(香川県観音寺市) 15

芦北地方農業振興協議会(熊本県) 19

ふくしま未来農業協同組合(福島県) 27

鹿児島県園芸振興協議会大島支部果樹技術部会 43

ひろさき農業総合支援協議会(青森県) 50

農事組合法人 くだもの畠(山形県高畠町) 59

稲毛田梨団地利用組合(栃木県芳賀町) 66

公益財団法人 東松山市農業公社(埼玉県) 69

### 2 活躍する担い手の部

#### ①農林水産省農産局長賞

(株)フルーツオンザヒル代表取締役 齋藤 勝彦(群馬県高崎市) 81

#### ②中央果実協会理事長賞

一休農園 島田 雄一郎・島田 幹子(秋田県秋田市) 84

(株)日本農業(東京都) 88

(株)ウイズファーム代表取締役 森下 博紀(長野県松川町) 93

農事組合法人 世羅幸水農園(広島県世羅町) 98

矢口 鉄也(長野県東御市) 103

# 1 担い手の育成・確保の部

## えひめ中央農業協同組合

住所: えひめけんまつやましちふねまち8ちようめ愛媛県松山市千舟町8丁目128-1

組織名: ちゆうおうのうぎようきようどうくみあいえひめ中央農業協同組合

連絡先: JAえひめ中央営農部経営支援課

### 1. 取組の要旨

#### 取組類型: A類型

- ・ JAえひめ中央の産地維持・発展のため、担い手確保と新規就農者の育成・営農定着、また優良園地の確保を目指し、平成25年に研修圃場を設置し、平成27年に新規就農研修センターを創設した(写真1)。
- ・ 平成26年から研修生を受入開始し、令和6年3月末時点の、研修受入者総数121名内訳果樹79名、野菜33名、柑橘・野菜複合9名)、就農者総数90名(内訳果樹62名、野菜22名、果樹・野菜複合6名)となっている(下図1参照)。現在は、21名(内訳果樹17名、野菜4名)で研修を行っている。
- ・ 園地情報を収集し、研修生へ承継を行い、卒業した研修生全員農地を確保し就農している。また、研修中に営農計画を作成しスムーズに就農できるよう取組んでいる。

### 2. 取組開始の経緯

- ・ JAえひめ中央管内の樹園地は傾斜地で複雑な地形をしており、面積も小さくスピードスプレーヤーなど機械化による管理作業の省力化が難しく、高齢化により農家数が著しく減少し、それに伴い園地も減少し、廃園が増加している(下図2、3参照)。
- ・ 地域の担い手不足の中、外部から新規参入者を確保することから、平成25年に耕作放棄直前の園地をJAが借受け整備を行った。研修園地144aを新植し、すべて苗木からスタートした。その後、研修園地の面積を拡張し、現時点で柑橘と野菜併せて654aを管理している(内訳果樹589a、野菜65a)。
- ・ 研修園地の樹種は、中晩柑主体で愛媛果試第28号(ハウス紅まどんな)、はれひめ、宮内伊予柑、甘平、せとか、カラマンダリン、愛媛果試第48号(紅プリンセス)、ヘイワード(キウイフルーツ)(内訳露地567a、ハウス22a)。

### 3. 募集方法等

- ・ 募集・受入は JA えひめ中央が運営しており、定員に達するまで行っている。面接後、現地にて研修体験を行い、研修受入の決定を行っている。
- ・ 募集はJAホームページ、SNS、広報誌、就農相談会(マイナビ・農業人フェア・行政・関係機関)等で行っており、県内外、親元・新規参入問わず随時相談を受付けている。農家や行政・関係機関からの紹介もある。
- ・ チラシを作成し、営農支援センターや関係機関で設置し、配布等行っている(下図4参照)
- ・ 農業次世代人材投資事業(準備型)への申請を前提として、就農時に49歳以下で次世代を担う農業者になる強い意欲を有している方であり、加えて研修センターにて年間1,600時間以上の研修受講、JAえひめ中央管内での就農、研修開始前年の世帯所得が600万円以下などの応募要件を設けている(令和7年度より年齢条件を60歳以下に変更し現在募集を行っている)。

### 4. 研修期間、研修の運営方法

- ・ 研修期間は2年間が基本で、研修内容は、研修園地での技術研修を中心に座学や各種研

修会を実施している(写真2~4)。

- ・ 座学は果樹・野菜合同で毎月1回行っており、行政や関係機関の外部講師による講義や、関連施設への見学などもある。
- ・ 合同の座学は、栽培以外の事項に重点を置き、就農後の確定申告、農業融資や補助事業の内容、収入保険などの勉強会を行っている。また、栽培技術に関する座学的なことは、雨天により研修園での作業ができないときなどに行い、果樹栽培技術の向上の重要性など理解促進の講習も実施している。

## 5. 研修生等の生活安定の方法

- ・ 新規就農者の募集要項中に農業次世代人材投資資金(準備型)の申請要件に合致することを求めており、研修生全員が当該資金を得ている。ただし、JAでは研修生に対してなるべく残して就農後の投資資金とするように指導を行っている。
- ・ 研修期間中の住居については、Iターン就農希望者の場合、愛媛県や各市町の移住相談窓口を紹介して対応している。松山市では民間のアパートもあり、県外からの研修生にはJAから住居の助成金(家賃の半額、上限2万円/月)の利用が可能である。
- ・ 農業に必要な資格に関しては、半額を助成している(大型特殊自動車、狩猟免許等)。

## 6. 研修修了者への園地、施設、農業機械、住宅等の斡旋の状況

- ・ JAの空き園地、倉庫等の情報収集については、JAの営農技術員が各地域にいるので、空く可能性のある園地の情報を得ている。金融部門等で得た営農を止めたいといった相続等の情報も収集している。JA主催の事業承継相談会で、農地を貸したいといった組合員からの相談も情報源となる。また、地元の農業委員から情報提供される場合もある。情報提供のあった園地は、栽培品目に適しているか、現地確認を行い斡旋している。
- ・ 就農計画が成り立つように、最低でも60aの園地が継承できるよう就農時にマッチングしている。成木の園地継承は難しく、営農を中止して間もない耕作放棄地とはなっていない園地を借りる場合もあり、耕作放棄地となっても借受け開墾した園地をマッチングしているケースもある。
- ・ 研修期間中に成木の園地の借入れ案件が出てきた場合、研修センターが中間保有的に借受け、その園地を研修生の就農時に引き継ぐケースは多い。園地の出し手も、農協の研修センターであれば信頼して貸すということがある。
- ・ 研修センターによる園地の借受け・管理の実績は、R2(58a)、R3(92a)、R4(72a)、R5(33a)であり、第3者継承園地面積は70aとなっている。
- ・ 最近の事例として、体調を壊した農家の園地を研修センターの研修園として位置づけ、その農家と一緒に研修生も作業を通じて栽培技術について教えを受け、その研修生の就農時にその農家の園地をそっくり継承するといった、研修センターを仲立ちとした第3者継承がある。こうした第3者継承仲立ちの取組みは現在も1件進行中。あまり多くはないが、これまでの研修センターの新規就農の活動や実際に研修を経て就農した者の評判などから地域の農家に信頼を得た結果であり、このような事例が増えるよう取組んでいく。R4(1件)、R5(1件)、R6(1件進行中)
- ・ 令和5年度から令和6年度にかけて、管内の農家の農業経営に関するアンケート調査を行っており、アンケート結果を基に地域と連携し継承園地の確保と営農定着につなげていく。
- ・ 特に、コロナ禍以降、外部の新規参入の研修生が増えていることから、それら研修生の就農時に継承できる園地等を確保することが重要と考えている。
- ・ 研修期間中でも就農先の園地の見通しがつけば、当該地区の行事に参加し早くその地区に溶け込むように指導している。当該地区に溶け込み真面目に営農に取り組んでいけば、優良な園地を借受けできる。
- ・ 研修生や卒業生に就農当初は収入が少ないため、JAが運営する無料職業紹介所で短期

の農作業アルバイト(摘果、収穫等の作業)の斡旋を行っている。技術の習得ができ、農家と知り合いになる機会にもなり、有益な情報を取得できる。その中には園地を借りるという話題もできることがあり、その地区の顔つなぎの機会となっている。

- ・ 作業倉庫の継承は園地以上に難しい。倉庫付きの園地がある場合には、倉庫のためだけに園地を借りたり、園地が見つかった地区で倉庫の貸し手がいないか探したりしている。
- ・ それでも見つからない場合は、テント型の倉庫やパイプハウスを建てて作業場になっている状況である。
- ・ 中古の農業機械(動噴、草刈り機)の新規就農者への斡旋は農機センターと連携し実施している。

## 7. 園地の集積・集約、整備の状況

- ・ 簡単な園内道整備のようなユンボを使ってできるようなものについては、自分たちで実施する場合もある(継承する者が決まっている園地については、引き継ぐ者に行ってもらい、研修生にはユンボの運転免許の取得にってもらい、受験費用の半額をJAが負担している。)
- ・ 改植については、園地を引き継いだ後に自分で行ってもらう。改植した場合に成木になるまでの期間が5~6年かかるが、就農後であれば、果樹経営支援事業を利用して未収益期間の助成も受けることができる。
- ・ 継承する園地では、宮内伊予柑が植わっていることが多く、老木で痛んで、新規就農者に倉庫がない場合が多いので、継承した新規就農者は順次改植をしていく場合が多い。施設栽培の場合は、愛媛果試28号(紅まどんな)、またはせとかに改植する者が多い。
- ・ 機構関連事業を活用して基盤整備を行い、JAが一部園地を借受、その地域に就農する研修生に引き継いでいる。

## 8. 研修と就農の実績、就農時の園地継承の実績

- ・ 平成26年から研修生を受入開始し、令和6年3月末時点の、研修受入者総数121名(内訳果樹79名、野菜33名、柑橘・野菜複合9名)、就農者総数90名(内訳果樹62名、野菜22名、果樹・野菜複合6名)となっている。現在は、21名(内訳果樹17名、野菜4名)で研修を行っている。
- ・ 当初は研修期間が1年の者もいて、就農しなかった者もあり、年度ごとの研修者と就農者は、受入人数と就農人数は一致していない。
- ・ 柑橘・野菜複合の研修を希望する者は、就農後の柑橘栽培の未収益期間の対応として野菜栽培を取り入れる者が多い。
- ・ 研修後に就農して定着した割合は8割を超えている。離農者は7名(内訳果樹3名、野菜4名)で、就農し定着しなかった理由は、離婚、病気、死亡等であり、「農業が嫌になった」、「土地に合わなかった」という理由で定着しなかった者はほとんどいない。研修応募の面接時や研修期間中から、公的資金を受け取り研修することになるので途中でやめるといったことはできないと説明することから、相当な覚悟を持ってくる人が大多数をしめる。

## 9. 就農後の経営・栽培技術・販路確保等の支援体制と内容

- ・ 新規就農時に農業次世代人材投資資金(開始型)から資金を受けるので、行政とJAと一緒にサポートチームとして就農後の支援を行っている。年1回の新規就農者への巡回を行政とともに実施している。
- ・ それに加えて、JAえひめ中央として、営農定着するまでの間は関係部署と連携し、営農指導から就農者の農業収益など確定申告の内容の確認を行い指導している。
- ・ 技術講習会等は、地域毎に開催しており、必要に応じて個別に実施している。
- ・ 果実の販路はJAが販売し、新規就農者には技術向上など栽培に集中してもらうようにしている。

- ・ 新規就農者の同士のつながりや営農定着を目指して、就農間もない農家が学ぶべき知識、経営方法を学ぶとともに、地域とのつながりを持ち、最終的には自分の地域に還元していくことを目的に、新規就農者の受け皿となる青壮年部中央ブロックを設立した。
- ・ 関係部署と連携し就農開始時に、農業機械や資材等のまとまった資金が必要なため、研修中に就農計画を作成し、収益や実現可能な計画であるか等検討を行い、農業融資を行っている。

研修センター受入人数と就農者		
年度	研修受入	就農者
平成25～27年	10人	1人
平成28年	13人	5人
平成29年	11人	12人
平成30年	15人	7人
令和元年	13人	19人
令和2年	14人	11人
令和3年	17人	8人
令和4年	15人	12人
令和5年	13人	15人
合 計	121人	90人
内訳	果樹79、野菜33、複合9	果樹62、野菜22、複合6

図1 JAえひめ中央研修生受入と就農者

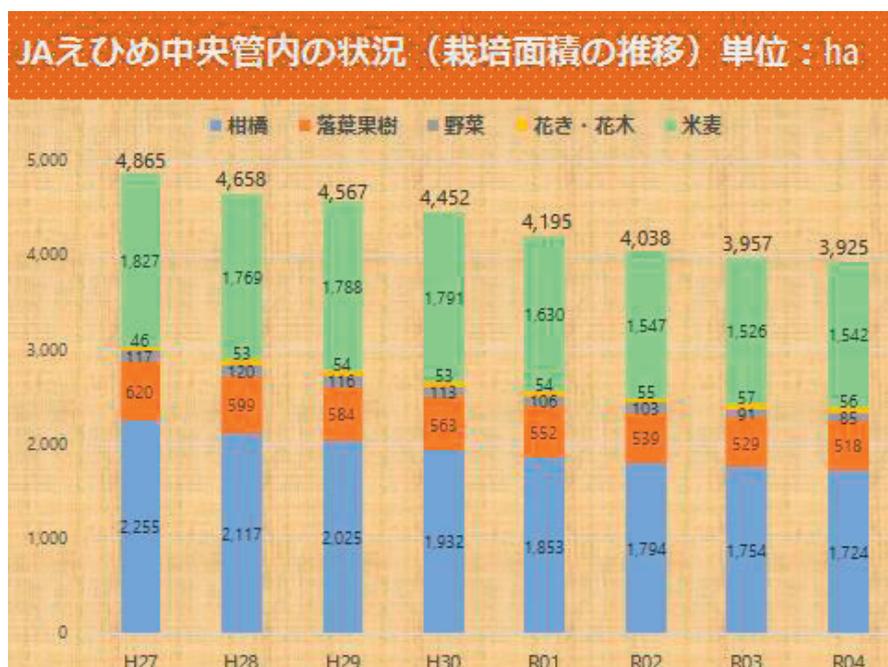


図2 JAえひめ中央管内の栽培面積の推移

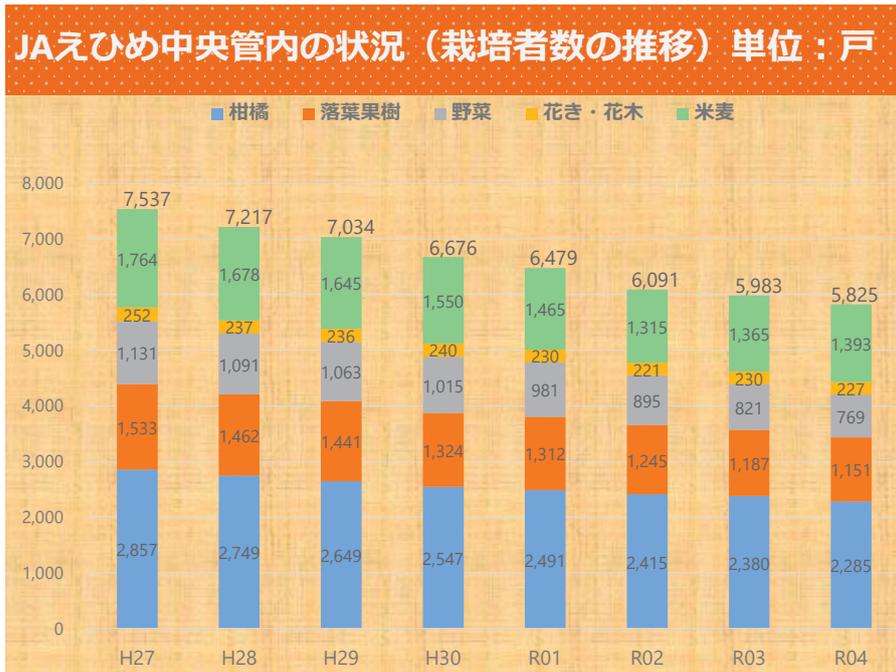


図3 JAえひめ中央管内の栽培者数の推移

令和6年度  
新規就農者募集

サポートに自信あります！

募集期間  
令和7年  
3/31まで  
(定員に達し次第終了)

果樹農家はじめませんか？

わたしたちJAえひめ中央では、新しく農業をはじめたい方を募集しています。  
2年間の研修を実施するなかで、実用に必要な知識・技能などを基礎から学べます。  
行政機関と連携し就業までしっかりサポートするので、農業初心者の方でも安心です。  
詳しくは本チラシ裏面またはJAえひめ中央のHPをご覧ください。

JAえひめ中央

図4 募集チラシ



写真1 新規就農研修センター(園地)



写真2 新規就農研修の状況(かんきつ)



写真3 新規就農研修(キウイフルーツ)





写真4 新規就農研修(座学)

# 大分県佐伯市米水津色利浦地区

住所:大分県佐伯市長島町1-2-1(事務局)

組織名:大分県佐伯市米水津色利浦地区※

連絡先:大分県南部振興局生産流通部(事務局)

## 1. 取組の要旨

### 取組類型:C型類

- ・ 農家の高齢化・後継者不足等により増加した遊休農地解消のため再編整備計画を策定し、異業種からの参入企業及び新規就農者を新たな担い手として推進。市・県等が連携して農地集積し、農地中間管理機構関連農地整備事業および農業水利施設保全合理化事業を活用し園地を整備(図1、写真1)。
- ・ 平成30年に香料製造企業が現地法人を設立し、8.9haのレモン栽培を開始。また、JAがハウスみかん施設0.6haを整備し、令和2年から新規就農者3組が経営開始。レモン・ハウスみかんとも令和5年に初出荷を迎え、将来にわたる地域の担い手として期待されている。
- ・ 大規模な基盤整備を伴う企業参入については、参入支援PTを設置し、情報共有と事業内容及び進捗の確認を行い、企業の同意を得ながら事業内容を決定する体制を整えた。

## 2. 取組開始の経緯

- ・ 佐伯市は大分県南東部に位置し、温暖な気候を生かしたかんきつ栽培が盛んであったが、人口流出、農家の高齢化・後継者不足等の影響により、栽培面積、生産量とも著しく減少。
- ・ 米水津地区では遊休農地が相当広がっており(写真1-1)、地元の果樹生産者から樹園地再編の要望があがっていた。そこで、佐伯市と南部振興局が樹園地の再編整備計画を策定するため、平成29年8月に地権者にアンケートを実施。同年12月に地元説明会を行い、農地再編整備計画(事業計画)を策定した。
- ・ この計画は企業誘致を前提に策定していたが、計画策定と同時期に小川香料(株)からの打診があり、このことが整備事業を本格的に進めるきっかけとなった。

## 3. 募集方法等

- ・ 本地区には、県外企業1社(レモン)、地域外からの非農家出身者3組(ハウスみかん)が参入した。地区全体の集積面積は10.7ha、筆数は98筆であり、農地中間管理事業を活用して貸借をおこなった。募集から参入までの経緯は下記のとおり。

### 【レモン参入企業】

- ・ 大分県は、平成19年度から企業を農業の担い手として参入を推進する施策を行っており、企業の参入意向(品目、規模等)を踏まえ参入候補地域とのマッチングを行っている。その一連の中で、大分県産カボスの香料製品等の開発に携わっていた小川香料(株)から、平成29年11月、自社によるレモン栽培の打診があった。
- ・ 平成30年3月、参入候補地としていた米水津地区を同社が現地調査を行い、佐伯市長への表敬訪問、レモン園開設に向けた手続き、想定スケジュール等について関係者との意見交換を行った。その後すぐに、同社は米水津地区への参入意思を示した。
- ・ 平成30年4月～8月に地元住民への説明会を実施し、同年8月に小川香料おおい佐伯農場(現地法人)が設立され、佐伯市との企業参入協定が締結された。なお、全農おおい

※構成機関:大分県南部振興局生産流通部・農山漁村振興部・農林基盤部、佐伯市農林水産部農政課園芸振興係・農業工務係、大分県農地中間管理機構、小川香料おおい佐伯農場株式会社

が現地法人の構成員となり、参入にあたりフォローアップしている。

- ・ 大規模な基盤整備を伴う企業参入については、参入支援PTを設置し、情報共有と整備内容・スケジュール等の確認を行うとともに、参入企業の各種質問や要望等の受付窓口の一元化を図り、企業の同意を得ながら事業計画を策定し、実施する体制を整えた。(図2)

#### 【ハウスみかん新規就農者】

- ・ 県内や県外(東京、大阪、福岡)の就農フェアや佐伯市のHP等にて募集を行った。

#### 4. 研修期間、研修の運営方法

- ・ ハウスみかんの新規就農希望者は、体験研修、短期研修を経ながら随時就農意欲を確認。その後、佐伯市ファーマーズスクール(図3)において2年間の研修を受けた。
- ・ 同スクールでは、就農コーチ(=研修先の先進農家)の下で実践的な栽培技術を研修し、さらに、月1回の頻度で集合研修(座学;農業経営、作物の生理生態、栽培の基礎、農薬・肥料等、新規就農準備の申請書作成)を研修することで、年間1, 200時間以上の研修を受けている。なお、研修講師として県振興局の普及員や外部講師を招聘している。

#### 5. 研修生等の生活安定の方法

- ・ ハウスみかん新規就農希望者の研修期間中、研修生は農業次世代人材投資事業(現:就農準備資金)活用その他、市外からの研修生には市が家賃補助を実施。

#### 6. 研修修了者への園地、施設、農業機械、住宅等の斡旋の状況

- ・ レモン参入企業およびハウスみかん新規就農者に対する園地の斡旋は、行政と農地中間管理機構等が常に連携して行っている。
- ・ レモン参入企業は、参入当時の地区代表である区長を農場長として雇用することで即戦力を確保するとともに、地元との調整役を担ってもらっている。
- ・ ハウスみかん新規就農者は、研修前に就農予定地を確保(農地中間管理事業)、研修期間中に施設の整備を行うとともに、大苗育苗(果樹経営支援対策事業推進事業)による未収益期間の短縮を図った。(図4)
- ・ ハウスみかんの栽培施設は、JAおおいたが事業実施主体としてリース事業を展開。(国)産地パワーアップ事業に県・市の上乗せ補助を行い、令和2年度にハウス6棟60a(10a/棟)を整備した。新規就農者1組あたり2棟20aをリース期間15~20年と長期間にして営農開始初期の負担抑制を図った。

#### 7. 園地の集積・集約、整備の状況

- ・ 米水津地区は、遊休農地を中心に集約をすることで再編整備している(図1)。
- ・ 農地中間管理機構関連農地整備事業を活用するため、集積対象外となる既存農家による自作地も含め、農地中間管理機構を通じて利用権を設定した。
- ・ 農地集積は、市、南部振興局の職員及び農地中間管理機構駐在員の3者が連携して、地権者を戸別訪問(50~60戸)し、県外の地権者などには郵送や電話により、事業実施の意思確認を行った。
- ・ レモン園の新植については、2年生の苗木を用意し、令和3年3月(2.1ha)と令和4年3月(6.5ha)に実施した。

#### 8. 研修と就農の実績、就農時の園地継承の実績

	研修実施年数	研修生数 (=就農者数)	就農時の面積
ハウスみかん新規就農者	2年	3組5名	2.2ha
レモン企業参入	-	1社	8.9ha

## 9. 就農後の経営・栽培技術・販路確保等の支援体制と内容

- ・ ハウスみかん・レモンともに令和5年に初収穫を迎え、今後さらなる生産量拡大が見込まれている。支援体制等は下記のとおり。

### <ハウスみかん新規就農者>

- ・ 就農サポート会議を年6回以上実施。関係機関(行政・JA・生産者等)で状況を共有し、地域全体で新規就農者を支援している。
- ・ 指導農業士を含めたフォローアップ指導や巡回指導を県・JAで実施。

### <レモン参入企業>

- ・ 参入企業フォローアップ会議を実施し、関係機関(行政・JA等)で状況を共有し、地域全体で参入企業を支援している。
- ・ 巡回指導を県・JAで実施。
- ・ 省労力・省コストの持続性の園地づくりのため、園内道を確保し機械体系が可能な列植を提案(図5、写真2)。



図1 米水津色利浦地区整備の全体状況



写真 1-1 米水津地区航空写真(雑木林伐採前)



写真 1-2 同(伐採後)



写真 1-3 同(造成後)

写真1 米水津色利浦地区の基盤整備の状況(造成前後の航空写真)

## 佐伯市における企業参入支援体制について

### <支援体制の流れ>

全ての課題は企業参入支援PTで情報共有と事業内容の確認を行い、企業の同意の上事業内容を決定する。また、複数の公共事業、補助事業が関与するため、PTの前に必ず「行政協議」を行い事業内容や連携協議。企業側からの要望などはJA全農、県振興局が確認して現場に周知。

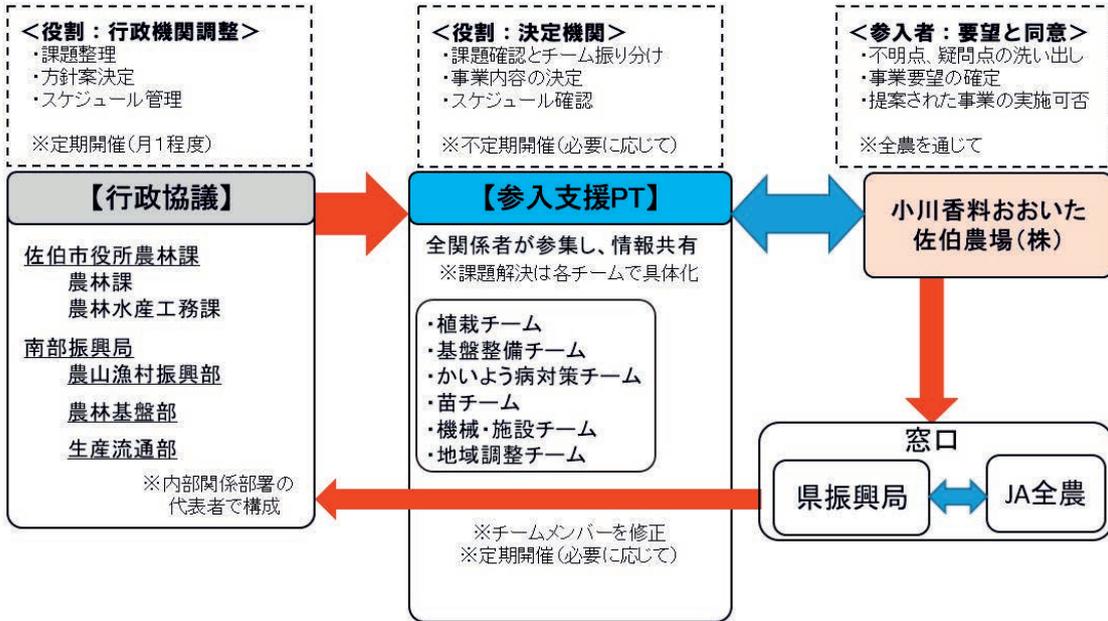


図2 佐伯市における企業参入支援体制

## 佐伯市ファーマーズスクールについて

大分県のいちばん南に位置する佐伯市は、温暖な気候を活かした施設園芸が盛んな地域です。佐伯市では、主要な園芸品目の栽培・経営技術をベテラン農家のもとで研修するファーマーズスクールを設置・運営しており、2年間での新規就農者の育成を図っています。

平成30年度 佐伯市ファーマーズスクール開講式



研修期間：2年間(年間1200時間以上)

(1年目)就農コーチ(研修先農家)の圃場における栽培技術の研修

(2年目)1年目同様の栽培研修及び模擬営農

※毎月1回、集合研修を行います。(農業経営、作物の生理生態、栽培の基礎、農業・肥料等の講義)

※研修期間中に、就農準備をします。(農地選定、経営計画作成、栽培施設の設置・資金計画等)

### 研修生の要件

- ①研修修了後、佐伯市で就農される方
- ②年齢が18歳以上 55歳未満(就農時点)
- ③農業次世代人材投資事業の交付条件を満たす方

### 研修品目

いちご、ニラ、アスパラガス、ハウスみかん  
キク、ホオズキ、スイートピー  
野菜(有機栽培)

図3 佐伯市ファーマーズスクールの概要

# FSを核とした就農体制：大分県ハウスみかん

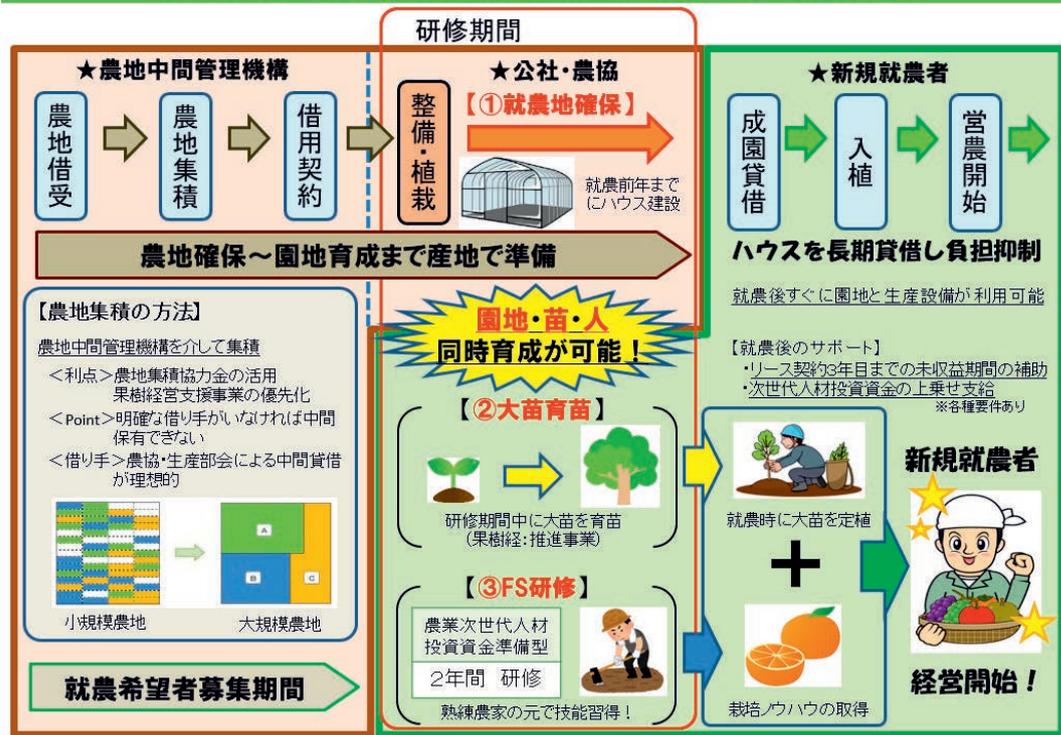


図4 ファーマーズスクール(FS)を核とした就農体制



写真2-1 園内道として列間6mを確保



写真2-2 防除の機械化

写真2 定植4年目のレモン園(R6)



図5 レモン園の定植方法(列植間隔と園内道の確保)

# 有限会社 藤川果樹園

住所: かがわけん かんおんじしおおのはらちようまるい香川県観音寺市大野原町丸井1736

組織名: ゆうげんがいしゃ ふじかわかじゆえん有限会社 藤川果樹園

連絡先: 香川県西讃農業改良普及センター園芸部門

## 1. 取組の要旨

### 取組類型: A類型

- ・ 高齢化や担い手不足による果樹産地の衰退を憂い、平成21年度から県内外から就農希望者を受け入れ、これまで、13名(県外12名、県内1名)の研修生のうち5名が県内外で独立就農している。独立就農する場合、5年後の目標を栽培面積1.5ha、年間売上高800万円として、次代を担う自立経営者の育成に努めている。
- ・ 研修生の募集は、同社のホームページを通じて広く情報発信しているほか、首都圏等での移住・就農フェアに参加するなど、意欲ある若者を受け入れている。
- ・ かんきつ栽培のノウハウを教える「まるい未完塾」を創設し、研修農場として整備した2haの園地を活用して、農業のいろはから独立後の経営方針の検討、具体的な販売対策を重点に、各自の成長段階に応じた指導体制で取り組んでいる。
- ・ 独立就農希望者には、近隣の優良園地の斡旋や紹介をするとともに、必要に応じて初期投資の軽減を図るため、各種補助事業の有効活用など関係機関と連携した伴走支援を行っている。
- ・ また、移住就農者が就農後に孤立しないよう同世代の農業者との仲間づくりが重要と考え、近隣の若手生産者が組織する研究会への入会に尽力するほか、個人販売をするものには、販路の確保までの一定期間、同社が収穫物を買取り、経営を安定的に下支えしている。

## 2. 取組開始の経緯

- ・ 藤川果樹園は、香川県観音寺市の山間部に位置しており、約10haの園地で10種類ほどのかんきつ類を生産・販売するほか、自社ブランドのジュースやアイスへの加工など6次産業も手掛ける果樹専門の農業生産法人である。
- ・ 同社は昭和46年に設立され、昭和63年から藤川寿夫氏が代表取締役に就任し、『「夢」を語り合い「感謝の心」と「笑顔」を忘れず「安心・安全」な果実を「創る』を企業理念に、当初は家族経営と季節雇用のみで運営拡大を図ってきたが、産地の高齢化・担い手不足から園地を借りて欲しい農家の依頼に対応できなくなってきた。
- ・ 常々、かんきつ栽培を通じて地域の活力を維持したい思いを近隣の野菜生産法人に相談したところ、県外から就農希望者を募る研修制度について助言を受けたことを機に、平成21年から研修生の受け入れを開始した。

## 3. 募集方法等

- ・ 新規就農希望者の募集は、同社のホームページやJA香川県の担い手サポートセンターを通じて、広く情報発信を行っているほか、県外就農希望者については、首都圏等における「新・農業人フェア」への参加や香川県(東京、大阪事務所)の移住相談会等での就農希望者の受け入れや相談に協力している。
- ・ 同社が求める人材としては、インターネット販売やイベント出展など販路開拓に興味のある方や、かんきつ栽培を基礎から身に付けたい方、将来的に地域のリーダーを目指す方としている。
- ・ 比較的長期の研修となる場合、正社員として雇用され、その応募条件については、長期勤続によるキャリア形成のため原則40歳以下とし、応募後は書類選考と面接、3～5日の作業

体験を経て採用に至る。

#### 4. 研修期間、研修の運営方法

- ・ 研修は「まるい未完塾」という名称で、かんきつ栽培のノウハウを教える塾を立ち上げている。
- ・ 研修生の受け入れを始めた当初は、2年間の研修を基本としていたが、個々の状況を考慮して4～5年の比較的長期の研修とする場合もある。
- ・ 現在の研修内容は、①一般的な農作業の方法、②独立した際、会社としての経営方針の検討、③販売対策の3点について、日々の作業や関係機関が主催する講習会、社長や担当者との面談などを通じて、各自が段階的に修得していくカリキュラムとなっている(写真1)。
- ・ 特に、一般的な農作業に関しては、研修農場として集約整備された2haの園地を活用し1～2年目は全体作業、2～3年目以降は農園の一部を貸して、①改植が必要な園地での品種の選択や改植作業、②成園における栽培管理から出荷・出荷までの作業について、本番さながらに責任を持って携わってもらうよう心掛けている。また面談においては、5年先を目途に将来的なビジョンをレポート用紙に取りまとめ、日々の作業を振り返りつつ将来の経営計画に昇華するように指導している。

#### 5. 研修生等の生活安定の方法

- ・ 研修生は、正社員として雇用され一定の給与が月毎に支払われる。また、一般の企業同様、各種社会保険の適用があるとともに、希望者には果樹園近くの単身寮を斡旋している。
- ・ 勤務時間は8時～17時(90分の休憩、実働 7.5時間)で、週1日の休日やサマータイムの導入も行われている。
- ・ その他、正社員の主な待遇は、次の通りとなっている。
  - 昇給年1回、賞与年2回、通勤手当、残業手当、住宅手当、役職手当
  - お盆(1日)、年末年始休暇(4日程度)、有給休暇(6か月経過後10日付与)
  - 退職金制度(5年以上勤務)、資格取得支援、独立支援

#### 6. 研修修了者への園地、施設、農業機械、住宅等の斡旋の状況

- ・ 独立就農者が園地を貸借する場合、その園地の水利・慣行や生産能力などを見極めることが難しいことから、耕作放棄が見込まれる同社近隣の成木園の情報の収集・把握に努め、農地機構等を通じた斡旋・紹介することで、安心した使用貸借契約の締結と未収益期間の短縮が図られている。
- ・ また、経営開始に必要な施設機械の整備や優良品種への改植などは、県やJAを通じて各種補助事業を活用し、初期投資の軽減を図るよう助言をしている。

#### 7. 園地の集積・集約、整備の状況

- ・ 研修生は県外からの受け入れが多く、始めた当初は、県外での独立就農がほとんどであった。しかし地域内での独立就農を視野に、近隣の畑を平成28年に2ha取得(地番数で約30筆)し、研修農場として整備を行うなど、これまで6haの農地で新改植を行い、集積・集約を図っている。

#### 8. 研修と就農の実績、就農時の園地継承の実績

- ・ 平成21年以降、これまで13名の研修生を受け入れている。そのうち5名が独立就農(県内3名、県外2名)し、3名が藤川果樹園の正社員として従事している(写真2)。
- ・ 県内で就農した3名の園地継承面積は、それぞれ1.7ha、1.1ha、2.3haで、かんきつ栽培を中心に経営を拡大しており、当該産地の活性化と荒廃農地の未然防止に貢献している。

#### 9. 就農後の経営・栽培技術・販路確保等の支援体制と内容

- ・ 研修生は就農後、近隣の若手かんきつ生産者が組織する仁尾町果樹研究同志会に入会し、

月1回の定例会や独自の講習会、視察研修を通じて技術の習得や有益となる情報の収集を図っている。同会の役員の奥さんは、以前藤川果樹園に研修に入っていた方で、その縁から入会の運びとなった。また入会金や年会費については藤川果樹園から一部補助されている。

- ・「稼げる農業」を掲げる藤川果樹園は、多種多様なかんきつ品種を栽培し、品質に拘り、独自でブレンドした有機肥料や魚肉・海藻エキスを使用し、健全な生育とコクのある味わいが高い評価を得ており、この栽培技術について惜しみなく伝授している(図)。また、みどり認定やJGAPの認証取得を活かした販路開拓や高単価につながる取引手法についても教示するなど支援に努めている。
- ・就農当初の販売は、不安定であることから、就農後5～10年ほどは藤川果樹園が収穫物を買取り、収入を保証している。また、状況に応じて作業の支援も行っており、独立後5年で栽培面積1.5ha、年間売上高800万円を目標に企業的な経営感覚を持った経営者への早期実現に伴走支援を行っている。



写真1 (有)藤川果樹園 藤川氏による「まるい未完熟」研修園地での個別指導



写真2 研修生の多くは県外からの独立就農希望者 自社ブランドのみかんジュース(写上)



図 短期間で多種多様な品種の特性が把握可能 (藤川果樹園の栽培品種 (収穫・販売時期))

# 芦北地方農業振興協議会

住所: くまもとけんあしきたぐんあしきたまちあしきた熊本県葦北郡芦北町芦北2670 (協議会事務局)

組織名: あしきたちほうのうぎょうしんこうきょうぎかい芦北地方農業振興協議会※

連絡先: 熊本県芦北地域振興局農林部農業普及・振興課(協議会事務局)

## 1. 取組の要旨

### 取組類型: A類型

- ・ 芦北地方農業振興協議会では地域農業の総合的発展に寄与を目的に活動しており、平成30年度に関係機関が一丸となった「新たな担い手確保対策プロジェクトチーム(以下、PT)を協議会内に設立。ワンストップで芦北地域での就農希望者誘致、技術習得、就農、営農定着まで支援(PTの構成員には協議会の機関に加え、公益財団法人熊本県農業公社も参画)。
- ・ JAあしきたが管内の離農や規模縮小する果樹農家から園地を引き継ぎ、新規就農者等の後継者が見つかるまでの間、一時管理し、継承する「リリーフ園地制度」に平成30年度から着手。
- ・ 令和5年度末までに、新規就農者(16名)や研修生(12名)のべ28名を継続的に支援するとともに、園地820aをのべ10名の新規就農者等に継承し、新たな担い手の確保と産地維持に貢献している。

## 2. 取組開始の経緯

- ・ 芦北地方は九州山地の南西延長部が八代海に没する位置にあり、起伏に富んだ地形により、耕地面積割合6.8%と平坦地が少ない中山間地。温暖な気候条件から、果樹栽培が基幹で農業産出額の5割以上を占め、不知火類(デコポン)や甘夏を軸に産地を形成。
- ・ 近年、農業者の高齢化や後継者不足により、産地の担い手減少が著しく進展し、生産者へのアンケートにより産地の維持が危ぶまれる状況にある。また、芦北地域は平地が少なく急峻な斜面に果樹園地があることから、労働負荷が高く、生産性も低いことから、就農を選ばない要因の一つにもなっている。
- ・ 芦北地方農業振興協議会では地域農業の総合的発展に寄与を目的に活動しており、地域課題の一つである担い手確保については、平成28年度から芦北地域外からの新たな担い手確保による果樹産地維持を図る構想を開始した。平成30年度に関係機関が一丸となったPTを協議会内に設立(図1)。
- ・ PTメンバーには協議会の機関に加え、公益財団法人熊本県農業公社(農地、就農支援を所管)を加え、ワンストップで芦北地域での就農希望者誘致、技術習得、就農、営農定着まで支援している(図2、3)。
- ・ PTでは、芦北地域への就農定着を目標に、対象者の関心の強さの程度(①農業に興味<②芦北に興味<③芦北での就農希望<④芦北で就農)に応じた就農支援対策を構築し、農地確保や住宅紹介等の円滑な定住支援、熊本県認定研修機関(JA)と連携した幅広く総合的な就農支援への取組みを開始(図4)。

## 3. 募集方法等

- ・ 協議会ホームページの開設(H30)やSNSの活用開始(R1)により、地域概要、就農支援内容、新規就農者の情報を発信。令和3年にはHPを刷新し、オンラインでの相談予約も可能として、様々な生活背景のある相談者に対応できる環境を整えている。SNSでは、実際に農

※構成機関: 芦北地方の市町(水俣市、芦北町、津奈木町)、農業協同組合(あしきた農業協同組合)、農業委員会(水俣市農業委員会、芦北町農業委員会、津奈木町農業委員会)、熊本県芦北地域振興局農林部農業普及・振興課

業をしている新規就農者と連携しながら果樹の生育状況や地域農家の日常を発信している(図5)。

- ・ 県内外の就農フェアの出展(年間5~7回程度)により地域概要や就農支援内容をパンフレットにより紹介。また、各市町で受けられる子育てや住宅関連の各種支援を就農相談者に紹介し、地域外からの新規参入者を受け入れる体制を整えている。
- ・ 芦北地域で新規就農を検討している者を対象に、産地見学バスツアーや1~2泊の日程でお試し研修(短期研修)を実施し、園地での技術研修を中心に就農準備研修生や新規就農希望者等の意見交換、就農準備に係る研修計画作成や住居の確保等を支援することにより、就農準備研修(長期研修)前に果樹農業の実際と新規就農希望者の想定との行き違いを解消している。令和元年度~5年度の実績として17名の参加者があった。宿泊を伴うお試し研修には、来訪者への当地での宿泊代、管内移動のためのレンタカー代、傷害保険を協議会で負担している(写真1)。

#### 4. 研修期間、研修の運営方法

- ・ 就農準備研修は最高2年間を基本とした研修計画に基づいて、熊本県認定研修機関であるJAあしきたで実施。研修生の指導は1名の営農指導員が専従で行う。長期研修は2年上限で行われるが、1年以上の研修かつ技術習得が認められれば、園地貸借のタイミングで、就農している。
- ・ 研修時から実際に就農するリリース園地(後述)で農作業を行い、技術習得を行うことで、1)個別農家での徒弟的な労働作業による研修効果低減の防止、2)研修段階から就農予定園地での作業に慣れることによる就農直後からのスムーズな園地農作業の実現といったメリットがある。
- ・ 研修生は、JAで毎週月曜日に座学講座を受け、果樹栽培の基礎から経営に関する研修を受ける。また、就農準備研修のカリキュラムとは別に芦北農業普及・振興課の普及指導員から果樹、土壌肥料、病害虫、経営、農作業安全等の講義(年8回程度、各講義60~90分)を受けている。これら座学研修は、技術習得並びに研修生が一堂に会して意見交換等を行う交流の場ともなっている(写真2)。
- ・ 普及指導員の講義は研修生の要望を受け、鳥獣害対策、青色申告講座、管内各市町からの就農支援制度説明などを追加し、研修効果の充実や移住に向けたイメージの醸成を図っている。
- ・ 就農準備研修においては、新規就農の際に活用可能な、新規就農者育成総合対策(経営開始型)や青年等就農認定制度等の内容や手続き等の制度活用に関する説明も受け、就農後の早期の営農安定を図っている。特に、営農計画策定の指導に力を入れており、本人、市町だけでなく必要に応じてJA、農業委員会、県が支援し、現実的な計画となるように留意して就農後の経営計画となるようにしている。

#### 5. 研修生等の生活安定の方法

- ・ JAあしきたは、新規就農者の熊本県認定研修機関として認定を受けており、研修期間中の新規就農希望者は、新規就農者育成総合対策(就農準備資金)を活用して研修期間中の生活資金を得ている。
- ・ 研修期間中の住宅については、空き家バンク情報や民間の不動産をあたって、研修が始まる前に移住している。

#### 6. 研修修了者への園地、施設、農業機械、住宅等の斡旋の状況

##### (1)園地継承

- ・ JAが管内の離農や規模縮小する農家から優良な空き園地を引き継ぎ、新規就農者が見つかるまでの間、一時管理し、新規就農者に継承する「リリース園地制度」を平成30年度

に確立(図6)。

- ・ リーフ園地は就農準備研修生の実習園地として活用している。また就農時に当該リーフ園地を紹介し、園主と賃貸や売買を仲介することで、「研修園地＝就農園地」となるような仕組みで運営。
- ・ 長期研修生1名を受け入れるに当たって、1ha程度のリーフ園地が必要であるが、園地の確保については、管内の果樹生産者に対して今後の営農の意向を調査し、園地台帳として整備。その際には、農家が園地を売りたいのか、貸したいのかの意向確認も行っている。
- ・ JAがリーフ園地として引き継ぐ場合は、必要に応じて園地整備を実施。リーフ園の近くの放任園も、そのままにしておく鳥獣害対応の手間やコストがかかることから、園主にリーフ園地制度の説明を行い、了承が得られれば簡易な整備を行ってリーフ園として活用。
- ・ 管理が十分でないハウスについても、内部を修繕しリーフ園として再利用することで、研修・継承に活用。
- ・ リーフ園の栽培管理に営農指導員1名が専従で対応しており、丁寧な指導による技術習得の高度化や研修生との信頼関係の構築により、就農後の支援体制の強化にもつながっている。
- ・ 年次ごとに研修生数とリーフ園の面積は増減するが、収穫作業には、研修生やJA職員等で対応。リーフ園の管理経費は、そこで収穫される果実販売代金をあてている。
- ・ リーフ園地の賃借は、農地中間管理機構による利用権設定が行われている。

## (2) 農業機械、施設の斡旋

- ・ 中晩柑生産が主体である芦北地域では、収穫から出荷にあたり予措が必要で、そのための倉庫は不可決である。自宅に併設、園地内設置の両パターンがあるが、新規就農の場合は園地の賃借利用と併せて倉庫の設置を推進しており、農地周辺の倉庫を紹介するとともに、農業者によっては青年等就農資金の活用により貯蔵庫を新築した事例もある。

## (3) 地域内農業者との交流やPTメンバーとの意見交換の実施

- ・ 研修生が、芦北地域で研修機関を経て新規就農した卒業生や地域の指導的農業者(指導農業士や熊本県農業コンクール受賞者)と交流できるよう、現地検討会や情報交換会を毎年、年数回行っている。
- ・ また、PTメンバーと新規就農者や研修生が一堂に会し意見交換を年1回行うことで、PTの支援の在り方について振り返りや対応のリバイスを行い、支援先の充実度を高めている。
- ・ これらにより、地域の農業者と知り合いになることで、栽培技術向上や園地の確保並びに支援者の営農の充実につながっている。

## 7. 園地の集積・集約、整備の状況

- ・ リーフ園と並行して基盤整備による集約化も進めているが、3ha以上の大規模な基盤整備では準備段階から十分な収益が得られるようになるまでに10年～15年かかる。当産地における高齢化の進展により待ったなしの状況を考えると、リーフ園による利活用0.5～3ha程度の中小規模の基盤整備による園地集約化の両者を進めていくことが必要と考えている。
- ・ 耕作放棄地の再生や水田のかさ上げ等による樹園地整備に取り組み、担い手への集積や新規就農者リーフ園として、令和6年度以降活用する計画である。

## 8. 研修と就農の実績、就農時の園地継承の実績

- ・ 協議会として活動を始めて5年が経過し、柑橘生産者にリーフ園地制度と新規就農の取り組みが徐々に浸透し、年々リーフ園地としての提供を希望する園地が多くなってきた。しかしながら、植栽樹齢が高く収量が見込めない、ほ場の傾斜度が高いなど、生産性に問題がある場合は断っている。

- ・ リーフ園制度の開始により、就農セミナー等での「園地が準備できる」とのPRを行うことにより、産地見学や短期研修、就農への相談件数は増加した。
- ・ これらの取り組みと併せて、リーフ園地以外の継承者不在の園地の紹介も行っており、新規就農者が就農1年目から収益の得られる園地の確保に努めている。
- ・ JAあしきたでの就農準備研修(長期研修)受講者の就農率は100%である。
- ・ 令和5年度末までに、新規就農者(16名)や研修生(12名)のべ28名を継続的に支援するとともに、リーフ園を含めた園地820aをのべ10名の新規就農者に継承し、新たな担い手の確保と産地維持に貢献している(表1)。

## 9. 就農後の経営・栽培技術・販路確保等の支援体制と内容

- ・ 就農後は、新規就農者の園地巡回や栽培技術交換会を行うなど、PTメンバーが管理状況を聞き取りながら、栽培管理指導を行い、就農者の技術向上及び不安解消を図っている。
- ・ リーフ園での管理の段階から、収益が上がる不知火類(デコポン)の栽培を中心に行うよう指導し、収穫果実の販売はJAがフォローするようにしている(熊本県経営指標では不知火は甘夏の1.1倍の労働時間であるが、果実の販売実績は1.3倍である。さらに屋根掛け栽培にすると労働時間1.5倍、販売実績2.4倍となる)。
- ・ 就農後も座学研修や研修会、県立農業大学校主催の農業アカデミーへの参加呼びかけを行いながら、自主的に参加できる体制を整えている。新規就農者においては、自身の経験を通して改めて理解する環境もあり、農業経営や栽培技術の向上につながっている。
- ・ 就農して3年間はPTのメンバーが巡回して、個別に意見を聴き、就農者ごとの悩みや課題解決に寄り添って、就農定着を支援している。
- ・ 周囲に知り合いが少ない新規就農者や農業研修生にとって、お互いに相談し、助言しあう仲間づくりは重要であるが、PTでは任意組織「せしかう会(方言で「頑張る」の意味)」の令和3年度の設立を支援し、就農者同士の結束を高めている(写真3)。
- ・ せしかう会会員を中心にお互いに労働力の補完を行っており、防風樹の伐採や草刈り、収穫などの農作業を行い、新規就農者の労働力不足を解消している。
- ・ 生産された農産物の販売は、JA共販を主軸としながら、道の駅や個人販売を支援し、県や市町庁舎での販売も行っている。
- ・ 新規就農者が就農にあたっては、住居、園地、農機具、営農計画など様々な準備が必要であり、相談対応や助言を行い、就農と営農継続を支援している。
- ・ 特に制度資金の借りに必要な営農計画や資金計画の作成についても支援を行い、発展的な営農に寄与している。

以上のような活動を通して、地域一帯型の就農支援体制を実現するとともに、新たな担い手確保と農業経営の継承を進めている。引き続き当協議会は地域農業の総合的発展に寄与できるよう活動を行っていく。

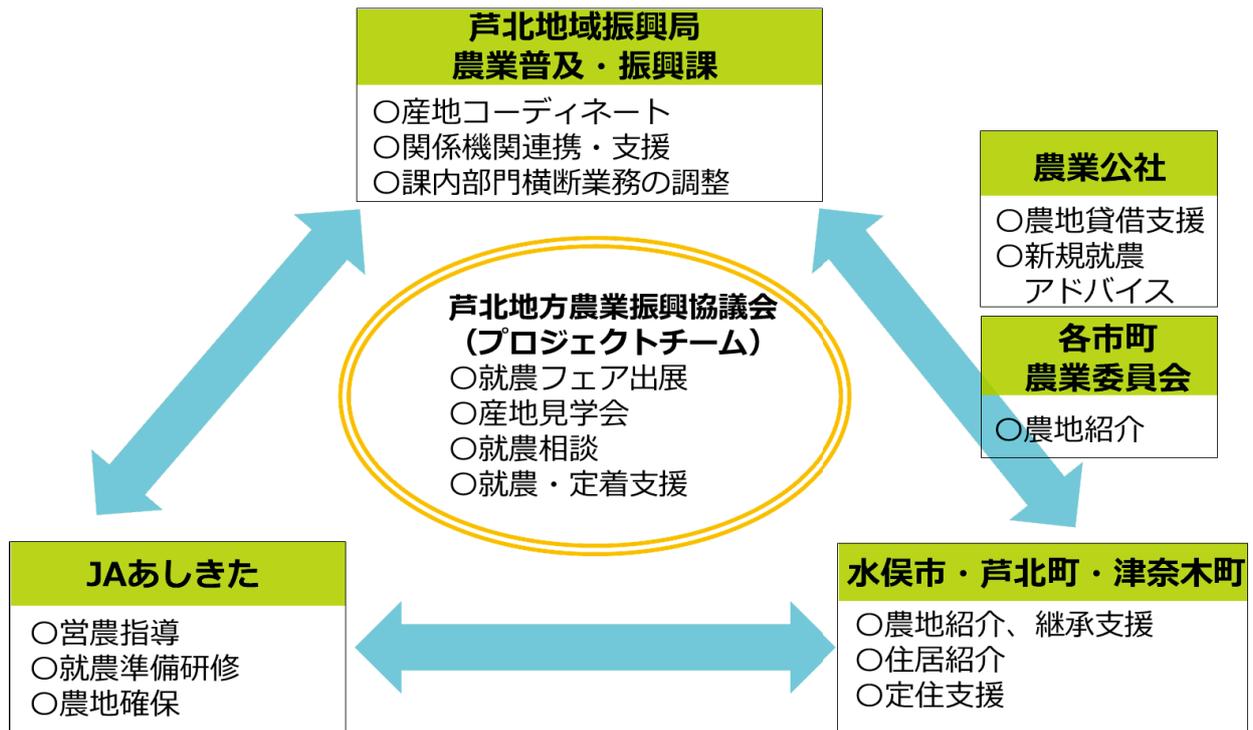


図1 新たな担い手確保対策プロジェクトチーム体制



図2 就農相談から研修・就農定着までの流れ

## 担い手PTにおける新規就農希望者支援イメージ

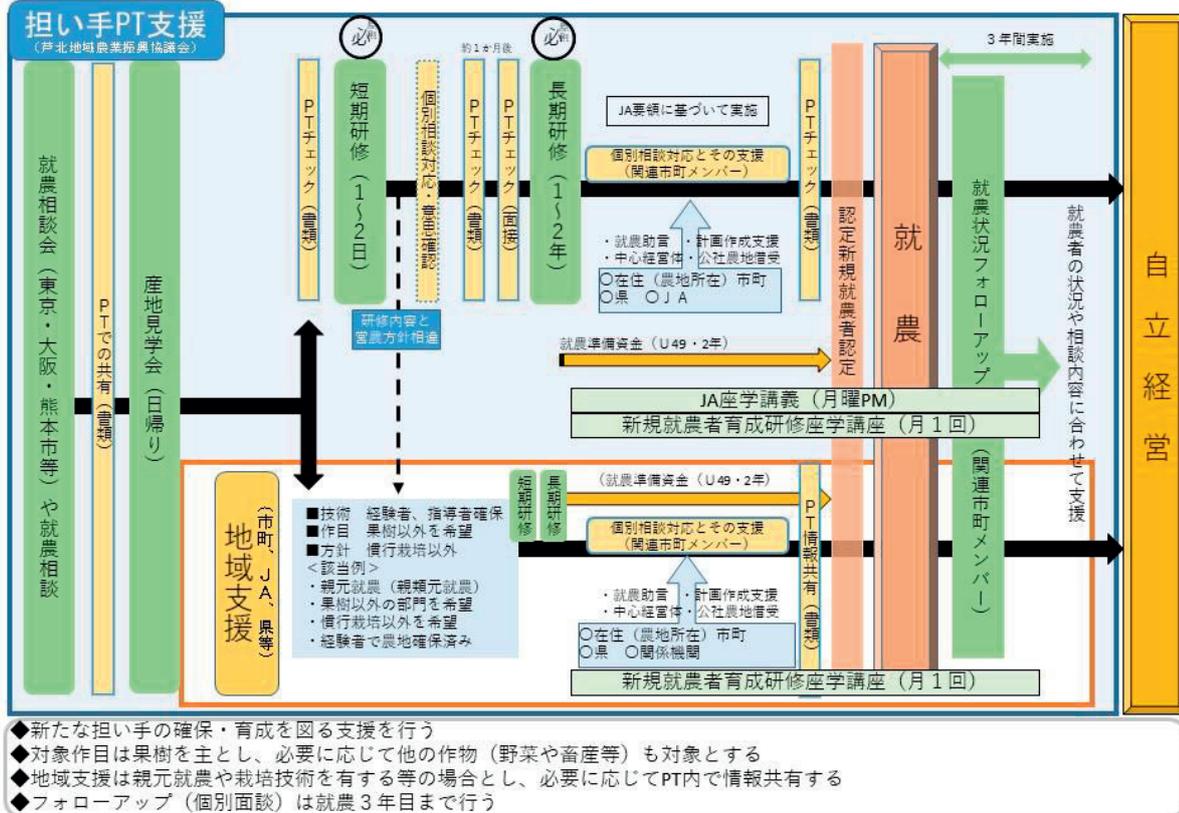


図3 PTにおける新規就農者支援イメージ

目的	目標	対象者	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	
果樹産地の維持	円滑な就農支援体制の構築	関係機関 (市町、JA)	組織設立推進活動								
			負担金確保推進活動								
			支援組織設立	プロジェクトチーム会議（月1回）							
	担い手の確保	農業に興味がある人				協議会HP開設・運用		オンライン相談窓口開設			
						SNSを活用した情報発信					
						県内外の就農相談会へ出展					
		芦北に興味がある人				産地見学会・体験会の開催					
		芦北に就農したい人				住宅の情報提供・斡旋					
	担い手の育成	将来の担い手							お試し研修会		
									副読本作成		
新規就農者		就農準備研修生				リリーフ園における技術指導					
		座学講座						現地技術指導			
							各々の園地見学				

図4 新たな担い手確保・育成のロードマップ



ホームページ  
<http://ashinoshinkyou.jp/>



Instagram  
 アカウント名：芦北地方農業振興協議会



図5 ホームページとInstagram による情報発信



ほ場見学・収穫体験



新規就農者との意見交換



生活環境の見学

写真1 産地見学バスツアーやお試し研修の実施



JA:毎週月曜日 1~2項目



農業普及・振興課:毎月1回1~2項目

写真2 座学講座の開催



図6 リリーフ園の園地の借入れから新規就農者への斡旋の流れ

活動項目	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度(9月末時点)
年度内におけるリリーフ園最大面積 (○)は研修生の数	※リリーフ園開始 150a(1)	133a(3)	149a(3)	149a(3)	134a(8)	414a(6)
研修受入まで 相談数・面接数・産地 見学及び短期研修参加 人数	(相談件数) 45件	(相談件数) 42件	(相談件数) 21件	(相談件数) 64件	(相談件数) 45件	(相談件数) 30件
	(面接数) 1件 (産地見学・短期研修) 5名	(面接数) 3件 (産地見学・短期研修) 4名	(面接数) 3件 (産地見学・短期研修) 3名	(面接数) 6件 (産地見学・短期研修) 3名	(面接数) 3件 (産地見学・短期研修) 2名	(面接数) 3件 (産地見学・短期研修) 5名
座学研修の開催回数と カリキュラム項目	JA	月1回程度	33回(34項目)	33回(34項目)	33回(34項目)	33回(34項目)
	農業普及・振興課	25回(50項目)	16回(31項目)	8回(16項目)	8回(15項目)	9回(16項目)
PTの支援により引き継 がれた面積と人数 (○)はリリーフ園を引 き継いだ面積	-	73a(73a) 1名	132a(132a) 2名	318a(95a) 4名	297a(80a) 3名	218a(0a) 4名
	-	累計面積 73a	累計面積 205a	累計面積 523a	累計面積 820a	累計面積 1038a

表1 令和5年度までの芦北地方農業振興協議会における担い手確保対策の実績



各種研修会

会員相互の園地視察

PTと意見交換

写真3 新規就農者の会の設立と活動支援

# ふくしま未来農業協同組合

住所: 福島市<sup>きたやのめあざはらだひがし</sup>北矢野目字原田東1-1

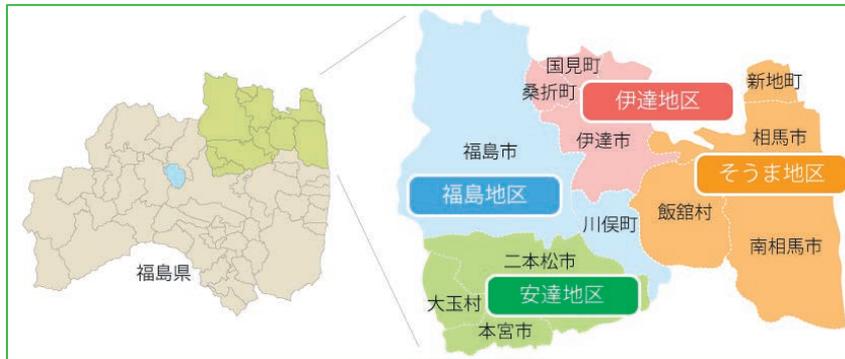
組織名: 福島<sup>みらいのうぎょうきょうどうくみあい</sup>未来農業協同組合

連絡先: 福島未来農業協同組合 営農経済部 営農経済企画課

## 1. 取組の要旨

取組類型: B類型(生産者園地の活用した研修)

- JAふくしま未来(福島県北地域と相馬地域)管内は、雪の少ない太平洋側から自然豊かな山間部や平地等があり、福島県北地域(福島市、伊達市、二本松市、本宮市、川俣町、国見町、桑折町、大玉村)と、相馬地域(相馬市、南相馬市、新地町、飯館村)の12市町村を管轄する広域 JA である。全国有数の果樹・野菜産地であり、多くの農産物が栽培されている。



- 農業技術の継承として、「のれん分け方式事業」を展開している。(「のれん分け方式事業」とは・・・地域段階の研修体制や支援制度の充実を図り、農家研修による農業技術の継承や耕作放棄地を再生利用、就農相談から就農定着までの3年間を重点的にサポートする。また、研修受入れ先及び離農する担い手の農業経営の第三者継承についてサポート支援を行う。)



のれん分け方式実績  
R4・・・15名  
R5・・・19名



うち果樹  
R4・・・5名  
R5・・・5名



～ 研修体制の充実 ～

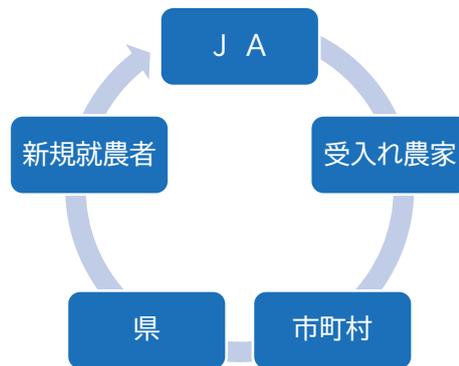
営農相談から研修、就農までステップアップ式で支援する「のれん分け方式」により、新規就農者の速やかな技術力・経営力の向上を支援する。



～ 情報の一元化 ～

就農相談・研修段階から JA ふくしま未来が中心となり、関係機関との連携と役割分担により、就農計画の作成、技術習得や農地、機械・施設、住宅、資金の確保等、地域での円滑な就農を支援する。

## 受入研修先・新規就農者マッチング



就農までのまでのサポートとして様々なイベントを企画



## 2. 取組開始の経緯

- ・ JAふくしま未来は、東日本大震災後の平成23年3月に、新ふくしま、伊達みらい、みちのく安達、そうまの4JAが合併して発足した。管内は、山形県境の山岳地帯から太平洋沿岸までの広範囲にわたり、福島市など12市町村に及ぶ。桃と夏秋キュウリ、あんぽ柿、飼料用米は日本一の生産量を誇る。
- ・ 事故の影響を受け、平成24年度の農産物の販売額は238億円と、震災前より35%減少した。その後、営農再開地域を含めた米を飼料用米に切り換えるなどして、昨年度の販売額は約290億円にまで回復させている。
- ・ 同JAは令和4年度、「ど真ん中に“食と農”、次代につなぐ地域づくり」をメインスローガンにした第3期「みらいプラン」と地域農業振興計画を立てた。
- ・ この計画には、高齢化で農家がリタイアしても生産量を減らさないために新規就農者を受け入れる「のれん分け方式」や、JA販売高1,000万円農家の拡大(600戸)、GAP認証ブランド化、みどりの食料システム戦略への対応策などが盛り込まれている。

## 3. 募集方法等

- ・ JA窓口を設置(営農企画課 就農支援係)、ホームページ等での周知。
- ・ 県主催の新規就農相談会、(マイナビ農業等)就農フェアに出展。
- ・ 本県では、農業の担い手を広く確保・育成するため、令和5年4月より、県、JAグループ福島、(一社)福島県農業会議と(公財)福島県農業振興公社の職員がワンフロアに常駐する総合相談窓口「福島県農業経営・就農支援センター」を開所した。(就農から経営発展まで幅広い相談に対応する総合相談窓口)

(資料提供:福島県農業経営・就農支援センター)



・JAふくしま未来管内における年次別、相談数、面接数、研修参加人数

年度	相談数(人)	面接数(人)	研修参加(人)
R4	128	128	15
R5	117	117	19

#### 4. 研修期間、研修の運営方法

##### ○ STEP 01(就農相談)

- ・旧4JA単位の地区本部ごとに設置している相談窓口に着駐する新規就農相談員に、就農についての不安や疑問の相談を受け
- ・トータルサポート体制\*による新規就農希望者への支援
  - \*就農関係のすべての情報を相談窓口に一元化し、福島県農業経営・就農支援センター等関係機関との連携と役割分担により、就農計画の作成、技術習得、農地・機械・住宅・資金等の確保等の充実した就農支援
- ・就農希望者を対象とした現地見学会の開催
- ・果樹(モモ、ブドウ+あんぼ柿)や果樹野菜複合(キュウリ+あんぼ柿)の経営モデルの紹介
- ・四者面談の実施(相談者、JA、市町村、県)

##### ○ STEP 02(研修1年目)

###### ◆地域農業振興計画を踏まえた方針の策定

- ・新規就農者の経営開始から定着、将来につながる支援

###### ◆長期農業研修

- ・「のれん分け方式」による受入れ研修先(師匠)の営農技術習得の支援
- ・研修受入れ先の栽培品目内容に合わせて受入先農家の農場で農業技術の研修を実施(受入農家97件)  
(希望する研修者には、実際の園地を設けて栽培技術の研修を行い、その園地を継承する場合も含む)
- ・関係機関との連携による居住に係る対応

###### ◆就農準備支援(面談の実施)

- ・営農開始に向けた営農計画の策定をJA相談窓口において面談
- ・研修生向けの視察研修会や意見交換会の実施

###### ◆農地確保に向けた耕作放棄地の再生利用

- ・JAの「就農支援担当者」が地区内の耕作放棄地や遊休農地を斡旋し、受入農家が研

修生に代わって借受け

・JA資金(農機具ローン)の斡旋や中古農機の情報などを研修生に提供し、就農のために耕作放棄地や遊休農地を再生・利用ができるように支援(研修期間中に、研修生が耕作放棄地や遊休農地を再生する場合も)

### ○ STEP 03(就農1年目または研修2年目)

#### ◆就農1年目は「のれん分け方式」による栽培経営への取組み(チャレンジ)

- ・就農支援担当者・営農指導員・担い手渉外による定期巡回
- ・農地の取得(賃借)、斡旋による就農支援
- ・営農開始に伴う施設、機械、資材等の取得支援
- ・営農並びに生活に対する資金対策支援
- ・JA生産部会への新規就農者の受入
- ・JA直売所等への新規就農者の受入

#### ◆就農に至らなかった研修生は引き続き農業技術の継承に取り組む(研修2年目)

- ・研修生は、実際の栽培園地を設けて栽培(のれん分け継承)に取り組む(STEP 02の長期農業研修、農地確保に向けた耕作放棄地の再生利用を参照)

### ○ STEP 04(就農2年目または研修3年目)

#### ◆就農2年目は継続的農業技術継承(のれん分け方式)を実践する

- ・就農支援担当者・営農指導員・担い手渉外による定期巡回
- ・新規就農者同士の会合等への支援(意見交換会や先輩農家視察など)
- ・地域農業者とのコミュニティサポート支援(地域への定着支援)

#### ◆就農に至らなかった研修生は引き続き農業技術の継承に取り組む(研修3年目)

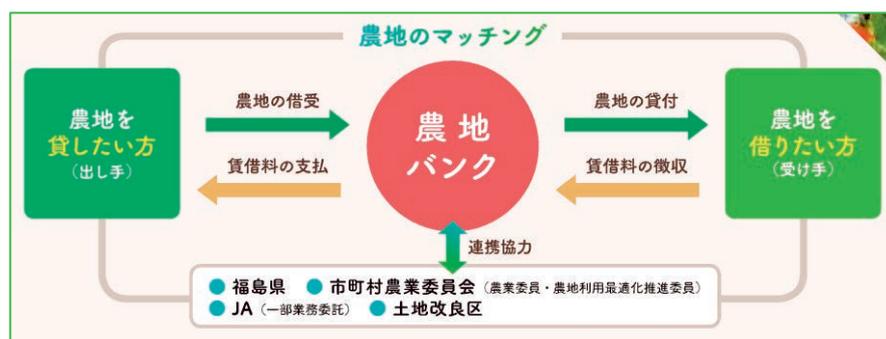
- ・研修生は、実際の栽培園地を設けて栽培(のれん分け継承)に取り組む

## 5. 研修生等の生活安定の方法

- ・関係機関との連携による居住・生活・就農に係る対応をしている。
- ・経営力向上のための定期的な支援(生産部会組織活動への参加など)をしている。(現地指導会や座学など)
- ・地域の定着支援として、地域コミュニティへの参画支援、地域農業者との交流のためのサポート支援をしている。

## 6. 研修修了者への園地、施設、農業機械、住宅等の斡旋の状況

- ・農地の取得(賃借)、斡旋による就農支援をしている。



- ・営農開始に伴う施設、機械、資材等の取得支援をしている。  
(必要な農業機械(新品・中古)の購入。レンタル情報の提案とサポート)
- ・その他(JA独自に設置した土壌分析センターの活用)  
(「みどりの食料システム戦略」に関連して、32品目の生産費調査を実施。価格交渉の材料にするとともに、土壌分析に力を入れ、適正施肥による生産費の削減、環境に配慮した産地化に努めており、令和7年2月にはJA独自に土壌分析センターを設置し、普及拡大を進めていく。)
- ・その他(オリジナル肥料)  
(低コスト、安心、安全を目標としたオリジナル肥料「みらいる物語」シリーズという、同JA独自の肥料がある。コシヒカリ、桃、リンゴ、梨、ブドウ、柿、サヤインゲン、馬鈴薯など現在16種類の専用肥料があり、肥料の銘柄集約によるスケールメリット、低価格の実現などを図っている。オリジナル肥料の開発は、内容、成分も含めて全農、メーカーに提示して製造している。この肥料の占有率は、同用途で使用する肥料の65%~70%程度。価格は同じレベルの肥料に比べて約10%~15%程度安い。)

#### 7. 園地の集積・集約、整備の状況

- ・新植や改植を行い、老木の解消、面積の維持・拡大を図り、早生から極晩成までバランスの良い品種構成をつくり、切れ目のない長期販売を目指すことにより、新規就農者が就農しやすい産地を構築。(次代を担う担い手の確保)

#### 8. 研修と就農の実績、就農時の園地継承の実績

年 度	研修生数 (人)	R5就農者数 (人)	R6就農者数 (人)	就農者数 合計(人)
R4	15	7 (うち果樹 1)	6 (うち果樹 4)	13 (うち果樹 5)
R5	19	/	18 (うち果樹 5)	18 (うち果樹 5)

※現在までの就農後の離農者はありません。

#### 9. 就農後の経営・栽培技術・販路確保等の支援体制と内容

- ・新たに農業を始めるための資金、規模拡大にかかる資金、技術研修にかかる等に対して、申請額の2分の1以内(上限50万円)で助成をしている。
- ・就農支援担当者・営農指導員・担い手渉外による定期巡回をしている。
- ・新規就農者向け講習会、品目ごとの指導会を開催。
- ・JA 選果場出荷、JA 直売所等への新規就農者の受入をしている。

その他・・・パンフ添付(P32~P42)



JAふくしま未来  
就農スタイル

農業技術  
の  
継承

[ 福島県北・相馬地区 ]  
就農支援ガイド



福島県北・そうま地区新規就農支援連絡会

# JAふくしま未来管内で 農業始めませんか？

JAふくしま未来では、「のれん分け方式」により  
農業技術の継承、農地の確保など、  
皆さんの「はじめの一步と就農後の相談等(解決策)」を支援します！



## JAふくしま未来管内の紹介

福島県北とそうま地区は、雪の少ない太平洋側から自然豊かな山間部や平地等があり、福島県北地域（福島市・伊達市・二本松市・本宮市・川俣町・国見町・桑折町・大玉村）と相馬地域（相馬市・南相馬市・新地町・飯館村）の12市町村を管轄する広域JAです。全国有数の果樹・野菜産地であり、管内では、多くの農産物が栽培されています。

### 果実

もも・りんご・なし・ぶどう・  
おうとう・あんぼ柿・いちご等

### 水稲

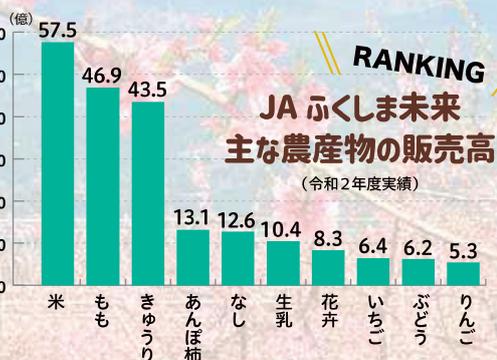
コシヒカリ・天のつぶ・  
ひとめぼれ等（主力品種）

### 野菜

きゅうり・にら・チェリートマト・  
春菊・アスパラガス・菌茸類等

### 畜産

生乳・肉牛・和牛子牛等



## おすすめ品目と年間スケジュール

生産量全国

第2位

もも



主な産地 福島地区  
伊達地区

POINT

ももの一大産地で知られており、もも共通場の整備も整っているため栽培に専念することができます。寒暖差の大きな気候と長い日照時間おいしいももを育てます。

主な作業内容 △摘蕾 ○摘花 ◎摘果 □収穫 ◇剪定

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
早生～晩生		△		○	◎		□					◇

生産量全国

第1位

あんぽ柿



主な産地 伊達地区

POINT

加工が本格化する11月になると、気温が低下し、乾いた風が吹き、あんぽ柿作りに最適な気候条件となります。

主な作業内容 △収穫 ○加工調整・出荷

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
平核無										△	○	
蜂屋柿											△	○

夏秋きゅうり

生産量全国

第1位

きゅうり



主な産地 管内全域

POINT

初期投資が少なく、価格が安定しており、収益性の高い品目です。施設や機械を導入する際は、JA独自の補助事業が活用できます。選果場が整備されている地区もあり、規模拡大もしやすいです。

主な作業内容 △播種 ○定植 □収穫

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
雨よけ(長期)			△	○	□							
露地				△	○	□						
抑制						△	○	□				

チェリートマト



主な産地 管内全域

POINT

市場価格が安定している品目で、特に夏から秋にかけては高値で販売できます。施設や機械を導入する際は、JA独自の補助事業が活用できます。

主な作業内容 △播種 ○定植 □収穫

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
6～10月出荷			△	○		□						

長ネギ



主な産地 そうま地区

POINT

作業が軽易な土地利用型の野菜で、転作を利用しながら、冬の収入の確保に繋がります。施設や機械を導入する際は、JA独自の補助事業が活用できます。

主な作業内容 △播種 ○定植 □収穫

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
秋冬どり			△	○					□			

ブロッコリー



主な産地 そうま地区

POINT

前半に他の野菜と組み合わせができ、労働時間の分散ができることから、所得向上が期待できます。

主な作業内容 △播種 ○定植 □収穫

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
秋冬どり								△	○	□		

小菊



主な産地 管内全域

POINT

JA生産部会の技術支援制度が確立しており新規栽培者が急増中です。小菊は8月盆と9月彼岸の需要が多く生産への市場要望が高い品目です。施設や機械を導入する際は、JA独自の補助事業が活用できます。

主な作業内容 △挿芽 ○定植 □収穫

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
8月盆咲き			△	○			□					
9月彼岸咲き			△		○				□			

# 農業技術 の 継承

# のれん分け 方式

## [ のれん分け方式事業とは ]

地域段階の研修体制や支援体制の充実を図り、農家研修による農業技術の継承や耕作放棄地を再生農地として利用、就農相談から就農定着までの3年間を重点的にサポートします。また、農業経営の第三者継承に取組み、研修受入先及び離農する担い手の農業経営の第三者継承についてサポート・支援します。



## のれん分け POINT 01

### 研修体制等の充実

就農相談から研修、就農までステップアップ式で支援するのれん分け方式により、新規就農者の速やかな技術力・経営力の向上を支援します。



## のれん分け POINT 02

### 情報の一元化

就農相談・研修段階からJAふくしま未来が中心となり、関係機関との連携と役割分担により、就農計画の作成、技術習得や農地、機械・施設、住宅、資金の確保等、地域での円滑な就農を支援します。

### 受入研修先・新規就農者の マッチング



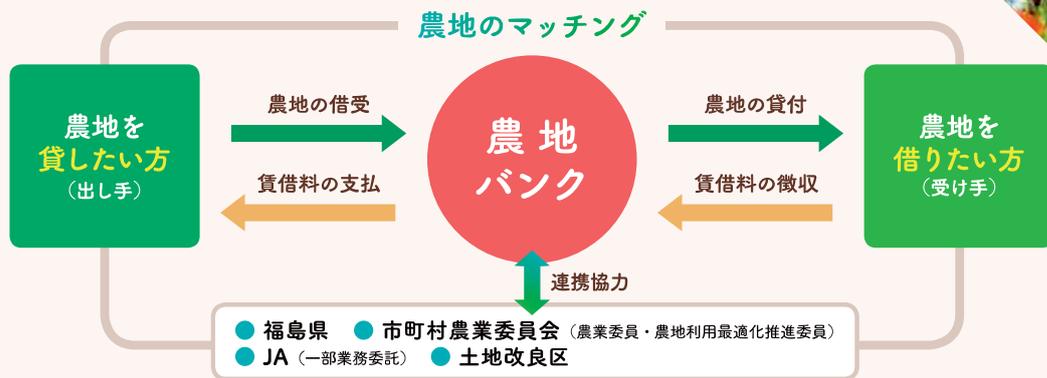
## 農業機械

農業機械（中古・新品）の購入やレンタル等  
皆さんのスタイルに合ったご提案をいたします。

J A 福島未来サービス（J A 子会社）で、必要な農業機械（中古・新品）を  
購入できます。その他にも、J A グループでは農業機械のレンタル等 Web 情報を  
活用して皆さんに合った内容でのご提案・サポートいたします。

## 農地について

農業基盤がなくても大丈夫！  
貸したい方と借りたい方のスムーズな手続きをサポートします。



### （農地バンクとは）

農地中間管理機構（農地バンク）として、公益財団法人福島県農業振興公社が  
農地中間管理事業を実施しています。農地バンクが地域内の分散した農用地等を  
出し手から借り受け、まとまりのある形で担い手に長期間貸し付ける事業です。



### 新規就農にあたり農地をお探しの方は相談申し込み受付窓口へ

新規就農にあたり農地をお探しの方は、相談申し込み受付窓口（農業振興公社の駐在地域  
マネージャー、各市町担当課、農業委員会、JA 担当課）までお申し出下さい。なお、借り受け  
する農地がお決まりの方は手続きが必要となりますので、受付窓口までご連絡をお願いします。

## JA 福島未来担い手育成給付事業

新たに農業を始めるための資金や規模拡大にかかる資金、技術研修にかかる資金等に  
対して、JA では申請額の 1 / 2 以内（上限 50 万円）で助成をしています。

\* 申請については要件があります。事業の詳細は要綱等でご確認願います。



## サポート体制

就農までのサポートとして様々なイベントを企画しています。

新規  
就農相談会

就農フェア  
出展

就農  
支援会議

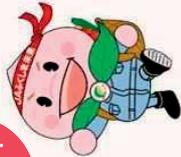
現地  
見学会

新規就農  
支援セミナー



農業技術  
継承

就農後も  
安定した農業  
経営をサポート!



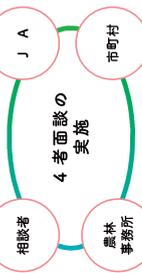
# 就農へのステップ

就農についての相談から安定した農業経営まで、  
JA ぶくしま未来がサポートします。

STEP 01

## 就農相談

地区本部新規就農支援チーム



- 各地区の新規就農相談員に就農についての不安や疑問を相談できます
- トータルサポート体制による新規就農希望者への支援

STEP 02

## 研修 [1年目]

地域農業振興計画を踏まえた方針の策定

- 新規就農者の経営開始から定着さらには、将来に繋がる支援
- 長期農業研修
- のれん分け方式による受入研修先(師匠)の営農技術習得の支援
- 研修受入先の栽培内容に合わせて農業研修を行う(農業経営の第三者継承含む)
- 関係機関との連携による居住に係る対応

就農準備支援(関係機関協力による面談の実施)

- 営農計画の策定支援・新規就農者育成総合対策事業等
- 関係機関とサポート
- 農地確保に向けた耕作放棄地の再生利用
- 耕作放棄地になった遊休農地を再生活用して、新規就農者に対してサポート

STEP 03

## 就農 [2年目]

のれん分け方式による  
栽培経営への取組み(チャレンジ)

- 研修生は実際の栽培園地を借りて栽培に取り組む
- 農地の取得(賃借)、幹旋による就農支援
- 営農開始に伴う施設、機械、資材等の取得支援
- 営農並びに生活に対する資金対策支援
- JA 生産部会、直売所等への新規就農者の受入



就農に関する  
疑問・質問  
ご相談ください!

STEP 04

## 就農 [3年目]

継続的農業技術継承  
営農指導員・担い手渉外による  
定期巡回

1. 就農直後
  - 就農後の継続的な支援
2. 経営発展期
  - 経営力向上のための定期的な支援(生産部会組織活動への参加など)
3. 継続的農業技術継承
  - 新規就農者同士の会合等による定着支援
  - 研修先農業技術継承と相互研鑽を目的とした「のれん会」(仮称)などの仕組み構築
4. 地域への定着支援
  - 地域コミュニティへの参画支援から地域農業者との交流のためのサポート支援
  - 地域組織活動参加支援

新規就農者育成総合対策【旧農業次世代人材投資事業(準備型・経営開始型)】

青年等就農資金・農業近代化資金等 各ステップに合わせて資金を紹介 ※各種要件あり

# 先輩農家 インタビュー

INTERVIEW



二本松市

塩田 幸治 さん

出身：東京都



＼ 経営内容 ＼

- きゅうり …… 10a
- 直売用野菜 ……  
ビニールハウス1棟

## 1 農業を目指したきっかけ

福島県での就農を決めたきっかけは東日本大震災のボランティアに訪れた時です。祖父母の家が福島県にあり、小さい頃から訪れていた場所の復興を農業で手助けをしたいと思いました。

きゅうりを選んだ理由は、初期費用も少なく、単年で収益につながるから。また、近くにJAきゅうり選果場があり、栽培に専念して取り組むことができます。

## 2 就農の道のり

36歳で勤めていた会社を辞め、技術習得のため国の事業を活用しながら3年間の研修をしました。住宅と農地については空き家となっていた住宅と農地セットで購入しました。

技術の習得については、JAきゅうり生産部会に入り、指導会への参加やJA担い手涉外、営農指導員による巡回で経営・営農指導をもらっています。

## 3 新規就農者を目指す方に アドバイス

私は、東京都から移住しゼロから農業を始めました。台風により園地が水没したりと、思いがけない困難もありましたが、地域の方やJA生産部会の方、行政、JAの方々にサポートをもらいながら、再スタートすることができました。農業は自然が相手の仕事であり、思い通りにいかないこともありますが、自分で栽培するのは楽しく、やりがいを感じます。

家や農地、機械の購入などある程度の資金が必要になるので、事業などを活用して少しずつ規模拡大をしながら、始めると良いと思います。



福島市

八巻 秀人 さん



＼ 経営内容 ＼

- 小菊 …… 40a
- 水稻 …… 74a
- 葉ボタン …… 4a

## 1 農業を目指したきっかけ

個人事業主として働いていましたが、両親が高齢になってきたので、元気なうちに基本的な事を学ぶために就農しました。

## 2 就農の道のり

研修的なものはしておらず、両親からとJA指導員・同じ作物を育成している方から話を聞きながら経験を積み、日々奮闘しています。

## 3 新規就農者を目指す方に アドバイス

昔のことわざにもありますが「聞くは一時の恥・聞かぬは一生の損」、何をやるにも初めてなのでJAの指導員なり、同じ作物を作る仲間なり、どんなことでも聞いてもらいたいです。そして、良い作物を育て収益を上げて就農して良かったと思ってもらいたいです。



伊達市

内堀 雄大さん 出身：北海道  
美喜子さん 出身：福島県



JAふくしま未来  
管内で就農した  
先輩農家の皆さんに  
お聞きました!



＼ 経営内容 /

□ モモ …… 150 a

### 1 農業を目指したきっかけ

夫婦とも会社員として働いていましたが、元々農業経営に興味があり、自分で挑戦してみたいと思い農業の道にすすみました。非農家でしたが、美喜子さんの地元が伊達ということもあり、モモを選択しました。



### 2 就農の道のり

始めは農業技術を身につけるため、ブドウやモモ農家のところで1年半ほど働きながら、農業のノウハウを学びました。

令和2年4月に就農し、国の事業やJA農業振興支援事業等を活用しながら、必要な機械や農業資材の購入など園地の整備をしています。果樹での新規参入のため、園地の確保に苦労しましたが、地域の方や先輩農家のサポートをもらいながら、辞める方の果樹園や新たな園地を借りることができました。

### 3 新規就農者を目指す方にアドバイス

地域に溶け込むことがなにより大事。農地を探すのも、地域の方々のネットワークや助けがあったからこそ、1年目でスムーズな就農をすることができたと思います。

一人ではなにをどうしたらいいのか、わからないことは多いので、行政やJA、地域の方々に積極的に相談しましょう。



相馬市

横山 圭吾さん



＼ 経営内容 /

□ 水稻 …… 15 ha  
□ 大豆 …… 6.8 ha  
□ ブロッコリー …… 15 a  
□ 小菊 …… 3 a



### 1 農業を目指したきっかけ

実家は代々続く米農家。仙台でシステムエンジニアとして勤務していましたが、実家に帰った際、農地や農業用機械が多くあることに気づきました。自分が継がなければ農地や農業用機械はどうなるのかと考え、祖父と農業の話をするようになり、農地や農業機械を有効活用したい、祖父の代で農業を終わらせたくないとの思いから就農を決意しました。

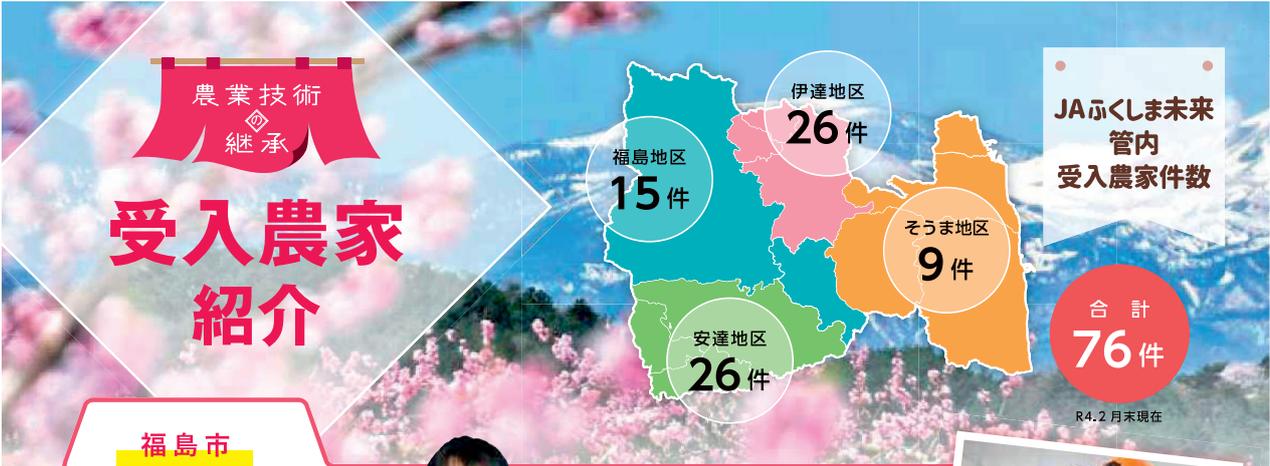
### 2 就農の道のり

祖父が現役の農家だったので、祖父の元で経験を積みました。米、野菜の繁忙期には、近隣農家仲間と協力して作業を行っています。また、農業法人等の手伝いをしながら、更に経験を積んでいます。



### 3 新規就農者を目指す方にアドバイス

実家が農家ならば、ぜひ、実家の農地や農業用機械などに目を向けて有効活用してほしい。また、地域の方々や農家へ農業について話を聞くことで、就農を決意するきっかけや後押しになり得るかと思います。そういった中から就農や農業の可能性を見つけてほしいです。



**福島市**

今野 拓也 さん



／ 経営内容 ／

- 露地きゅうり …… 20 a
- 施設トマト …… 10 a  
(大型ハウス1棟)
- ズッキーニ …… 10 a



受入品目・研修内容

- ◆ 露地きゅうり (購入苗)
  - 6月上旬 …… 定植
  - 7月上旬～9月下旬 …… 収穫
- ◆ 施設トマト (購入苗)
  - 8月中旬 …… 定植
  - 11月中旬～翌年6月下旬 …… 収穫

新規就農者へのメッセージ

平成27年に新規で就農しました。経営規模は小さいですが、「自分がやりたい形の農業」ができるように、毎日頑張っています。今は自分と同じ年代の研修生を受け入れています。スムーズに研修生が独立できるよう、一人一人の考え方に合わせた農業の形が作れるように、受入品目にかかわらずアドバイスできればと思っています。私たちと一緒に農業を楽しんでみませんか？

**桑折町**

後藤 哲男 さん



／ 経営内容 ／

- モモ …… 150 a  
(早生種20a・中生種60a・晩生種70a)
- 水稻 …… 45 a



受入品目・研修内容

- ◆ モモ
  - 4月 …… 摘花
  - 5月中旬～6月上旬 …… 摘果
  - 7月中旬～10月上旬 …… 収穫
  - 12月上旬～1月末 …… 剪定
  - 2月中旬～3月末 …… 摘蕾

新規就農者へのメッセージ

桑折町産の桃あかつきは皇室への献上桃として長年選ばれています。産地の維持・継承を目指し、農業技術を次世代へとつないでいきたいと思っています。桑折町やJAでも新規就農者向けの助成を準備する等、地域全体で皆さんを支援します。一緒に地域農業を盛り上げていきましょう！

## 就農モデル

**CASE A**  
**野菜**

きゅうり (雨除け)  
+  
春菊 (ハウス  
(きゅうりの後作))

専従者 1 名

品目	面積 (a)	収入(万円)
きゅうり (雨除け)	20	700
春菊 (ハウス)	20	260

費用 **450** 万円

農業所得 **510** 万円

**CASE B**  
**果樹**

モモ

専従者 1 名 + 季節雇用

品目	面積 (a)	収入(万円)
モモ	80	700

費用 **450** 万円

農業所得 **250** 万円

**CASE C**  
**野菜 + 果樹**

きゅうり (雨除け)  
+  
あんぼ柿 (原料: 自家柿)

専従者 1 名

品目	面積 (a)	収入(万円)
きゅうり (雨除け)	10	350
あんぼ柿	20	150

費用 **220** 万円

農業所得 **280** 万円

**CASE D**  
**果樹**

ぶどう (シャインマスカット)  
+  
あんぼ柿 (蜂屋)

専従者 1 名 + 季節雇用

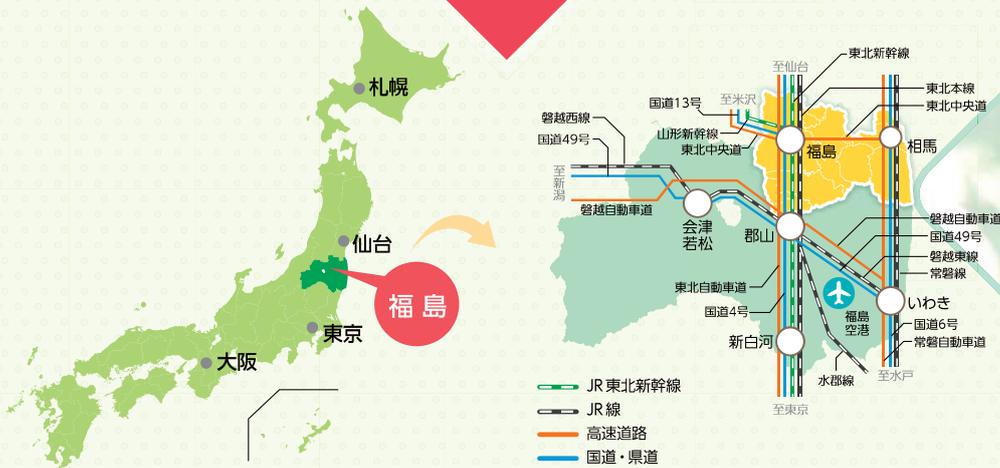
品目	面積 (a)	収入(万円)
ぶどう	30	864
あんぼ柿	40	270

費用 **625** 万円

農業所得 **509** 万円

\*地区により異なります。 \*専従者給与含む

# アクセス ACCESS



東京方面から	首都高速 川口	東北自動車道 約3時間	福島飯坂IC	約10分	JAふくしま未来本店
	東京駅	JR東北新幹線 約1時間35分	福島駅	約10分	JAふくしま未来本店
仙台方面から	仙台宮城IC	東北自動車道 約45分	福島飯坂IC	約10分	JAふくしま未来本店
	仙台駅	JR東北新幹線 約20分	福島駅	約10分	JAふくしま未来本店
	仙台駅	JR東北本線 約1時間25分	福島駅	約10分	JAふくしま未来本店

## 公式 HP・SNS



JA ふくしま未来 HP  
<https://www.ja-f-mirai.or.jp/>  
 「JA ふくしま未来」でWEB検索



公式 YouTube



公式 Facebook

## お問合せ

ふくしま未来農業協同組合各地区本部新規就農係まで

◆ 福島地区本部 農業振興課 (新規就農係)  
 TEL.024-554-5532 / FAX.024-552-5478

◆ 伊達地区本部 農業振興課 (新規就農係)  
 TEL.024-575-0114 / FAX.024-575-1796

◆ 安達地区本部 農業振興課 (新規就農係)  
 TEL.0243-33-2739 / FAX.0243-33-2801

◆ そうま地区本部 農業振興課 (新規就農係)  
 TEL.0244-67-2702 / FAX.0244-67-2548

福島県北・そうま地区新規就農支援連絡会 (事務局: ふくしま未来農業協同組合本店営農部農業振興課)  
 〒960-0185 福島県福島市北矢野目字原田東1-1  
 TEL.024-573-1303 / FAX.024-529-6512



令和四年2月発行

# 鹿児島県園芸振興協議会大島支部果樹技術部会

住所：鹿児島県奄美市名瀬永田町17-3

組織名：鹿児島県園芸振興協議会大島支部果樹技術部会※

連絡先：鹿児島県大島支庁農林水産部農政普及課

## 1. 取組の要旨

### 取組類型：A(D)類型

- ・奄美大島の果樹の主力地域である奄美市・瀬戸内町各々で新規就農支援施設を運営しており、毎年、各市町で新規就農を希望する方々を研修生として受け入れ、将来の奄美地域の担い手候補生の育成・確保に努めている(写真1・2)。
- ・当技術部会は地域の果樹振興の司令塔としての機能を果たしており、部会員が技術・経営面で研修生や新規就農者の育成に直接的に関与するが、関連施策の活用など全般的な支援に関しては関連部局の担当職員との連携支援という横串を柔軟に入れながら、総合的見地に立って果樹部門の担い手の育成・確保に当たっている。
- ・令和3年(2021年)の世界自然遺産登録を背景に、奄美大島という独特な気候風土や文化に魅せられた島外からの移住参入者が多い新規就農者でありながらも、平成29年からの7年間で、果樹の認定新規就農者11名、認定農業者の新規認定3名、新たな1ha規模到達農家3名を確保したところである。

## 2. 取組開始の経緯

- ・古くは昭和47年から当地域で運営されてきた研修施設は、各々の市町の農業における担い手育成の起点として機能してきた。
- ・近年は、地域農業の主力部門である果樹(熱帯果樹類・柑橘類)の担い手育成に特化した研修内容での運用がされ、引き続き、各々の市町の果樹新規就農希望者の受け皿として多くの修了生を輩出してきている。
- ・管内の龍郷町においても、令和6年度から龍郷町就農支援センターが新たに開設され、将来の中核的農家として自立できる人材育成を目的に、農業に関する基礎的技術及び知識を習得していただくための研修制度がスタートしている。

## 3. 募集方法等

- ・ホームページ・SNS(Instagram 他)上での募集
- ・市町広報誌及び鹿児島県市町村等新規就農施策ガイドブック(毎年発行)上での募集
- ・関東・関西・中部地域の地元出身者会でのPR活動
- ・「かごしま就農・就業相談会(毎年開催)」での直接面談方式による掘り起こし

## 4. 研修期間、研修の運営方法

- ・奄美市・瀬戸内町の研修体系は以下のとおりである。

市町名	施設名	研修期間	年間研修時間	主要な習得技術(先進地調査含む)
奄美市	(公財)奄美市農業研究センター	2年間	約1,800時間	・施設果樹栽培管理技術 ・営農知識及び販売・経営管理知識 ・農業機械操作技術

※構成機関：奄美市、(公財)奄美市農業研究センター、大和村、宇検村、瀬戸内町、喜界町、あまみ農業協同組合大島事業本部、あまみ農業協同組合喜界事業本部、農業開発総合センター大島支場、大島支庁農林水産部農政普及課

瀬戸内町	瀬戸内町営農支援センター	1年間	約 1,300 時間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・栽培管理・育苗管理技術</li> <li>・農業基礎及び営農知識、販売・経営管理</li> <li>・農業機械操作技術</li> </ul>
------	--------------	-----	------------	--

## 5. 研修生等の生活安定の方法

- ・奄美市・瀬戸内町の支援施設ともに、年齢等の受給要件に該当する研修生に関しては、農業次世代人材投資資金(準備型)の活用を最優先にサポートし、研修期間中の生活安定に努めている。
- ・同資金の対象でない研修生については、奄美市では日額5,800円の研修日当を支給し、瀬戸内町では、研修施設で自らの担当した生産物の実質売上額を受け取ることができる規定を設けている。
- ・瀬戸内町においては、町単独で「ふるさとUターン就農支援資金(準備型)」制度を設けており、新たな地元への帰島定住研修生のうち、農業次世代人材投資資金の支給対象外である50歳から65歳までの研修生限定で、年間1,500千円の研修助成金を支給している(図1)。

## 6. 研修修了者への園地、施設、農業機械、住宅等の斡旋の状況

### 【園地斡旋の状況】

- ・各研修施設が市町農政担当課・農業委員会事務局と連携し、研修当時から就農予定地の絞り込みや具体的な候補農地の紹介、作付方針に関する助言といった伴奏支援を行っている(写真3)。
- ・また、後継者不在のタンカン樹園地の耕作放棄を防ぎ、柑橘経営志望者に円滑に継承していただくシステム構築のための検討会を開催し、大島支庁HP上に樹園地継承を促すサイトを立ち上げるなど、研修修了生が迅速に農地を確保できるような環境整備も図っている(図2)。

### 【施設斡旋の状況】

- ・経営品目にパッションフルーツを選択する場合は施設栽培が必須となるが、既存ハウスは利用度が高いため、譲渡・売買される案件そのものが極めて少ない。また、長く使われていない遊休ハウスの骨材は劣化が激しく、移設等での再利用を図っても持続性が期待できないのが実情である。
- ・そこで、研修修了生の経営計画の見通しや事業実施主体の人数が揃うなどのハウス取得のための条件が整うまでの間、各研修施設が保有するハウス施設(奄美市:実践研修用ビニールハウス、瀬戸内町:研修生サポートハウス)を無償又は低料金で貸し出す制度を運用する形で支援に努めている。

### 【農業機械斡旋の状況】

- ・直接的な継承を除くと、中古農業機械の譲渡・売買に関する公開的なシステムはなく、需給の把握は困難である。また、入手できた農業機械の状態によっては不具合の程度が著しく、修繕がかさみ、かえってコスト高になるケースも考えられる。
- ・そこで、各就農支援施設では、小型農業機械(管理機・スピードスプレイヤー・草刈機等)の貸し出しや低料金での受託作業(ロータリー耕等)を行う形で、研修修了生の農業機械に係る費用軽減の支援に努めている。

### 【住宅斡旋の状況】

- ・島内在住の研修生にとっては、住宅斡旋の必要はないが、島外からの移住研修生に関しては、施設入所時に最初に直面する大きな課題である。
- ・各自治体においては、市町村独自の空き家バンク制度の運用やNPO法人との連携協定に基づくDIYの自由度を高めたサブリース方式での住宅貸出、改修費用の助成事業の実施

など、既存住宅の有効活用と移住研修生とのマッチングに視点をおいた支援策を講じている(図3)。

## 7. 園地の集積・集約、整備の状況

- ・当地域は、所有権の零細区画での分散傾向が強いことに加えて、未登記農地が多い点、またいずれ子孫が帰島した場合の財産譲渡を望む所有者の強い思いなど奄美大島特有の事情が相まって、園地の権利移転を含む流動化や集積が阻まれている実態がある。今年度から、地区単位での地域計画策定の動きが活発化しており、地域の担い手に農地を集約していこうとする気運が徐々に形成されつつある。
- ・なお、瀬戸内町では、町独自の『荒廃農地開拓事業』により、半ば山林化して耕作困難となった農地の復元に対する支援を行っている(写真4)。
- ・利用希望者は該当する農地の所有者との調整を行った上で、10a当たり30千円の負担で、植生の抜根・除去・段差解消・整地まで依頼できる。平成15年の事業開始から約40haもの荒廃農地が再生・利用されてきており、果樹園地の比重が80%強と最も大きい。直近7年間の農地再生の取組実績は以下のとおりである。

年度等 項目		再生農地面積(a)							計	シェア (%)
		H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5		
再生総面積		248.1	179.2	266.4	194.0	290.0	231.4	247.1	1,656.2	100
うち果樹園面積		185.8	133.0	188.2	145.1	289.8	228.5	181.1	1,350.6	82 (100)
区分	新規参入者	103.8	61.4	36.6	30.1	165.7	122.2	60.5	580.3	(43)
	認定農業者	29.0	61.3	59.3	30.2	10.6	-	13.6	204.0	(15)
	その他	53.0	10.3	92.3	85.0	113.5	106.3	107.0	567.4	(42)

※瀬戸内町農林課調べ

## 8. 研修と就農の実績、就農時の園地継承の実績

- ・当地区では毎年5～6名程度の新規就農者が誕生しているが、その中心となっているのが奄美市・瀬戸内町の両就農支援施設である。直近10年間の研修修了生及び果樹部門での地域全体の果樹経営の新規就農者確保人数の推移は以下のとおりである。

年度 項目	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	計
奄美市	4	2	1	2	3	0	1	2	1	2	18
瀬戸内町	3	2	3	2	1	3	0	2	2	4	22
修了生計	7	4	4	4	4	3	1	4	3	6	40
全就農者	7	6	6	5	7	3	3	6	5	6	54

※奄美市農林水産課・瀬戸内町農林課・鹿児島県大島支庁農政普及課調べ  
(令和6年度の「全就農者」は令和7年3月までに増加する見込みあり)

## 9. 就農後の経営・栽培技術・販路確保等の支援体制と内容

### 【経営改善支援の取組内容】

- ・当地域の新規就農者のうち約8割が島外からの移住者を含む新規参入者であり、経営基盤の安定確保が最大の課題である。その多くが農業次世代人材投資資金(経営開始型)や就農支援資金等を利用しての就農を開始しているため、就農後の経営収支等の点検を行い、助言・指導を適宜行うなどのサポートを実施している(写真5)。

- ・なお、瀬戸内町については、支援を要する新規就農対象者をリストアップし、毎月、個々の動向をサポートチームの例会で綿密に情報共有することで適切な支援活動に努めている。
- ・また、柑橘類の経営安定を図るために新植からの経費を軽減できる果樹経営支援対策事業の活用が不可欠である。
- ・『大島地域果樹産地協議会』の業務を円滑に行うための連絡会として当技術部会が位置づけられており、十分な協議・連携のもと、就農後の経営安定のための効果的な事業実施に努めている。
- ・奄美大島の新規就農者が選択する主幹果樹品目としては、パッションフルーツとタンカン等の柑橘類である。パッションフルーツは時期別の作業時間が集中しやすい特徴がある点や近年の急激な資材高騰によって施設面積の規模拡大が容易ではない。
- ・また、柑橘類も低樹高計画密植方式での早期成園化に取り組んでいるものの、隔年結果性の強いタンカンでの安定多収には相応の技術力が求められる。
- ・そこで、就農者の初動段階での経営安定に資するため、より小面積で高収益が期待できる津之輝の屋根掛け栽培導入や柑橘との労働分散の相性に優れた緑黄系ブドウとの複合経営といった切り口での新たな経営の姿を追求している。

### 【栽培技術向上の取組内容】

- ・集合研修としては、就農後5年目までの新規就農者を対象に、年6回の農業基礎講座を開催している。このうち、果樹部門は2回にわたって、新規就農者の意見を反映した内容の総論・各論の室内講座を実施している。現地においては、既存の部会やクラブ活動の時期別講習会はもとより、当技術部会が独自に企画する広域でのテーマ研修会への参加も呼びかけ、実践技術や最新技術への理解・習得を深める機会も設けている(写真6)。
- ・当技術部会においては、年に2~3回の島外先進事例調査や産地間交流も実施しており、将来のリーダー候補と目される新規就農者を積極的に派遣している(写真7)。
- ・また、個々の要請に対しては、当技術部会のメンバーを主体に、必要に応じて指導農業士と連携した対応により支援を行っている。なお、コロナ禍で前述の学習の機会が滞った時期は、ミーティングアプリを活用したオンライン学習会・交流会に切り替えたり、SNS(Instagram・Facebook)上で技術解説やトピックス情報などをコンスタントに発信したりといった工夫により、技術向上への取組を補完した(図4)。
- ・具体的に浸透を図った技術内容としては、奄美の新規就農者に多い単身従事者にとって適した管理技術として省力化技術に着目した技術普及に力を入れてきている。クロマルハナバチを使ったパッションフルーツの受粉技術や柑橘類の低樹高計画密植栽培方式による作業全般の軽減を最重点に位置づけて取り組んできており、さらにドローンを使った柑橘類の農薬散布作業の実現のために、実演会や実証活動の取組を加速させている(写真8)。

### 【販路確保の取組内容】

- ・新規就農者が手掛ける果樹品目である熱帯果樹類(パッションフルーツ・マンゴー・ピタヤ)、柑橘類(タンカン・津之輝)は、奄美大島で生産されることでいずれも特長が出やすく、全般的に需要が高い。このため販売チャンネルが多く、就農者それぞれが優先する販路に委ねられる。最近では、ECサイトを使った販売が主流で、各自治体提携のふるさと納税返礼品専用チャンネルや産直お取り寄せ通販サイトを通じた販売が中心となる。
- ・また、SNS上での顧客獲得が進み、直接エンドユーザーとつながる取引もかなりのウエイトを占めている。一方、まとまった生産物を効率的に捌きたい場合は、地元の名瀬中央卸売市場への出荷の他、JAへの共販出荷を選択することになる。
- ・前述のとおり、研修修了生を含む奄美大島の新規就農者の多くが単身従事者であるため、生産販売活動における労務管理のあり方が就農後の経営の浮沈に直結する。個販の場合、選果・選別・調製作業から発送・クレーム対応までの一連の工程と販売関連資材の調達・在

庫管理など多くの作業に加えて、クレーム時の代替品補償や代金未回収損失、販売資材発注ロットに伴うコストアップのリスクも生じやすい。労力不足がもたらす樹園地の管理作業の遅延を招く悪循環を回避する意味でも、奄美大島選果場を通じてのJAあまみへの系統共販出荷を奨励している。

- ・特に、タンカンについては非破壊センサーによる精度の高い選果・選別が可能であり、消費地でのブランド力強化をめざしていることから、奄美大島選果場に持ち込まれた分の選果手数料の一部については、各自治体が助成を行う形でこれまで直接的な支援に努めてきたところである。

### 【その他の果樹担い手確保に向けた取組】

- ・奄美大島の柑橘栽培には約700名が従事しているが、そのうち約90%が高齢・兼業の零細規模農家である。新規就農者だけでなく、シニア・ダブルワーカー層にもスポットを当てて、その中からも「新たな担い手」を発掘することも重要である。このため、こうした階層の柑橘生産者を対象に、令和4年度から市町村ごとに年3～4回の『たんかん塾』を開催する他、専門用語を排除した『奄美たんかんガイドブック』を発刊・配付して、柑橘栽培の技能向上と意識改革を図っている(図5)。



写真1 研修用ハウスでの技術指導(瀬戸内町)



写真2 研修生の経営計画作成指導(瀬戸内町)

## 奄美大島 瀬戸内町の農業支援制度

**農業研修生募集**

あらたに 瀬戸内町ふるさとUターン 就農支援資金を設立しました!!

**シマで生きる!!  
農業で生きる!!  
その想いを  
応援します。**

### 【瀬戸内町営農支援センター研修制度】

- 【研修期間】1年間
- 【研修費用】自己負担なし
- 【研修科目】ハッシュフルーツ(たんかん・マンゴー・その他品目は要相談)
- 【研修内容】町のハウスを活用したハッシュフルーツの実践研修
- 【研修中の支援】
  - ・就農時に49歳以下の場合：国からの就農準備資金(150万円/年)の対象となります※認定要件あり
  - ・50歳以上の場合：瀬戸内町独自の支援策「瀬戸内町ふるさとUターン就農支援」の対象となります

#### 就農時の支援

【サポートハウス】  
研修終了後、最長2年間の使用が可能

【就農支援①】  
1. 経営発展支援事業、経営開始資金(150万円/年・最長3年間)  
(※就農時に49歳以下) ※認定要件あり

【就農支援②】  
50歳以上の場合『瀬戸内町ふるさとUターン就農支援資金』(150万円/年・最長3年間)の対象となります  
※Uターン者に限る ※認定要件あり

新規就農に関する詳細は下記連絡先までお問い合わせください。

〒894-1102 鹿児島県大島郡瀬戸内町大字古仁屋 郵便23番地  
瀬戸内町役場 農林課  
☎0997-72-1174 fax0997-73-1019

☎(新規就農に関する問い合わせ)  
農林課 農林係 (内線1460)  
☎(農業研修に関する問い合わせ)  
農林課 営農係 (内線1411)

図1 ふるさとUターン就農支援資金を含む研修制度の概要(瀬戸内町)



写真3 斡旋候補ほ場の検討状況(奄美市)

https://www.pref.kagoshima.jp/ai/q/6/chikis/odshima/hongyu/hougyou/jusennt/jusennt.html

### 樹園地継承のための農地情報 (奄美大島)

奄美大島の主幹品目のかんきつ類では、新規就農者の栽培開始や規模拡大志向農家の面積拡大などが進む一方、生産者の後継者不足等に伴う樹園地の高齢化が懸念されています。

産地の維持・発展に向けて樹園地を円滑に継承していくためには、樹園地・農地の売買、賃借に関する情報共有が必要です。

つきましては、奄美大島管内の売り手（貸し手）の農地情報が、以下のリンク先に掲載（または窓口を紹介）されていますので、農地・樹園地確保の参考にしてください。



- 1.eMAFF農地ナビ(外部サイトへリンク)
- 2.鹿児島県農地バンク(外部サイトへリンク)
- 3.市町村ホームページ

図2 樹園地継承促進のための設立サイト

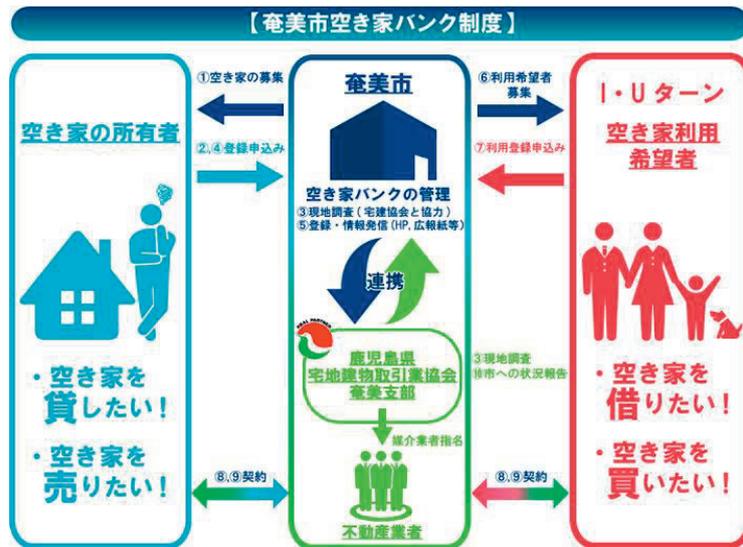


図3 空き家バンク制度の仕組み(奄美市)



写真4 町単独事業による樹園地再生(瀬戸内町)



写真5 修了生のフォローアップ活動(奄美市)



写真6 島内広域でのテーマ研修会の様子



写真7 他県の柑橘農家グループとの産地間交流



図4 SNSでの情報発信の概要



写真8 ドローンを活用したタンカン防除実演会



図5 『奄美たんかんガイドブック』の概要

# ひろさき農業総合支援協議会

住所: あおもりけんひろさきしおおあざかみしろがねちょう青森県弘前市大字上白銀町1-1

組織名: のうぎょうそうごうしえんきょうぎかいひろさき農業総合支援協議会※

連絡先: 弘前市農林部農政課

## 1. 取組の要旨

### 取組類型: B類型

- ・ ひろさき農業総合支援協議会(以下「協議会」という。)は、弘前市の基幹産業である農業の維持・強化に向けて、次世代を担う人材の確保をはじめ、個々の努力だけでは解決できない様々な地域課題の打開に向けて、関係機関が一丸となって対応策を検討・実行することにより、将来にわたり弘前市の農業の維持・発展に寄与することを目的として令和元年度に設立された。
- ・ 協議会において、非農家出身者などの多様な人材が参入できる仕組み作りのために、市外在住者や異業種からの就農を希望する者が就農しやすい環境を構築するとともに、就農後の地域への定着を支援することを目的として、令和2年度から「ひろさき農業里親研修事業」を実施している。
- ・ ひろさき農業里親研修事業は、1～5日間のトライアル研修(短期研修)と1～3年間の里親実践研修(中長期研修)のメニューがあり、新規就農希望者がトライアル研修を経て独立自営就農する意向を固めた際には、協議会事務局及び里親農家とヒアリングを行った上で里親実践研修へと移行し、里親農家の元で技術指導や地域定着のための支援を受けながら、就農に向けて準備をしていくことになる。
- ・ 令和5年度までに、トライアル研修を42名、里親実践研修を9名が受講し、このうち2名(りんご1名、醸造用ぶどう1名)が独立自営就農をしている。

## 2. 取組開始の経緯

- ・ 弘前市は、第一次産業の比率が全国平均と比較して高く、また、農業産出額のうち約9割がりんごを中心とした果実で構成されている。これに加えて、りんご生産を基幹産業として加工業や販売業など多様なりんご関連産業へ波及していることから、第一次産業の維持・発展が地域振興に欠かせないものとなっている。
- ・ 一方で、りんごの作付経営体数が年々減少していることに加えて、結果樹面積や収穫量も減少傾向にあるが、既存の経営体の規模拡大により離農者の園地を継承することで、りんごの結果樹面積や収穫量の減少幅を軽減している状況にある。
- ・ しかしながら、以下の理由から、既存のりんご栽培経営体の規模拡大による収穫量減少の抑制が限界を迎えようとしていると認識している。
  - 生産者の高齢化が進行し、また、後継者のいない経営体が約7割を占めていることにより、りんごの生産基盤が弱体化していること
  - りんご栽培は、労働力のピークが摘果や収穫作業などの短期間に集中する労働集約的な構造にあるが、人口の減少や高齢化に伴い、それに対応するための補助的な労働力が不足していること

※構成機関: 弘前市農林部、つがる弘前農業協同組合指導部、相馬村農業協同組合販売部、津軽みらい農業協同組合営農購買部、公益財団法人青森県りんご協会、青森県農業共済組合ひろさき支所、青森県農業法人協会、弘前市農業委員会、中南地域県民局地域農林水産部農業普及振興室、公益社団法人あおもり農林業支援センター

- ・弘前市において、近年は毎年50名程度が新たに就農しているものの、作付経営体数の減少数を補うほどに確保できていないことに加え、以前は、研修等により栽培技術を磨くことなく、すぐに就農する者が多発していた。
- ・その結果、りんごの新規就農者においては、栽培技術やスケジュール管理の未熟さから、剪定・摘果・収穫作業などの時間を要する作業に遅れが生じ、結果として低品質の農産物によって低収益となり、所得を確保できないという事例が発生していた。
- ・これらの状況の改善に向け、新規参入希望者等が就農・定着しやすい環境を整備するため、協議会では「ひろさき農業里親研修事業」を令和2年度から開始し、里親農家が実施する実践的な技術指導や就農地域への定着に向けた取組を支援している(図1)。
- ・また、研修を実施する里親農家を支援するために、農業里親研修受入報償金(弘前市事業)により、研修生を受け入れている里親農家に対して下記のとおり報償金を交付している。
  - ① トライアル研修(短期研修):5千円/日
  - ② 里親実践研修(長期研修):5万円/月

### 3. 募集方法等

- ・ひろさき農業里親研修事業は、弘前市内で独立自営就農すること及び親が経営する栽培品目以外の作目で就農することを志す者であれば、広く研修を受講することができる。
- ・市内や県内在住の就農希望者は、弘前市の就農相談窓口へ来訪することが多く、年間200件程度の相談を受けている。そのうち、親が農業者である相談者は7～8割程度おり、非農家出身者の場合は、知人が経営開始資金を活用して就農したことに興味を持ち相談に来る者もいる。また、就農希望者がトライアル研修を受講する意向を示した場合、その場で里親農家と日程を調整する場合もある。
- ・県外在住の就農希望者に対しては、都市部で開催される就農イベントにブースを出展して年間50件程度の相談を受けており、イベント後に弘前市での就農に興味を示していた来訪者に対して連絡を取り、トライアル研修の実施に結びつくよう努めている。

### 4. 研修期間、研修の運営方法

- ・研修生を受け入れる里親農家は、いずれも協議会会員から推薦を受けた上で協議会から認定されており、農業経営士・青年農業士、JA部会講習会講師など栽培技術に優れる者や非農家出身者、農業委員・農地利用最適化推進委員、法人経営者等の多様な経歴を持ち、農業技術や経営力、指導力等に優れた市内の農業者で構成されている。また、作付作物はりんご、ぶどう、もも、おうとう、野菜など多岐にわたる(写真1、2)。
- ・事業開始当初の里親農家の人数は24名であったが、①りんごとの複合経営者(もも、野菜等)の追加や②雇用就農が可能な法人の追加を行うなど、研修希望者のニーズに対応したことにより、現在は35名に増員している。
- ・農業里親研修は、トライアル研修(短期研修)と里親実践研修(中長期研修)から構成されている(図2)。

#### ① トライアル研修

- 研修希望者から相談があれば随時実施が可能であり、希望する里親農家の元で1～5日間のお試し型短期研修として、自身の農業への適性の把握や農業経営に関する情報収集を目的として実施する(写真3)。
- 研修希望者が里親農家を選定する基準として、栽培技術の習得を重視する者、地域のつながりを通じて園地の幹旋等を希望する者、流通・販売等の実践経験を希望する者、里親農家の人柄を重視する者など多岐に富んでいることから、里親農家1名あたり半日～1日のトライアル研修を複数名の下で実施し、自身と相性の良い里親農家を見極めることが、後に続く里親実践研修のマッチングを的確に行うための鍵となっている。

## ② 里親実践研修

- 里親農家の農地において、1～3年(年間1,200時間以上及び150日以上)の中長期の実践的な研修として、農作物の栽培管理、流通・販売、農業経営管理等、農業経営を開始するために必要な技術及び知識の習得を目的として実施する(写真4)。
- また、里親農家からは、技術指導や経営管理のみならず、園地や農業機械を取得するための情報提供や助言、地域の一員としてなじむための地域農業者との交流の場への同行など、独立自営就農を円滑に開始するための様々な支援を受けることができる。
- 経営管理や流通・販売等について、里親農家が直接指導している場合もあるが、研修生自身に様々な情報を収集してもらうため、青森県や協議会、JA等の関係機関で実施している講習会・実演会を活用しながら学んでいる。
- 四半期に一度、研修記録の提出を受ける際に協議会事務局(弘前市)が研修生と面談しており、研修の進捗や経営開始に向けた準備の進捗状況を確認しながら、適宜フォローアップを行っている。

## 5. 研修生等の生活安定の方法

- ・ 里親実践研修の研修生は、基本的に新規就農者育成総合対策のうち就農準備資金(国事業)を活用して研修期間中の収入を確保している。
- ・ 県外等(弘前市近隣の7市町村以外の地域)からの就農希望者に対しては、就農希望者住居確保事業(弘前市事業)により、市内への定住を条件に家賃の3分の2に相当する額(上限3万円(単身世帯以外の場合は5万円))を支援している。

## 6. 研修修了者への園地の斡旋の状況

- ・ 弘前市では、令和4年度から園地継承円滑化システム(下記(7)参照)を運用しており、研修生はこのシステムを活用して、研修修了後に自身が営農する園地を探すことが可能である。
- ・ 農業委員として従事している里親農家が、研修生とともに園地継承円滑化システムに掲載された園地の確認や、園地の出し手との交渉のサポートをすることにより、園地の継承に行き着いた事例もある。
- ・ また、里親実践研修における第三者継承として、非農家出身の研修生(30代)が研修先の里親農家(70代)から、栽培や経営に係る知識等を学んだ後、その学んだ園地や農業機械をそのまま引き継ぐという計画もあり、様々な方法で園地の継承がなされている(図3)。

## 7. 園地の集積・集約、整備の状況

- ・ りんごの収穫や園地の後片付けが終了する12月頃から次期作開始直前の2～3月にかけて、離農や規模縮小を検討する農業者から園地継承に関する相談を受けることが多いが、春先までに園地の担い手が見つからず、経済寿命が残る樹体を伐採してしまう事案が近年増加している。
- ・ 既存の農地流動化情報では、園地の所在地、地目、面積などといった最低限の情報に限定して掲載しており、担い手が園地を引き受けるための判断材料が不足していることから、後継者不在園地の円滑な継承のため、弘前市において令和4年11月から「園地継承円滑化システム」の運用を開始した(図4)。
- ・ 当該システムでは、弘前市内で現に耕作している園地(りんご、もも、ぶどう等)を直近から概ね5年以内の範囲で第三者への継承を希望する農地の出し手が、園地の詳細な情報(継承希望時期、品種構成、台木の種類(丸葉・わい化)、樹齢、反収、水源の状況、傾斜の状況、接道の幅員、トイレの有無等)を登録し、園地の位置情報を含めて市のホームページ等で公開することにより、各種情報を簡単に閲覧することが可能になっている(図5)。
- ・ 取組当初は、経済寿命が残る樹体の伐採を抑制し、樹体と農地を一体的に継承することに

より継承初期から収入が期待できる園地の継承を促進するため、登録は現に果樹を植栽して耕作している弘前市内の園地に限定されていたが、令和6年10月から果樹の新植に適した保全管理がなされている畑も登録対象としており、また、令和7年4月から農地の受け手の情報を併せて掲載することにより、農地の流動化をより一層促進させることとしている。

- ・ 令和4年11月の園地継承円滑化システム稼働当初は40件の園地が登録され、令和6年9月末時点の登録件数累計が202件、マッチングの成立件数累計が140件であり、面積にして約78haに及ぶ。

## 8. 研修と就農の実績

- ・ トライアル研修及び里親実践研修の実績は以下のとおりである。

	トライアル研修	里親実践研修	
		新規	前年度から継続
令和2年度	3名	0名	
令和3年度	5名	1名	0名
令和4年度	8名	0名	1名
令和5年度	26名	8名	1名
合計	42名	9名	

### ① トライアル研修

- 受講人数(実施件数)は令和2年度から令和5年度にかけて、3名(7件)、5名(7件)、8名(18件)、26名(56件)と増加傾向にある(図6)。
- このうち4名は、トライアル研修実施後に自身の農業への適性を踏まえ雇用就農している。
- また、令和5年度の受講人数26名の地域ごとの内訳をみると、弘前市内在住者(19名)と青森県内在住者(4名)で大部分が県内在住者で占められているが、関東在住者(1名)や関西在住者(2名)の活用もみられる。

### ② 里親実践研修

- 受講人数は令和3年度に1名、令和5年度に8名の計9名が受講しており、トライアル研修の受講人数と比例して増加傾向にある(図7)。
- U・I・Jターンの別をみると、Uターン者が2名、市内在住者が7名となっており、就農を目的として弘前市に戻ってくる者が一部みられる。
- 作物ごとの内訳をみると、りんごが5名、ミニトマトが3名、醸造用ぶどうが1名となっており、弘前市の主要農産物であるりんごのほか、研修先としてミニトマトの需要が大きい。
- 受講開始時の年代の内訳をみると、20代1名、30代3名、40代4名、50代1名となっており、30代及び40代が大半を占めている。
- 受講者9名のうち修了者は2名で、それぞれりんご及び醸造用ぶどうを栽培品目として営農を開始している。
- また、令和7年4月には4名(りんご1名、ミニトマト3名)が研修を修了して新たに営農を開始する見込みである。

## 9. 就農後の経営・栽培技術・販路確保等の支援体制と内容

- ・ 令和6年度より、就農希望者及び就農後間もない新規就農者を対象として、1年間をかけて基礎的な栽培・経営等に関する知識・技術を習得することを目的としたひろさきスタートアップ塾(弘前市事業)を開催している。
- ・ 新規就農者育成総合対策のうち経営開始資金(国事業、150万円/年、最長3年間)や経営発展支援事業(国事業、補助上限:750万円)の交付に向けたサポートを実施している。
- ・ 農業機械導入やハウス整備を支援する農作業省力化・効率化対策事業(弘前市事業、補助

上限:100万円)や青森県が実施する各種補助事業について紹介し、活用を促している。

- ・雇用就農資金(国事業、60万円/年、最長4年)に上乗せ支援可能な雇用就農促進支援事業(弘前市事業、60万円/年、最長2年)を実施し、雇用就農を促進している。
- ・協議会会員であるJAや公益財団法人青森県りんご協会では、講習会等を通して技術指導を実施している。等

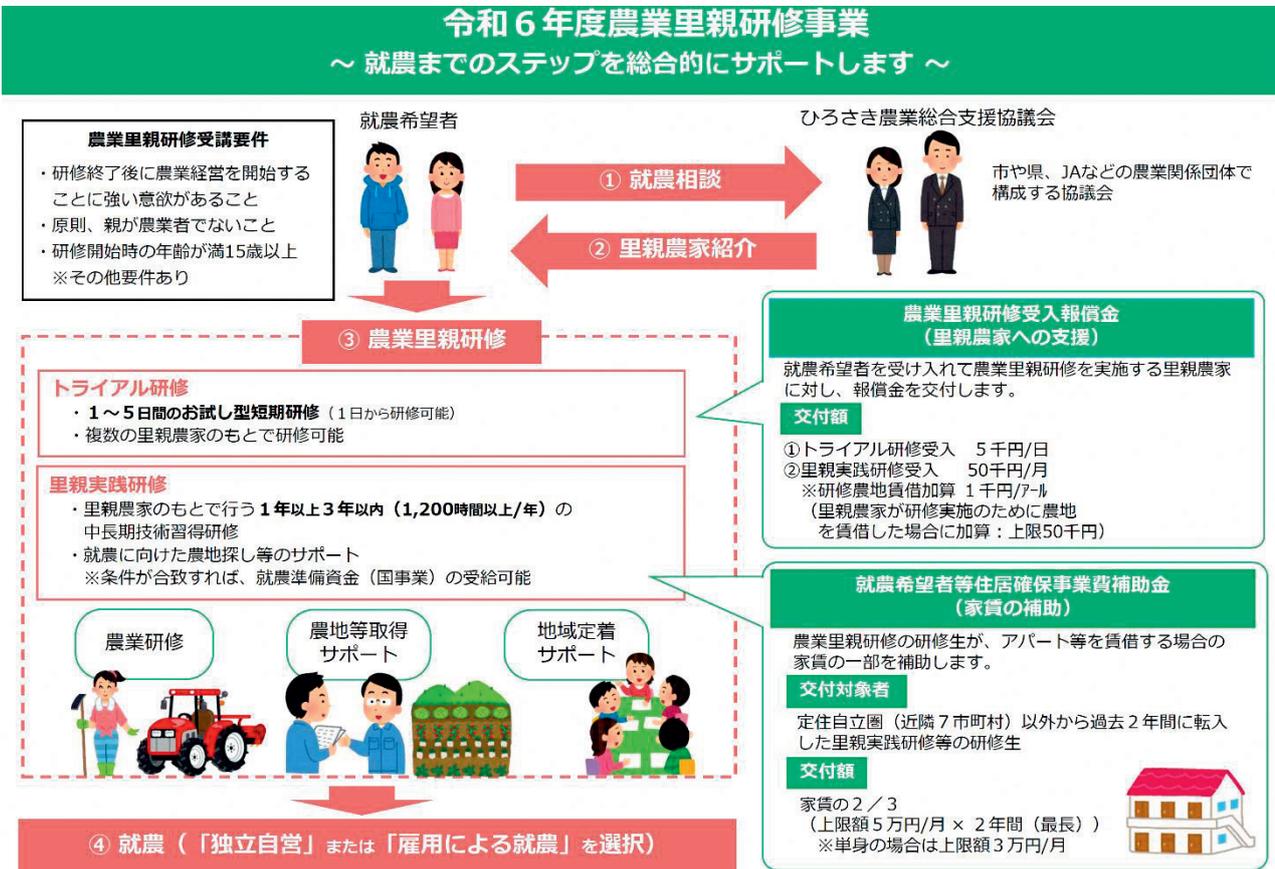


図1 ひろさき農業里親研修事業の概要



写真1 里親農家集合写真



写真2 現地顔合わせ会(協議会会員、里親農家、研修生)

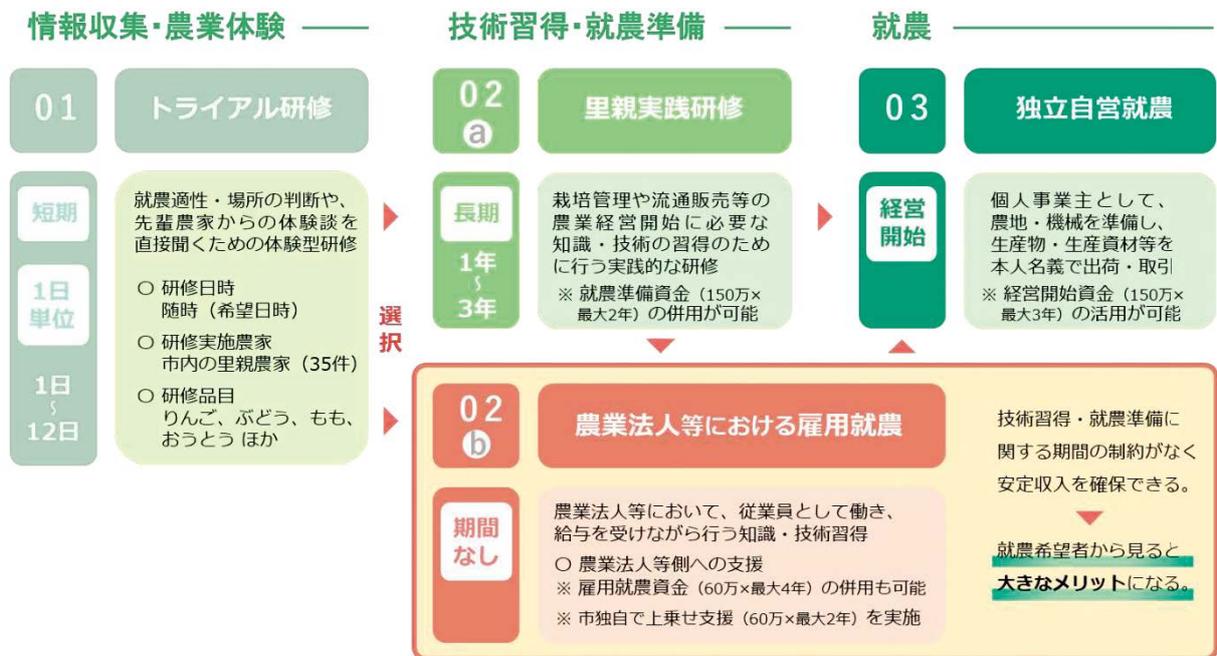


図2 農業里親研修を活用した就農までの流れ



写真3 トライアル研修



写真4 里親実践研修

### 第三者継承を前提とした研修事例

里親農家  
研修生

- ・里親農家：60代後半
- ・研修生：30代前半
- ・相馬地区で経営継承を予定

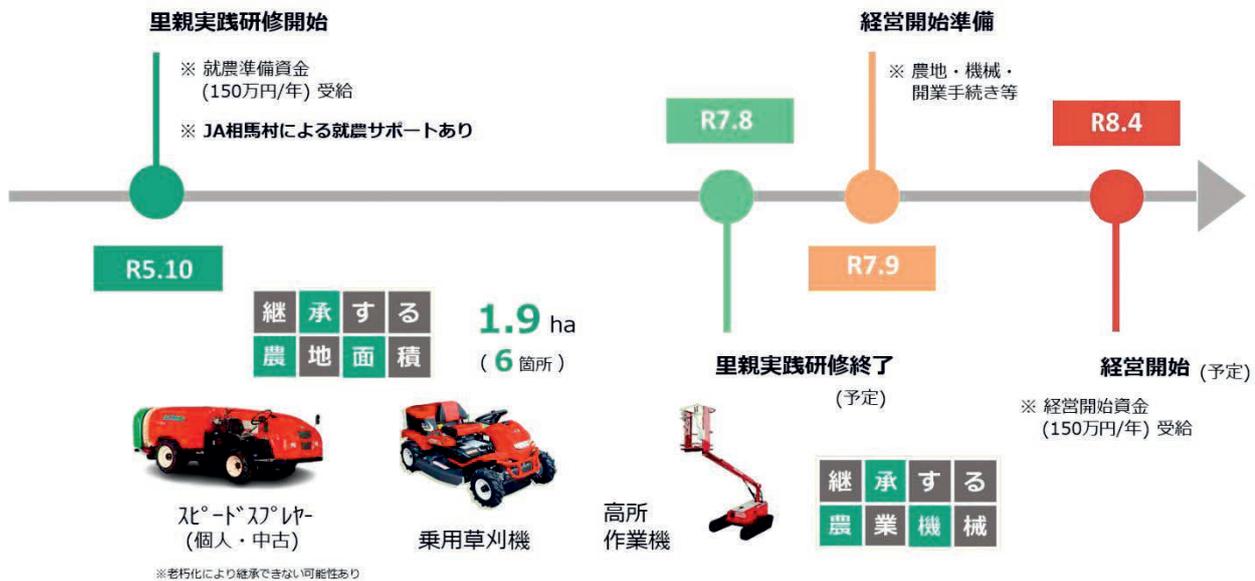


図3 第三者継承を前提とした研修事例



図4 園地継承円滑化システムの運用方法

園地継承円滑化システムの公表イメージ

整理番号	地区	園地所在地	面積 (㎡)	売買希望	作付品目	継承希望時期	位置
〇〇	船沢	宮館字比内沢 〇〇	3,000	売買	りんご	2年以内	地図
□□	高杉	高杉字山下 〇〇	6,000	売買・貸借	りんご	今すぐにも	地図
△△	裾野	楢木字牧野 〇〇	1,000	貸借	もも	令和〇年産収穫後	地図

▶整理番号〇〇

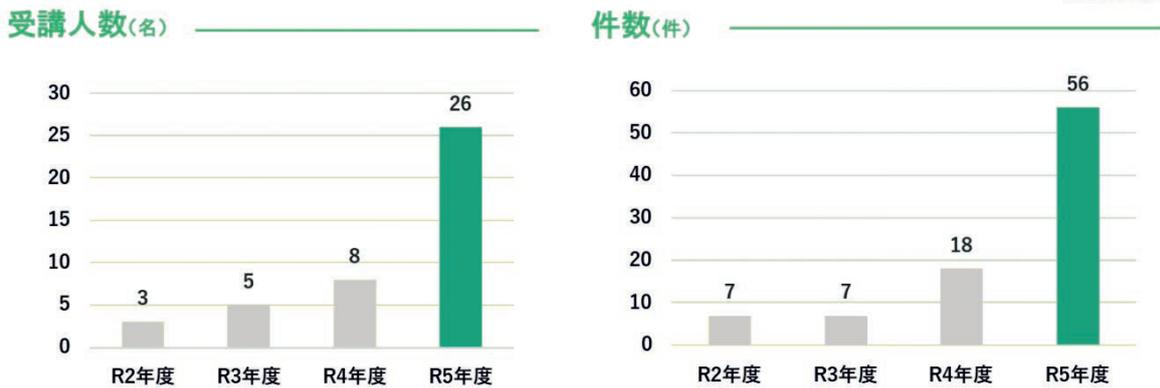
園地所在地	宮館字比内沢〇〇				単収 (10aあたり)	2,500kg
面積 (㎡)	3,000				接道の幅員	4 m
作付品目	りんご				水源	ため池
継承希望時期	2年以内				土地の傾斜	平地 (傾斜度: 概ね8度未満)
売買・貸借	売買				トイレの設置	なし
希望価格・賃借料	100万円				地図及び現地写真	地図 (写真はR4.10.31に撮影)
品種構成	ふじ	ふじ	王林	ジョナゴールド	登録年月日	R4.11.25
台木の種類	丸葉	わい化	丸葉	丸葉	備考	園地内に小屋あり
樹齢	30年	10年	30年	20年		
面積割合	40%	30%	20%	10%		

図5 園地継承円滑化システムの公表イメージ

農業里親研修事業の実績 (トライアル研修)

- 研修概要
- ・1日単位で実施する短期間の体験研修
  - ・5日以内 / 1回、12日以内 / 年度 (4~3月) の受講が可能
  - ・複数の里親農家での受講も可能 (A農家:3日、B農家:2日)

R6.3.31時点



受講人数・件数ともに増加傾向

市内在住者の割合が高い

図6 トライアル研修の実績

## 農業里親研修事業の実績（里親実践研修）

**研修概要**

- ・1～3年以内で実施する中・長期間の実践的な研修
- ・年間1,200時間以上の研修時間が必要
- ・国の「就農準備資金（150万×最大2年）」の併用も可能

※諸要件あり

R6.3.31時点

### 受講人数(名)



※ R5年度に2名の研修生が修了

受講人数が増加傾向

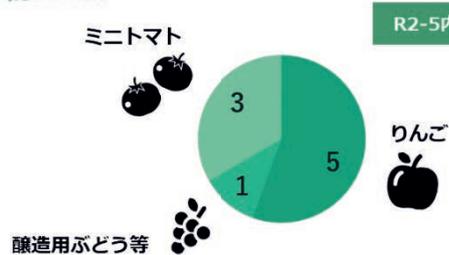


### 地域ごと(名)



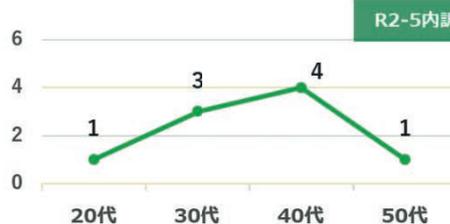
R2-5内訳

### 作物ごと(名)



R2-5内訳

### 年代ごと(名)



R2-5内訳

30-40代の割合が高い



図7 里親実践研修の実績

# 農事組合法人 くだもの畠

住所: やまがたけんひがしおきたまぐんたかはたまちおおあざさんじよのめ 山形県東置賜郡高畠町大字三条目293

組織名: のうじくみあいほうじん 農事組合法人 ばたけ くだもの畠

連絡先: 高畠町役場 農林課

## 1. 取組の要旨

### 取組類型: A(B) 類型

- ・メンバー全員がそれぞれ独立した経営体として自家の農業を経営している上で「自分たちが持つ経験と知識を以て就農希望者の人材育成のために力を合わせていく」という趣旨で活動。
- ・2024年9月現在において、研修園地は約730a(内、法人直営の研修園地は150a)、主要な研修品目は果樹5品目(もも、ぶどう、西洋なし、さくらんぼ、りんご)。
- ・これまで長期研修生7名を受け入れ、2名が独立就農、3名が親元就農し、2名が研修中。また、短期研修や農業インターンとして、旧山形県立農業大学の学生4名、公益社団法人日本農業法人協会の農業インターン生2名の受入実績がある。
- ・2024年4月に開校した東北農林業専門職大学の実務実習先として選定され、農業経営学科の研修受入も行っている。
- ・佐藤代表理事は2017年から高畠町農業研修生受入協議会(以下「受入協議会」という。)の会長も務めるほか、JAの部会長等の役職を務めており、JAや行政と連携し研修生の育成に取り組んでいる。

## 2. 取組開始の経緯

- ・当該法人は2012年に任意組織として活動を開始し、研修生受入体制の整備に着手。直営研修園地として農地約30aにももを新植し、2013年4月から1名の研修を受け入れて技術指導と独立経営開始に向けたサポートを行った。その後、研修園地の拡大に取組むとともに2015年に「農事組合法人くだもの畠」を設立。
- ・活動開始の背景としては、高畠町においても年々深刻さを増す農業従事者の減少や高齢化を日々の営農のなかで実感していたことが最も大きい。農林業センサスにおける町の2015年の農家戸数は2000年の7割強まで減少し、さらに、2000年には366haあった主要特産物であるぶどうの栽培面積は2015年には216haと約4割減となっている。この頃、くだもの畠メンバーは就農し十数年が経過していたなか、地域農業が著しく衰退する様子を肌で感じ、ふるさと高畠町でこれまで当たり前だった美しい風景が変わっていくことに「なんとかしなければならぬ」という想いを強く持ち、担い手の減少という課題解決に向けて、人と土地の二大資源を次世代に繋げ「果樹王国たかはた」の復興を目指したことが経緯となる。
- ・メンバーそれぞれが果樹農家の出身であったことから、「さまざまな果樹品目の栽培を指導できる」という強みを生かして、研修生自らが取組みたい品目を見つけやすい研修体制を取っている。

## 3. 募集方法等

- ・応募は随時問合せを受けて対応している。
- ・メンバー自身が都内等で開催される就農相談会にて就農希望者と面談し、農業体験受け入れを行うなど直接接点を持つことを心掛けている。
- ・町農林課と連携し、農業系地域おこし協力隊である「地域おこし協力隊アグリ部隊員」の研修受け入れも行っている。

- ・また、地域内の親元就農希望者の受け入れが多いことも特徴のひとつ。農家子弟が専従者として親元就農する場合には、会合等への出席は親である経営主が行うことが一般的であることから、周囲の生産者との関係構築が課題となるなか、生家の家業に従事する前に当該法人において研修を行うことにより地域の生産者や関係機関とのコミュニケーション機会が創出されている。
- ・応募から研修開始までの大まかな流れは次のとおり。
  - ①就農相談
  - ②農業体験
  - ③長期研修に向けた面談
  - (④新規就農者育成総合対策(就農準備資金)の申請及び交付主体による審査や町による地域おこし協力隊員任用の手続き等)
  - ⑤2月頃に研修受入を決定し、4月から研修を開始。

#### 4. 研修期間、研修の運営方法

- ・就農準備資金の交付対象者については、研修期間は原則2年間とし年間1,200時間以上の研修時間を確保している。
- ・地域おこし協力隊員については、研修期間は最大2年間となり週29時間以内を基本とし研修を行っている。
- ・研修は法人直営園地のほか、メンバーそれぞれが経営する園地で行われることにより、幅広い品目の研修がなされている。
- ・直営園地では実践研修を基本とし、研修生が一定面積の栽培を管理している。メンバーは進捗確認を行うが、研修生の作業の手直しは行わない方針としている。そのうえで、メンバーそれぞれの経営園地における作業を実施することにより、自身が管理する園地と比較させ課題やその解決方法を考える機会をつくる工夫がなされている。
- ・生産から販売まで一貫した研修を行っていることも特徴となる。集出荷場への出入りを通じて農協関係者等との面識づくりや、直接販売に向けて自身で商品パッケージなどの準備と消費者との直接交流を経験することが出来るよう取り組んでいる。

#### 5. 研修生等の生活安定の方法

- ・就農準備資金の交付対象者については、研修期間中は150万円／年×最大2年間の交付を受けている。また、住居支援として研修期間中は法人が所有する家屋を研修寮としており、これまで3名が利用している(※)。
- ・地域おこし協力隊員については、町から給与を受けるほか、必要な場合は住居や活動車の貸与がなされる。
 

(※)法人所有の研修寮は令和5年度で利用を終了している。これは、複数年に渡ったコロナ禍により県外から移住を伴う研修希望者が減少していたことや、町の空き家バンク制度の機能が徐々に充実してきたことによるもの。

#### 6. 研修修了者への園地、施設、農業機械、住宅等の斡旋の状況

##### ①園地の斡旋

- ・これまで研修生が独立就農した際に譲渡した園地は計50aとなっている。
- ・また、研修園地譲渡のほかにもメンバーが農地情報を収集し研修生へ情報提供する等、園地借入れを支援しており、メンバーが間に入ることによって貸し手が安心感を得ることが出来、円滑な貸借につながっている。
- ・就農時のほか、就農後概ね3年程度は農地情報の提供を行っている。
- ・受入協議会においても農地情報が共有され、貸借に結びついた事例がある。

## ②農業機械・施設の斡旋等

- ・農地同様にメンバーが情報収集し研修生へ情報提供するほか、受入協議会における情報共有もなされている。しかしながら、園地と比較して競争が激しく、売買等が成立するケースはやや少ない傾向にある。
- ・一方で、昨今は補助事業を活用して就農者が主要な機械を購入することも多く、機械選定時の助言を行っている。
- ・農業用施設においては、特に就農時に作業小屋を確保することが難しいことから、受入協議会において先進地視察を企画し実施したのち、今後は農協の空き物件などを活用し共同作業所としていく検討を行っている。
- ・過去には、研修修了生が茨城県で就農するにあたり果樹用ハウスの資材確保や運搬、建設の補助に出向くなど、手厚いフォローを行っている。

## ③住宅の斡旋

- ・住居支援として研修期間中は法人が所有する家屋を研修寮としており、これまで3名が利用している（再掲）。

## 7. 園地の集積・集約、整備の状況

- ・いずれのメンバーも地域における中心的な担い手であるため、規模縮小や離農を検討する周囲の農家からの耕作依頼を受けるが、直営園地については、研修生の人数に応じて規模を調整している。現在は平均して年間2名程度の研修受入状況となっていることから、直営園地拡大ではなく、就農後概ね3年程度の新規就農者へ優先的に情報提供を行い貸借の支援を行っている。
- ・令和6年9月時点の直営園地の品目、面積は以下のとおり。
  - ◆もも／70a／露地栽培 ◆西洋なし／50a／露地栽培
  - ◆ぶどう／30a／雨除けハウス栽培

## 8. 研修と就農の実績、就農時の園地継承の実績

- ・第1期生…町内非農家出身／研修修了後、独立就農／(H25. 4～H27. 3)  
→研修修了後にもも園地50aを譲渡
- ・第2期生…県外非農家出身／研修修了後、独立就農／(H30. 4～H31. 3)  
→研修修了後に継承用もも園地を準備(本人からの申し出により譲渡は受けず)
- ・第3期生…町内農家出身／研修修了後、親元就農／(H31. 4～R2. 3)
- ・第4期生…町外農家出身／研修修了後、親元就農／(R3. 4～R5. 3)
- ・第5期生…県外農家出身／研修修了後、親元就農／(R3. 4～R5. 3)
- ・第6期生…県外非農家出身／研修修了後、独立就農予定(研修中・R7. 4～就農予定)
- ・第7期生…町内農家出身／研修修了後、親元就農予定(研修中・R8. 4～就農予定)
- ・その他…地域おこし協力隊員(非農業系)の半農半X就農時に醸造用ぶどう20a、就農3年目就農者に対して西洋なし約40aの斡旋を支援した。

## 9. 就農後の経営・栽培技術・販路確保等の支援体制と内容

- ・営農定着の指導は、JAの各品目ごとの部会による指導を主としつつ、研修会や巡回指導に参加するよう声掛けを行っている。
- ・指導を受ける環境を確保することを目的とするほか、経営安定のための販路の選択肢のひとつとしてJAへの出荷を紹介している。
- ・法人として参加している直売イベント等への参加を促すなど、消費者の反応を実感できる直接販売の機会づくりを行っている。
- ・法人として、フルーツジュースの委託製造による6次化に取り組んでおり、原料には直営研修園地で栽培された果実を使用するほか、研修修了生からの原料買取窓口としても機能している。

- ・ 就農後の未収益期間等農業収入が見込めない時期には、各理事の経営園地において臨時雇用を行いながら、栽培技術定着に向けたフォローアップを行っている。

#### 10. その他、地域貢献事業

- ・ 2015年から廃校活用事業として展開されている「高畠 熱中小学校プロジェクト」において取り組んでいる、ぶどう園(約 20a)の再生事業に参画し、耕作放棄地解消事業へ貢献している。
- ・ 当該圃場は耕作されなくなってから数年が経過し、雑草や樹木の繁茂、多数の転石の混入が見受けられたが、醸造用ぶどうの定植等と当該法人の管理、指導により、現在は当該ぶどうを使用したワインの製品化に至っている。

#### 11. 別添資料(P63～P65)

【資料1】農事組合法人くだもの畠 理事(構成員)の紹介

【資料2】研修園地について

【資料3】研修指導活動の紹介

【資料4】荒廃農地再生事業の取組み

## 【資料1】農事組合法人くだもの畠 理事(構成員)の紹介



代表理事  
佐藤 尚利 氏

◆**経営概況** 西洋なし／120a、りんご／30a、さくらんぼ／20a、もも／50a、その他果樹／10a

◆**主な役職等**  
山形おきたま農協高畠もも振興部会長(現職)、高畠町農業研修生受入協議会会長(現職)、元青年農業士、元高畠町政策審議会委員



理事  
今野 直樹 氏

◆**経営概況** さくらんぼ／30a、もも／5a、大粒ぶどう／70a

◆**主な役職や直近の受賞歴等**  
山形おきたま農協高畠ハウスさくらんぼ栽培研究会長(現職)、山形県さくらんぼ品評会バラ詰め部最優秀賞(R3)、山形県さくらんぼ紅秀峰品評会化粧箱の部優秀賞(R6)



理事  
齋藤 政考 氏

◆**経営概況** ぶどう(デラウェア)／40a、大粒ぶどう／70a

◆**主な直近の受賞歴等**  
山形県ぶどう「デラウェア」品評会優賞(R6)、同「シャインマスカット」品評会最優秀賞(R2)・優秀賞(R1)・優賞(R4)、高畠町ぶどう品評会最優秀賞(R6)



理事  
嶋倉 直樹 氏

◆**経営概況** さくらんぼ／35a、もも／8a、ぶどう(デラウェア)／40a、大粒ぶどう／50a

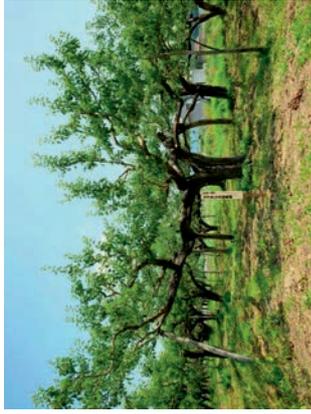
◆**主な役職や直近の受賞歴等**  
山形おきたま加温さくらんぼ部会副会長(現職)、元青年農業士、山形県さくらんぼ品評会バラ詰め部の優賞(R6)

## 【資料2】研修園地について

●直営研修園地「もも」  
面積：70a



●代表理事経営園地「西洋なし」  
面積：120a



●直営研修園地「ぶどう」  
面積：30a



### 【資料3】研修指導活動の紹介

- 東北農林専門職大学生の実務実習指導 (R6.6)



- 地域おこし協力隊アグリ部隊員への作業指導及び地域留学事業の受入 (R5.9)



## 【資料4】 荒廃農地再生事業の取組み

山形県高畠町

認定農業者・新規就農者による取組

長年荒れ放題だった農地を再生し、醸造用ぶどうの拡大を目指す

<b>取組主体</b>	個人農業者(若手リーダー)	<b>地区名</b>	屋代(時沢高田)地区
<b>解消面積</b>	・ 0.21ha	<b>取組年次</b>	・ 平成27～28年
<b>解消内容</b>	・ 醸造用ぶどうの作付け	<b>放棄の理由</b>	・ 所有者の高齢化に伴う就業困難
<b>取組のきっかけ</b>	・ 荒廃農地の拡大を危惧した地域の若手リーダーの奮起	<b>荒廃の程度</b>	・ 農園地で雑草、樹木繁茂及び転石の混入

### 取組の概要

○旧来から地域特産のぶどうを栽培している圃地であったが、所有者の高齢化に伴い労働力の確保が困難となり、耕作放棄された。この農地について近隣の農業者が、荒廃が拡大することを危惧し、再生利用を行うことを地域協議会に相談、所有者との貸借、再生利用交付金による取組みについて調整が行われました。

○廃ぶどう園は、旧棚材の朽ち落ちたものや、雑草・樹木が全体に繁茂するとともに、多数の転石の混入が確認された。このため、初年度は外注により重機を用いて棚材の撤去、伐倒、ぶどう植栽の準備となる転石の除去と整地、支障物の地区外搬出処分を行い、次年度はぶどう栽培に必要なる果樹棚を整備し、苗木の定植にあたっては地域を拠点とするNPO法人や近隣の若い農業者を巻き込み、作業体験してもらったことで、醸造用ぶどうの生産拡大に向けた機運づくりを行いました。

○定植作業にあたっては、醸造用ぶどうの出荷予定先である高畠ワイン(株)から技術指導を受け、一定の水準を採るながら進められました。

○ワイン仕立てには最低5年がかかることから、その間栽培技術習得やマーケティング調査を行いさらなる可能性を探る考えであります。

### 取組体制

適用した支援策

- 耕作放棄地再生利用緊急対策交付金 (国) (H27～28)
- 耕作放棄地再生利用交付金 (国) (H27)

きっかけは？

土地所有者の高齢化により労働力確保困難、荒廃農地が地域のリーダー的農業者の目に触れ、その拡大が危惧されたことから、醸造用ぶどうの栽培により有効利用を図ることとした。

### 課題と解決

<b>引き受け手 確保</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 荒廃農地の拡大を危惧した近隣の若手農家が、醸造用ぶどうによる再生利用を決意し、借り受け等について町農業委員会に相談を依頼しました。</li> </ul>
<b>利用調整</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 町農業委員会による利用調整により、権利移動が円滑に進められました。</li> </ul>
<b>再生作業</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 耕作放棄地再生利用緊急対策交付金を活用し、外注工事での作業、地域の若い農業者等の協力を得て実施しました。</li> </ul>
<b>導入作物</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 醸造用ぶどう (カベルネ・ソーヴィニヨン)</li> </ul>
<b>販路</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高畠ワイン株式会社との栽培契約によりです。</li> </ul>

### 取組の成果等

○再生利用に対して地域の若手就農者やNPO法人、地域企業など地域全体の協力を得ながら一体感をもって取組んでいます。これを契機に当地域において耕作放棄地解消の取組が拡大することを願っています。【取組主体】

○町内企業 (高畠ワイン(株)) との連携により地域おこし、地域の活性化の面でも非常に期待しています。他の若手で構成する生産法人等も関心を示しており、一層の増産拡大を図られるよう期待しています。【高畠町耕作放棄地対策協議会事務局】

### 解消状況

連絡先：山形県高畠町耕作放棄地対策協議会事務局（電話番号：0238-52-4479）

# 稲毛田梨団地利用組合

住所: とちぎけんはがぐんはがまちいなげだ 栃木県芳賀郡芳賀町稲毛田1360

組織名: いなげだなしだんちりようくみあい 稲毛田梨団地利用組合

連絡先: JAはが野梨部会

## 1. 取組の要旨

### 取組類型: C類型

- なし栽培の生産者は、稲毛田地区では現在40名程度で、年々、なし生産者が減少する中で遊休園地が増加し荒れ地化が進行。また、水田転作による麦作の規模拡大により機械が大型化したのが、農道が狭く大型機械が畑に入れないため農地の受け手がなく遊休農地化が一層加速。
- 産地の維持、遊休農地の解消をすべく当時の稲毛田地区担当の農業委員が動いた結果、土地改良の話が持ち上がった。畑地化の土地改良で地元の費用負担があると地権者も含めて誰も納得しないことから、令和元年頃に農地中間管理機構関連農地整備事業(以下、「バンク事業」という)を使い、地元負担ゼロで土地改良する方向で検討。
- 若い人に整備後の農地を託せるよう、収益性の高いなし団地を作ることとした。
- なし団地の整備は計6.8haで、収益性の高い品種について省力樹形(新一文字樹形)を導入。令和7年度から収穫の見込み。
- なし団地を整備した段階で、組合員の中からも2名が親元就農により新たな後継者が出てきている。また、なし団地の整備により作業性の良い園地を後継者に残せたため、産地として今後中心核となる若手のなし栽培における意欲向上にも繋がった。

## 2. 取組開始の経緯

- なしを栽培している生産者は、稲毛地区では現在40名程度で、年々、なし生産者が減少(表)する中で遊休園地が増加し、なしの廃園は切り株も残っているため草刈りも大変で荒れ地化が進行していた。

表 JA はが野梨部会の部会員数、栽培面積、販売額の推移 単位: 名、ha、億円

	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R6/H27	5年後予測
部会員数	112	113	110	103	101	97	89	89	88	85	76%	69
芳賀町	89	89	87	82	79	78	72	69	69	67	75%	47
栽培面積	122	121	111	111	108	104	96	96	95	93	76%	68
芳賀町	99	98	96	90	88	85	80	78	77	76	77%	56
販売額	5.8	6.0	6.2	6.6	7.5	5.1	5.6	6.8	7.3	-	-	5.3

- また、水田転作による麦作の規模拡大により機械が大型化したのが、農道が狭く大型機械が畑に入れないため農地の受け手がなく遊休農地化が一層加速していた。
- 遊休農地を解消しようと当時の稲毛田地区担当の農業委員が動いた結果、土地改良の話が持ち上がった。畑地化の土地改良で地元の費用負担があると地権者も含めて誰も納得しなかつたであろうとのことで、令和元年頃にバンク事業を使い、地元負担ゼロで土地改良しようとの話になった。

## 3. 園地の集積・集約・整備の実行に係る組織の設置と推進

- なし棚の整備は産地生産基盤パワーアップ事業(以下、「産パ事業」という)を使うことを計画したが、JAはが野梨部会では成果目標達成の要件を満たすことが難しかったので、バンク事業の話と並行して、若手のなし生産者(または後継者のいる生産者)に声を掛け、なし団

地に入植する組合員を募集した。

- ・ 大きい規模(入植地と合わせて2~3ha程度)で営農をしており、かつ後継者に目途が立っている生産者8名により、令和元年3月に稲毛田梨団地利用組合(以下、「利用組合」という)を立ち上げた。
- ・ バンク事業の立ち上げに際しては、長期間(15年間以上)にわたって農地中間管理機構にバンク事業対象農地の利用権設定することについて地元地権者の同意(相続による未登記園地の対応も含む)を得るために、農業委員等とともに、利用組合長も相当に尽力した。地権者は耕作しておらず、後継者もいないため、畑地化の土地改良の同意を得た。
- ・ 老木で棚も相当に傷んでいる園地を借りてなし栽培をしている生産者もいたが、それらの園地は全部つぶして整備を行うように地主及び耕作者の了解を得た。また、水田の耕作をしている生産者には、町が他の地域の水田の借り受けるよう斡旋した。

#### 4. なし団地の整備と後継者への継承の取組み

- ・ なし団地の整備(土地改良)については、令和2年度(1期工事)に5.4ha、令和3年度(2期工事)に1.4haを実施。畑地化の面整備・灌漑施設整備に際して、なし団地以外の面整備土壌を利用した客土(いや地・紋羽病対策)、農地排水路の管路化による排水性の向上対策や、集出荷等の利便性向上のため区画整理により6m道路3本を通した(図1)。



図1 稲毛田梨団地の整備の全体像

- ・ 土地改良工事後に産パ事業によるなし棚整備をすぐ実施し、令和3年11月頃になしの苗の新植を実施(2期工事後のなし苗新植は令和4年11月頃)。
- ・ 新植の苗については、令和2年に苗を購入して1年間自分たちで大苗を育成した。
- ・ 現状の植栽品種は露地栽培でにっこり・幸水・豊水・あきづき・甘太で、約半分がにっこり。この理由は、にっこりが花芽が着きやすく技術的に取り組みやすいことや、幸水と比べると単価は多少下がるが、収量は2倍でより高い収益が期待できるため。
- ・ 団地に入植した生産者は、既になしの大規模経営のため、規模拡大にあたって植栽後にジョイント作業などの手間がかからないことが優先された。そのため、組合員で話し合い、新一文字樹形に統一して導入した。
- ・ 新一文字樹形は主枝を2本にして、結果枝を横に倒すだけで仕立てられるので、方向さえ決まればせん定や誘引に迷うことなく、素人でも取り組みやすい(写真)。
- ・ 新一文字樹形では40本/10a栽植(慣行33本/10a)しているため単収の向上も見込んでいる。令和3年に植栽した園地では、令和7年から収穫ができる予定で、慣行樹形よりは未収益期間が短い。
- ・ なし団地を整備した段階で、組合員の中からも2名が親元就農により新たな後継者が出てきている。
- ・ なし団地の整備により作業性の良い園地を後継者に残せたことは、産地として今後中心核となる若手のなし栽培における意欲向上にも繋がった。
- ・ また、なし部会の組織の中に若手生産者で構成する研究部があり、農薬の試験など研究活動を実施。以前は部会の後継者くらいの感覚だったが、いまは役員会にも研究部員に出席

してもらい、新しい肥料・農薬等の試験結果の情報提供をしている。



写真 稲毛田梨団地(新一文字樹形の園地)と新一文字樹形の結果枝誘因

## 5. 新規就農者の募集等

- ・ 新規参入者の募集については、新聞への掲載、就農支援サイト(TOCHINO)への現地見学会参加募集、東京で開催される新・農業人フェアでの出典等により募集を行った。
- ・ 地域の非農家出身者、地域外からの新規就農希望者が農家に研修で受け入れ、第3者継承に向けての現地見学会の実施、トレーニングファームとして活用できるよう体制を協議している。

## 6. なし団地への入植後の取組み(就農後の経営・栽培技術・販路確保等の支援)

- ・ 令和7年から収穫が始まることから、今後多目的防災網を設置する予定。
- ・ 労働力については、経営面積3ha程度の組合員の場合、摘果、収穫等の忙しい時期は臨時雇用者を入れているが、その他の組合員は家族だけで作業を行っている状況。
- ・ 利用組合で乗用管理機を1台、SSを1台所有。一区画2時間程度の作業で終わるため、交代で使用。機械はリースで、産パ事業により取得した。入植した生産者から面積割で徴収し、リース料をまかなっており、利用料は低く抑えている。
- ・ 防霜ファンの設置については新規購入だと高額の為、廃園にする園地から譲り受け、梨園の一部に設置予定。
- ・ 収穫したなしの販路についてはほとんどが系統出荷。JAの選果場を利用できるため大規模経営が可能。
- ・ その他JAの支援として、
  - なし部会として生産者を対象に支部別栽培技術講習会や座談会などを開催。
  - 就農してしばらくの間のJA指導員による巡回(新規栽培者以外も含む)。
  - なし部会員へ農機具等の貸与。
  - JAに農業投資に必要な融資などを相談。

# 公益財団法人 東松山市農業公社

住所: さいたまけんひがしまつやましまつばちょう 埼玉県東松山市松葉町1丁目1番58号

組織名: こうえきざいだんほうじん ひがしまつやましのうぎょうこうしゃ 公益財団法人 東松山市農業公社

連絡先: 同上(担い手育成・支援事業担当)

## 1. 取組の要旨

### 取組類型: A類型

- 埼玉県東松山市は梨栽培面積9haで生産者26人の古くからの梨産地である。近年、生産者の高齢化に伴い、栽培面積が減少していることから、東松山市農業公社(以下、公社)では、平成25年度から「担い手育成支援事業」として、東松山市農業塾「梨コース」を開設。
- 地元の梨農家の樹を借りて1年間にわたって新規参入希望者や、梨生産者の後継者を対象に、梨の栽培技術の研修を行っている。卒塾後は梨園の斡旋を行い、栽培管理等の相談にのるなど定着に向けてサポートをしている。
- 平成25年～令和5年度までに、37人が塾生となり、うち13人が就農して梨栽培に取り組んでいる。卒塾生は、後輩の塾生の研修用に樹を提供するなど、後輩の育成にも協力をしている。
- ほかに公社では、梨以外の新たな果樹の担い手育成や特産品づくりに向けた取り組みや、市内農産物の加工品開発、販売促進支援を行っている。

## 2. 取組開始の経緯

- 東松山市は埼玉県の中央部に位置し、東武東上線が通り交通の利便が良い市である。明治10年ごろ東平地域を中心に梨栽培が始まり、県内でも古い梨産地である。昭和40年頃を境に梨栽培面積が減少し、担い手の高齢化も進んできた。
- 当公社は、平成7年に、東松山市とJA東松山市(当時;平成8年合併によりJA埼玉中央)が出資してできた第3セクターで、農地の貸し借り斡旋や農作業受託、農業機械の使用などを通じて、農家の経営向上、地域の農業振興を進めてきた。
- 平成26年に公益財団法人への移行認定に伴い、公益事業として農業塾(野菜コースと梨コース(写真1))を立ち上げ、新規就農者の技術習得や卒塾後の農地の斡旋等を行ってきた。
- 梨コースは、月2、3回水曜日の9時30分～11時30分に、梨農家の樹を借りて、11月のせん定から始まり、翌年10月の土壌管理、秋枝落として終了し、年間25回程度実践(写真2、3)と座学(写真4)を交えて行っている。(表1)
- 講師は、当初から8年間は地元の梨篤農家が行っていたが、令和5年からは公社職員(元普及指導員)が担当している。講師の他に、埼玉県東松山農林振興センター(以下、農林振興センター)の普及指導員がサポートに回り、塾生の質問等に適宜対応している。
- 塾生は年間3人を想定しているが、年により1～5人と変動している。塾生は、市内や市外からの新規参入予定者や梨生産者の後継者で、年齢は20歳代から70歳代までと幅が広い。
- 公社では、梨コース以外にも果樹の担い手育成に向けた取り組みを行っている。
- 新たな果樹の普及を目指し、遊休農地に栗(品種「ぼろたん」等)を植栽し、地元農業者や栽培管理の補助作業を行うサポーターが管理を行ったり、果樹担い手育成の一環として、市民を対象に栽培講習会を開催する「ぼろたん等特産果樹普及事業」を実施している(表2)。
- 市内で生産された梨や栗は、「東松山農産物ブランド加工品育成事業」および「農産物等販売促進事業」により、農業者と加工業者、販売業者との連携による加工品開発を進め、パンフレット作製や各種イベントを通じたPRを行うことで、市内農産物の高付加価値化と知名度

向上に取り組んでいる。(表3)。

- ・ さらに、令和元年度から、「農林公園担い手育成事業」として、東松山市農林公園を市の農業・観光の拠点として再整備し、園内にブルーベリー、ミカンを定植した。樹が収穫できる樹齢になり、今年度から、果樹担い手育成に向け、市民対象の栽培講習会を開催する計画である。(表4)。

### 3. 募集方法等

- ・ 農業塾について、新農業人フェアなどの就農相談の機会に、東松山市と連携して周知を行っている。(表5)
- ・ 特に梨コースの塾生募集は、9月の市広報紙で行い、東松山市での新規参入または、梨農家のサポートを希望する人を対象にしている。近年では、経営主の高齢化によりUターン就農を希望する後継者が見られるため、彼らも対象としている。
- ・ 参加申し込み時に、申込者に面談や電話等で取り組み意欲を確認し、入塾の判断をしている。

### 4. 研修期間、研修の運営方法

- ・ 農業塾の研修期間は原則1年間であるが、塾生の習熟度と本人の希望により複数年研修することもできる。
- ・ また農業塾のカリキュラムではないが、卒塾生が塾生のために研修用の樹を数本提供しており、塾のない日に塾生がそれを自由に管理することができるようになっている。塾以外でも栽培管理を行うことで、塾で習得した栽培管理技術の定着に寄与している。

### 5. 研修生等の生活安定の方法

- ・ 特に、独自の生活安定対策は行っていない。

### 6. 研修修了者への園地、施設、農業機械、住宅等の斡旋の状況

- ・ 公社では、経営主が梨栽培をやめるといった情報を得た場合は、卒塾生に経営主を紹介し、地主と卒塾生の間の調整を行うなど、営農開始につなげている。
- ・ 就農間もない生産者には、公社所有の草刈機など、梨園管理に必要な機械を貸し出している。(表6)
- ・ 公社は、令和元年度まで農地利用集積円滑化団体として農地の利用権設定による農地の活用を進めてきた。令和2年度からは農地中間管理機構から業務を受託し、農地中間管理事業に係る利用条件の調整や書類手続きの業務を行っている。梨園についても市内生産者や農地等の各種現地情報を十分に活用しながら、同様に業務を行っている。

### 7. 園地の集積・集約、整備の状況

- ・ 貸し出す梨園が少なく、卒塾生が営農を始める梨園が確保できていないことが課題である。
- ・ 今後、公社と市、農業委員会、JA、農林振興センターで、梨生産者の意向把握を行い、将来貸し出し可能な梨園の情報を整理するとともに、樹齢が古い樹の伐根や、改植を勧め新規参入者の1日も早い経営安定につながるよう高収量が確保できる園への改造を進めていく。

### 8. 研修と就農の実績、就農時の園地継承の実績

- ・ 平成25年度から令和5年度の11年間に、延べ37人(複数年研修受講者あり)が受講し、13人が就農した。
- ・ うち10人は農外からの新規参入者であり、その内訳は、個人経営開始が3人、他業種からの参入法人1社で、ほかに個人や法人への就職就農者が4人、果樹園の繁忙期に果樹農家を支援するサポーターが2人となっている。その他に、梨生産者の後継者が3人就農し梨経営に携わっている。(表7)

- ・新規参入者(個人3経営と1法人)の梨栽培面積は、就農当時は合計135aであったが、梨園の貸借や新植を行った結果、現在では360aと倍以上に拡大している。(表8)

## 9. 就農後の経営・栽培技術・販路確保等の支援体制と内容

- ・就農後、公社、農林振興センターが協同して定期的にはほ場を巡回し、栽培技術の相談や各種支援を行うことで、経営の安定を進めている。
- ・ある新規参入者(表8のA氏、B氏)には、園地拡大に向けた支援に加え、パウンドケーキなどの6次化商品の開発支援を行った。その結果、商工業者との連携により、パウンドケーキが商品化され、梨の付加価値を高めるとともに産地のPRにもなっている。(表3の29年度を参照)
- ・ほかの新規参入者(表8のC氏)には、樹齢が古い樹の改植や、新植した園の早期成園化に向けた技術支援を行い、年々収量・収益を向上させることができている。
- ・新規参入法人(表8のD社)には、樹齢が古い樹の改植や、新植した園の平行整枝による省力樹形の導入など、早期成園化に向けた技術支援を行い、年々収量・収益の向上させることができている。
- ・また、就農し販路が定まっていない者に対しては、JAの農産物直売所(いなほてらす)での販売や市役所を会場にマルシェを開催し直売を行うなど販路の確保を図っている。



写真1 農業塾「梨コース」開講式



写真2 梨のせん定の講習



写真3 梨の接ぎ木講習



写真4 座学「農業の基礎」

(講習の様子については、参考資料「梨農業塾通信」P78～P80も参照)

表 1 令和 5 年度農業塾『梨コース』活動計画

No.	月	日	曜日	時刻	場所	作業名	内容
1	11	22	水	14:00	平野市民活動センター	開講式	開講式・日程等の調整、実習に必要な道具
2	(11)	(29)	水	9:30	研修ほ場	なしの1年の生育 整枝・せん定の基礎	なしの新梢、花、果実、極の1年間の動き方、 せん定の基礎（枝の種類、枝の切り方、紐の結び方）
3	12	6	水	9:30	研修ほ場	整枝・せん定・誘引	(短果枝タイプ：彩玉) 主枝、亜主枝の配置
4	12	20	水	9:30	研修ほ場	せん定・誘引	切る枝、残す枝、育てる枝の見分け方と配置
5	1	10	水	9:30	研修ほ場	せん定・誘引	枝の種類による誘引方法
6	1	17	水	9:30	研修ほ場	整枝・せん定・誘引	(長果枝タイプ：幸水) 主枝、亜主枝の配置
7	1	31	水	9:30	研修ほ場	せん定・誘引	切る枝、残す枝、育てる枝の見分け方と配置
8	2	7	水	9:30	研修ほ場	せん定・誘引	枝の種類による誘引方法
9	2	21	水	9:30	研修ほ場	花芽整理	花芽の整理（幸水、彩玉）
10	3	6	水	9:30	平野市民活動センター	病害虫防除 1	病害虫防除の基礎知識、防除暦の見方（講義）
11	3	19	火	9:30	研修ほ場	接ぎ木（切り接ぎ、腹接ぎ）	接ぎ木の種類（切り接ぎ、腹接ぎ）の説明、接ぎ木実施
12	3	27	水	9:30	研修ほ場	人工受粉の基礎知識	品種の親和性、受粉用品種、花粉採取方法
13	4	3	水	8:30	研修ほ場	人工受粉前の管理、人工受粉の実施	摘蕾、摘花の実際、人工受粉
14	4	17	水	9:30	研修ほ場	摘果（花）、ジベレリン処理	残す果実の基準（形、位置・向き）、着果させない場所の摘果（花）、新梢を発生させるためのジベレリン処理
15	4	24	木	9:30	研修ほ場	摘果	彩玉の摘果、幸水の短果枝摘果
16	5	8	水	9:30	研修ほ場	新梢管理、摘果、玉肥施肥の管理	新梢管理（予備枝候補枝の確保、予備枝の1本立ち）、幸水の長果枝摘果、玉肥の施肥方法
17	5	15	水	9:30	研修ほ場	着果の見直し、幸水ジベレリン処理、結果枝の新梢管理	幸水、彩玉の摘果見直し（果実の形、大きさ、位置、軸折れ）、幸水ジベレリン処理（果実）、結果枝の新梢管理
18	5	22	水	9:30	研修ほ場	結果枝の新梢管理	結果枝上の新梢ピンチ、先端新梢のトラ張誘引
19	6	5	水	9:30	研修ほ場	新梢管理、袋掛け	新梢管理（新梢ピンチ・新梢誘引）、袋掛けの効果
20	6	19	水	9:30	研修ほ場	新梢管理	結果枝上の新梢ピンチ、誘引、新梢停止確認
21	7	3	水	9:30	平野市民活動センター	病虫害の防除 2、農薬の話、予備枝誘引	7月以後の病虫害の発生及び防除方法、農薬の基礎的知識（講義）、予備枝誘引
22	7	17	水	9:30	研修ほ場	新梢誘引、芽接ぎ、苗木の管理、鳥獣害対策	主枝から直接発生した新梢を誘引（100日誘引）、新梢基部に芽接ぎ、鳥獣害対策
23	7	31	水	9:30	研修ほ場	収穫方法	果実の収穫判断、品質調査
24	9	11	水	9:30	研修ほ場	中晩生品種調査	中晩生品種（あきづき、新高、甘太、王秋、）の果実の生育調査
25	10	2	水	9:30	平野市民活動センター	施肥と土壌管理	生育に応じた施肥の考え方（講義）
26	10	16	水	9:30	研修ほ場	秋枝管理	秋枝管理（秋枝落とし）
27	10	30	水	9:30	平野市民活動センター	閉講式	閉講式

1 研修は原則第1、3水曜日の午前9時30分～11時30分に、柳澤國男氏なし園で行う。

表2 ぼろたん等特産果樹普及事業

	管理組合 員人数	サポ- ーター人数	活動内容
平成25年度			新たな果樹の普及と商品化を目指し、平成25年3月に市内遊休農地3haを解消・整備し、栗(ぼろたん等)とオリーブを植栽
平成26年度	10	27	果樹園の担い手として地元農業者10名からなる「ぼろたん・オリーブ管理組合」の設立を支援するとともに、7月には栽培管理の補助作業を行う「ぼろたん・オリーブサポーター」を募集、組合とサポーターが一体となって管理作業を開始した
平成27年度	10	27	栗収穫後の品質低下を防止するため冷蔵庫を導入、同じく下草管理に必要な乗用草刈り機を導入して軽労化をすすめた
平成28年度	10	23	組合とサポーターが一体となって管理作業を実施
平成29年度	10	17	組合とサポーターが一体となって管理作業を実施
平成30年度	12	17	オリーブが生育不良のため栽培を断念し、栗(ぼろたん等)への植え替えを実施
令和元年度	12	17	台風19号により甚大な被害を受けたため、ほ場及び樹勢回復の作業を実施
令和2年度	12	17	栗の樹齢が7年になり、樹齢にあった剪定を実施し展示ほを設置し適正な剪定を進める
令和3年度	12	17	施肥方法の改善による樹勢強化対策を実施
令和4年度	13	12	組合とサポーターが一体となって管理作業を実施
令和5年度	12	10	栗果実洗浄機と乗用草刈り機を導入するとともに、栗収穫機の実演会を開催 果樹担い手育成の一環として、一般市民を対象に「栗を植えよう講習会」を開催し、市民9人が参加

表3 東松山市農産物ブランド加工品育成事業・東松山農産物等販売促進事業実績

平成25年度	「梨ジュース」「梨ジャム」の販売支援
平成26年度	「梨ゼリー」について生産農家と製造・販売業者の調整を支援 栗の加工品開発に向け製造業者と販売業者の調整
平成27年度	「梨ゼリー」の商品化を支援して販売開始 食品加工業者と連携して「ポロール」(栗ぽろたんのロールケーキ)の開発を支援し販売開始
平成28年度	高付加価値商品として「プレミアムポロール」の商品化を支援 新たな栗加工品として「パウンドケーキ」を開発、製造業者と検討開始 加工品カタログの改訂
平成29年度	梨加工品「パウンドケーキ」の商品化、販売を支援 新たな栗加工品として「甘露煮」「ペースト」「大福」を試作
平成30年度	新たな栗加工品として「甘露煮」「ペースト」「大福」を販売開始
令和元年度	栗(ぽろたん)を本格的にペースト化し、有効活用を目指す
令和2年度	栗の甘露煮3品種セットの販売開始 市内洋菓子店でぽろたんペーストを利用したモンブランの試験販売実施
令和3年度	パン加工者にぽろたんを供給し、パンの試作開始
令和4年度	市内パン店に栗(ぽろたん)を安定供給し、アンパン「あんぽろたん」の商品開発を支援
令和5年度	市内洋菓子店へ栗ペーストを安定供給し「マロンコルネ」の販売開始を支援 市内どら焼き店へ栗ペーストを安定供給し「生どらスペシャルモンブラン」の販売を支援 栗の渋皮煮の販売を開始

表4 農林公園担い手育成事業

令和元年度	市の農業・観光の拠点となる公園として「東松山市農林公園」を再整備し、農業の担い手を育成する事業を展開開始
令和2年度	園内に果樹(ブリーベリー122本、ミカン94本)を定植し、その育成を開始
令和3年度	引き続いて農業公社において果樹管理
令和4年度	引き続いて農業公社において果樹管理
令和5年度	一般市民への収穫体験会を実施
令和6年度	果樹担い手育成に向け、市民対象の栽培講習会を開催予定

表5 就農相談対応状況

	就農相談対応	就農相談人数
平成26年度	新農業人フェア	28
	東松山市就農相談会	12
平成27年度	新農業人フェア	21
	東松山市就農相談会	14
平成28年度	新農業人フェア1	19
	新農業人フェア2	15
	東松山市就農相談会	12
平成29年度	新農業人フェア1	21
	新農業人フェア2	20
	マイナビ農業FEST	7
	東松山市就農相談会	6
平成30年度	新農業人フェア1	14
	新農業人フェア2	13
	東松山市就農相談会	11
令和元年度	新農業人フェア1	20
	新農業人フェア2	8
	東松山市就農相談会	4
令和2年度	東松山市就農相談ウィーク	8
令和3年度	東松山市就農相談ウィーク	10
令和4年度	新農業人フェア1	31
	新農業人フェア2	26
	東松山市就農相談ウィーク	6
令和5年度	東松山市就農相談ウィーク	2

表6 農業機械の機種及び利用料金

機種	型式	料金	年式	用途	備考
トラクター＋ロータリー①	Kubota KL40ZH+コハシロータリー	15,000円	H25. 2	耕耘	40ps、耕耘幅180cm
トラクター＋ロータリー②	他社 NTA50FF+コハシアースロータリー-FTF180T	15,000円	H26. 3	耕耘	50ps、耕耘幅180cm
トラクター＋ロータリー③	他社 RTS23GQCY+他社A14D	12,000円	H29. 9	耕耘	23ps、耕耘幅140cm
トラクター＋フレールモア①	Kubota KL40ZH+エプロンフレールモア	18,000円	H25. 2	草刈	40ps、刈幅155cm
トラクター＋フレールモア②	他社 NTA50FF+コハシフレールモアFM187T	18,000円	H27. 11	草刈	50ps、刈幅180cm
トラクター＋スライドモア	他社 NTA50FF+エプロンモアTDC1400	20,000円	H27. 1	草刈	50ps、刈幅140cm、オフセット(右2m、上方70°)
トラクター＋ソイルリフター	他社 NTA50FF+エプロンリフター-SPS31A	18,000円	H27. 1	草刈	50ps、作業幅180cm、3本ローラー
ハンマーナイフモア①	パナソニック HMC950	6,000円	H26. 3	草刈	13ps、刈幅95cm
ハンマーナイフモア②	KIORITZ HRC803	5,000円	H29. 1	草刈	10ps、刈幅80cm、クローラ、立乗
乗用草刈機	筑水キヤコム CMX2202	6,000円	H27. 5	草刈	22ps、刈幅97.5cm
畦草刈機	KIORITZ AZ736A	4,000円	H27. 11	畦草刈	6.3ps、刈幅69cm、2面刈、広幅ワグタイプ
乗用田植機	ヤンマー RJ5	15,000円	H25. 4	田植	5条植
乗用管理機＋ロータリーカルチ	他社 JKB17DH2NW+ロータリーカルチCR33-B-インロー培土	17,000円	H27. 1	中耕、培土	17ps、条間50～75cm、ロータリーカルチ3畦
乗用散布機＋ブームスプレア	他社 JKB17DH2NW+ブームスプレアVBS500S	15,000円	H27. 11	農薬散布	17ps、散布幅10.2m、薬液タンク500リットル
歩行型管理機	他社 RMS600-CW	4,000円	H27. 11	中耕、培土	5.4ps、耕耘幅16～35cm、クローラ
堆肥散布機(自走積込式)	アテックス マキタ MSX650B	6,000円	H25. 11	堆肥散布	9.4ps、積載量650kg、散布幅1.2～2.5m
平畝整形同時マルチ	ヤンマー MK75DXL 藤木 FRML150	5,000円	H25. 11	平畝整形マルチ	7.5ps、ヘッド幅50～120cm
クローラ運搬車	筑水キヤコム BP42	3,000円	H27. 12	運搬	4.3ps、積載量300kg
栗自動皮むき機	アビテックジャパン Dr.マロン	4,000円	H26. 9		単相200V、昇圧器セット

注1) 料金は1日当たりの金額。

注2) 貸出時刻は午前9時、返却時刻は翌日の午前9時(原則)。

注3) トラクタの運転操作には、大型特殊自動車免許が必要。

注4) 機械は使用後、清掃して燃料を満タンにして返却。

注5) 公社に機械の運搬を依頼する場合は、別途搬送料金(片道1,500円)が必要。

表7 受講者数および卒業者の状況

	塾生数	就農者数	うち新規参入者数 (就職就農含む)
平成25年度	3	2	2
平成26年度	2	0	0
平成27年度	1	0	0
平成28年度	3	1	1
平成29年度	2	1	1
平成30年度	5	1	1
令和元年度	4	0	0
令和2年度	5	1	1
令和3年度	5	5	3
令和4年度	2	0	0
令和5年度	5	2	1
合計	37	13	10

表8 新規就農者の経営発展状況

	受講年度	就農当初の経営面積	現在の経営面積	特徴
A氏、B氏	平成25年度	50	80	試験場等で果樹の研修後に農業塾梨コースで研修して農外から新規就農 就農後は規模拡大を進めるとともに6次産業化商品開発などを進め経営を発展
C氏	平成28年度	40	140	農業塾梨コースで研修終了後、農業経営塾で2年間研修し、農外から新規就農 就農後は市内果樹園の借受けや新植を進めて規模拡大中  ※農業経営塾：市が主催する梨の塾で、埼玉県が実施している「明日の農業担い手育成塾」に位置付けられ、専任講師による濃密な研修を行うことを通じ、農業の担い手意を育成しようとするもの (経営塾の塾生として研修する場合、国の農業次世代人材育成資金(開始型)を交付することができる)
D社	平成30年度 令和元年度 令和2年度 令和5年度	45	140	市内の造園業者が果樹園経営を目指して社員や経営者が受講し果樹園経営に本格参入 梨以外の多様な果樹の植栽を行い、本格的な果樹園経営を開始

- 内 容：①14:00～ 開講式  
②14:40～ 研修圃場等見学



ナシ栽培技術の習得は、簡単なことではありません。  
大変なことにも率先して立ち向かい、初心を忘れず頑張りましょう。  
(塾生を囲んで記念撮影)



内 容：9：30～ 剪定講習会 塾生2名、塾生OB3名



県農業技術研究センター担当部長から分かりやすく講習していただきました。(幸水若木)



東松山農林振興センター鎌田技師からは主枝、側枝の切り方、また予備枝の残し方、先端の処理(斜め上に誘引)等について質問に答える形で実技指導がありました。



また、ジョイント栽培圃場に移動し、三角講師から技術の特徴、生育状況の説明がありました。



農政課から苗木補助について、講習会場の梨っ子園主小川さんからS-GAP農場認定の説明があり講習終了となりました

内 容：①摘果講習会



#### 開催あいさつ

梨っこ農園での実施講習の予定でしたが、雨のため午前9時30分から平野市民活動センターで講習のみ開催されました。



#### 摘果のポイント

摘果は満開後10日頃から30日までに終了させます。  
残す果実などの説明をいただきました。



#### 新梢管理について

予備枝の効果や長下枝の新梢管理を、枝やボードを使い分かりやすく説明していただきました。



県農林振興センター、市農政課、JA埼玉中央から補助事業などの説明があり終了となりました。

## 2. 活躍する担い手の部

### 株式会社フルーツオンザヒル 代表取締役 齋藤 勝彦 氏

住所：ぐんまけんたかさきしよしいまちおぐし群馬県高崎市吉井町小串

担い手名：かぶしがいがいしゃふるーつおんざひる だいひょうとりしまりやく さいとう かつひこ株式会社フルーツオンザヒル 代表取締役 齋藤 勝彦

#### 1. 取組の要旨

- 群馬県高崎市の(株)フルーツオンザヒル(以下、フルーツオンザヒル)は、代表取締役齋藤氏のもと、13年にわたり果樹栽培に取り組んでいる。2.7ヘクタールの広大な農園では、5月下旬から9月中旬までの長期にわたり収穫体験ができるブルーベリーをはじめ、ブドウ、イチゴ、イチジクなどを栽培し、収穫体験や農園直売を中心とした観光果樹園を展開している。特に、ブルーベリーは無農薬栽培を行い、他の果樹も化学肥料不使用にこだわる。
- 収穫した果実は、農園内のカフェで販売する「アイスバー」「フレッシュジュース」「パフェ」などの加工品へと生まれ変わる。「アイスバー」は、季節の果実をふんだんに使用し、常時12～14種類を用意。原料の9割以上を自社農園産で、新鮮な味わいを追求。自然豊かな環境で、多様な果樹の栽培と、それらを使った加工品製造・販売を一体的に行い、地域に根ざした農業経営モデルを確立している。

#### 2. 果樹の生産・販売・加工等を取り入れた経営の概要

- 齋藤氏は平成24年(2012年)に新規就農し、フルーツオンザヒルを開園した。おもちゃ屋経営の経験を活かし、遊休農地を観光農園として活用する構想を実現させた。
- 経営面では、家族経営を基盤としつつ、地域の雇用創出にも貢献している。加工品の製造は齋藤氏の妻が担当し、令和3年(2021年)には長男が後継者として就農した。現在は15名を年間雇用しており、地域の雇用に寄与している。また、冬季の品目としてイチゴの栽培を開始し、年間を通じた経営の安定化を図っている。
- SDGs経営の実践として、環境に配慮した栽培方法を採用している。ブルーベリーは無農薬栽培に取り組むとともに、ブドウも草刈りや枝の剪定をこまめに実施し、化学肥料は使用していない。さらに、土壌改良には竹林整備時に搬出された竹チップを活用し、肥料にはツバキの油粕を使用するなど、資源循環型農業を実践している。
- 6次産業化の取り組みとして、収穫した果実は生果実として販売するだけでなく、規格外品を加工品に活用することでロス果実を最小限に抑えている。果実や加工品は自社売店での直接販売を100%実現しており、消費者との直接取引を通じて収益の安定化を図っている。
- 立地を活かした経営戦略として、群馬県の山々や自然が一望できる小高い丘に農園を構えている。カフェメニューやイートスペースを充実させることで、お客様が自然の中で長時間滞在できる環境を整備し、付加価値を高めている。
- 今後の展開として、消費者ニーズに応えるためブドウなどの収穫体験できる品目の拡大や、さらなる加工品開発を目標としている。毎年新たな取り組みを導入することで、リピーターの獲得と顧客満足度の向上を目指している。

#### 3. 地域の果樹農業の活性化、認知度の向上等への貢献の概要

- フルーツオンザヒルは、地域の果樹農業の活性化と認知度向上に積極的に貢献している。その主な活動は以下のとおりである。

#### 【遊休農地の有効活用】

- 経営面積2.7haのうち、2haを遊休農地から整備し、果樹栽培に活用している。

## 整備前



## 整備後 ブルーベリー狩り園

### 【教育機関との連携】

- ・ 県内の中学・高校から職場体験を受け入れている。
- ・ 地元高校と協力し、高校生のアイデアを取り入れた商品開発・販売を行っている。

### 【地域特産品の振興】

- ・ 高崎市の特産品である「ウメ」の加工品を販売し、原料を市内生産者から仕入れることで地域の果樹振興に貢献している。

### 【雇用の創出】

- ・ イチゴ栽培の開始により冬季の売上を確保し、15名の従業員を年間雇用している。

### 【情報発信と交流】

- ・ 県内の6次産業化観光農園のモデル的存在として、県内外トップリーダーと情報交換を行っている。
- ・ 常に新しい情報を収集し、現地調査を行うなど、果樹栽培の最新動向に注目している。
- ・ 齋藤氏は、ビートルズの楽曲「フル・オン・ザ・ヒル」(大衆に理解されなくとも独自の価値を創造していく決意が込められている曲)に共感し、独自の価値観を追求する「フルーツオンザヒル」という農園を創出した。自然と共生し、地域の人々とのつながりを育む齋藤氏の活動は、単なる果樹栽培にとどまらず、地域社会に新たな価値を生み出している。

- これらの活動を通じて、フルーツオンザヒルは消費者ニーズに応える経営と地域貢献を両立させ、県内果樹産業の発展に大きく寄与している。今後も、その積極的な姿勢と先見性により、地域の果樹農業をさらに活性化させることが期待される。



群馬県の山々や自然が一望



農園内のカフェで販売



長時間滞在できる環境を整備

### 農園マップ

2024年最新の  
収穫状況です！  
日々進化中！

おいしくて、しかも安心安全！  
自然豊かな丘の上にブルーベリー、ぶどう、いちじくなどの果樹が多数あり、四季を通して楽しんでいただけるフルーツ農園です。化学肥料は一切使わず、竹炭や牡蠣、お茶殻の天然素材の肥料で育成しています。

**ハイブッシュブルーベリー種**  
大粒で、皮が厚く柔らかめの食感、酸味も少なめな濃厚な味わい。

**いちじく**  
収穫時期：8月下旬～10月下旬  
バドゥーネ  
なんと2種類のいちじくです。

**ぶどうハウス**

**ブルーベリー**

**いちじく**

**ぶどうハウス**

**カフェ＆ショップ**

**ブルーベリー**  
収穫時期：9月上旬～10月中旬  
大粒で人気のお味約60種類、約2000本のブルーベリーを栽培しています。日中直射日光を避け、安心して食べていただけます。

**ぶどう** 収穫時期：9月上旬～10月中旬  
季節の天候で皮の厚さや味や香りから、上座種のシャインマスカット、ジョーシーや超人種の藤原、また食べられる皮の多いブルーベリー、ハイブッシュタイプ、クイーンズなどのブドウが楽しめます。

**レモン**  
毎朝露で、自然肥料を使って、お茶殻のでんぷんなどで安心して食べられます。高糖度が、ソーダやケーキやゼリー、レモンジュースなどに使っています。

ぶどうハウス  
いちじく  
ブルーベリー  
カフェ＆ショップ  
ぶどう  
レモン  
果物



# 一休農園 島田 雄一郎 氏、島田 幹子 氏

住所：あきたけんあきたしかわべさんないあざみちやま秋田県秋田市河辺三内字道山

担い手名：いっきゆうのうえん しまだ ゆういちろう しまだ みきこ一休農園 島田 雄一郎、島田 幹子

## 1. 取組の要旨

- ・ 島田雄一郎氏は東京都出身で大学卒業後にフードマネジメントに関わる仕事に長く従事した。幹子氏は秋田県出身で宮城県で会社員をしていた。夫妻は平成29年に宮城県から秋田県秋田市に移住し、雄一郎氏が県農業公社や秋田市の各種研修を受けた。
- ・ 平成31年に秋田市河辺三内地区(以下、河辺地区)で就農し、一休農園をスタートした(図1)。高齢化等により維持が困難になった樹園地や廃園を継承し約2.6ha(結果樹面積は約2ha)を経営している。
- ・ 雄一郎氏は河辺果樹振興会の事務局として各種事業を運営し地域内の情報交換や交流を図るほか、来春に新規就農する研修生にりんごの新植方法を指導している。
- ・ 生産物は全て直販である。新たな加工品も商品化し自ら販路を開拓している。
- ・ 各種 SNS を通じて果樹の生育状況や管理作業の様子を紹介している。援農ボランティアも多く受け入れ果樹栽培や地域の認知度の向上に貢献している。

## 2. 果樹の生産・販売・加工等を取り入れた経営の概要

### ① 省力樹形や農業機械等の導入による経営面積の拡大

- ・ 平成29年に秋田市に移住した際に、県農業公社の野菜研修を受講する傍らボランティアでりんご生産者の手伝いをした結果、園主の信頼を得て遊休園地を借り受け、県農業公社の協力を得て果樹経営支援対策事業の活用等により、りんごのわい化栽培への改植を実施した(改植事業は県農業公社が実施主体で、島田氏は新規就農研修の一環として改植作業等を実施)。
- ・ 平成31年に新規就農した際には、りんごのわい化栽培は約60a(平成31年度果樹経営支援対策事業は37aで、他は島田氏自らが改植;図2)。その他、りんご成園30aを継承した。
- ・ 令和3年にりんご成園を含む園地約1.5haを借り受けて継承した(現在の経営面積は2.6ha、うち結果樹面積約2ha)。
- ・ 植え付け後5年を経過し、わい化栽培の作業性に優れることがわかってきた。経営面積の大部分が樹齢の経過した成木であることから、今後計画的に省力樹形への更新を図ることとしている。

### ② 省エネルギー・生産資材の低投入の栽培等SDGs経営の実践

- ・ 土づくりは地域内の堆肥や有機質資材を使用している。ハダニ類対策として草丈を高め維持し天敵類を温存することで化学合成農薬の使用回数低減に努めている。食味を重視するため反射資材は使用せず、できるだけ葉とらず栽培としている。

### ③ 消費者や実需者等との直接取引等により販路の多様化、収益安定の実現

- ・ 果実は全量が直販である。これまでの就業経験(フードマネジメント)を活かし、自ら秋田市内大手スーパーの主要店舗や近隣の道の駅に売り込み販路を確保した。各種イベントにも出店し、オンライン販売も行うなど収益の安定を図っている。令和6年には河辺地区で閉店していた駄菓子屋を借り受け直売所を新設した(図3)。数多くの品種を作付けしており、試食により品種の特徴を伝えながら顧客の好みに合った商品を提供している。

#### ④ 自ら生産した果実の加工・販売等6次産業化による経営

- ・ 自園地のりんごを原料としたアップルソルベ、ドライアップル、りんごジュース(パック、瓶)を委託製造により商品化した(図4)。アップルソルベは秋田空港ターミナルビルの取扱となり好評である。

### 3. 地域の果樹農業の活性化、認知度の向上等への貢献の概要

#### ① 地域の農業者の集まりでの紹介等による生産者の意識啓発

- ・ 就農前から河辺地区のりんご生産者で組織する河辺果樹振興会の活動に参加していた。就農後は事務局として会長とともに当会の中心的な役割を担っている。生育期には月1回の例会(園地巡回、講習会)等を開催し、地域の生育状況や管理状況を確認しながら適期作業を促している。
- ・ また、雄一郎氏は河辺猟友会の一員として地域全体のクマ対策に尽力している。果樹園においても樹体折損や果実被害が多発していることから、電気柵の設置方法を見直すなど、侵入阻止のため入念な対策を指導している。

#### ② 研修生の受入れ

- ・ 秋田市には果樹の新規就農研修体制がないため、定期的な研修生の受け入れ行っていない。
- ・ 他方、県外の非農家出身者が県果樹試験場(横手市)で果樹栽培の研修を受けており、研修修了後に河辺地区への就農を希望しており、農地中間管理機構(県農業公社)が廃園への新植を計画している。
- ・ このため、来春の営農に向けた準備やりんごのわい化栽培の進め方等について随時アドバイスしている。

#### ③ 経営や地域活動をホームページやSNSでの発信

- ・ 一休農園ではりんご園の季節の移り変わりとともに、河辺地域のりんご栽培の歴史やりんごの育て方(開園、接ぎ木、放花昆虫、摘果、クマ対策、収穫、剪定等)について、誰にでもわかりやすい親しみのある言葉で紹介している。

#### ④ 地域外の消費者・実需者・生産者等との連携活動に参加

- ・ 秋田市等を管内とするJA秋田なまはげ果樹部会(雄和地区等)の講習会等に参加し情報収集や技術研鑽に努めている。

#### ⑤ 援農ボランティアの協力等の実現に協力

- ・ 秋田市の援農ボランティアを受け入れている。また摘果や収穫等で一時的に労力が必要になる時期にはSNS等で呼びかけ学生等のボランティアが集まり応援団が定着している(図5)。これらに関連して秋田市主催の課題解決型ワークショップにおいて河辺地区の果樹農業の現状や自身の取り組みを紹介している。



図1 一休農園紹介パンフレット(表面)



図2 わい化栽培の状況 (平成 31 年度果樹経営支援対策事業)



図3 だるま直売所



図4 りんごの加工品  
(左上:ドライアップル、中央上:アップルソルベ、  
右上及び下:りんごジュース※)  
※右下は河辺果樹振興会



図5 摘果ボランティア

# 株式会社 日本農業

住所：とうきょうとしながわくにしごたんだ東京都品川区西五反田1丁目

担い手名：かぶしがいしゃ にほんのうぎょう株式会社 日本農業

## 1. 取組の要旨

- ・ 当社は、「日本の農業で、世界を驚かす」をミッションに、生産から販売・輸出まで垂直統合型バリューチェーンを構築している。
- ・ 2016年の会社設立より、青森県産りんごの輸出中心の販売先開拓から始まり、現在、青森県でのりんご生産では、高密度栽培を採用し、自社園地を開園。国内最大級の約55haまで規模を拡大している。青森県内ではセミナーを行う等、高密度栽培の生産技術の提供・支援にも取り組む。
- ・ りんごの輸出モデル確立の経験を生かし、他の品目・産地において輸出産地の形成に取り組む。りんご同様、大規模な規模で、省力化・効率化に取り組むため、香川県および群馬県でのキウイフルーツの生産でストリング栽培、栃木県のぶどう生産では根域制限栽培を採用している。

## 2. 果樹の生産・販売・加工等を取り入れた経営の概要

### ① 省力樹形や農業機械等の導入による経営面積の拡大

#### 【りんご(青森)】

- ・ 高密度栽培(トールスピンドル式)を採用。2020年5月には株式会社ファーマインドと合弁会社・ジャパンアップル株式会社を設立し、高密度栽培のりんご園地(写真1)を55haに拡大する。
- ・ 作業動線が広くシンプルな高密度栽培の利点を生かし、大型トラクターや高所作業車、スピードスプレーヤーで機械化を推進し、定植や収穫などの作業負担を軽減。効率化を図り、安定した品質のりんごの収量増加、高い収益化を目指している。
- ・ その他、協力農家とともに高密度栽培の一種である「Vトレリス式」や、ニュージーランドで導入される栽培方法「FOPS(Future Orchard Production System)」の研究開発にも取り組む。

#### 【キウイフルーツ(香川・群馬)】

- ・ ストリング栽培を採用。つり上げ線を用いた栽培方法で、翌年度に実をつける予定の枝(蔓)をつり上げることで、冬に行う選定作業を簡略化する。葉を立体的に配置することで効率的な光合成を促し、収穫量向上や品質安定化につながる。
- ・ 耕作放棄地などを活用し、香川では2022年より開園し現在は7.6ha(写真2)、群馬では2024年に開園し10.7haの園地(写真3)を運営する。

#### 【ぶどう(栃木)】

- ・ 根域制限栽培を採用。灌水や施肥など効率的に管理でき、従来の栽培方法に比べ小型化した樹体による作業負担の軽減など省力化が図れる。また、スピードスプレーヤーを導入し効率化を推進。
- ・ 遊休園地などを活用し2023年に0.6ha、2024年には4haの園地を開園している(写真4)。

#### 【なし・もも(茨城)】

- ・ 2024年2月に生産を開始(0.5ha)し、V字仕立てによる栽培を採用。2025年2月に5haの拡大を計画している(写真5、6)。

## ② 省エネルギー・生産資材の低投入の栽培等SDGs経営の実践

- ・ 根域制限栽培を行う栃木のぶどう圃場では、2024年3月より株式会社 TOWING とともに、高機能バイオマス炭「宙炭(そらたん)」を活用した実証を開始した。
- ・ 宙炭は農地に施用すると、作物の品質や収穫量向上、温室効果ガス排出量削減や、資源循環の促進などが可能。ぶどう(シャインマスカット)の苗木10本に対して、宙炭は125L施用され、14.4kgの温室効果ガス削減が見込まれる。
- ・ 収穫量増加や品質向上に加え、環境負荷軽減による持続可能な農業の実現を目指し、共同で育成調査を実施している。

## ③ 消費者や実需者等との直接取引等により販路の多様化、収益安定の実現

- ・ 青森県のりんごにおいては、自社園地および300名以上の契約農家よりりんごを集める他、産地市場より仕入を行っている。自社で選果・梱包施設を持ち、ニーズの異なる国内外の顧客の注文に対して柔軟に対応が可能。
- ・ 2017年2月よりアジアを中心として輸出。2020年2月ごろから日本国内の量販店や仲卸への販売に取り組み、販売ポートフォリオの最適化を図っている。また、EC販売やふるさと納税の提供も行い、消費者へのダイレクトな販売にも取り組む。
- ・ りんごの販売で培った販路を生かし、他の品目の販売にも取り組む。今季、自社園地で初収穫を迎えたぶどう(シャインマスカット)では、昨今増加する核家族や単身者でも手に取りやすくするため小房での栽培に取り組み(写真 7)、栃木県内の量販店において150グラムのパックで販売した。

## ④ 果実の輸出の実施

### 【りんご】

- ・ 上記のとおり、自社園地の他に300名以上の契約農家、産地市場より仕入を行い、自社で選果・梱包施設を持ち、台湾や香港、タイなどのアジアを中心とした輸出を手がけている。りんごの輸出実績では、2023年22億円を超える。
- ・ 仕向国ごとにりんごの嗜好性(色がある贈答用が良い、旧正月に向けた贈答需要、小玉で日常使いが良い等)があることを仕向国バイヤーと会話したうえで、それらに沿ったりんごとなるよう契約農家とコミュニケーション。陸送輸送の距離を最小化し、りんごの品質保持に寄与するため、直近の輸出向けの港である八戸港からRORO船を利用する取り組みも行う。

### 【キウイフルーツ】

- ・ 自社園地においては、従来の国内向け栽培方法をアップデートし、輸出産地形成のための輸出向け栽培実証を行っている。
- ・ 日本産キウイフルーツの輸出マーケットはまだ小さいが、キウイフルーツの一大産地であるニュージーランドが南半球ゆえに供給が減少する時期に、日本から供給できる点でアジア地域への輸出可能性が高く、今季、日本産キウイフルーツの台湾向け輸出実証に向けた取り組みも進めている。

### 【ぶどう】

- ・ 自社園地では、今季初収穫したぶどう(シャインマスカット)の輸出に取り組み、台湾の量販店での販売を実施した。加えて、契約農家等より仕入を行い、アジアを中心として輸出も手掛けている。
- ・ 今後はインドネシア向け輸出を視野に、輸出先国政府の規制に対応した「GLOBALG.A.P.」の認証取得に向けた取り組みを進めている。

## 3. 地域の果樹農業の活性化、認知度の向上等への貢献の概要

### ① 地域の農業者の集まりでの紹介等による生産者の意識啓発

- ・ 地域とともに競争力のある農産物を創出し、農産物の発展に寄与するため、発信活動に取り組む。りんご協会青年部・商協連青年部において、りんご高密度植栽培や国内外流通を含めたりんご産業の将来に関する講演を行う。
- ・ その他、青森県内でも高密度植栽培に関するセミナーを行い、地域の生産者との意見交換や情報発信の機会を設けている。また、青森県内の高校でのりんご高密度植栽培の講習会に参加し、苗木の定植作業の指導や講話を実施している。

## ② 経営や地域活動をホームページやSNSでの発信

- ・ YouTube「ニチノウチャンネル」(<https://www.youtube.com/@nihonagri>)で動画配信の活動を行う。りんごの高密度植栽培やキウイフルーツのストリング栽培、ぶどうの根域制限栽培に関する解説動画などを公開する。
- ・ その他、当社コーポレートサイトや X(旧 Twitter)、Facebook、Instagram、Linkedin 等でも活動を発信。施工や苗・資材の調達、栽培方法の指導をパッケージ化し、生産者に提供することで、栽培方法の導入を促進している。

## ③ 地域外の消費者・実需者・生産者等との連携活動に参加

- ・ ニュージーランドのりんご生産者を訪れ、最新の栽培方法の視察を行っている。上記の樹形「FOPS」の研究開発は、ニュージーランドの試験圃場を見学のうえ取り組んでいる。
- ・ また、日本国内の量販店では当社メンバーが店頭立つ即売会なども実施し、直接消費者と関わる機会を設けている。



写真 1: 青森の高密度植栽培を採用したりんご園地



写真 2: 香川のストリングング栽培を採用したキウイフルーツ園地



写真 3: 群馬のキウイフルーツ園地の全景



写真 4: 栃木の根域制限栽培を採用したぶどう園地



写真 5:なしの V 字仕立て



写真 6:ももの V 字仕立て



写真 7:小房栽培したぶどう(シャインマスカット)

# 株式会社ウイズファーム 代表取締役 森下 博紀 氏

ながのけんしもしいなぐんまつかわまちかみかたぎり  
住所:長野県下伊那郡松川町上片桐

かぶしきがいしゃういずふあーむ だいいょうとりしまりやく もりした ひろき  
担い手名:株式会社ウイズファーム 代表取締役 森下 博紀

## 1. 取組の要旨

- ・株式会社ウイズファームは、農福連携で障がい者や触法者、高齢者と協働することにより、約2haまで拡大させ、SDGs17項目の目標のうち10項目の目標を達成すべく経営を実践している。
- ・また、ノウフクJASの認証を取得することで付加価値をつけ、自ら販路を開拓し、星野リゾートや大手仲卸業者、スーパー、カフェなどへ生果やりんごジュースを直接販売しているほか、ふるさと納税返礼品にも取組み、販路の多様化により収益安定を実現している。
- ・近隣農家からは、将来うちのりんご畑も頼むと言われるなど、障害者が農業の担い手となることが期待されている。
- ・研修等で講師を依頼され、農福連携で果樹栽培が可能なことを訴え、ホームページやSNSでも発信している。
- ・視察も受け入れており、農林水産大臣の視察から個人の視察まで対応し、地域の果樹農業の活性化や認知度の向上に貢献している。

## 2. 果樹の生産・販売・加工等を取り入れた経営の概要

### ① 省力樹形や農業機械等の導入による経営面積の拡大

- ・りんご経営面積は、現時点で約79a、ぶどう経営面積は、作業請負分(約10a)を含め約65a、桃の経営面積は約10aとなっている(写真1、2、3)。
- ・りんごの普通栽培においては、土地を借り受けた時から樹形を低く仕立てる剪定を行い、障害者や高齢者でも栽培しやすい環境作りに努めている。スピードスプレーヤー、乗用モア等を導入し省力化を図り、40aから始めた果樹栽培は現在約1.5haとなり、経営面積の拡大を図っている。

### ② 省エネルギー・生産資材の低投入の栽培等SDGs経営の実践

- ・全園地において除草剤は使わず、環境にやさしい農業を実施している。
- ・農福連携で貧困対策や飢餓対策などSDGsの10項目の目標に貢献している。(写真4)

### ③ 消費者や実需者等との直接取引等により販路の多様化、収益安定の実現

- ・販路については、自ら開拓し、大手仲卸業者(株式会社泉州屋)、スーパー(岐阜県ファミリーストアさとう)、アップルパイ屋(PUBLIC SWEETS TART & PIE)、長野県のアンテナショップ(銀座NAGANO)へ生果を、また、星野リゾート、Ray Café(京都府)などへりんごジュースを契約販売している。
- ・また、ふるさと納税の返礼品として販売しているほか、各種マルシェに呼ばれたり、浜名湖サービスエリアで直接販売も行っている。
- ・また、ノウフクJAS「障害者が生産行程に携わった食品及び観賞用の植物の日本規格(平成31年3月29日農林水産省告示第594号)」を第1号として認証取得し、ノウフク・アワード2023ではグランプリを受賞し、対外的な評価をいただくことにより、販路の拡大を図っている。

## <受賞履歴>

☆2021年3月 ノウフク・アワード2020 優秀賞 及び 特別賞「未来を耕すの部」受賞

- ☆2021年12月「ノウフクリンゴで作ったりんごジュース」が OMOTENASHI Selection 受賞
- ☆2022年12月「ノウフクリンゴで作ったりんごジュース」が OMOTENASHI Selection 受賞
- ☆2024年2月 ノウフク・アワード2023 グランプリ 受賞

④ 自ら生産した果実の加工・販売等6次産業化による経営

- ・りんごジュースやりんごチップスを委託により製造し、販売している(写真5)。

⑤ 果実の輸出の実施

- ・輸出に関しては、様々なリスク要因が高いことと、国内の消費者を大事にしていきたいため、会社として輸出を行う予定はない。

3. 地域の果樹農業の活性化、認知度の向上等への貢献の概要

① 地域の農業者の集まりでの紹介等による生産者の意識啓発

- ・長野県や農業経営士資質向上研修に講師として呼ばれ、農福連携にて農業・農家のお手伝いができることを発表した。
- ・また、一般社団法人クロスオーバーと共同し令和6年11月30日～12月1日に軽井沢プリンスショッピングプラザ(軽井沢アウトレット)にてマルシェを開催する。

② 研修生の受入れ

- ・長野県主催のお試しノウフクの受け入れをしている。

③ 経営や地域活動をホームページやSNSでの発信

- ・飯田養護学校の職場体験の受け入れや、松川町地域活動支援センターの作業体験等の受け入れにより、地域貢献している。
- ・経営状況はWAM NETにて公表し、活動はホームページ(写真6)やFacebookで発信している。
- ・また、メディアによる取材は積極的に受けることで、情報発信し認知度向上に繋げている。

④ 地域外の消費者・実需者・生産者等との連携活動に参加

- ・各種団体からの講演依頼や視察依頼を積極的に受けている。
- ・韓国の慶尚南道の農業技術院からの視察も受けいれている。

⑤ 援農ボランティアの協力等の実現に協力

- ・一般社団法人クロスオーバーの農福連携サポーター研修のサポーターを受け入れている。



写真1 株式会社ウイズファームの経営りんご園



写真2 株式会社ウイズファームの経営ぶどう園



写真3 株式会社ウイズファームの経営桃園



写真4 株式会社ウイズファームのSDGsの取組み(ノウフクフォーラム2019より)



写真5 株式会社ウイズファームの「ノウフクリンゴで作ったりんごジュース」

《株式会社ウイズファーム》

【農業法人(農地所有適格法人)】

信州長野県のくだもの里松川町で農福連携にて農業を行なっています。

障がいを持っている方も弊社では貴重な労働力です。



写真6 ホームページの一部 (<https://withfarm.amebaownd.com>)

# 農事組合法人世羅幸水農園

住所：ひろしまけんせらぐんせらちようほんごう広島県世羅郡世羅町本郷

担い手名：のうじくみあいほうじんせらこうすいのうえん農事組合法人世羅幸水農園

## 1. 取組の要旨

- ・農事組合法人世羅幸水農園は、梨を中心とした大規模果樹経営を目指し、昭和38年4月に完全協業の農事組合法人として設立された。現在は2代目、3代目の組合員15戸が経営の中心に携わっている。
- ・組合員の中から選任された理事が、生産部などの各部長となり、構成員や従業員をまとめながら、日々の管理作業を行っている。また、人間関係を尊重し、「協調、相互理解、自己制御」の3つの要素を基調とした継続的な経営を目指している。
- ・早期成園化や管理作業の軽労化、生産性のある園地を次世代に継承することを目的にJVTレリス仕立ての導入やLED防蛾灯の設置等により、安定した梨づくりを実現している。
- ・市場への系統出荷に加え、ほ場に隣接した直売施設では、青果だけでなく、ジャムなどの加工品を販売しており、販路の拡大に取り組んでいる。
- ・視察研修や講習会などの地域の部会活動へ積極的に取り組み、果樹振興を図っている。

## 2. 果樹の生産・販売・加工等を取り入れた経営の概要

### ① 省力樹形や農業機械(スマート器機を含む)等の導入による経営面積の拡大

- ・広島県中東部の世羅台地に所在し、経営面積は51.6haで、その内、梨が47.3haを占めている。
- ・傾斜がきつく管理作業に不利な条件であったほ場6haを再整備し、平成27年に省力樹形であるJVTレリス仕立てを導入することにより、次世代への継承と管理作業の効率化、労働生産性の向上を図っている(写真1・2)。
- ・灌水施設が老朽化し防除が困難になったほ場に対応するため、ドローンの操縦ができる従業員を育成し、新たな防除体制を構築した。
- ・設立から約60年が経過し、全国的な後継者不足が危惧される中、世代交代が順調に進み、農園の全従事者の平均年齢は47.6歳となっている。また、定休日や月給制の導入によるワークライフバランスの確立や資格取得時等の費用を助成する制度を設け、常に学ぶことができる環境づくりに取り組むなど、従業員の確保、育成にも力を入れている。

### ② 省エネルギー・生産資材の低投入の栽培等SDGs経営の実践

- ・大規模経営を実現するために、農薬による防除を徹底し、幸水梨の無袋栽培を行ってきたが、時代の変化とともに、周辺環境にやさしい防蛾灯による栽培を確立した。近年では、防蛾灯の光源を低消費電力であるLEDへと計画的に更新しており、SDGsに関する取組も積極的に行っている。

### ③ 消費者や実需者等との直接取引等により販路の多様化、収益安定の実現

- ・出荷当初は、日本梨品種「二十世紀」が圧倒的なシェアを占める中、「幸水」を主力品種として導入し、大阪市場で高い評価を獲得し、現在まで取引が続いている。
- ・直売施設である「ビルネ・ラーデン」を平成10年に開業し、梨をはじめ、ぶどうやもも、いちごなど年間を通して果実がある強みを活かし、直売の強化を図っている(写真3・4)。
- ・県の販売支援施策である広島県産応援登録制度に登録し、ブランド化や販路拡大に努めている。

#### ④ 自ら生産した果実の加工・販売等6次産業化による経営

- ・ 食品加工業者と連携し、これまでにゼリーや焼肉のたれ、ドレッシングなど梨を活用した加工品を開発した。
- ・ 直売施設に隣接する世羅高原6次ネットワーク加工施設を活用し、現在では、梨に加え、農園で生産されたさまざまな果実を使用したジャムなどを製造し、販売している(写真5)。

#### ⑤ 果実の輸出の実施

- ・ 農協や地域の生産者と連携し、ベトナムや香港へ梨の輸出に取り組んできた。現在は、台湾へ輸出されている。

### 3. 地域の果樹農業の活性化、認知度の向上等への貢献の概要

#### ① 地域の農業者の集まりでの紹介等による生産者の意識啓発

- ・ 世羅町果樹部会の会長として、先進地への視察研修や講習会の実施などに積極的に取り組んでいる。
- ・ 世羅高原6次ネットワークの活動を通じ、地域の農業者へ6次産業を啓発し、観光促進と地域の活性化に寄与している。

#### ② 研修生の受入れ

- ・ 昭和45年から、国内外の研修生を受け入れている。また、平成20年からは外国人技能実習制度を活用し、現在はカンボジアやベトナム、中国から12名を受け入れている。
- ・ 農家の仕事や生活を体感することを通じて、農業の魅力を周知するために、地元小学校の体験学習を受け入れている。また、体験をコーディネートできる人材を育成することで、地域とともに発展する農園を目指している(写真6)。

#### ③ 経営や地域活動をホームページやSNSでの発信

- ・ 独自のホームページを立ち上げ、スタッフブログを通じて栽培状況やフルーツ狩りの情報発信を行っている(写真7)。また、インスタグラムでは、直売施設での販売状況や農園の日常風景を投稿している。

#### ④ 地域外の消費者・実需者・生産者等との連携活動に参加

- ・ 広島県果樹振興協議会梨部会の活動を通じて、県内の他産地との研鑽を重ねている。
- ・ 県内外からの視察を積極的に受け入れ、意見交換を行っている。
- ・ 生協と連携し、交流促進や産直事業の発展に20年間取り組んでおり、消費者とのつながりが生まれている。

#### ⑤ 援農ボランティアの協力等の実現に協力

- ・ 県内の学生に対し、地域づくりへの貢献や人間力の育成を目的に、援農やイベント参加の機会を創出し、農業の魅力発信や農村地域の発展に寄与している。



写真1 傾斜がきつく管理作業に不利な条件を改良するため、再整備を実施したほ圃の様子



写真2 JVTレリス園の栽培状況



写真3・4 直売施設「ビルネ・ラーデン」



写真5 農園で生産された果実を使用した加工品(ジャム)



写真6 地元小学校の農業体験の様子



<https://www.sera-kosui.jp/fruits/nashi/>

写真7 ホームページのトップ画面 (<https://www.sera-kosui.jp/>)

# 矢口 鉄也 氏

住所: <sup>ながのけんとうみしねっ</sup>長野県東御市祢津

担い手名: <sup>やぐち てつや</sup>矢口 鉄也

## 1. 取組の要旨

- ・ 令和2年度に新規就農し5年目。
- ・ ブドウでの専作経営で栽培規模は1.5ha。労力は夫婦2人で雇用は現状無し。栽培規模の割には労力が不足するため、作業の段取りを重点的に考え適期適作業に心がけ作業を行うようにしている。また、ブドウ栽培については作業者の技術の差により作業にバラツキが生じ果実品質に差が出るので技術的に優れる少数人での作業を考え品質の平準化を目指す。また、6次産業化にも力を入れ取り組んでいる。
- ・ 品種構成は、現状「巨峰」が7割だが今後は東御市特産の「巨峰」を残しつつも収益性の高い品種(ナガノパープル、シャインマスカット、クインルージュ等)への切り替えを進める。
- ・ 今後の経営の方向性については、栽培技術を向上させることも重要であるが、自分の生産した果実をどこに、どのように販売するかを考え栽培すべきと考えており、かけた労力に見合った収益が得られるかという経営的視点をもって経営を展開する。また、現在行っている6次産業化にもさらに力を入れ将来的には法人化も目指す。

## 2. 果樹の生産・販売・加工等を取り入れた経営の概要

- ・ 他産業から大規模農業生産法人で雇用就農を経験し、(有)信州うえだファームでの2年間の研修修了後に、令和2年度に東御市でブドウ栽培生産者として独立就農を果たした。
- ・ 独立就農時に(有)信州うえだファームからブドウ園地約80aの利用権切り替えを受けるとともに、周辺の生産者から園地を借り受けて徐々に経営面積を拡大し、現在は1.5haを経営。東御市の名産の「巨峰」が7割で、改植等によりナガノパープル、シャインマスカット、クインルージュ等計9品種を栽培している(写真1)。
- ・ ブドウ園1.5haの経営を奥さんと2人で回しており、作業できる人が限られる中、高品質の狙った理想を求める栽培ではなく、果実の売り先(販売価格)に見合った管理の仕方と作業の段取りを考えて栽培している(写真2)。
- ・ また、ブドウの栽培において農薬の使用は必要最低限に抑え、土の状態を健康に保つため除草剤は一切使わず、肥料についても有機質のみの使用にこだわり、香り高く味わい深いブドウづくりに心がけている。このことが環境に配慮した持続可能な農業に繋がっており、また高騰する肥料、農薬等生産資材の削減にも繋がっている。
- ・ ブドウの栽培の傍ら、自ら企画して農産物の6次産業化にも積極的に取り組んでおり、「地域のおいしいものをたくさんの人に知ってもらいたい」をコンセプトに、自ら生産したものはもとより、地域の生産者と共に、地域のおいしいものを掛け合わせた新たな食の発見につながる商品の開発に日々尽力している。
- ・ 具体的には、ブドウを使った加工品(シロップ、マスタード、ジャム等)に加え、地域のリンゴ等を使ったドレッシング等を製品化している(写真3)。これら6次産業化については、今後さらに事業拡大を図り経営の柱となるよう進めていく方針である。
- ・ 販売にも力を入れており、農産物については、JA出荷のほかにインターネットを通じた消費者との直接販売、ふるさと納税返礼品等で、また、加工品については、「祢津商店」の商標で消費者との直接販売はもとより飲食店や小売店といった実需者との直接販売を主体に行っており、販路の多様化による収益の安定化を目指している(写真4)。
- ・ スマート技術の導入については、現状草刈り作業は刈払い機での手作業が中心であるが早

期に全自動草刈り機の導入を検討しており、草刈り労力の軽減を図るとともに、近い将来にはラジコンスピードスプレーの導入も検討しており、これらの導入により経営面積の拡大を図る計画である。

- ・ 法人化については6次産業化事業を含め現在検討を進めている。

### 3. 地域の果樹農業の活性化、認知度の向上等への貢献の概要

- ・ JAぶどう部会への加入はもとよりぶどう部会の下部組織で比較的技術力の高い若いブドウ生産者が加入する「東御未来プロジェクト」にも加入しており、各生産者との交流を通じ自身の技術力向上のため日々研鑽に努めるとともに組織全体の技術力向上にも尽力している。また、全国組織である「日本井川ブドウ協会」にも加入し全国のブドウ生産者との交流、情報交換を通じ日々技術の研鑽にも努めている。
- ・ 研修生の受け入れについては、自身が就農してまだ4年で「次世代農業人材投資事業(経営開始型)」の交付を受けており技術の向上、経営の安定を目指しているところであり、今後、認定農業者等の認定を受け技術が増し、経営の安定が図れた時には長野県里親研修制度の里親に登録し里子としての研修生を受け入れ地域の果樹産業の発展に貢献する予定。
- ・ また、自身のホームページを作成し、地域の状況、地域活動を発信するとともに、SNS(インスタグラム・フェースブック)を活用し日々の情報を発信している(写真5)。



写真1 矢口氏の園地の状況



写真2 夫婦による作業の状況



写真3 製品化した加工品(左;完熟果実ドレッシング、右;完熟果実ジャム(ぶどう)、早摘みぶどうシロップ、巨峰マスタード)



写真4 消費者への直接販売のぶどう



写真5 ホームページによる発信



## 第三章 令和6年果樹農業における担い手の育成及び活躍表彰 審査の概要と審査会講評

### 1. 審査会の設置と開催等

#### (1) 審査会の設置

令和6年7月10日に(公財)中央果実協会理事長が、令和6年度果樹農業における担い手の育成及び活躍表彰実施要領第7に従って審査会委員の委嘱を行い、審査会を設置。

令和6年度果樹農業における担い手の育成及び活躍表彰審査会委員名簿

氏名	所属	備考
小松 宏光	高島農園 (農林水産技術会議委員、前長野県果樹試験場場長)	委員長
村上 ゆり子	前東京都農林総合研究センター所長	
伊東 明子	(国研)農業・食品産業技術総合研究機構果樹茶業研究部門 研究推進部長	
宮井 浩志	国立大学法人 山口大学経済学部経営学科 教授	
今井 良伸	公益財団法人 中央果実協会 常務理事	

#### (2) 審査会の開催

##### 第1回審査会(オンライン会議)

開催日時: 令和6年11月8日 13:30~14:30

議題: 審査会の了解事項について

応募者の概要と応募申請書類について

##### 第2回審査会(オンライン会議)

開催日時: 令和6年12月4日 15:00~16:00

議題: 審査会委員による書面審査の集計結果

表彰の審査結果について

表彰の種類ごとの出品財の選定について

### 2. 審査結果と講評

#### (1) 審査結果

##### 【審査の実施】

- 審査の実施方法は、事務局による予備審査を経て、審査会による本審査の応募組織または者を決定し、各委員による書面審査を行った。さらに、各委員の審査結果を集計し、審査会が集計結果に基づいて、表彰者を決定した。
- 審査に当たっては、「令和6年度果樹農業における担い手の育成及び活躍表彰審査会運営要領」の「審査基準」及び「審査にあたって考慮すべき視点」に基づき行った。

- 担い手の育成・確保の部については、A類型：組織によるトレーニングファームの運営、B類型：生産者園地を活用した研修、C類型：園地の集約・整備を契機とした取組み及びD類型：移住促進・災害復興の政策組合せの4類型ごとに基準及び考慮事項が示されており、本表彰が果樹産地の担い手育成の取組みを促進することを目的としている点に照らすと、応募組織について類型間で単純に優劣を比較することは、表彰の趣旨に合わないことから、それぞれの特徴を考慮して総合的に審査した。
- さらに、審査に当たって、①担い手育成の研修の取組みに関しては、開始から取組み期間の短い組織であっても、組織として積極的に取り組んでいる状況についても汲み取ることとした。また、②園地の集約・整備を契機とした後継者・担い手育成の取組みについては、整備園地における省力的栽培が親元就農を含む若手生産者の取組みの活性化に寄与している点を考慮した。
- 一方、活躍する担い手の部については、省力樹形、スマート農業技術の導入、省エネ・省資源等SDGs経営、6次産業化や販路の多様化などの取組状況とその取組みの積極的な発信による地域への波及や果樹農業の魅力発信の程度を総合的に審査した。
- また、本表彰が果樹農業への新規参入等を奨励することを目的としている点を考慮し、特に果樹経営の可能性に挑戦している点も汲み取って審査した。

#### 【審査結果】

- ◆ 審査結果は、担い手の育成・確保の部について農林水産省農産局長賞を1点、中央果実協会理事長賞を9点選定し、また、活躍する担い手の部について農林水産省農産局長賞を1点、中央果実協会理事長賞を5点選定した。それぞれの賞の組織名及び氏名は別紙のとおりである。
- ◆ 審査会として、各賞に選出された組織又は個人の取組みはいずれも優秀であり、全国の後継者・担い手育成の取組みを促進し、果樹農業の魅力の発信につながるものであること、その中で当表彰における被表彰者の代表としてふさわしい実績をあげているものが農林水産省農産局長賞に選出されたことを報告する。

## (2) 審査講評

### 【担い手の育成・確保の部】

- ◇ 今回の応募については、4類型のうち、A類型：組織によるトレーニングファームの運営、又はB類型：生産者園地を活用した研修の取組みに加えて、C類型：園地の集約・整備を契機とした後継者・担い手育成の取組みを主たるものとしている組織から応募があった。
- ◇ ただし、それぞれの取組みの詳細をみると、研修の実施園地の集約・整備や移住促進・災害復興の要素が含まれていた。
- ◇ また、応募組織の状況をみると、JA、地域の協議会（果樹産地協議会を含む）、農事組合法人・会社等農業生産法人、農業公社、園地整備・利用に係る組合等と、その形態や規模に多様性が見られた。

- ◇ さらに、各組織の取組みの年数や実績をみると、長年の実績があり多数の新規就農者を育成しているところ、新たに取組みを始めて新たな仕組みの下で、今後の進展が期待できるところ、プロジェクト方式で実施され地域のモデルとして波及が期待できるところなど、こういった視点を重視するかによって評価が分かれるものであった。
- ◇ 以上のとおり、異なる取組み類型、組織の状況や年数・実績等を踏まえつつ、各応募組織の取組みを比較審査するという難しいものであったことから、各委員における審査結果を点数化して、その合計点数の結果に基づいて、審査会において総合的な判断を行った。
- ◇ 農林水産省農産局長賞に選出された「えひめ中央農業協同組合」の取組みは、A類型に分類され、新規就農研修センターにおいて中晩柑類主体の長期研修を実施するとともに、JAが空き園地・倉庫等の情報収集・現地確認により研修終了時にマッチングし、優良空き園地の場合には中間保有も実施している点が総合的に評価されたものとする。
- ◇ 中央果実協会理事長賞に選出された取組みもいずれも特色あるものであり、
  - 「大分県佐伯市米水津色利浦地区」の取組みは、C類型に分類され、企業等を担い手として、市・県等が連携して耕作放棄地を再編整備しており、参入支援PTを設置し、複数の事業実施に係る情報共有とスケジュール等の調整、参入企業の窓口一元化により事業を実施し、8.9haのレモン園に企業が、0.6haのハウスみかん施設に3組の新規就農者が参入している。
  - 「有限会社 藤川果樹園」の取組みは、A類型に分類され、まるい未完熟を設立してかんきつ栽培の農作業と経営を研修するとともに、近隣園地を研修農場として整備して、改植・新植から管理・収穫・出荷等の実践研修を実施し、さらに独立就農者には経営安定の伴走支援を実施している。
  - 「芦北地方農業振興協議会」の取組みは、A類型に分類され、新たな担い手確保対策プロジェクトチームを設置し、産地見学バスツアーや新規就農者との意見交換、住宅の確保等により、就農への不安と認識ギャップを緩和しつつ、JAが離農生産者等から成園を引き継ぎリーフ園地として一時管理し、新規就農研修に活用し、独立就農時に継承している。
  - 「ふくしま未来農業協同組合」の取組みは、B類型に分類され、のれん分け方式事業により営農相談から研修・就農までをステップアップ式で支援しつつ、一元的な相談体制により地域での円滑な就農を支援している。
  - 「鹿児島県園芸振興協議会大島支部果樹技術部会」の取組みは、A類型に分類（D類型の要素も含む）され、果樹技術部会の下、市町が熱帯果樹類・柑橘類に特化した研修を実施するとともに、島外からの移住者、Uターン就農者への長期研修や中高年・兼業層向けのたんかん塾など多様な担い手を確保している。
  - 「ひろさき農業総合支援協議会」の取組みは、B類型に分類され、農業里親研修事業により、新規就農希望者が複数の生産者の下で農業体験し研修先をマッチングした上で、里親農家が技術指導と空き園地や農業機械を情報提供するとともに、園

地情報（継承希望時期、品種・樹齢、水源・傾斜等）を登録・閲覧するシステムを開始し、研修制度と連携した運用も実施している。

- ▶ 「農事組合法人 くだもの島」の取組みは、A類型に分類（B類型の要素も含む）され、法人直営の研修園と組合員園地での研修により多様な樹種の希望に対応し、直営園での研修は栽培管理から販売まで実践し果樹経営と課題を体験しつつ、研修園地の譲渡を含む園地紹介により独立就農を支援している。
- ▶ 「稲毛田梨団地利用組合」の取組みは、C類型に分類され、産地の維持、遊休農地解消のため、土地改良によりなし団地（6.8ha）を整備するとともに、なし生産者の団地利用組合において省力樹形を導入して新植したことにより、作業性の良い園地整備により親元就農の出現など若手生産者の栽培意欲が向上している。
- ▶ 「公益財団法人 東松山市農業公社」の取組みは、A類型に分類され、農業塾（梨コース）を開設し、新規参入希望者や後継者に1年間研修しており、公社が梨生産者から借り受けた研修ほ場で公社職員（元普及指導員）が講師を担当するとともに、経営中止生産者の梨園を卒塾生に斡旋している。

なお、これらの取組みについては、いろいろな場面において積極的に紹介し、全国の後継者・担い手育成の取組みの促進に活用すべきである。

### 【活躍する担い手の部】

- ◇ 今回の応募者は6者の個人又は法人であり、個人については農業外からの新規参入により独立就農して果樹農業経営を行っている者であり、法人については農外からの新規参入した株式会社、果樹生産者による農事組合法人等であった。
- ◇ また、農福連携の取組み、観光農園、6次産業化、輸出等の取組みを積極的に行っていた。
- ◇ 農林水産省農産局長賞に選出された「株式会社フルーツオンザヒル 代表取締役 齋藤 勝彦氏」の取組みは、農外から新規就農し遊休農地を整備し観光果樹園を開園し、ブルーベリー、ぶどう等の収穫体験や農園直売を展開するとともに、環境にやさしい栽培法の導入、自社農園産果実の加工販売、中高生の職場体験の受入れ等を展開している点が総合的に評価されたものとする。
- ◇ 中央果実協会理事長賞に選出された5者の取組みもいずれも特徴のある取組みであり、それぞれ果樹農業の可能性に挑戦し、今後就農を目指す者、他産業からの参入を考える者等にとって、先行事例を提供し、共感、感動を感じさせる取組みを行っている。
- ▶ 「一休農園 島田 雄一郎 氏・島田 幹子 氏」の取組みは、夫婦での移住を契機に果樹での就農を志し、各種研修を受け新規就農し農園を開園したものであり、研修中に遊休園地を借り、県農業公社の協力を得てりんごのわい化栽培の改植を実施し、その後、経営面積2.6haに拡大しつつ、市内大手スーパー等への売り込み、直売所の開設、オンライン販売など多様な販路を確保するとともに、自園地のりんごを原料とした加工品を商品化している。

- 「株式会社日本農業」の取組みは、2016年設立の法人において農業生産から販売・輸出までの垂直統合型バリューチェーン経営を行い、りんご、キウイフルーツ、ぶどう等の自社園地を開園し省力的栽培に取り組むとともに、アジア中心にりんご等の輸出を行い、自園地産の果実輸出にも取り組んでいる。
- 「株式会社ウィズファーム 代表取締役 森下 博紀 氏」の取組みは、農福連携による果樹経営によりSDGsの目標を掲げて経営しているものであり、りんごの低樹高栽培等により障がい者や高齢者も栽培に従事するとともに、ノウフクJASを取得し、青果、加工品の多様な直接販路を開拓している。
- 「農事組合法人 世羅幸水農園」の取組みは、昭和38年設立の農事組合法人で2代目、3代目組合員が経営の中心となっており、早期成園化、軽労化・生産性向上のため、なしのほ場6haを再整備し、JVトレリス仕立て栽培の導入、かん水施設老朽化ほ場へのドローン防除体制の構築を進めつつ、防蛾灯光源を低消費電力のLEDに更新するとともに、直売施設で青果、加工品の販売、農協等と連携したなしの輸出を行っている。
- 「矢口 鉄也 氏」の取組みは、農外からの新規参入で就農5年目のぶどう専作経営の生産者であり、夫婦で1.5haの大粒ぶどう園を経営し、果実の販売先等に応じた品質となるよう栽培管理し適期適作業を徹底するとともに、ぶどう加工品の開発・販売や、系統出荷・直接販売等、販路多様化に取り組んでいる。

令和6年度果樹農業における担い手の育成及び活躍表彰 受賞者

1. 担い手の育成・確保の部

○ 農林水産省農産局長賞

ちゅうおうのうぎょうきょうどうくみあい  
えひめ中央農業協同組合

○ 中央果実協会理事長賞

おおいたけんさいきしよのうずいろりうちく  
大分県佐伯市米水津色利浦地区

ゆうげんがいしゃ ふじかわかじゅえん  
有限会社 藤川果樹園

あしきたちほうのうぎょうしんこうきょうぎかい  
芦北地方農業振興協議会

みらいのうぎょうきょうどうくみあい  
ふくしま未来農業協同組合

かごしまけんえんげいしんこうきょうぎかいおおしまし ぶかじゅぎじゅつぶかい  
鹿児島県園芸振興協議会大島支部果樹技術部会

のうぎょうそうごうしえんきょうぎかい  
ひろさき農業総合支援協議会

のうじくみあいほうじん ばたけ  
農事組合法人 くだもの畠

いなげだなしだんちりょうくみあい  
稲毛田梨団地利用組合

こうえきざいだんほうじん ひがしまつやましのうぎょうこうしゃ  
公益財団法人 東松山市農業公社

2. 活躍する担い手の部

○ 農林水産省農産局長賞

かぶしきがいしゃ だいひょうとりしまりやく さいとう かつひこ  
株式会社フルーツオンザヒル 代表取締役 齋藤 勝彦 氏

○ 中央果実協会理事長賞

いっきゅうのうえん しまだ ゆういちろう しまだ みきこ  
一休農園 島田 雄一郎 氏・島田 幹子 氏

かぶしきがいしゃにほんのうぎょう  
株式会社日本農業

かぶしきがいしゃ だいひょうとりしまりやく もりした ひろき  
株式会社ウィズファーム 代表取締役 森下 博紀 氏

のうじくみあいほうじん せ ら こうすいのうえん  
農事組合法人 世羅幸水農園

やぐち てつや  
矢口 鉄也 氏

## 別添参考

「令和6年度果樹農業における担い手の育成及び活躍表彰審査会運営要領」の「審査基準」及び「審査にあたって考慮すべき視点」においては、組織の取組みの特徴によって類型化しており、その考え方は以下のとおり。

この類型化の趣旨は、本表彰において、単に新規就農研修者数、独立就農者数、園地継承面積等の数値の大小のみで評価し審査するのではなく、地域の置かれている状況の中で果樹農業の担い手の育成・確保の取組みが地域の活性化や発展に寄与している点を十分に汲み取って審査を行い、表彰により果樹産地の担い手育成の取組みを促進する目的を果たせるようにするものである。

なお、各応募の取組みの類型化は、「令和6年度果樹農業における担い手の育成及び活躍表彰審査会実施要領」に基づく別紙様式1-1に従って、応募者自らが行っている。

- A類型：組織によるトレーニングファーム運営型（組織が遊休園地等を活用してトレーニングファームを設置して新規就農研修を実施。トレーニングファームが生産中止生産者等の園地を借入れ、維持管理機能を担う。組織によって、研修修了後に一部の研修園地の利用権を切り替えて独立就農を支援。）
- B類型：生産者園地での研修型（産地、自治体等が新規就農者育成の仕組みを構築し、生産者の園地における指導により研修を実施。県の農業者大学校等と連携して座学や資格取得の研修も組み込む。研修指導する生産者が中心となって新規就農者への園地等の継承や地域への溶け込みを支援。）
- C類型：園地の集約・整備主導型（遊休園地の集約・整備、干拓地・水田での果樹園造成等を行い、入植者、新規就農者、他作物栽培生産者等を募って造成園地での果樹経営を振興。新たな果樹産地の形成につながる例もあり。）
- D類型：移住促進・災害復興と果樹振興の政策組合せ型（自治体とJA等が連携して、移住促進策や災害復興の実施に際して果樹振興策を組み合わせ推進し、果樹振興を当該地域の維持・発展の核として実施。新規就農者の育成と連動させるため、JA、市町村、県普及組織が一体となって対象となる地域に集中的に担い手対策を実施。）



## 第Ⅳ章

令和6年度果樹農業における担い手の育成  
及び活躍表彰 式典資料

## 【目次】

式次第	117
令和6年度果樹農業における担い手の育成及び活躍表彰審査結果 の報告及び受賞者の取組みの紹介	117
表彰の概要・目的、審査の経過	118
第1部 担い手の育成・確保の部	119
第2部 活躍する担い手の部	136

# 令和6年度果樹農業における担い手の育成及び活躍表彰式典

## 式次第

- (1)開会挨拶
- (2)祝辞
- (3)第1部:担い手の育成・確保の部の受賞者の取組みの紹介
  - ① 審査結果の報告(中央果実協会)
  - ② 受賞者の取組みの紹介
- (休憩)
- (4)第2部:活躍する担い手の部の受賞者の取組みの紹介
  - ① 審査結果の報告(中央果実協会)
  - ② 受賞者の取組みの紹介
- (5)その他
- (6)閉会

主催:公益財団法人中央果実協会

後援:農林水産省

1

# 令和6年度果樹農業における 担い手の育成及び活躍表彰 審査結果の報告及び 受賞者の取組みの紹介

令和7年1月20日  
公益財団法人中央果実協会

2

## 表彰の概要・目的

- 令和5年度から開始(2年目)
- 果樹生産現場において、担い手の育成・確保に取り組んでいる組織や、果樹経営において積極的に挑戦している生産者等を表彰
- 各産地でのより効果的な担い手育成・確保の取り組みへの波及や、果樹農業の魅力の発信が目的
- 表彰対象
  - 担い手を育成する組織(担い手の育成・確保の部)
  - 果樹生産者(活躍する担い手の部)
- 募集期間； 令和6年6月1日～9月30日

3

## 審査の経過

- 審査会(令和6年11月8日及び12月4日)
- 担い手育成・確保の部 10組織(農産局長賞1点、中央果実協会理事長賞9点)選出
- 活躍する担い手の部 6生産者(農産局長賞1点、中央果実協会理事長賞5点)選出
- 審査の全体講評；
  - ✓各賞に選出された組織又は個人の取り組みはいずれも優秀
  - ✓農産局長賞は被表彰者の代表としての実績

4

## 第1部 担い手の育成・確保の部

### ① 審査結果の報告

#### ● 審査講評

- 組織のトレーニングファームの運営又は生産者園地活用の研修に加え、園地の集約・整備を契機とする後継者・担い手育成の取組み(移住促進等の複数の要素も)
- JA、地域協議会、農事組合法人・会社、農業公社等組織の形態や規模に多様性
- 各組織の取組みの実施年数、新規就農者育成数、新たな仕組みの導入、プロジェクト方式による地域モデル的な取組み等の審査視点の相違により評価が分かれる

5

## 第1部 担い手の育成・確保の部

### ① 審査結果の報告

#### ● 審査講評(続き)

- 異なる取組み類型、組織の形態や実施年数・実績、地域におけるモデル等多様な取組みを比較するという難しい審査
- 各審査員における審査結果を点数化して、その合計点数の結果に基づいて、審査会において審議し総合的な判断

6

## 第1部 担い手の育成・確保の部

### ② 受賞者の紹介

---

- 農林水産省農産局長賞  
えひめ中央農業協同組合
- 中央果実協会理事長賞  
大分県佐伯市米水津色利浦地区  
有限会社 藤川果樹園  
芦北地方農業振興協議会  
ふくしま未来農業協同組合

7

## 第1部 担い手の育成・確保の部

### ② 受賞者の紹介(続き)

---

- 中央果実協会理事長賞  
鹿児島県園芸振興協議会大島支部果樹技術  
部会  
ひろさき農業総合支援協議会  
農事組合法人 くだもの畠  
稲毛田梨団地利用組合  
公益財団法人 東松山市農業公社

8

## 第1部 担い手の育成・確保の部

# えひめ中央農業協同組合



- 果樹では、柑橘、特にブランド中晩柑類の栽培が盛ん
- 管内樹園地は傾斜地の複雑な地形で機械化が難しい
- 高齢化により生産者数が減少し廃園が増加

9

## 第1部 担い手の育成・確保の部

# えひめ中央農業協同組合

- ◆ 平成25年にJAが耕作放棄直前の園地を研修ほ場として整備し、27年に新規就農研修センターを開園。
- ◆ 研修園は中晩柑類を主体としハウスも整備。
- ◆ JAが空き園地・倉庫等を斡旋し、最低でも60a以上の園地を研修修了時に継承。耕作放棄地は研修生が開墾・新植し独立時に継承。
- ◆ 研修中の成園借受けは研修センターが中間的保有。
- ◆ JA・行政の就農サポートチームの巡回指導や青壮年部設立等による仲間同士のつながりを推進。

10

## 第1部 担い手の育成・確保の部

# えひめ中央農業協同組合



←新規就農研修センター  
(園地)

新規就農研修の状況→  
(かんきつ)



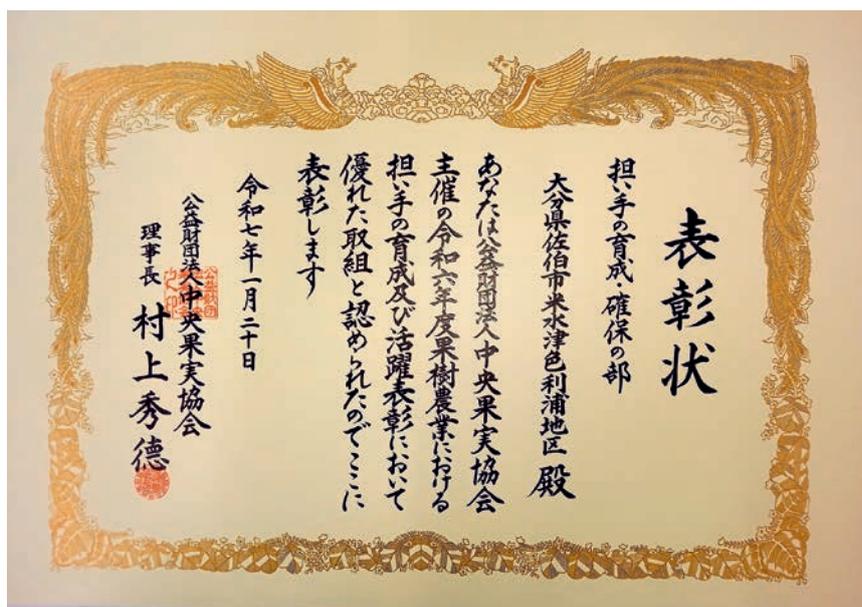
←新規就農研修  
(座学)



11

## 第1部 担い手の育成・確保の部

# 大分県佐伯市米水津色利浦地区



- 県南東部に位置し温暖な気候を活かした柑橘栽培が盛ん
- 高齢化・後継者不足等により遊休農地が相当に広がる
- 県の方針として企業を農業の担い手として誘致

12

# 第1部 担い手の育成・確保の部

## 大分県佐伯市米水津色利浦地区

- ◆遊休農地等を市・県等が連携して集積し、農地中間管理機構関連農地整備事業及び農業水利施設合理化事業による大規模園地を整備。
- ◆大規模基盤整備等を伴う企業参入には、県・市・JA等の参入支援PTが複数事業実施に係る情報共有・スケジュール調整により、参入企業窓口一元化により対応。
- ◆平成30年香料製造企業が現地法人を設立し、レモン園8.9haの栽培開始。平成2年からJA整備のハウスマかん施設0.6haで新規就農者3組が経営開始。

# 第1部 担い手の育成・確保の部

## 大分県佐伯市米水津色利浦地区



佐伯市米水津色利浦地区整備の全体状況



←定植4年目のレモン園 (R6.6)

**【定植手法】 (2) 省力樹型の導入、(3) 新植後の未収益機関の幼木管理**

**<園地設計図>**  
設計時点で列植方向や作業動線を配置

**<実際の園場>**  
列植と作業道確保で全面乗用機械運用が出来る

**<列植間隔と園内道>**

**<乗用機械>**

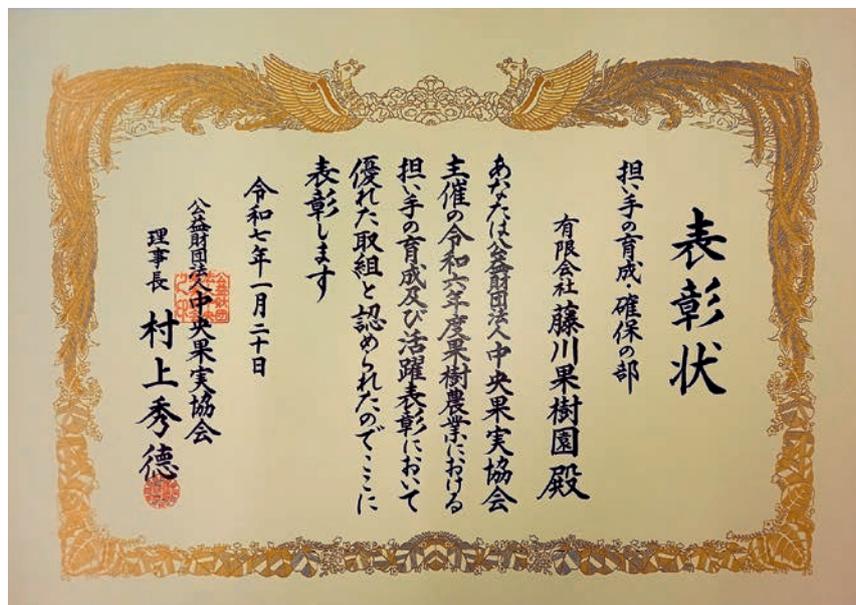
- ・スピードスプレーヤー1000型
- ・乗用草刈機
- ・軽トラク
- ・乗用ダンプ式運搬機
- ・トラクター(ミニスプラッシャー/ブロードキャスト)
- ・軽トラク などR2産バで導入済

★列植で作業効率大幅UP  
★園内道で乗用機械運用  
省労力・省コストの持続性の高い園地づくり!

レモン園の定植方法(列植間隔と園内道の確保)

## 第1部 担い手の育成・確保の部

# 有限会社 藤川果樹園



- 昭和46年設立の果樹専門の生産法人
- 山間部の約10haの園地で柑橘類の生産・販売
- 自社ブランドジュース・アイスの加工も手掛ける

15

## 第1部 担い手の育成・確保の部

# 有限会社 藤川果樹園

- ◆平成21年から県内外から研修生を正社員として雇用し同社の「まるい未完塾」で柑橘栽培のノウハウ(農作業、会社経営、販売対策)を研修。
- ◆近隣の畑を集約・取得し2haの研修園を整備。最初の1~2年で柑橘栽培の研修し、その後、実際の園地で新植・改植から生産管理・収穫・出荷等の実践研修。
- ◆空き園地情報を収集・斡旋し修了時に園地借受けの支援や独立就農後の果樹研究同志会入会費用の補助、管理作業の手伝い、収穫物の買取りなど伴走支援。

16

## 第1部 担い手の育成・確保の部

# 有限会社 藤川果樹園



←「まるい未完熟」研修農場での個別指導の状況

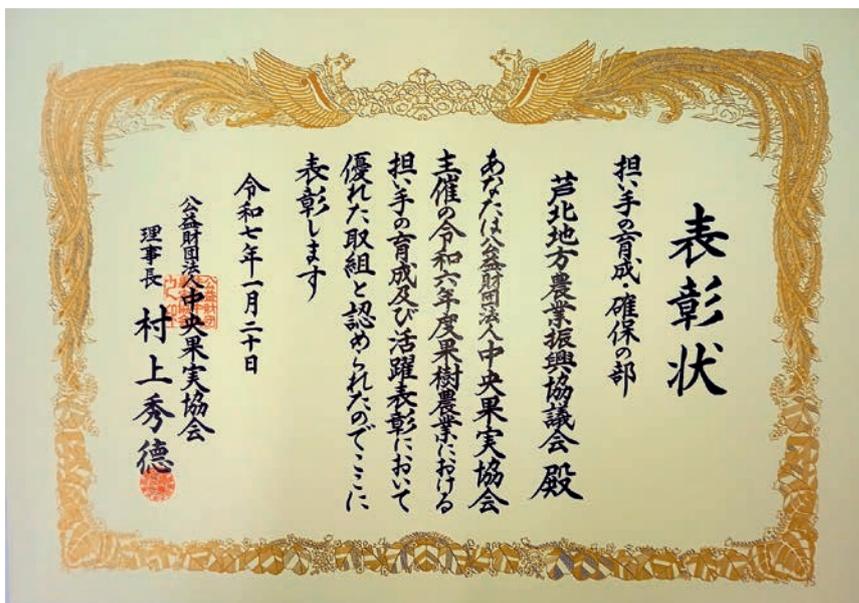


(有)藤川果樹園の研修生の様子

17

## 第1部 担い手の育成・確保の部

# 芦北地方農業振興協議会



- 山地の起伏に富んだ地形で温暖な気候条件から果樹栽培(不知火、甘夏等)が基幹
- 急峻な斜面の果樹園の労働負荷大で、高齢化・後継者不足により産地維持が危ぶまれる

18

## 第1部 担い手の育成・確保の部

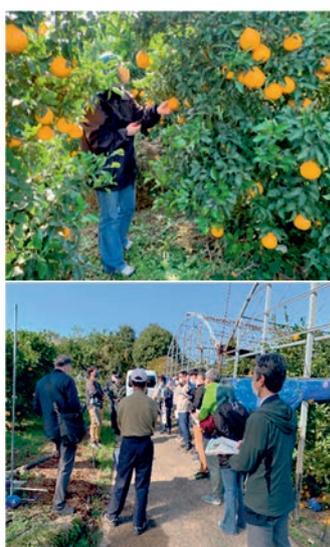
# 芦北地方農業振興協議会

- ◆平成30年に就農希望者誘致から就農・定着までをワンストップで支援するプロジェクトチームを設置。
- ◆産地見学バスツアー、お試し研修(1~2泊)等による希望者を募集し、新規就農者との意見交換、研修計画、住宅確保等により、希望者の就農への不安に対応。
- ◆JAが規模縮小等による成園を引き継ぎ、リリーフ園地として一時管理(簡易な整備や修繕も実施)。周辺の放任園も含めて研修生の実習園地として活用。
- ◆研修修了時にリリーフ園地を継承できるよう斡旋。

19

## 第1部 担い手の育成・確保の部

# 芦北地方農業振興協議会



新規参入者誘致の状況  
(上:ほ場見学・収穫体験、  
下:新規就農者との意見交換)

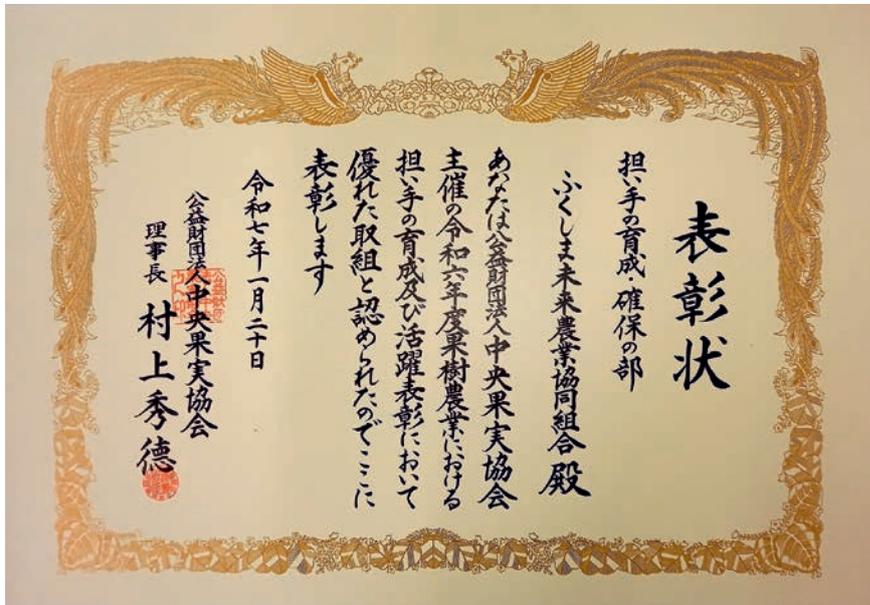


リリーフ園の園地の借入れから新規就農者への斡旋の流れ

20

## 第1部 担い手の育成・確保の部

# ふくしま未来農業協同組合



- 県北の県境の山岳地帯から太平洋側(12市町村)の広域JAで桃、あんぽ柿等は日本一の生産量

- 震災後農産物販売額が大きく減少するものの震災前の8割程度(290億円)まで回復

21

## 第1部 担い手の育成・確保の部

# ふくしま未来農業協同組合

- ◆ 令和4年度から、高齢化で農家が引退しても生産量を減らさないために新規就農者を受け入れる「のれん分け方式事業」を開始。
- ◆ 同事業は、新規就農相談から研修・就農まで(就農計画の作成、農地、機械・施設、住宅、資金の確保等)を一元的に相談を受け付け、地域で円滑な就農を支援。
- ◆ 研修は受入れ先農家の指導の下で営農技術を習得。研修園地を設けて技術の研修し、園地継承する場合も。
- ◆ JAの就農支援担当者が研修者等に遊休農地等を斡旋し、JA資金や中古農機等の支援により、農地を再生。

22

# 第1部 担い手の育成・確保の部

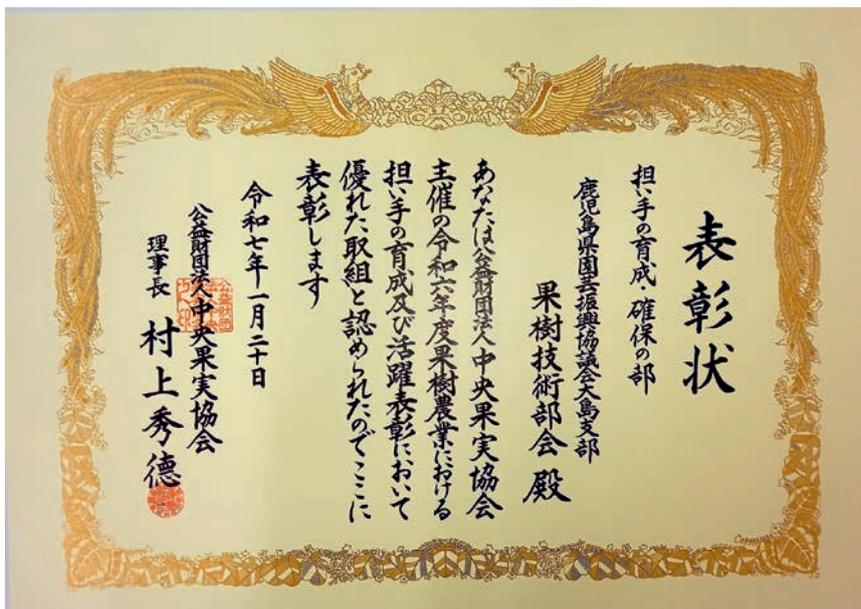
## ふくしま未来農業協同組合



のれん分け方式による相談から研修・就農までの支援

# 第1部 担い手の育成・確保の部

## 鹿児島県園芸振興協議会大島支部 果樹技術部会



- 奄美大島は熱帯果樹類・柑橘類生産が主力
- 果樹技術部会は同地域の果樹振興の司令塔機能を担う
- 令和3年世界自然遺産登録により島外から移住者が増加

## 第1部 担い手の育成・確保の部 鹿児島県園芸振興協議会大島支部 果樹技術部会

- ◆ 果樹が主力の市町が新規就農研修施設を運営。昭和47年から、熱帯果樹類・柑橘類に特化した研修内容で運用されており、多くの修了生を輩出。
- ◆ 島外からの移住参入者の新規就農希望が多く、Uターン就農による帰島定住者への支援や、中高年・兼業層への「たんかん塾」等による技術指導により、多様な担い手を確保。
- ◆ 研修時から継承園地の選定・紹介、作付け方針の助言等により園地を斡旋。パッションフルーツ用ハウスは、研修修了者が協同利用ハウスの助成を受けるまでは研修施設のハウス等を貸与。小型農機も貸し出し支援。

25

## 第1部 担い手の育成・確保の部 鹿児島県園芸振興協議会大島支部 果樹技術部会



← 研修用ハウス  
での技術指導  
(瀬戸内町)



← 斡旋候補園地  
の検討状況  
(奄美市)

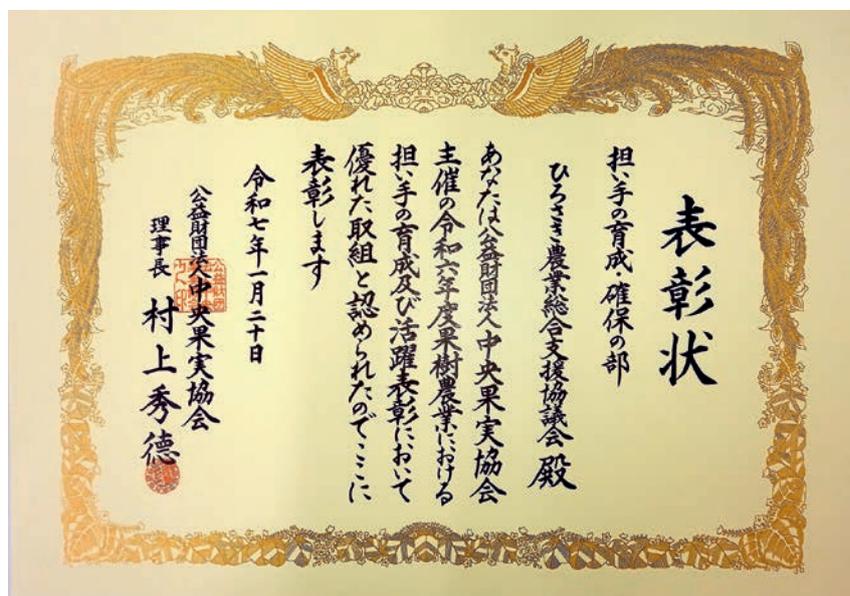
ふるさとUターン  
就農支援資金  
を含む研修制  
度の紹介 →  
(瀬戸内町)



26

## 第1部 担い手の育成・確保の部

# ひろさき農業総合支援協議会



- 弘前市はりんご生産が基幹で加工や販売など多様な連産業に波及
- りんご経営体は規模拡大をすも高齢化、繁忙期労働不足が顕在化
- 技術不足により新規就農定着も進まず

27

## 第1部 担い手の育成・確保の部

# ひろさき農業総合支援協議会

- ◆令和2年度から「ひろさき農業里親研修事業」を開始し、非農家出身者等が就農しやすい環境を構築。
- ◆トライアル研修と里親実践研修から構成。就農希望者がトライアル研修により複数の生産者の下で農業体験し、本人の希望や相性等により研修先をマッチング。
- ◆里親農家は、技術・経営の指導、空き園地や農業機械の情報提供・助言、地域農業者との交流機会提供。
- ◆園地の状況(継承希望時期、品種・樹齢、水源・傾斜等)の登録・閲覧できる園地継承円滑化システムを令和4年から運用し、研修制度と連携した対応も実施。

28

# 第1部 担い手の育成・確保の部

## ひろさき農業総合支援協議会

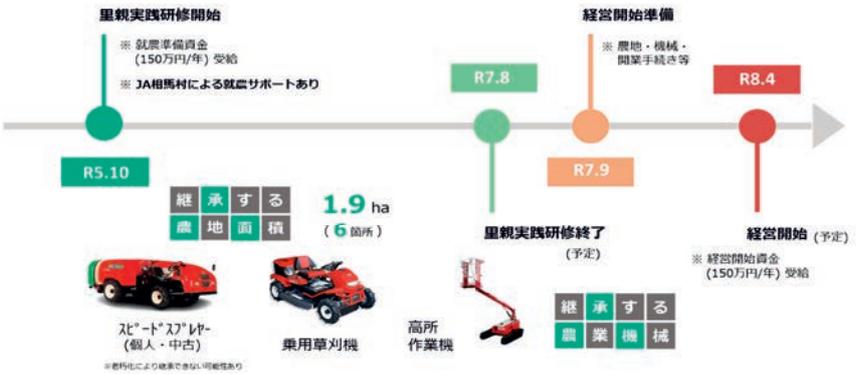


研修の実施状況  
(上; トライアル研修、  
下; 里親実践研修)

### 第三者継承を前提とした研修事例

里親農家  
研修生

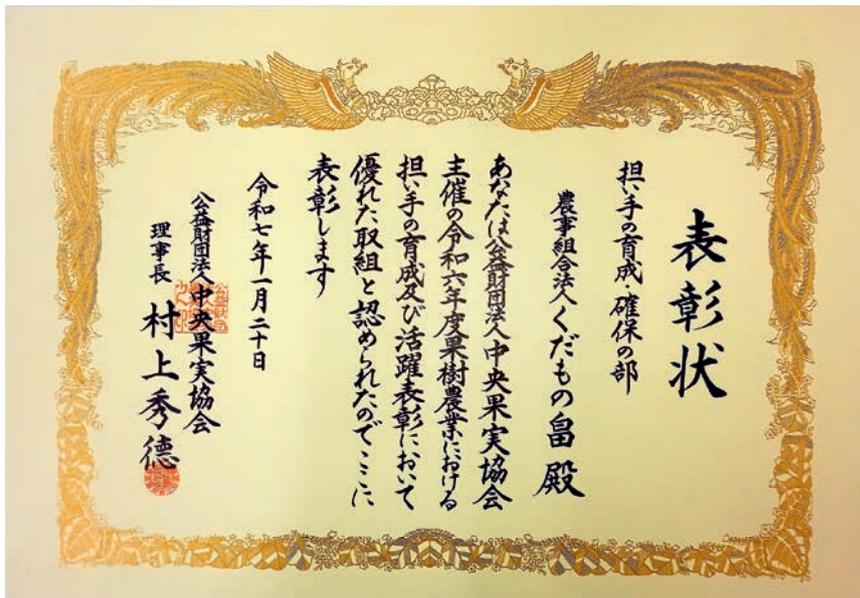
・里親農家：60代後半  
・研修生：30代前半  
・相馬地区で経営継承を予定



第三者継承を前提とした研修の状況

# 第1部 担い手の育成・確保の部

## 農事組合法人くだもの畠



- 地元の果樹生産衰退の危機感から平成24年に果樹生産者4名で活動と開始
- 27年に法人化し、就農希望者の人材育成による「果樹王国たかはた」の復興を目指す

## 第1部 担い手の育成・確保の部

# 農事組合法人 くだもの畠

- ◆ 都内の就農相談会での募集の他、地域おこし協力隊員、親元就農希望者等を受入れ。
- ◆ メンバーの果樹園(さくらんぼ、もも、ぶどう、西洋なし、りんご等)での研修や法人直営研修園150aにおいて、希望に応じて多様な果樹を選べる研修体制。
- ◆ 直営研修園で研修生が実践管理し、メンバー経営園地での管理作業と比較し課題や解決策を考える指導。
- ◆ 研修修了後の園地斡旋は、研修園地50aを譲渡の他、空き園地情報を収集し研修生に紹介し法人メンバーの仲介により貸し手の信頼を確保。

31

## 第1部 担い手の育成・確保の部

# 農事組合法人 くだもの畠



農業体験者への作業指導→



←直営研修園地  
(上;もも、下;ぶどう)

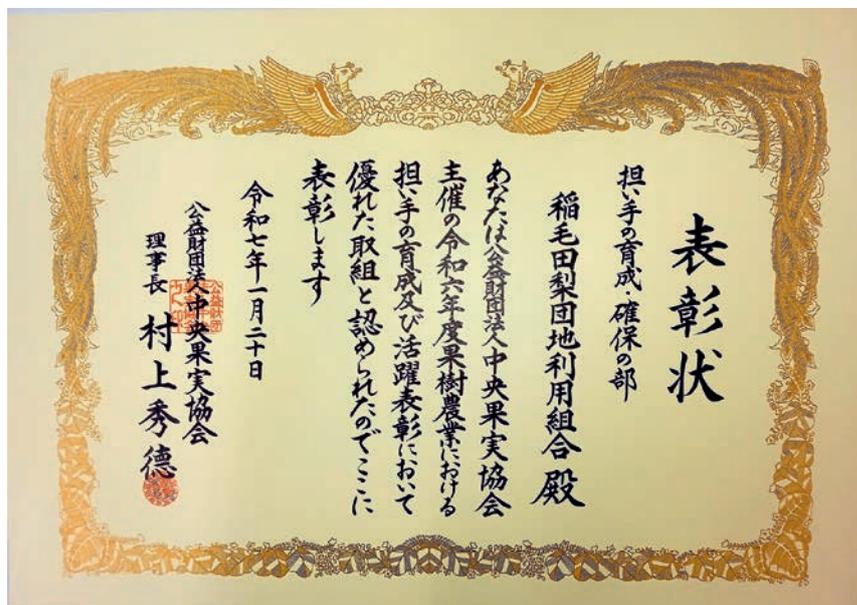
東北農林専門職大学生の実務実習指導 →



32

## 第1部 担い手の育成・確保の部

# 稲毛田梨団地利用組合



- なし生産者の減少により園地が遊休・荒廃化
- 水田も農道が狭く借り手がおらず遊休化
- これを解消のため畑地の土地改良を計画

33

## 第1部 担い手の育成・確保の部

# 稲毛田梨団地利用組合

- ◆令和元年頃に農地中間管理機構関連農地整備事業により、地元負担ゼロで土地改良を検討。整備農地を若手生産者に託すため、高収益性のなし団地を計画。
- ◆大規模で営農をしており、かつ後継者に目途が立っている生産者8名により、令和元年3月に稲毛田梨団地利用組合を立ち上げ。
- ◆土地改良後に棚を設置し、なし団地整備(計6.8ha)。収益性の高い品種(にっこり等)について省力樹形(新一文字樹形)を導入。令和7年度から収穫の見込み。

34

## 第1部 担い手の育成・確保の部

# 稲毛田梨団地利用組合



← 稲毛田梨団地の整備の全体像

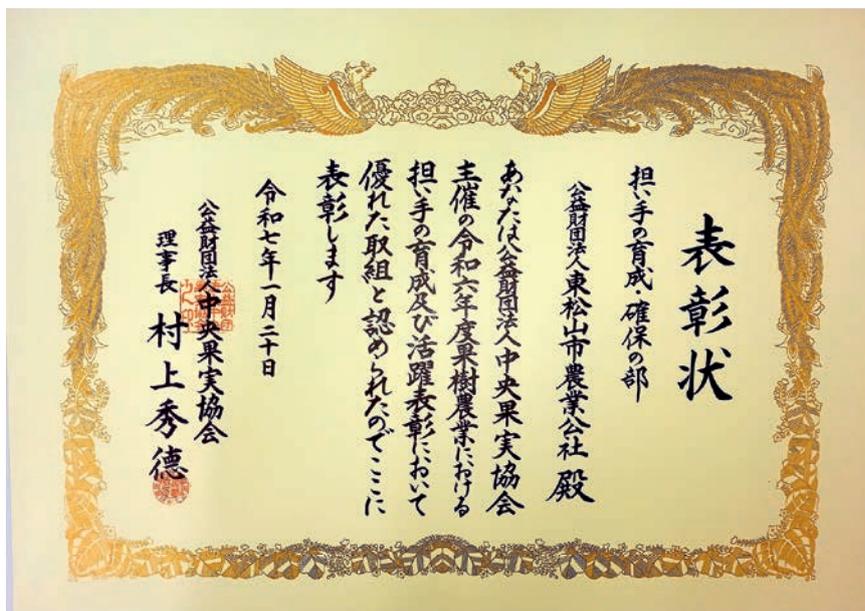


新一文字樹形の園地と新一文字樹形の結果枝誘因の状況

35

## 第1部 担い手の育成・確保の部

# 公益財団法人 東松山市農業公社



- 県中央に位置する古くからのなし産地
- 市とJAにより平成7年に第3セクターを設立。平成26年公益財団法人移行
- 公益事業で技術研修や農地斡旋を実施

36

## 第1部 担い手の育成・確保の部

# 公益財団法人 東松山市農業公社

- ◆平成25年から梨の担い手支援のため農業塾「梨コース」を開設。同塾では、新規参入希望者、梨生産後継者を対象に研修を実施。
- ◆なし生産者から借り受けた研修園において1年間に25回の栽培技術の研修(ほ場での実践と座学)実施。
- ◆経営中止生産者の梨園を卒塾生に斡旋し、農地中間管理事業に係る利用条件の調整等の業務を担い、梨園の経営継承を推進
- ◆就農後には公社所有の農機を貸し出し経営支援。

37

## 第1部 担い手の育成・確保の部

# 公益財団法人 東松山市農業公社



農業塾「梨コース」開講式

講習の状況 →  
(上;なしの接ぎ木、  
下;梨のせん定)



←座学(農薬の基礎)の状況



38

## 第2部 活躍する担い手の部

### ① 審査結果の報告(講評)

- 活躍する担い手の部 6生産者(農産局長賞1点、中央果実協会賞5点)選出
- 幅広い多様な経歴の応募者
  - 農業外からの新規参入により独立就農して果樹農業経営している者
  - 法人については農外からの新規参入した株式会社、果樹生産者による農事組合法人
- 農福連携の取組み、観光農園、6次産業化、輸出等を積極的に取組み

39

## 第2部 活躍する担い手の部

### ② 受賞者の紹介

- 農林水産省農産局長賞  
株式会社フルーツオンザヒル 代表取締役 齋藤 勝彦 氏
- 中央果実協会理事長賞  
一休農園島田 雄一郎 氏・島田 幹子 氏  
株式会社日本農業  
株式会社ウイズファーム 代表取締役 森下 博紀 氏  
農事組合法人 世羅幸水農園  
矢口 鉄也 氏

40

## 第2部 活躍する担い手の部

(株)フルーツオンザヒル代表取締役 齋藤 勝彦 氏



- 平成24年に新規就農し同社を設立。
- おもちゃ屋経営の経験を活かし遊休農地を整備し、観光農園として開園
- 家族経営を基盤とし、地域雇用にも寄与

41

## 第2部 活躍する担い手の部

(株)フルーツオンザヒル代表取締役 齋藤 勝彦 氏

- ◆2.7haの園地で年間を通じた常時雇用15名により、5月～9月に収穫体験できるブルーベリー、ぶどう、いちじくなどを栽培。収穫体験、農園直売、自社農園産果実加工品販売を中心とした観光農園を展開。
- ◆ブルーベリーの無農薬栽培や、ぶどうの無化学肥料の栽培、竹チップ等を活用した土壌改良等環境に配慮した栽培方法を実践。
- ◆県内の中・高生の職場体験受入れや、地元高校と協力し高校生のアイデアを取り入れた商品を開発し販売。

42

## 第2部 活躍する担い手の部

(株)フルーツオンザヒル代表取締役 齋藤 勝彦 氏



整備前の遊休農地  
と整備の状況



整備後のブルーベリー狩り  
観光園

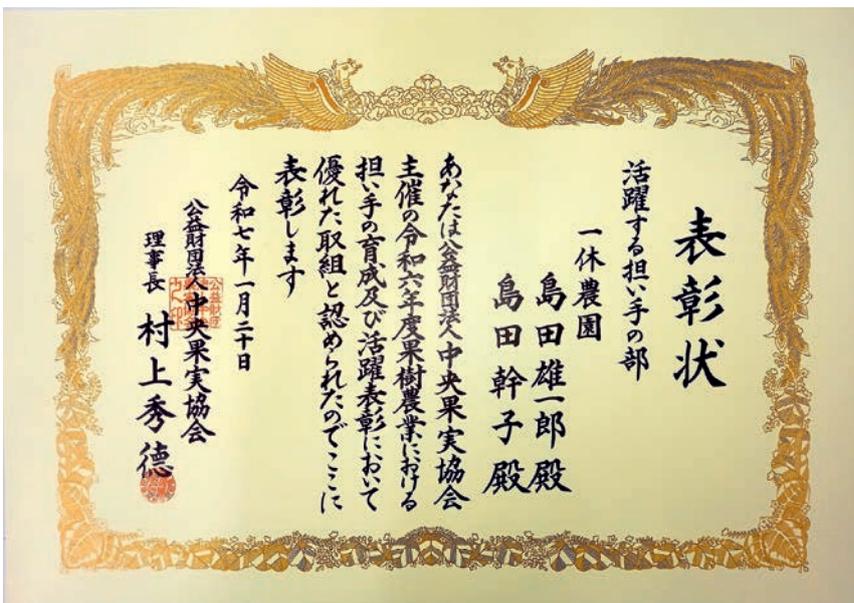


←農園内のカフェ(左)とアイスバー  
(常時12~14種)の販売(右)の  
状況

43

## 第2部 活躍する担い手の部

一休農園 島田 雄一郎 氏・島田 幹子 氏



- 幹子氏の郷里に移住し、農業外から就農して6年経過したりんご生産者
- 高齢化等により維持が困難になった樹園地や廃園を継承し経営面積を拡大(約2.6 ha)

44

## 第2部 活躍する担い手の部

### 一休農園 島田 雄一郎 氏・島田 幹子 氏

- ◆平成29年に秋田市への移住を契機に、雄一郎氏が県農業公社等の各種研修を受講。平成31年に秋田市河辺で新規就農し、夫婦で一休農園を開園。
- ◆就農研修中に、遊休園地を借り受け、県農業公社の協力と補助事業を活用して、りんごのわい化栽培への改植(約60a)を実施(就農後にさらに園地を借受け)。
- ◆市内スーパー店舗への直接売り込み、空き商店での直売など多様な販路を確保。自家産果実でアップルソルベ、ドライアップル等を委託製造により商品化し販売。
- ◆地域果樹振興会の事務局を運営し地域内の情報交換や交流を図るほか、来春に新規就農する研修生にりんごの新植方法等を指導。

45

## 第2部 活躍する担い手の部

### 一休農園 島田 雄一郎 氏・島田 幹子 氏



わい化栽培の状況(平成31年度に改植)



←空き商店活用の直売所(だるま直売所)



りんごの加工品

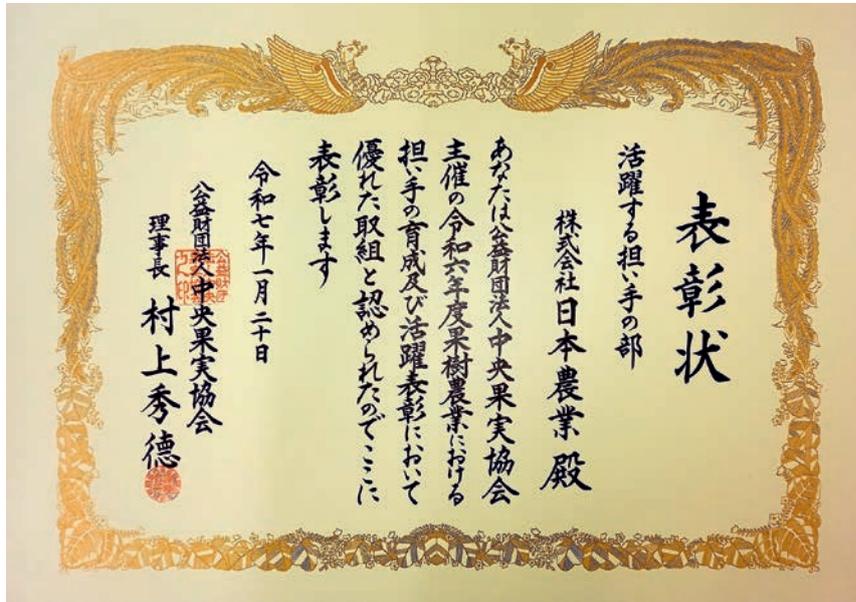
左上:ドライアップル、中央上:アップルソルベ、右上/下:りんごジュース※)

※右下は河辺果樹振興会

46

## 第2部 活躍する担い手の部

# 株式会社 日本農業



- 2016年に設立され、農業生産から販売・輸出までの垂直統合型バリューチェーンを構築
- 青森産りんごの輸出中心の販売先開拓から始まり、国内の自社圃場での栽培を展開

47

## 第2部 活躍する担い手の部

# 株式会社 日本農業

- ◆りんご: 青森県で合併会社を2020年に設立。高密植栽培を導入し園地55haに拡大。高所作業車、SS等による省力栽培による生産。
- ◆キウイフルーツ: ストリング栽培を導入し、香川県で2022年に開園し順次7.6haに拡大。群馬県でもさらに園地10.7haを開園。
- ◆ぶどう: 根域制限栽培を導入し、栃木県で4.6haの園地を開園。かん水や施肥の効率化、小型化樹形による作業負担軽減を目指す。
- ◆果実輸出: 2017年から青森県産りんごをアジア中心に輸出。キウイフルーツやぶどうについても輸出に取り組む。

48

## 第2部 活躍する担い手の部

# 株式会社 日本農業



← 青森の高密植栽培を採用したりんご園地



柵木の根域制限栽培を採用したぶどう園地



← 群馬のキウイフルーツ園地の全景

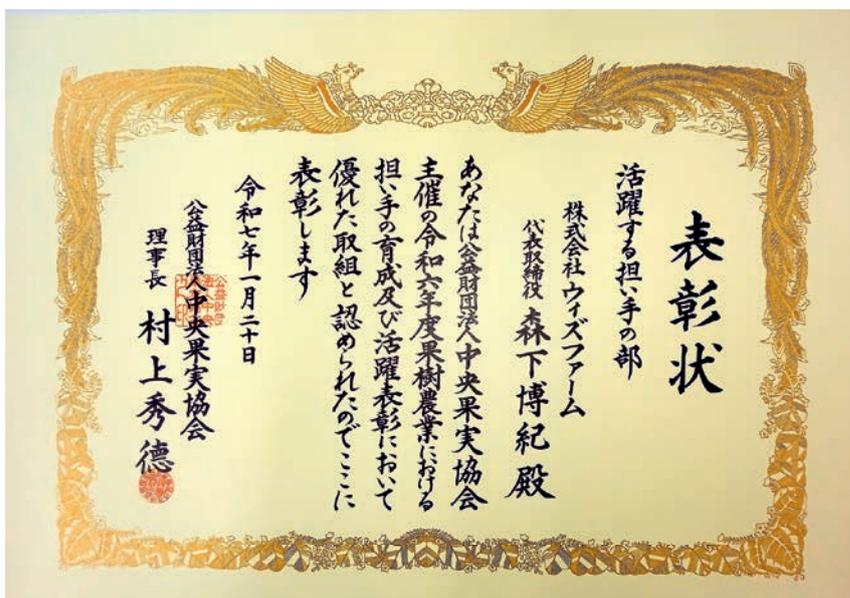


V字仕立て栽培ほ場(左;なし、右;もも)

49

## 第2部 活躍する担い手の部

# (株)ウイズファーム 代表取締役 森下 博紀 氏



- 農福連携で障がい者や触法者、高齢者と協働し、環境にやさしい農業の実践
- 貧困対策、飢餓対策などSDGsの10項目の目標を達成すべく経営

50

## 第2部 活躍する担い手の部

### (株)ウイズファーム 代表取締役 森下 博紀 氏

- ◆果樹経営面積は、りんご79a、ぶどう65a、もも10aで、りんごについては低樹高仕立てのせん定を行い、障がい者や高齢者でも栽培しやすい環境を実現。
- ◆ノウフクJASの認証を取得し、販路を開拓。星野リゾートや大手仲卸業者、スーパー、カフェ等に生果やりんごジュースを直接販売の他、ふるさと納税返礼品等にも取組み、販路を多様化。
- ◆近隣農家から「将来うちのりんご畑も頼む」と言われるなど、障がい者が農業の担い手となることが地域でも期待されている。

51

## 第2部 活躍する担い手の部

### (株)ウイズファーム 代表取締役 森下 博紀 氏



同社のりんご園



同社のぶどう園→

《株式会社ウイズファーム》  
【農業法人(農地所有譲渡法人)】  
弘州長野県のかだもの聖松川町で農福連携にて農業を行なっています。  
障がいを持っている方も弊社では貴重な労働力です。

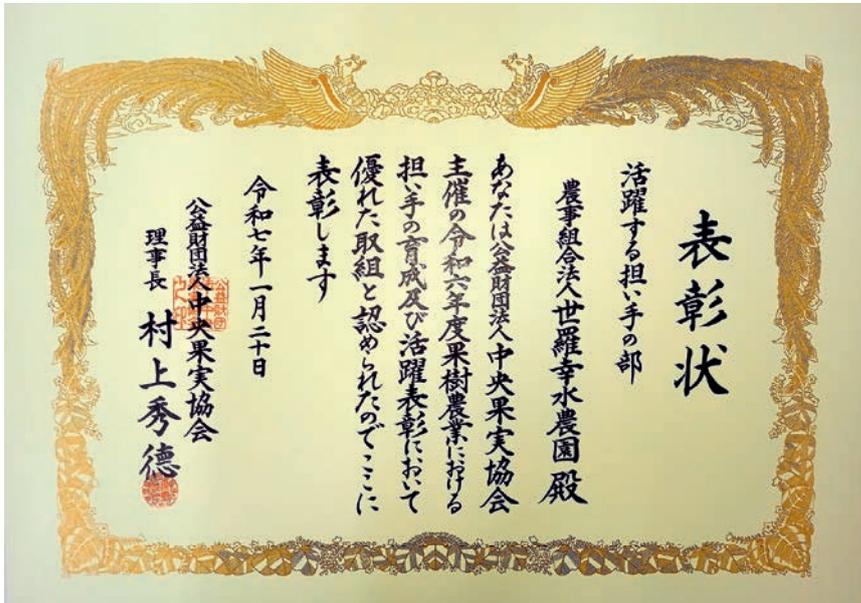
ホームページによる  
農福連携の発信 →



52

## 第2部 活躍する担い手の部

# 農事組合法人 世羅幸水農園



- 昭和38年になし中心の大規模果樹経営での完全協業法の農事組合法人として設立

- 現在は2代目、3代目の組合員15戸が経営の中心

53

## 第2部 活躍する担い手の部

# 農事組合法人 世羅幸水農園

- ◆早期成園化や管理作業の軽労化、生産性のある園地を次世代に継承することを目的に、なしのほ場6haを再整備し、JVトレリス仕立てを導入。
- ◆かん水施設が老朽化し防除が困難になったほ場にドローンによる防除体制を構築。
- ◆周辺環境に配慮した防蛾灯光源を低消費電力のLEDへと計画的に更新しSDGsにも取り組む。
- ◆市場への系統出荷の他、ほ場に隣接した直売施設で、青果だけでなくジャム等の加工品を販売。
- ◆農協や地域の生産者と連携したベトナムや香港等になしを輸出。

54

## 第2部 活躍する担い手の部

# 農事組合法人 世羅幸水農園



傾斜がきつく管理作業に不利な条件を改良するため、再整備を実施したほ圃の様子



なしのJVトレリス園の栽培状況

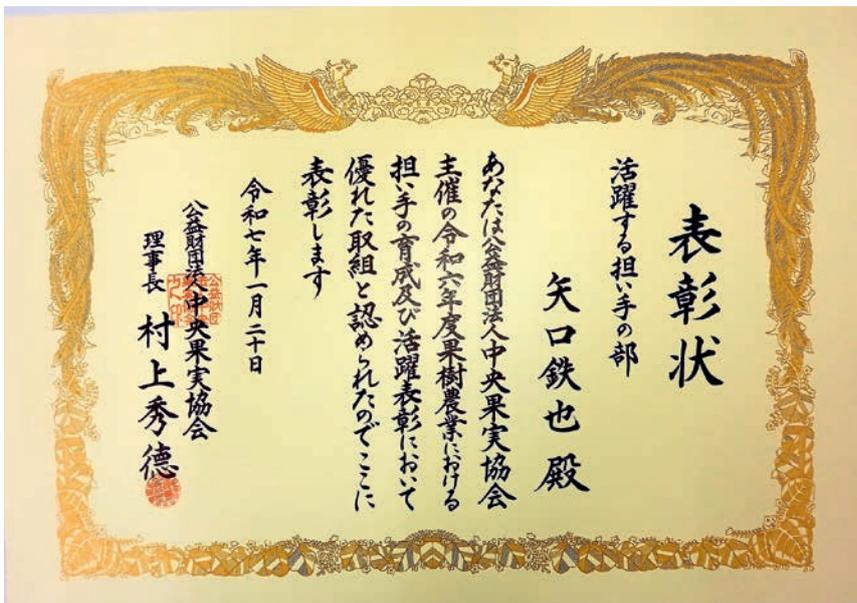


←地元小学校の農業体験の様子

55

## 第2部 活躍する担い手の部

# 矢口 鉄也 氏



- 農外からの新規参入で2年間の研修を経て、令和2年に新規就農。
- 就農5年目のぶどう専作経営で夫婦2人で栽培。

56

## 第2部 活躍する担い手の部

### 矢口 鉄也 氏

- ◆ 研修先及び周辺生産者からぶどう園の利用権の移譲を受け、経営面積は1.5ha。巨峰を中心に収益性の高い大粒ぶどう品種への切り替えを進める。
- ◆ 適期適作業を徹底し、生産した果実の販売先、販売方法に応じた品質となるよう栽培管理し、労力に見合った収益が得られるように経営を展開。
- ◆ ぶどう加工品の開発・販売に加え、地域のりんご等を使ったドレッシング等を製品化。
- ◆ JA出荷、EC直接販売、ふるさと納税返礼品等での販売。「柘津商店」の商標で加工品の消費者販売、飲食店等実需者との直接取引により販路を多様化。

57

## 第2部 活躍する担い手の部

### 矢口 鉄也 氏



園地での作業状況



← 消費者への直接販売のぶどう

製品化した加工品（上；完熟果実ドレッシング、下；完熟果実ジャム（ぶどう）、早摘みぶどうシロップ、巨峰マスタード） →



58



## 第Ⅴ章

### 令和6年度果樹産地における後継者・担い手 育成の取組事例発表会（第2回）

—令和6年度果樹農業における担い手の育成及び活躍表彰  
受賞組織の取組み—

## 資料

## 【目次】

事例発表会プログラム	149
資料1 組織の後継者・担い手の育成のための研修・樹園地継承等の取組みの特長と課題	151
資料2 JAえひめ中央における新規就農支援の取組について	157
資料3 有限会社藤川果樹園における果樹農業の後継者・担い手育成の取組み	181
資料4 芦北地方農業振興協議会における取組み	187
資料5 『次代につなぐ就農支援対策』 JAふくしま未来の取組みについて	197
資料6 意見交換会出席者の取組み	209

## 果樹産地における後継者・担い手育成の取組事例発表会(第2回) —担い手の育成及び活躍表彰受賞組織の後継者・担い手育成の取組み—

主催:公益財団法人中央果実協会 後援:農林水産省

プログラム:

- (1)開会
- (2)後継者・担い手の育成のための研修・樹園地継承等の取組みの特長と課題(公益社団法人中央果実協会) [10分程度]
- (3)果樹産地における取組事例紹介 [90分程度]
  - ①えひめ中央農業協同組合における取組み(JAえひめ中央営農部経営支援課課長 林 諭 氏)
  - ②有限会社藤川果樹園における取組み(有限会社 藤川果樹園 代表取締役 藤川 寿夫 氏)
  - ③芦北地方農業振興協議会における取組み(熊本県芦北地域振興局農林部農業普及・振興課 上村 浩憲 氏)
  - ④ふくしま未来農業協同組合における取組み(ふくしま未来農業協同組合営農経済部営農経済企画課課長 佐藤 剛 氏)
- (4)意見交換会 [65分程度]

事例発表者以外の出席者(取組紹介)

  - 鹿児島県園芸振興協議会大島支部果樹技術部会(鹿児島県大島支庁農林水産部農政普及課 松尾 至身 氏)
  - ひろさき農業総合支援協議会(弘前市農林部農政課担い手育成係主査 片岡 卓也 氏)
  - 農事組合法人くだもの畠(農事組合法人くだもの畠代表理事 佐藤 尚利 氏)
  - 公益財団法人東松山市農業公社(公益財団法人東松山市農業公社 須賀 昭雄 氏)

意見交換のテーマ:果樹農業の後継者・担い手の育成の取組みに当たって重要なポイント  
研修や園地継承等の果樹特有の難しさ
- (5)閉会

## 事前配布資料

資料1 組織の後継者・担い手の育成のための研修・樹園地継承等の取組みの特長と課題

資料2 JAえひめ中央における新規就農支援の取組について

資料3 有限会社藤川果樹園における果樹農業の後継者・担い手育成の取組み

資料4 芦北地方農業振興協議会における取組み

資料5 『次代につなぐ就農支援対策』 JAふくしま未来の取り組みについて

資料6 意見交換会出席者の取組み

ダウンロード(配布資料一覧)

[https://www.japanfruit.jp/Portals/0/resources/JFF/kokunai/r06chosa\\_siryoyjirei-happyo7.2.3/shiryouchiran.pdf](https://www.japanfruit.jp/Portals/0/resources/JFF/kokunai/r06chosa_siryoyjirei-happyo7.2.3/shiryouchiran.pdf)



## 資料 1

令和6年度果樹産地における後継者・担い手育成の取組み事例発表会（第2回）

# 後継者・担い手の育成のための研修・樹園地継承等の取組みの特長と課題

1

公益財団法人中央果実協会

令和7年2月3日

2

## 令和6年度果樹農業における担い手の育成及び活躍表彰

- ➡ 令和5年度から開始（2年目）
- ➡ 果樹生産現場において、担い手の育成・確保に取り組んでいる組織や、果樹経営において積極的に挑戦している生産者等を表彰
- ➡ 受賞者（農産局長賞、中央果実協会理事長賞）
  - 担い手を育成する組織：10組織
  - 果樹生産者：6生産者
- ➡ 組織のトレーニングファームの運営又は生産者園地活用の研修の取組み：8組織

## R 5・6年度 調査研究等事業

3

- ▶ 果樹産地の後継者・担い手育成に取り組む組織を調査（現地調査、オンラインヒアリング等）
- ▶ 取組内容を分析・類型化（4類型）し、その特長、課題と対応を整理
  - A：トレーニングファーム運営
  - B：生産者園地での研修
  - C：園地の集積・集約・整備主導
  - D：移住促進・災害復興と果樹振興の組み合わせ

新規就農研修

## 2. 産地の担い手育成の取組の特長①

4

- ▶ トレーニングファーム運営型（A類型）
  - 遊休園地等を活用して組織（JA、市町村等）が研修園を設置して新規就農研修を実施→一貫した研修体制
  - 生産中止の園地を研修園として借り受け研修生等による園地整備・管理→園地の維持管理・確保の機能も
  - 園地の一部の利用権ののれん分けや作業委託による継承→未収益期間の課題解消
  - 独立就農後に農機貸し出しや短期作業の斡旋等により支援する場合も

## 2. 産地の担い手育成の取組の特長②

5

### ▶ 生産者園地での研修型（B類型）

- 生産部会・自治体等が新規就農者育成体制を構築、**生産者の園地における指導**により研修を実施
- 地域での農家の1年間の生活サイクルを体験→集落への溶け込みが容易
- 指導する生産者が中心となり新規就農者への園地等の継承を支援→園地の貸し手の信頼が得やすい
- 営農中止予定農家の園地を指導農家が借受けて、研修者が管理作業する場合も→樹体とセットでの園地継承が容易

## 2. 産地の担い手育成の取組の特長③

6

### ▶ 研修期間・内容

- 標準は2年間（果樹は年1回の収穫で、剪定、摘花・摘果、防除、色付き等管理、収穫等の高度な技術習得が必要）
- 1年間の場合も（就農後の技術・経営指導等のフォローアップ）
- 地域おこし協力隊制度利用；3年間（3年目は自分で園地を借りて栽培・経営の実践研修）→就農1年未満ならば営農開始資金の申請可能
- 座学；農業者大学校、普及・試験場組織等と連携して実施。青色申告、認定新規就農者申請、経営発展支援事業等各種補助金申請等の指導も
- 大型免許等取得支援も

## 2. 産地の担い手育成の取組の特長④

- ▶ 収入（研修期間中）の確保
  - 国（就農準備資金）制度の活用→要件外（就農時50歳以上）は、JA等が負担する場合も
  - インターン制度（JAによる給付）
  - 地域おこし協力隊員（市町村単位）
  - 農業生産法人等が雇用→雇用就農資金制度の変更（120万円/年×2年→60万円/年×4年）に伴い、その他制度の併用又は切替えも
- ▶ 就農後は経営開始資金を利用
  - 未収益期間は野菜栽培等により収入確保支援も
- ▶ 住まいの確保

## 3. 担い手育成の取組の課題と対応①

- ▶ トレーニングファーム運営型（A類型）
  - ✓ 研修園の指導者や維持管理のコストを運営組織が負担する必要→最低でも人件費の負担は必要（営農支援活動の一環として支援）
  - ✓ 園地借入れは容易となるが、研修園の整備・維持コストの負担や研修修了時ののれん分けのため研修組織の経営安定が不可欠  
→のれん分けに伴うそれまでのコストの清算は各産地の事情による
  - ✓ 研修者が研修園所在地と別な集落の農家との信頼を築くための仕組みや工夫が必要  
→部会や共同作業参加、臨時雇用や地区内園地での作業 e t c.

### 3. 担い手育成の取組の課題と対応②

9

#### ▶ 生産者園地での研修型（B類型）

- ✓ 産地全体の取組となるよう、部会等の生産者の意識共有・協力体制が必要
- ✓ 指導する生産者の意識統一、指導者間の意思の疎通や、研修生の希望に基づく適切なマッチングが効果的な研修にとって重要→特に単なる臨時作業者とならないための仕組み
- ✓ 指導者の研修以外の負担（集落での信頼を確保するための世話、継承園地や住まいの紹介等）の緩和措置が研修の継続的实施に必要

### 3. 担い手育成の取組の課題と対応③

10

#### ▶ 新規参入者への樹体とセットでの園地継承

- ✓ 新規参入者の受入側(生産者)の意識醸成が重要  
→アンケート、チラシ等により全生産者に産地の状況とその維持には担い手対策が重要と知らせて危機意識を共有
- ✓ 本音は園地の貸出しは誰でも良い訳ではない  
→農地バンク（作業性が良くない、管理不足で樹体継承が難しい、複数年中間保有が困難等）  
→新規参入者が貸し手の安心する園地の受け手になるための活動（集落での信頼確保が不可欠）  
→JA等の組織であれば貸し手として安心（ただし園地維持管理の経費負担が必要）  
→指導農家が代わりに借り手になる場合も（継承できない場合のリスク対応が必要）

### 3. 担い手育成の取組の課題と対応④

#### ▶ 新規参入者への樹体とセットでの園地継承（続き）

- ✓ 経営中止のタイミングに合わせて新規参入者等に継承することが難しい
  - 自治体・産地・組織等が近い将来空く予定の園地等をデータベース化
  - ブランド産地ではJA等が全園地の状況を台帳等により把握しているところも
- ✓ 園地があったとしても倉庫（収穫物の一次選果や貯蔵等）の継承が難しい場合も
  - 園地内に簡易な施設を設置して保管・作業
  - JAが共同保管施設の貸与
  - 空き家を倉庫代わりに使用する場合も

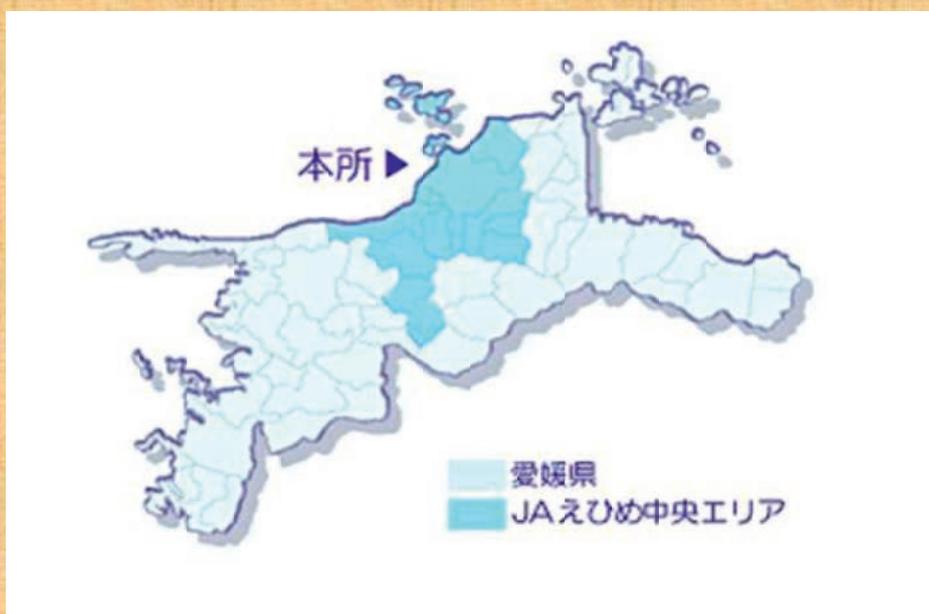
## JAえひめ中央における 新規就農支援の取組について



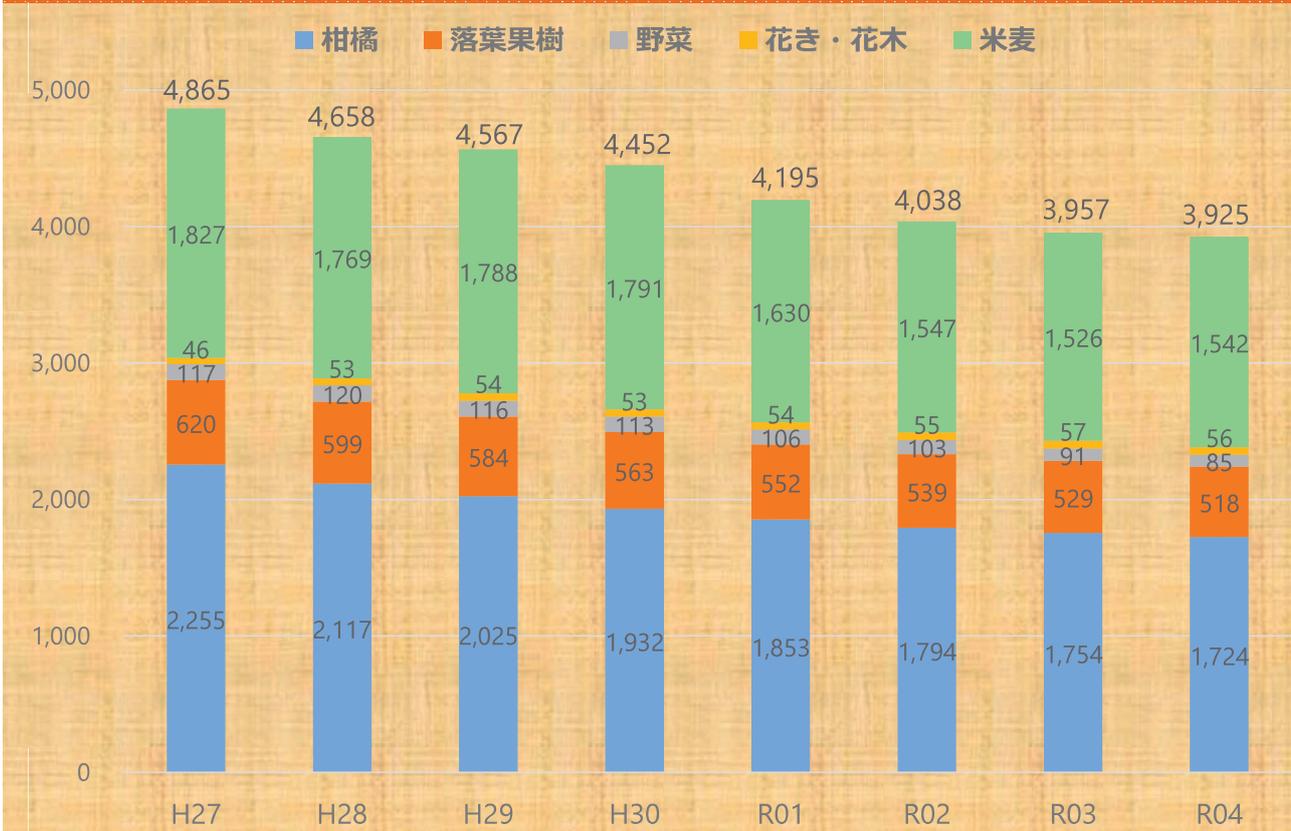
JAえひめ中央 新規就農研修センター 林 諭

## JAえひめ中央の概要

JAえひめ中央は平成11年4月1日に、  
3市8町1村の12の農協が合併し誕生した



## JAえひめ中央管内の状況（栽培面積の推移） 単位：ha



## JAえひめ中央管内の状況（栽培者数の推移） 単位：戸



# JAえひめ中央管内の状況

過去8年のデータより

**栽培面積**      **980ha**      **減少**

**出荷戸数**      **1,712戸**      **減少**

耕作放棄地の増加

生産者の高齢化による担い手の減少



**産地維持**

**優良園地の確保**

**担い手の確保**

## 農業新規参入の課題

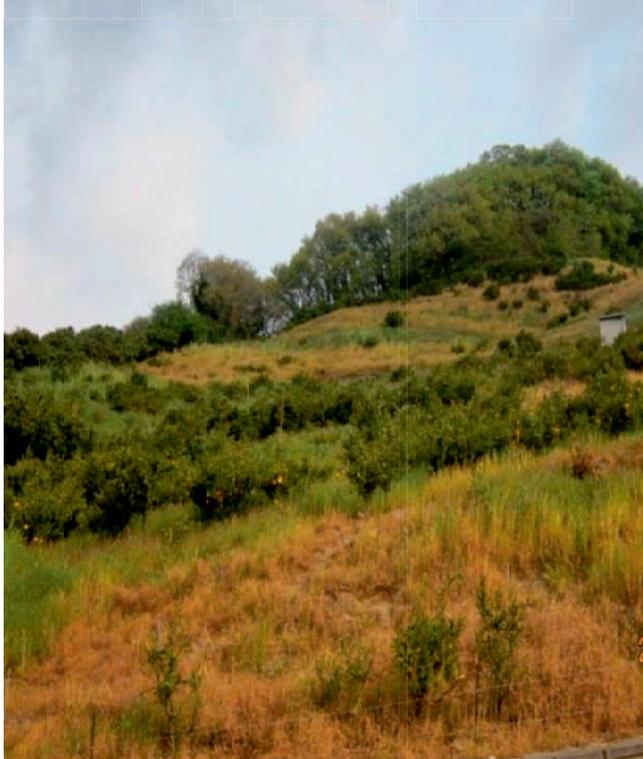
- ◆農業の始め方がわからない
- ◆農地・農業施設（倉庫・農機具）がない
- ◆栽培技術がない
- ◆資金がない
- ◆地域に溶け込めるか不安である



**農協として何か出来ることがあるのでは？**

# 北部研修園 (整備前)

平成25年4月開始 144a



# 北部研修園 (整備後)

H27.9



## 北部研修園（堀江柑橘研修園）



設置後



作業道設置



## 北部研修園（堀江柑橘研修園）

面積	1 4 4 a
南津海	( 4 3 a)
せとか	( 3 1 a)
はれひめ	( 2 9 a)
宮内いよかん	( 2 2 a)
紅まどな	( 1 4 a)
甘平	( 5 a)



## 北部研修園（潮見柑橘研修園）

宮内伊予柑140a



## 南部研修園（伊予野菜研修園）

総面積60a

ハウス14a（ミニトマト7a伊予ナス7a）

露地野菜26a（玉ねぎ6a、蚕豆6a、レタス5a  
ブロッコリー4a、枝豆5a）



## その他の圃場

- 成園柑橘研修園 20 a
- 堀江キウイ研修園 10 a
- 北条柑橘研修園
  - ・ 施設愛媛果試第28号 10 a
  - ・ 宮内伊予柑 42 a (内幼木20 a)
  - ・ はれひめ 5 a
  - ・ フィンガーライム 3 a
- その他 研修センター確保中の園地 約185 a

## 新規就農研修センターについて

年度別受入人数の推移

単位：人

年度	H26~ 30	R1	R2	R3	R4	R5	計
受入人数	49	13	14	17	15	13	121
就農者数	25	19	11	8	12	15	90

# 研修生募集

## 研修生の募集方法

- 各団体が開催する就農相談会
- 行政・関係機関と連携した圏域移住相談会
- 当組合ホームページや広報誌、チラシ等
- 組合員農家からの紹介、  
県市町・関係機関からの紹介等



# 研修生募集

## 研修生の募集内容

令和7年度 募集

- 募集人数 計18名  
果樹11名 野菜・米・花木5名 苺2名



- 募集期間 令和6年4月から募集を開始し、定員に達し次第終了

- 研修開始 令和7年4月より研修開始

- **面接**、研修圃場での**体験**後、受入を決定

## 研修生募集

### 応募条件-1（就農準備資金向け）

- 就農準備資金（準備型）の要件を満たす方
- 就農予定時の年齢が原則満49歳以下
- 次世代を担う農業者となることについて強い意欲を有している方
- 年間1,200時間以上となっておりますが・・・

**※当研修センターでは技術習得のため、  
年間1,600時間以上の受講が可能な方**

## 研修生募集

### 応募条件-1（就農準備資金向け）

- 就農場所はJAえひめ中央管内
- 研修期間 原則2年間
- 研修終了後、1年以内に就農（独立・自営就農、親元就農、農業法人就農）を希望される方

# 研修生募集

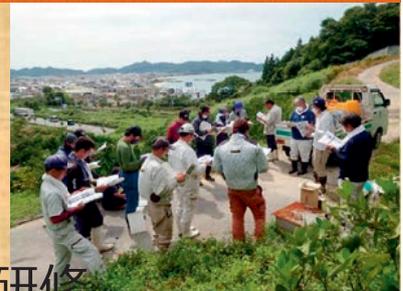
## 応募条件-2（就農準備資金対象外向け）

- 新規就農希望及び農業経験を積みたい方
- 年齢60歳までの方及び、準備型の申請を希望しない方
- 研修期間1～2年間
- 年間1,600時間以上受講できる方

## 研修センターは何をしているところ？

### 研修内容

- J A 研修圃場での実践研修
- J A 技術員等による技術・経営研修
- 研修時間 平日 午前8時～午後5時まで
- 果樹・野菜コースに分かれて農業研修
- 果樹、野菜共に**専門の技術指導者**を配置
- 各分野専門アドバイザー等による座学  
（技術、経営、税務、各種制度 他）



# 研修センターは何をしているところ？

## 座学内容

座学の内容と講師 月1回合同で開催

- 税務・青色申告について  
愛媛県中予地方局、JA経営指導員
- 各種補助事業説明会  
市町やえひめ農林漁業振興機構
- 農業共済について  
愛媛県農業共済組合



# 研修センターは何をしているところ？

## 座学内容

- 各種制度資金や融資について  
日本政策金融公庫及びJAローンセンター
- 農業用ハウスについて  
地元ハウス業者
- 農業用資材の紹介・説明  
全農えひめ、JA資材課
- 農業DXについて  
愛媛県立農業大学校にて講義



# 研修センターは何をしているところ？

## 座学内容

- 農協組織・共同出荷
- 栽培の基礎知識、農機具の使用方法
- J A 共済、農業者年金



J A 関係部門に依頼



## その他の研修内容

### 内部・外部研修会

- JAえひめ中央が開催する各種研修会
- 行政等が実施する各種研修会、講習会
- 農業指導士を中心とした、地域の篤農家での栽培実習
  - ・ 施設中晩柑・キウイフルーツの栽培作業実習
  - ・ 野菜の土づくり、収穫、荷造り作業実習
  - ・ 花木の収穫、荷造り作業実習など

# 研修風景

## 入所式・退所式



# 研修風景

## 現地研修



# 研修風景



## 全体座学



- ・ 栽培管理
- ・ 確定申告
- ・ 補助事業 等 . .

# 研修風景 7a



# 優良園地視察研修



## 研修生へのサポート

### 研修中のサポート

- 各種資格取得支援（1/2助成）
  - ・ 小型車両系建設機械運転免許
  - ・ フォークリフト運転免許
  - ・ 大型特殊自動車（農耕車）
  - ・ 危険物取扱者免状 ・ 狩猟免許
- 移住者家賃支援（研修期間 上限2万円）

# 研修生へのサポート

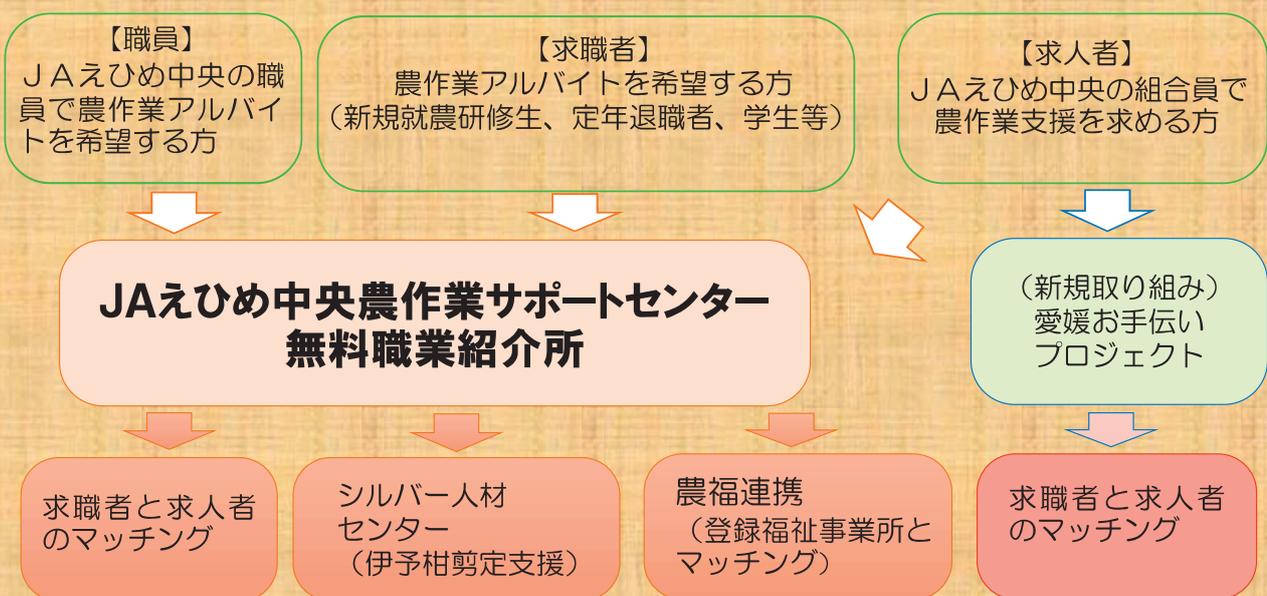
## 研修中のサポート

- 就農準備資金（準備型）の申請支援
- 農作業サポートセンターを活用した農作業アルバイトの斡旋を行う

農作業アルバイトを行うことで、生活費を得ることができ、かつ農家との顔つなぎもでき、農地の紹介を受けた事例もある

# 研修生へのサポート

農作業サポートセンター無料職業紹介所を軸とした農作業支援者の確保



# 研修生へのサポート

## 就農に向けた支援

- J A 組合員加入、就農地域（支部）への加入
- 就農計画の作成  
就農地域の園地に合った栽培品目の提案
- 認定新規就農者の取得計画
- 就農準備に向けた融資相談  
農業機械・農薬・肥料・資材等、就農に必要な資金を J A 関係機関と融資相談

# 研修生へのサポート

## 就農に向けた支援

- 研修生に対する農業機械の斡旋
  - ・ 農機センターや農機自動車課と連携し、中古の機械の斡旋
  - ・ 規模縮小や引退する組合員農家から農地と共に農業機械を譲ってもらう事もある

# 研修生へのサポート

## 就農に備えた支援

### ■ 研修生に対する農地の斡旋

- ・ 研修中に農地が見つかった場合は、農協の研修圃場として借り受け、対象となる研修生が就農と同時に引き渡しを行っている
- ・ 令和6年度農業経営に関するアンケートを実施し、農地貸借に関する意向を調査したアンケート結果をもとに地域の担い手や新規就農者へ斡旋し、優良園地の確保につなげる

## 研修生の就農農地斡旋・整備 事例①



H27年に整備開始  
【面積 50 a】



研修終了後の  
「就農園地」の整備

耕作放棄地再生利用緊急対策事業を利用して

## 研修生の就農農地斡旋・整備 事例①



## 研修生の就農農地斡旋・整備 事例②

H28年に整備開始 50 a



## 研修生の就農農地斡旋・整備 事例②



H29年引渡し  
【品種】  
ハイワード

## 研修生へのサポート

### 研修生に対する農地の斡旋

事業承継の事例として

#### 《事例1》

体調不良により営農を中止しようとした農家の情報を農協OBより相談を受けた

農家と検討を行った結果、1年間研修センターにて園地管理を行い新規就農する研修生に継承した

# 研修生へのサポート

## 研修生に対する農地の斡旋

### 《事例2》

高齢により営農を縮小しようとした後継者のいない農家の情報を**営農技術員**より相談を受けた

農家と検討を行った結果、1年間農家と研修センターとで一緒に園地管理を行う

今後、**新規就農する研修生**に継承する見込み

# 研修終了後のサポート

## 研修終了後の営農定着支援

- 市町と連携し定期的な巡回指導
- J A 経営指導員による経営分析・診断を基にした営農指導の実施
- J A 農作業サポートセンターによる農作業アルバイトの斡旋
- 補助事業および経営資金の斡旋・支援

# 研修生へのサポート

## 研修終了後の営農定着支援

### ■ えひめ中央農業協同組合 青壮年部中央ブロック加入推進



- ・令和4年10月、組織にまだ属していない農業者や新規就農研修センターからの新規就農者のための支部として創立
- ・同世代から幅広い年代の農業者同士での交流の場や就農地区との繋がりを作り、盟友同士での相互研鑽に努める

# 今後の課題

## 新規就農研修センターの課題

- 研修生の安定的な確保
- 研修圃場の更なる整備
- 就農園地確保
- 農家住宅・倉庫・水源の確保
- 営農定着支援

ご清聴ありがとうございました



 **JAえひめ中央** **農業へのスタートライン**

# 就農研修生募集

JA新規就農研修センターが  
農地・資金・技術取得を全力でサポート



お問い合わせ先▶▶

**JAえひめ中央 ☎089-943-2342**



## 有限会社藤川果樹園 における果樹農業の 後継者・担い手育成 の取組み



有限会社 藤川果樹園  
代表取締役 藤川 寿夫

## 地元で農業を始めて90年以上になります

- 1930年代～ : 香川県観音寺市大野原町で藤川友四郎が農業を始める  
家畜の生産、米や果樹の栽培（屋号 ヤマト）
- 昭和46年 3月 : **有限会社藤川果樹園として法人化**（初代代表取締役 藤川保伯就任）  
カンキツ栽培一本化を決心 農協・市場販売をメインに展開
- 昭和63年 7月 : **2代目代表取締役に藤川寿夫就任**
- 平成21年 : **研修生の受け入れを開始**
- 平成22年 : 個人販売・直売所をスタート
- 平成26年 : **独立者のれん分けプログラム開始**
- 平成27年 : 卸売販売をスタート  
: 日本野菜ソムリエ協会主催 第1回全国みかん選手権 銅賞受賞
- 令和 7年 : 果樹農業における担い手の育成及び活躍表彰 受賞  
法人化54年目を迎え、更なる飛躍を目指し、日々奮闘中

# 会社概要

## 有限会社 藤川果樹園

住 所：香川県観音寺市大野原町

企業理念：「夢」を語り合い「感謝の心」と  
「笑顔」を忘れず

「安心・安全」な果実を「創る」

雇 用：従業員 3名、パート10名（延べ720人日）

品目・面積：温州ミカン（早生、中生）750a

レモン 22a（うち施設15a）

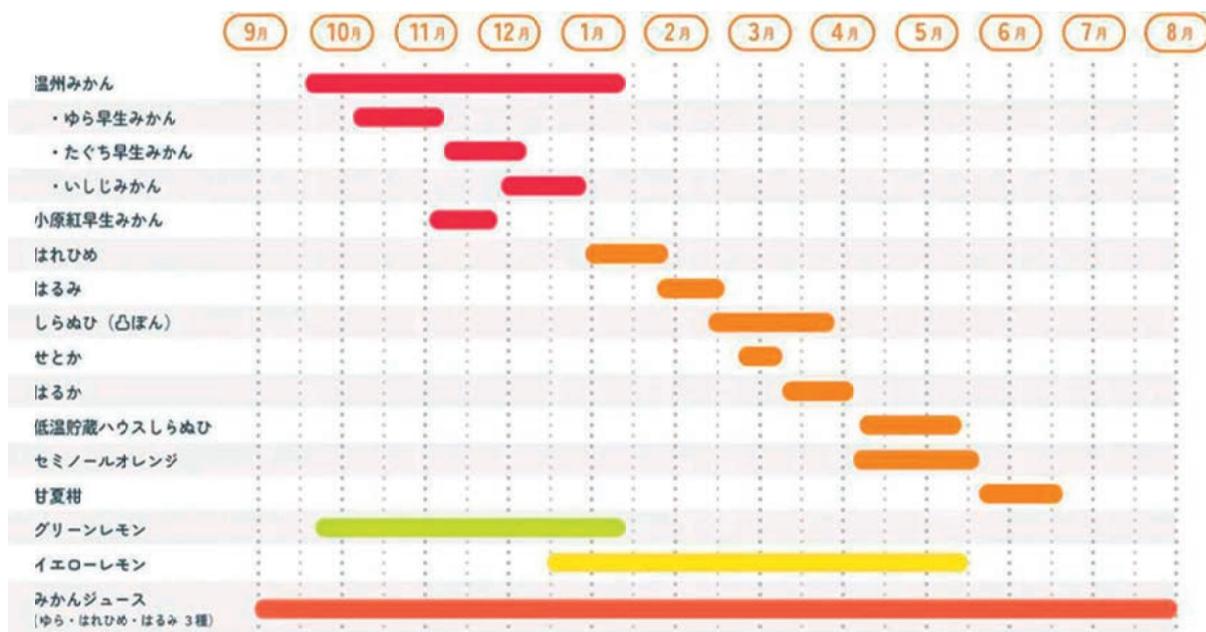
中晩柑（不知火、はるみ、甘夏、せとかほか）190a

設 立：昭和46年 3月



3

## 藤川果樹園から出荷されるカンキツ類



4

# 栽培のこだわり

## 「稼げる農業」を掲げて日々、作業に従事

品質への拘り : マルチ被覆による高糖度果実生産、レモンは無農薬栽培  
 独自でブレンドした有機肥料の散布

H29 さぬき讚フルーツ R6 さぬき讚レモン 生産者認証取得

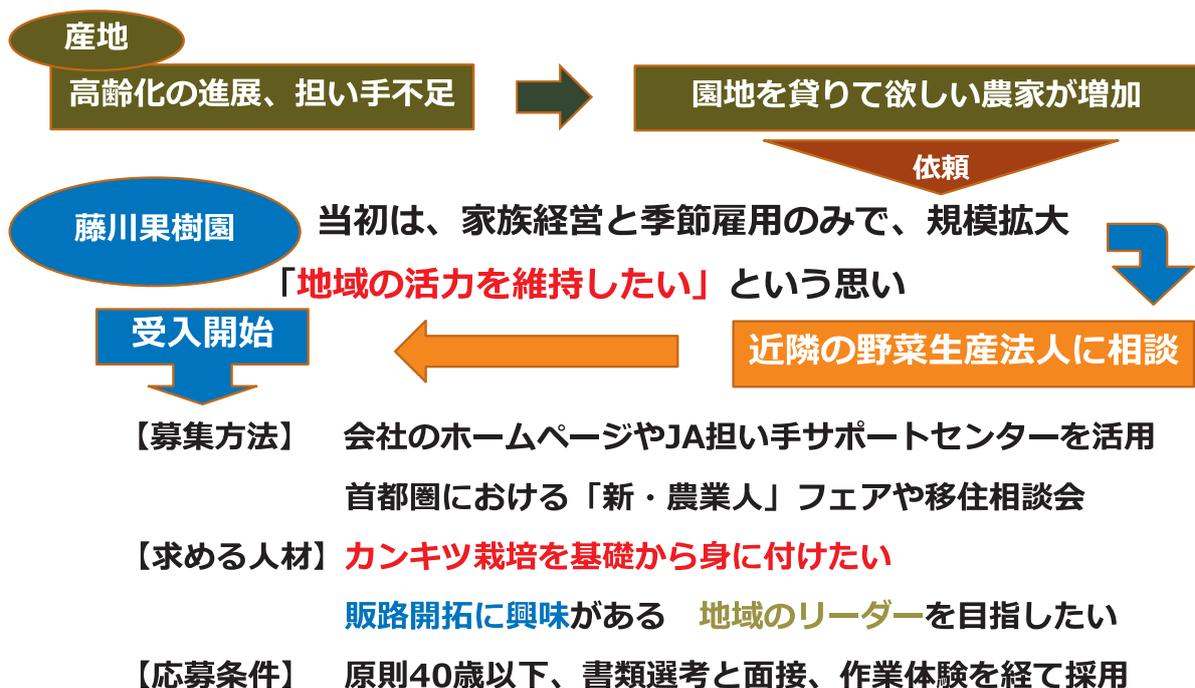
安心・安全の追求 : R5 みどり認定 R6 JGAP認証 取得

販路・売上の確保 : 関西を中心に関東や県内に出荷 温州みかん@450~500/kg  
 観音寺市ふるさと納税返礼品 ネット販売も手掛ける



5

## 担い手の育成：取組の経緯



6

# 担い手の育成：まるい未完塾の運営

## 実地による農業経験（カンキツ栽培）の積み上げ

当初は2年間を基本 ⇒ 個々の状況を判断し4～5年とする場合もあり

研修内容：①一般的な農作業の習得



研修農場を活用した栽培管理作業

関係機関が主催する各種講習会への参加

②独立する際の経営方針を検討

担当責任者や代表取締役との面談

5年先を見据えた将来ビジョンについてレポート作成

③販売対策

直売所、インターネット販売対応、市場研修 ほか



7

# 担い手の育成：研修農場の整備

## 集約整備された2haの園地を活用（平成28年～）

1～2年目：全体作業を通じた一連の作業や管理のポイントを学ぶ

2～3年目以降：①改植が必要なほ場における**品種の選択、改植作業**



②栽培から出荷までの**栽培管理作業等の習得**

責任を持って携わること、将来の経営計画に昇華させることを意識した指導



8

# 担い手の育成：全面的なバックアップ

知識・経験は不問：カンキツ栽培、藤川果樹園の農法を全て教示

研修期間中は、正社員として雇用される

寮完備：女子寮・男子寮を用意（光熱費無料、お米の支給あり）

園地の貸し出し：独立に当たって収穫可能な園地を貸し出し

未収益期間の解消、独立後の収入確保を支援

独立後の伴走：独立後も技術的・経営的なサポートや面談も継続

初期投資の低減に向けた補助事業の活用アドバイス



9

## 研修・就農の実績

- ・これまで**13名の研修生**（県外12名、県内1名）を受け入れ  
うち**5名が独立就農**（県外2名、県内3名）、**3名が正社員**として従事
- ・県内就農した3名は、**5.1haの園地を継承**し経営を拡大  
藤川果樹園としても研修農場のほか、6haの農地で新改植を実施
- ・新規就農者に対する想い

### ① 人とのつながりが重要

農園同士の協力、共同作業による効率性  
他の園地を見ることの重要性、情報共有を



### ② 自分の想いを原稿用紙に書いて明確に

就農時には、農業の想いや2～5年後のビジョンを  
目標の大切さ、計画的な取組み、見返すこと



10

# 独立後の伴走

～企業的な経営感覚を持った地域リーダーの育成～

## ①園地の生産拡大に向けた対応

- ・ 水利条件、生産能力の見極め  
近隣園地の情報収集、農地機構を通じた斡旋紹介
- ・ 各種補助事業の活用に対するアドバイス



## ②仲間づくり、情報収集

- ・ 近隣の若手生産者が組織する団体への入会（入会金や年会費の補助）  
月1回の定例会や独自の講習会、視察研修を実施



## ③経営の早期安定化

- ・ 管理状況に応じた作業支援
- ・ 必要に応じて、就農後も収穫物を買取り⇒販路の確保

5年後の目標：栽培面積1.5ha、年間売上高800万を目指す

11

# 持続可能な果樹産地育成に向けて これからも頑張ります。



ご清聴ありがとうございました



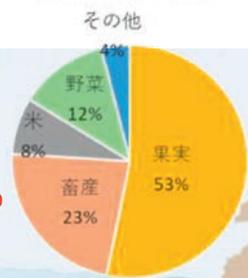
資料4

芦北地方農業振興協議会  
 <事務局>  
 熊本県芦北地域振興局 農林部  
 農業普及・振興課 上村浩憲

## 芦北地域の概要

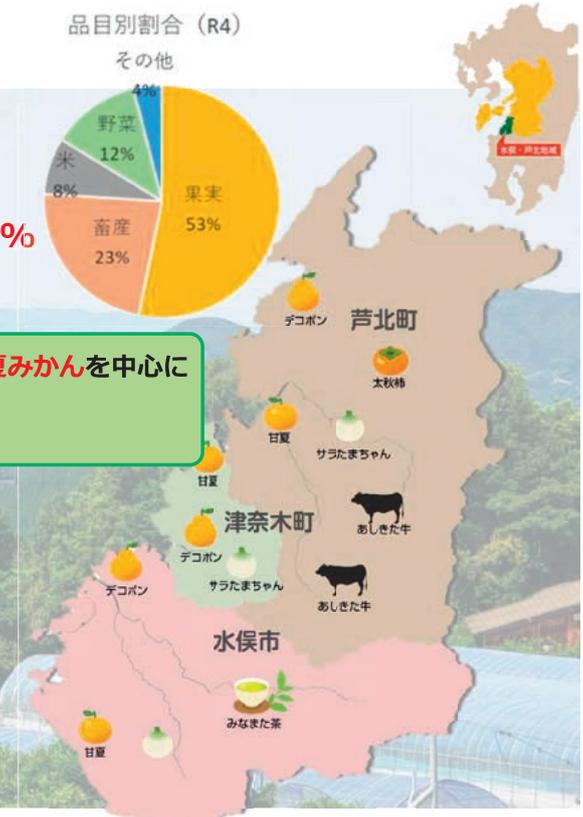
- 1市2町  
 (水俣市、芦北町、津奈木町)
- 平坦地が少ない中山間地域  
 (耕地面積 6.8%)
- 基幹的農業従事者 65歳以上の割合：76%
- 地域の農業産出額の53%を果樹が占める

品目別割合 (R4)

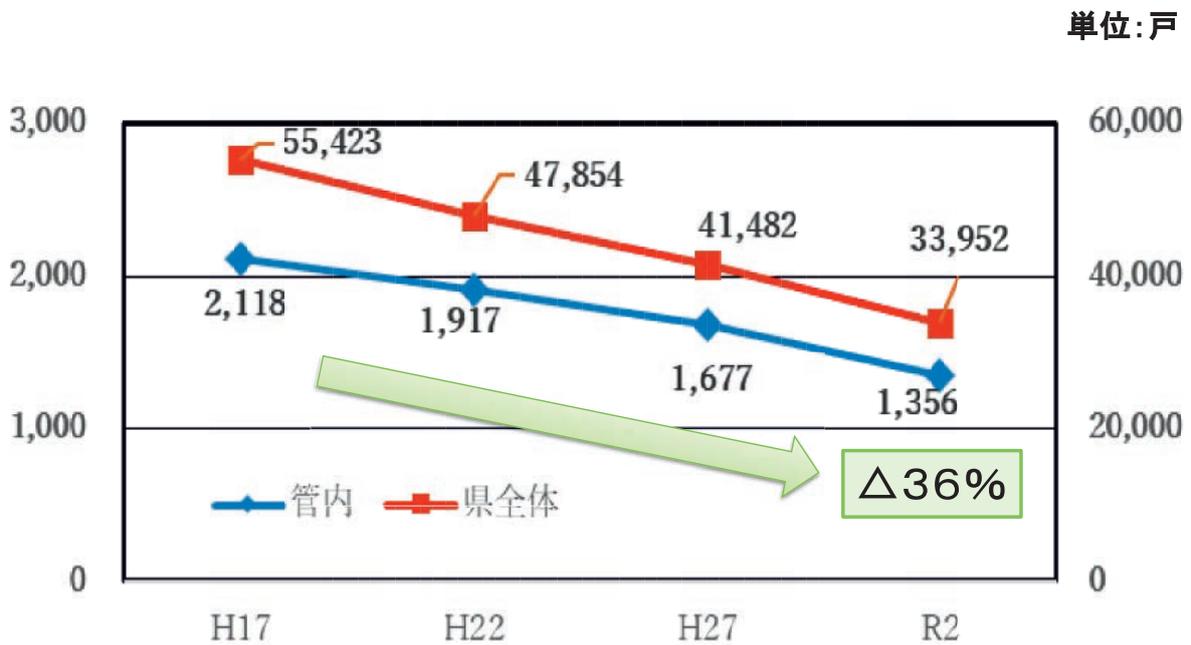


温暖な気象条件を生かして、不知火類(デコボン)・甘夏みかんを中心に県内有数の中晩柑産地が形成されている。  
 <カンキツ生産状況 (R4年産)>単位：ha、t、%

		芦北地域	県全体	シェア (順位)
不知火類	面積	268	1,059	25 (3)
	生産量	3,660	16,210	23 (2)
甘夏みかん	面積	193	236	82 (1)
	生産量	3,887	4,664	83 (1)



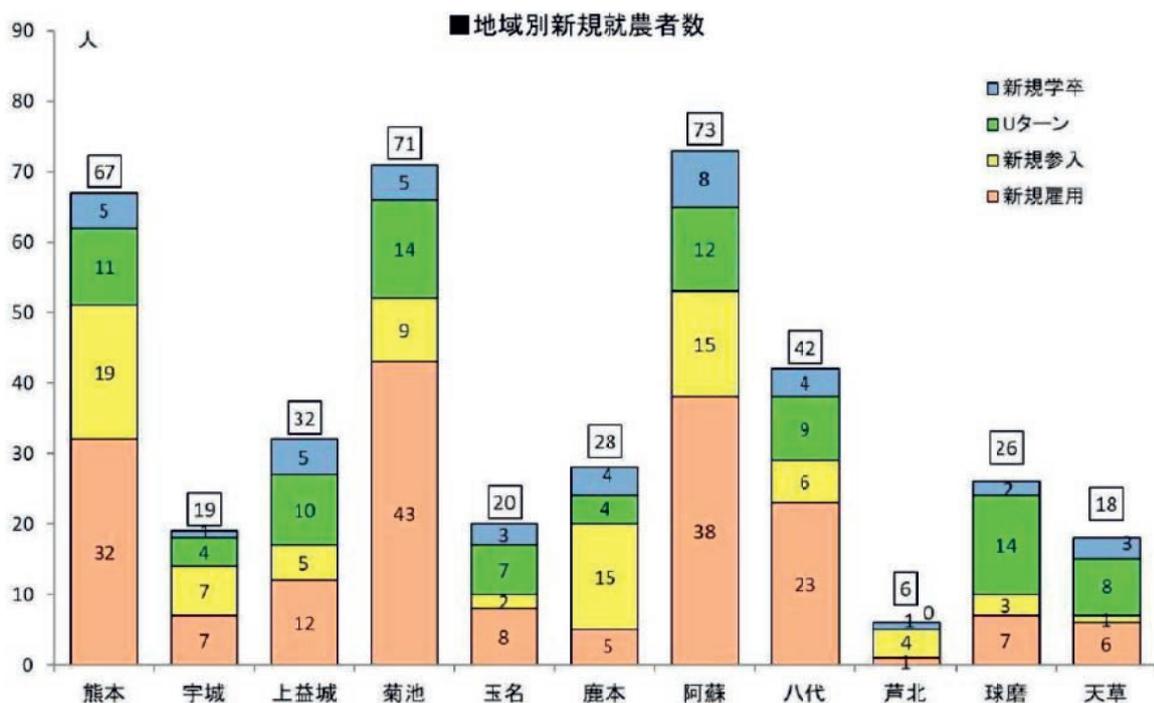
## 芦北地域の農業経営体数



出展：農林業センサス

3

## 芦北地域における新規就農者数



新規就農者に関する調査結果(令和5年度調査)

4

# 課題

産地を維持していくには新たな対策が必要！

## (これまでの対策) 一戸当たりの経営面積・生産量の拡大

- ・園地整備や改植、部会対象の技術指導により対応
- ・条件不利地が多く、短期的には進まない

## (新たな対策) 新たな担い手の確保

- ・地元の担い手を待っているだけでは限界
- ・新たな担い手を外部に獲得しに行く仕組みづくりを構築



新たな農業の担い手確保・育成対策が急務

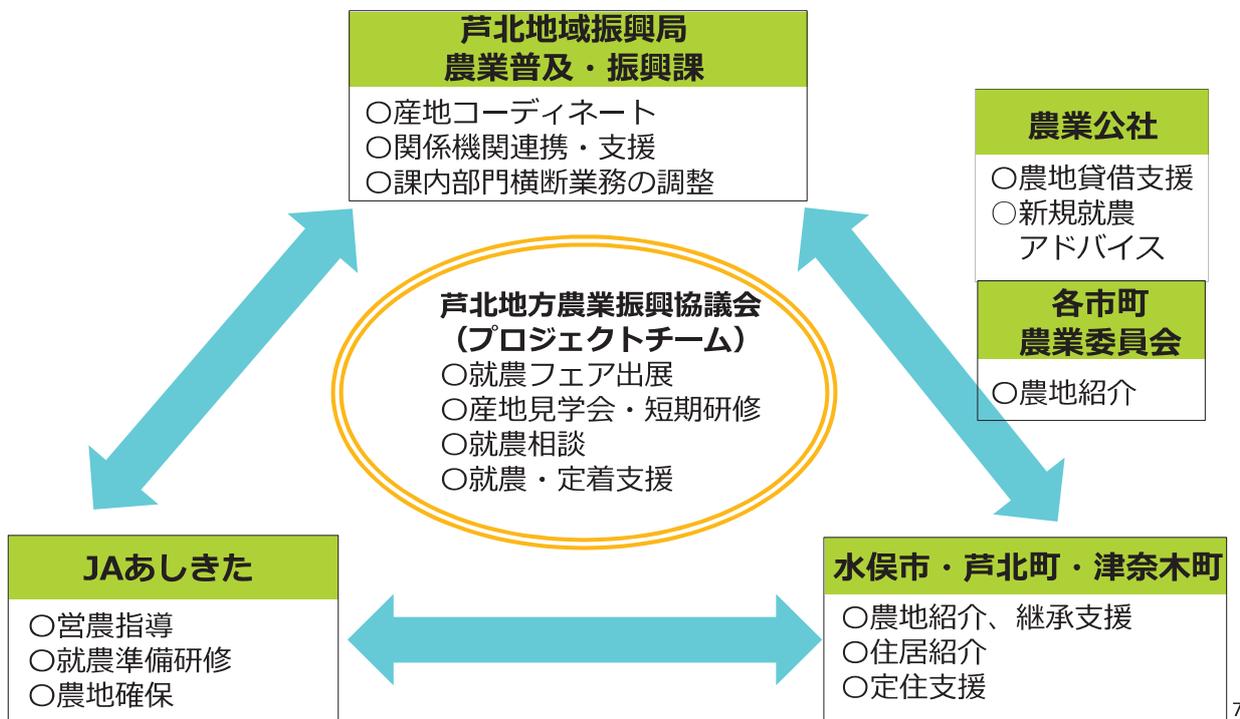
5

## 新たな担い手確保・育成 活動のロードマップ

目的	目標	対象者	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	
果樹産地の維持	円滑な就農支援体制の構築	関係機関 (市町、JA)	組織設立推進活動								
			負担金確保推進活動								
			支援組織設立	プロジェクトチーム会議 (月1回)							
	担い手の確保	農業に興味ある人			協議会HP開設・運用		オンライン相談窓口開設				
					SNSを活用した情報発信						
					県内外の就農相談会へ出展						
		芦北に興味ある人				産地見学会・体験会の開催					
			芦北へ就農希望者			住宅の情報提供・斡旋					
							リリース園の斡旋				
	担い手の育成	就農準備研修生	将来の担い手						お試し研修会		
								副読本作成			
新規就農者						リリース園における技術指導					
							座学講座				
					現地技術指導						
							各々の園地見学				

# 就農支援体制

H30年 芦北地方農業振興協議会に  
**「新たな担い手確保対策プロジェクトチーム(PT)」** 設置



## 新たな担い手関係各種支援事業の活用状況

### ① 芦北地方農業振興協議会

R5果樹部会 1,367千円

(内訳)

- ・協議会負担金：969千円
- ・地域振興局政策調整事業：248千円  
(就農支援策PR事業)
- ・熊本県農業公社150千円

### ② 新規参入者育成支援事業 「次代につながる果樹産地づくり 支援事業」

事業主体：JAあしきた  
 事業費：1,500千円定額

### ③ 樹園地型新規参入受入体制構築支援事業 「実践型」

- ・受け手のいない樹園地を一時管理し、新規参入者に引き継ぐ中間管理組織づくりに必要な経費
- ・樹園地管理に必要な機械施設の導入

補助率：県1/3 その他2/3

- ・就農フェア出展 (出展料)
- ・産地見学会 (保険料、モニター謝金)
- ・バスツアー (広告、保険料)
- ・お試し研修会 (保険料、モニター謝金、農家謝金)
- ・HPの発信、WEB広告等情報発信  
(業者製作費、HPサーバー管理費、農家謝金)

- ・就農フェア (参加旅費)
- ・座学研修 (テキスト代、コピー)
- ・実践研修 (リリーフ園の肥料農薬代、研修圃場の賃借料、保険代、機械借上げ、受入農家謝金)
- ・バスツアー (バス借上げ)

【担い手の確保対策】農業に興味がある人を対象にした活動

## 活動① 情報発信

地域の魅力

生育状況

就農支援制度

等の情報を積極的に発信

HP

オンライン相談予約も可能！



URL

<http://ashinoshinkyu.jp/>



Instagram



アカウント名

芦北地方農業振興協議会



【担い手の確保対策】農業に興味がある人を対象とした活動

## 活動② 地域外から新規就農者の誘致



パンフレットの作成

- ◆ 日本一の柑橘就農支援としてアピール
- ◆ 相談者の関心の強さの程度に応じた就農支援対策を紹介

農業経営	農作業支援 機械導入助成 電柵設置補助
住まい・移住定住	空き家活用支援 住宅新築支援
子育て・教育	出産祝い金 子ども医療費助成 保育料軽減 奨学金制度

各市町の生活支援一覧の項目  
(一部抜粋)

【担い手の確保対策】芦北に興味がある人を対象とした活動

## 活動③ バスツアー・産地見学会の実施

### ◇概要

遠方在住者におすすめ

	バスツアー	産地見学会
日程	日帰り	1泊2日程度
対象	農業に興味がある方等	過去に相談した方
助成等	バス借り上げ、傷害保険等	宿泊、借上車、傷害保険等

### ◇内容



収穫体験・ほ場見学  
■実際に農業を体験



農家等と意見交換会  
■農業の疑問を解決



生活環境の見学  
■住宅・地域を見学

11

【担い手の確保対策】芦北で就農をしたい人を対象にした活動

## 活動④ 新規就農お試し研修の実施

芦北地域で就農を検討している方を対象に研修を実施

### ■目的

技術研修を中心に実施し、

農業の適応判断

当地域で農業をする意思決定

を促す

### ■概要

①農業研修

(技術・座学研修)

### 内容

②長期研修の事前準備

(住宅確保、研修計画の作成)

③先輩農家との意見交換

### 助成

- ・旅行障害保険・レンタカー代
- ・宿泊施設

1～3日間



農業や地域の実情を十分に理解

農業の実際と新規就農者が思い描いていた夢とのギャップ解消

就農の確実な定着に繋がる

12

【担い手の確保対策】 芦北で就農をしたい人を対象にした活動

## 活動⑤ 園地のリリース体制の構築

出し手(後継者不在)  
園地を貸したい人



後継者がいない  
耕作中止

プロジェクトチーム

継承するまで一時管理



- 新規就農者の就農地を確保
- 研修園地として活用

新規就農者

就農時に園地を継承



- 研修地 = 新規就農地
- 就農1年目から収益を得ることが可能



新規参入者でも果樹経営が可能な受入体制を整備

【担い手の育成対策】 芦北に就農を決めた人を対象にした活動

## 活動① 就農準備研修の実施（技術研修）

就農予定園地（リリース園）で実践研修を実施 **最長2年間**

【目的】  
栽培技術の習得

【講師】  
JA職員・普及指導員 等



研修時から就農園地で作業をすることで  
就農直後からスムーズに作業が可能

【担い手の育成対策】芦北に就農を決めた人を対象にした活動

## 活動② 就農準備研修の実施（座学講座）

新規就農（希望）者

【問題】

- 農業未経験者  
⇒ 栽培の知識が全くない
- 新規参入 + 地域外から移住  
⇒ 地域に知り合いが少ない

座学講座を実施

（講師：普及職員、JA指導員）

【目的】

- 栽培知識の早期習得
- 新規就農（希望）者同士の交流の機会をつくる



座学講座 JA：毎週月曜日・午後

農業普及・振興課 1講座/月

15

【担い手の育成対策】芦北で就農をした人を対象にした活動

## 活動③ 新規参入者の任意組織の設立、活動支援

### 新規参入者の増加を受けR4年任意組織「せしかう会」設立

■ 活動内容



各種研修会



会員相互の園地視察



関係機関と意見交換

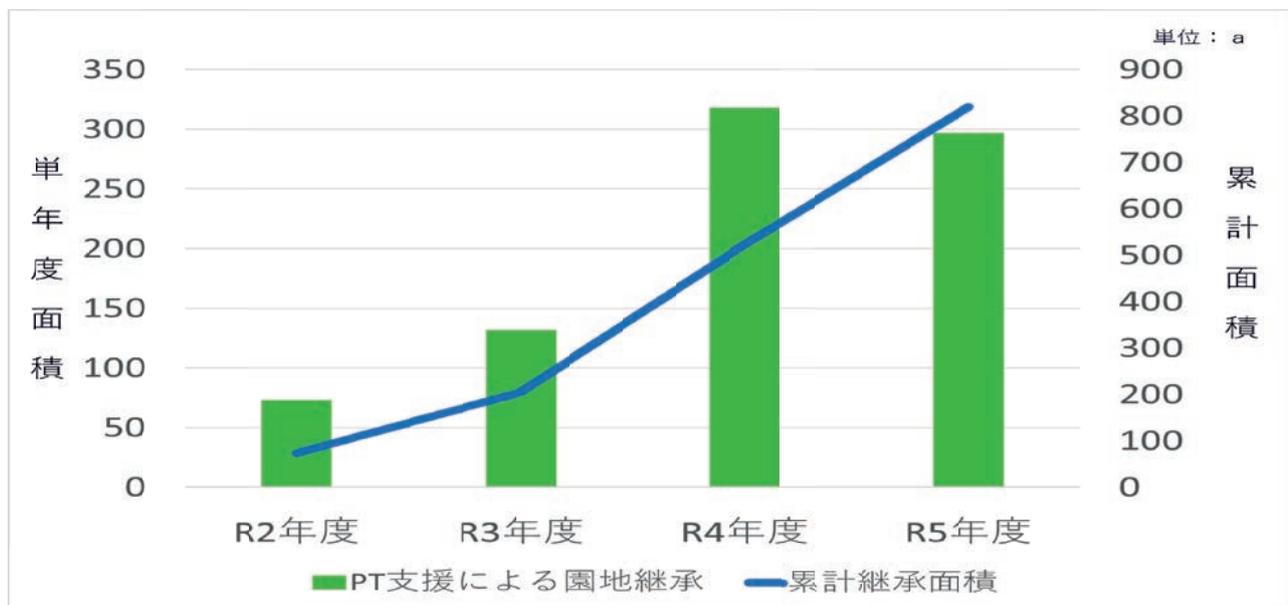


早期の経営安定を支援 ⇒ 就農後の定着につなげる

16



## 活動成果② 新たな担い手へ園地の継承



- ・長期研修修了後の就農率は **100%**
- ・R2年から **新規就農者16名、研修生12名**を支援
- ・R2年から **10名に8.2haの園地**を継承

19

# 『次代につなぐ就農支援対策』 JAふくしま未来の取り組みについて



桃之介 きゅうり之介 ベえ子 米之介

【イメージキャラクター】  
みらいろ4兄弟



JAふくしま未来

営農経済企画課  
課長 兼 みどりの食料システム戦略推進担当  
佐藤 剛

## 1. JAふくしま未来の概要

令和6年2月末現在

### □概要□

【設立】	平成28年3月1日
【管轄地】	福島市、伊達市、二本松市、本宮市、相馬市、南相馬市 川俣町、桑折町、国見町、新地町、大玉村、飯舘村の12市町村
【出資金】	164.7億円
【組合員】	92,837人（うち正組46,052人 比率49.6%）
【役員数】	理事51人 監事8人
【職員数】	正職員 1,089人（ほか常用臨時432人）
【事業所数】	本店 支店47 営農センター24
【事業量】	貯金高 7,682億円 貸出金高 2,281億円 販売品販売高 290億円 購買供給高 102億円 長期共済保有高 24,276億円

4JA合併により誕生  
本店+4地区本部体制



地区の特色・特性や組合員の意  
思の的確な事業運営への反映



# 1. JAふくしま未来の概要

JAふくしま未来は、福島県北東に位置し、H28年3月、4JAが合併し誕生

## 特徴

**水稻・園芸・果実・畜産と  
バランスのとれた産地が  
形成**

## □管内の農業□

福島県の中通りにある**福島**や**伊達**地区では、**もも**、**りんご**、**なし**等全国有数の果樹地帯を形成し、**安達**地区は阿武隈高原での**畜産**が盛んです。海に面した**そうま**地区では東日本大震災により大きな被害を受けましたが、平坦な圃場で**水稻**が中心です。その他全域において、数多くの**園芸品目**が生産されています。

**JA販売高日本一4品目(もも、夏秋きゅうり、あんぽ柿、飼料用米)の生産販売強化と重点品目を中心に新たな産地づくりをめざします!**

## □管内の面積□

管内面積は福島県全体の約19%にあたる2,626km<sup>2</sup>  
※都道府県別面積42番目にあたる佐賀県より広い



	R4年度	R5年度		R4年度	R5年度
① もも	65.3	68.3 億円	⑦ 生乳	9.9	9.4 億円
② 米	38.5	44.6 億円	⑧ 花卉	8.9	8.9 億円
③ きゅうり	30.8	44.2 億円	⑨ 牛肉	8.8	8.3 億円
④ なし	11.7	12.6 億円	⑩ ぶどう	6.3	7.9 億円
⑤ あんぽ柿	11.6	12.3 億円	⑪ いちご	6.1	5.8 億円
⑥ 和牛子牛	15.1	11.1 億円	⑫ りんご	6.4	4.9 億円

**売上高計290億円、10億↑6品目、1億↑が19品目**

# 1. JAふくしま未来の概要

## □管内の主な農業関連施設

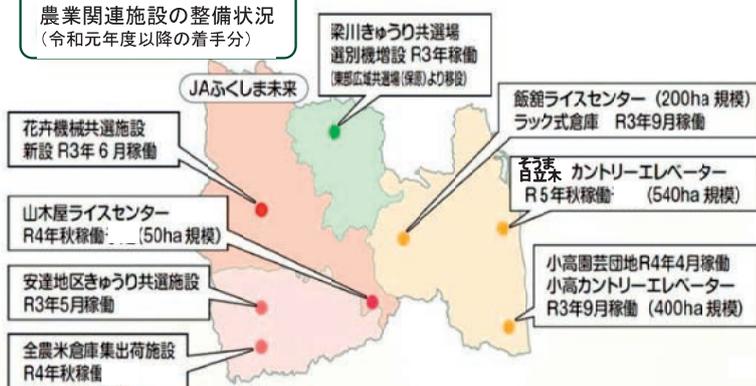
### 1. 園芸関係施設

- ①果実共選所・・・13施設 28系列
- ②野菜共選所・・・8施設 11系列
- ③あんぽ柿工房・・・1施設
- ④花卉共選施設・・・1施設 3系列

### 2. 穀類関係施設

- ①ライスセンター・・・10施設
- ②カントリーエレベーター・・・8施設
- ③育苗センター・・・10施設

農業関連施設の整備状況  
(令和元年度以降の着手分)



【令和6年度】 花き共選機2基増設 きゅうり共選所1ヶ所新設 果実共選機2基増設

## 重要ポイント

農業の高付加価値化や生産性向上を図る農業関連施設は利用者負担が原則(整備や償却費に応じて負担)

### 機械共選のメリット

#### <市場の観点>

- センサー等で品質担保されることにより単価アップ

- 産地のブランド価値向上

#### <生産者の観点>

- 荷造り作業からの解放により新たな作付けや規模拡大が可能に。

# 1. JAふくしま未来の概要

## 夏秋きゅうり



日本一の夏秋きゅうり産地継続中  
令和6年度は過去最高の51億円

<取り組み内容>

- 日本一の夏秋きゅうり産地継続形成構想 令和元年12月に策定
- 管内3ブロック体制として最寄りの機械共選施設の利用を促す
- 機械共選による出荷形態・包材の統一

<成果>

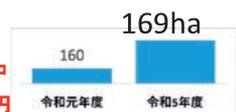
- 新規作付けの増加 令和4年度31人 令和5年度40人
- きゅうり機械共選は個選に比べキロ単価44円プラス (令和5年度)

<集荷量・販売額>

※令和5年11月25日現在 直売所含む

<栽培面積>

9ha増加(R5-R1)



<販売額>

9.3億円増加(R5-R1)

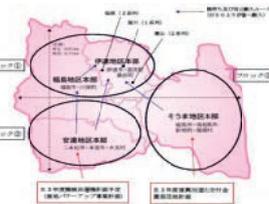


<出荷量>

1,936トン増加(R5-R1)



機械共選比率は  
(出荷量基準)  
令和元年度32.8%  
令和5年度56.9%へ  
大幅アップ(+24.1%)



## もも



「ふくしま桃の日」記念日制定  
令和6年度は過去最高の82億円!

<生産者>

- 出荷戸数: 約1,930戸 (法人含む)
- 栽培総面積は1,100haを維持
- <指導>
- 早生種や晩生種への改植(長期安定出荷へ)
- <共選施設>
- もも共選場は9か所



## 花卉

- 令和3年6月に結束重量選別機4台導入
- 選別・箱詰め作業を受託し、栽培者の労力を大幅に軽減



小菊の新規栽培者

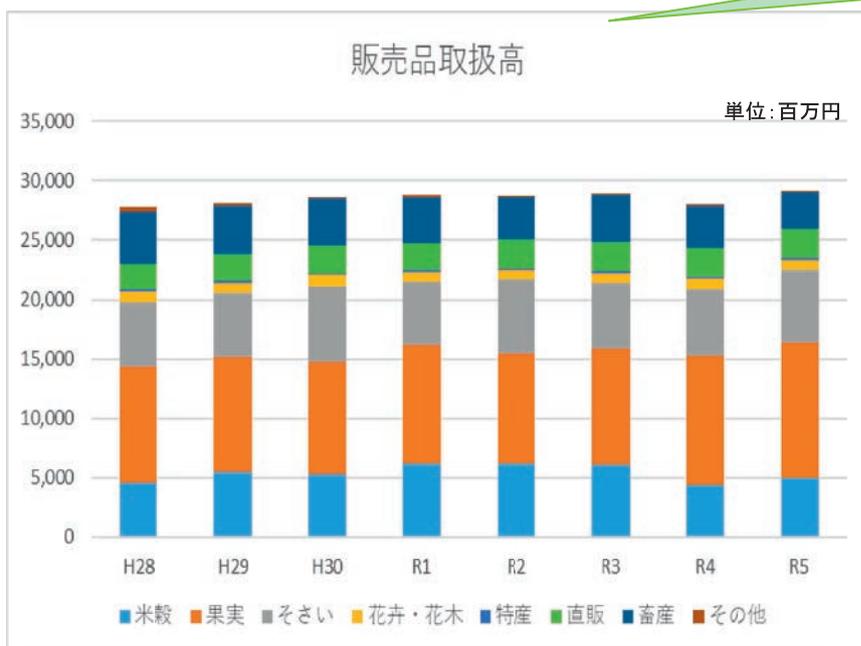
令和4年度 32人 (1.8ha増)  
令和5年度 11人 (1.0ha増)

# 1. JAふくしま未来の概要

## □販売品取扱高の推移

【※参考】

- 震災前(平成22年度)販売高……368億円
- 震災年(平成23年度)販売高……238億円  
130億円の減少となった。



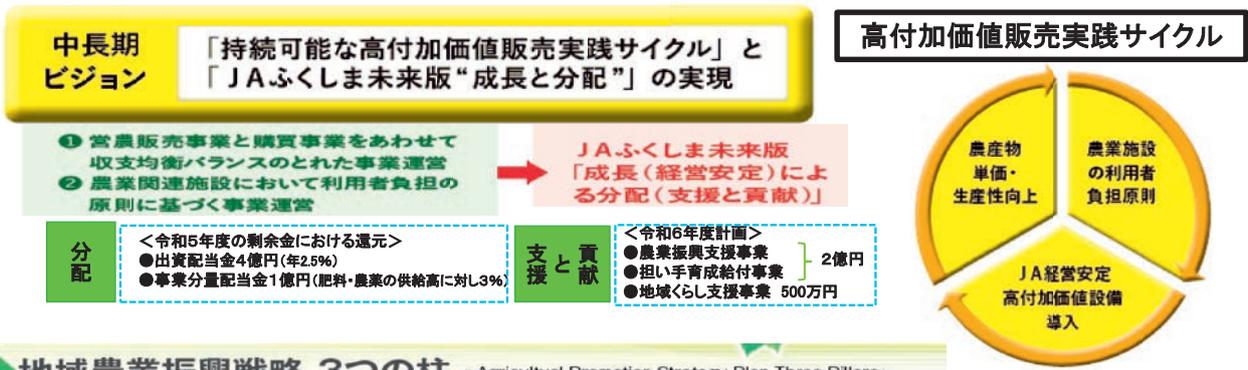
※買取販売品は米穀実績に含む

□販売品取扱高の推移  
H28: 277億円  
R5: 290億円  
⇒13億円(5%)増加

□構成比 (R5基準)  
果実: 39%  
そさい: 21%  
米穀: 17%  
畜産: 10%  
直販: 9%  
花卉・花木: 3%

□果樹の推移  
H28: 98億円  
R5: 114億円  
⇒16億円(16%)増加  
H28: 25,451t  
R5: 19,642t  
⇒5,809t  
(23%)減少

# I. JAふくしま未来の概要



## ◆地域農業振興戦略 3つの柱 ~Agricultural Promotion Strategy Plan Three Pillars~

- 柱1 Plan 1 農業者の所得増大・農業生産の拡大、「みらいるテン」の継続強化
- 柱2 Plan 2 異常気象・自然災害に対する対策・支援
- 柱3 Plan 3 震災からの完全復興に向けた産地づくり

### 課題認識

**農家後継者の減少**

- 基幹的農業従事者の減少・高齢化
- 農家後継者は約8割が確保していない(2020農業センサス)

**常態化する異常気象・自然災害**

- 令和元年:台風19号による農業災害
- 令和2年:モモ穿孔細菌病・ナン黒星病多発
- 令和3年:福島県沖地震・降霜被害
- 令和4年:福島県沖地震(2年連続)・降雹被害
- 令和5年:異常高温による障害(米品質低下・りんご着色不良)

**震災からの完全復興**

- 被災地区(小高・飯館・山木屋)の水田作付は震災前:2221ha R5:776haで復旧率34.9%

# II. 新規就農者支援について

## □次世代対策について



●JAふくしま未来式「のれん分け方式」  
就農についての相談から農家研修、安定した農業経営・就農定着までの3年間を重点的にサポート



●「農の達人」による技術伝承  
長年の経験と豊富な知識・技術を有する中核農家を「作物別営農技術員」(農の達人)として委嘱。営農指導員や若手農家・新規就農者への技術継承を図る。



●担い手育成給付事業  
JAふくしま未来独自の新規就農者等を対象とした助成制度。規模拡大や営農開始に必要な機械・設備・種苗・ほ場整備費用など幅広く助成。申請額の1/2以内、50万円を上限。

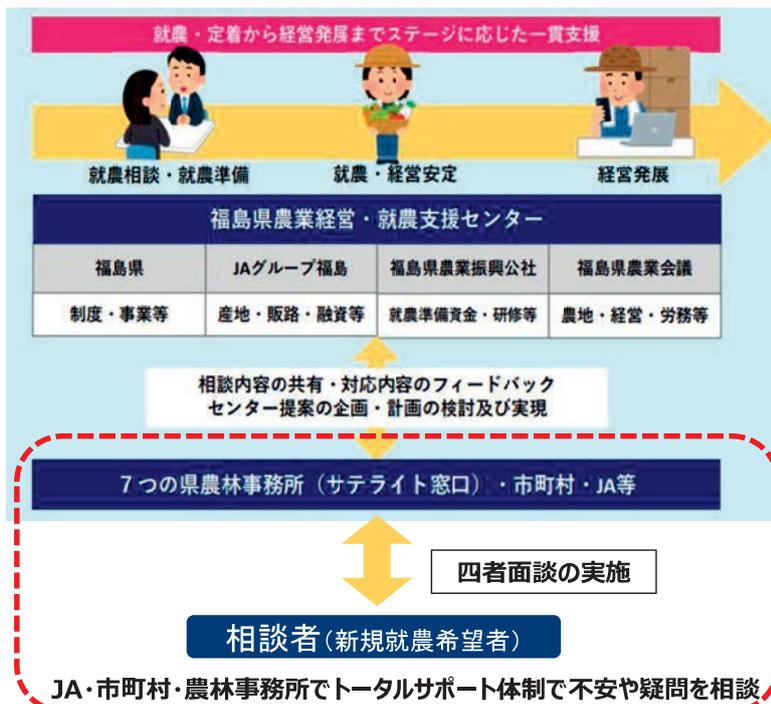
## II. 新規就農者支援について

### □のれん分け方式の構築(令和3年度)



## II. 新規就農者支援について

### □「のれん分け方式」スタート(令和4年度より)



### 新規就農者の受入支援と農業技術の継承ため展開

福島県にて令和5年4月より県および3つの農業関係団体の職員がワンフロアに常駐する総合窓口「**福島県農業経営・就農支援センター**」を開所

- 就農から経営発展まで幅広い相談に対応
  - J Aグループより中央会・農林中央金庫の職員が出向
- 「のれん分け方式」と連携して  
新規就農者の受入・定着を支援

#### STEP 1 就農相談

- 地区本部に1名ずつ配置している就農支援担当者(相談窓口)が福島県農業経営・就農支援センターと連携して対応

#### <相談件数>

- 令和5年度相談件数 117件

## II. 新規就農者支援について

### □次世代組合員の育成・確保(新規就農支援)

JAふくしま未来管内  
受入農家件数  
**92件**(R6現在)

#### STEP 2 研修

##### 地域農業振興計画を踏まえた方針の策定

- 新規就農者の経営開始から定着、将来につながる支援【管内経営モデルを参考】

##### 長期農業研修

- のれん分け方式による受入研修先(師匠)の営農技術取得の支援(紹介)
- 研修受入先の栽培品目に合わせて農業研修

##### 就農準備支援(関係機関協力による面談)

- 営農計画の策定支援
- 新規就農者育成総合対策事業等関係機関とサポート

**島新町**  
後藤 哲男 さん  
経営内容 /  
□モモ 150 a (平本数20a・中生種50a・晩生種70a)  
□水稲 45 a

**福島市**  
今野 拓也 さん  
経営内容 /  
□露地きゅうり 20 a  
□施設トマト 10 a (大型ハウス1棟)  
□ズッキーニ 10 a

#### おすすめ品目と就農モデル

Case A 野菜	Case B 果樹	Case C 野菜+果樹	Case D 花
<p>品目</p> <p>きゅうり (露地) 20 300</p> <p>トマト (ハウス) 20 200</p> <p>費用 480万円</p> <p>農業所得 610万円</p>	<p>品目</p> <p>りんご 80 700</p> <p>費用 450万円</p> <p>農業所得 250万円</p>	<p>品目</p> <p>きゅうり (露地) 10 450</p> <p>あんぱん 20 150</p> <p>費用 220万円</p> <p>農業所得 280万円</p>	<p>品目</p> <p>小菊 60 670</p> <p>費用 270万円</p> <p>農業所得 400万円</p>

## II. 新規就農者支援について

### □次世代組合員の育成・確保(新規就農支援)

#### STEP 3 就農1年目または研修2年目

##### 就農1年目:「のれん分け方式」による栽培経営への取組み(チャレンジ)

- 就農支援担当者・営農指導員・担い手渉外による定期巡回
- 農地の取得(賃借)、斡旋による就農支援
- 営農開始に伴う施設、機械、資材等の取得支援
- 営農並びに生活に対する資金対策支援
- JA生産部会、JA直売所等への新規就農者の受入

※就農にいたらなかった場合は、研修継続



#### STEP 4 就農1年目または就農2年目

##### 就農2年目:継続的農業技術継承(のれん分け方式)を実践

- 就農後の継続的な支援  
営農指導員・担い手渉外による定期巡回
- 新規就農者同士の会合等への支援  
意見交換会や先輩農家視察など
- 地域農業者とのコミュニティサポート支援  
⇒ 地域への定着支援

※就農にいたらなかった場合は、研修継続

## II. 新規就農者支援について

### □就農支援の取り組み(新規就農者向け指導会・講習会)



農の達人等による指導会・講習会

- R5委嘱者 24名
- R5活動回数 113回



新規栽培者向け「農業塾」の開催(伊達地区)

- 基幹品目3コース「桃」「きゅうり」「あんぽ柿」
- 座学も含めコースごとに計6回開催
- R6受講生 26人

## II. 新規就農者支援について

### □就農支援の取り組み(新規就農者向け指導会・講習会)



マネジメントゲーム研修

- ゲーム感覚で経営を学ぶ研修
- R6受講者 16名

令和6年度実施

- ・農業簿記ソフト操作研修会
- ・農業経営高度化セミナー(金融部主催)
  - ①確定申告の基礎(農業版)
  - ②農業融資のメリットについて

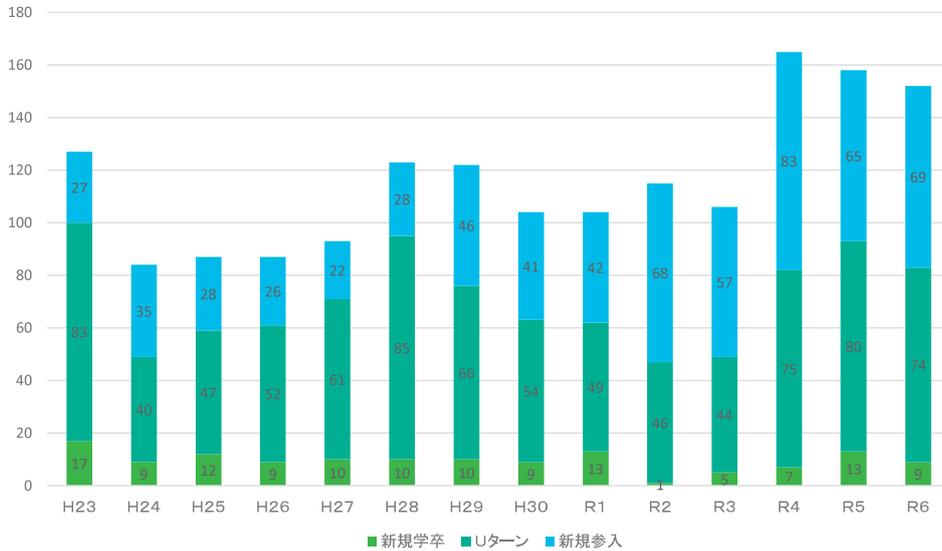
その他県主催・中央会主催の研修会を案内



## II. 新規就農者支援について

### □県内の新規就農者の推移

福島県新規就農者の推移(自営農業者)



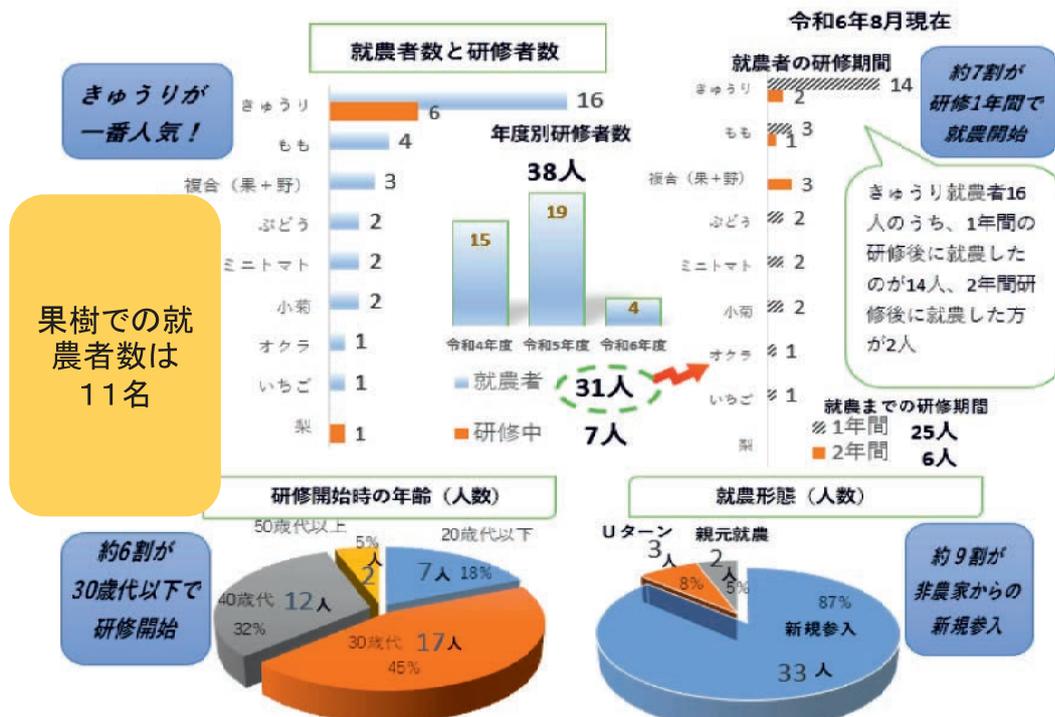
※福島県農業担い手課プレスリリース「令和6年度の新規就農者数について」より(R6.9.20)  
 ※Uターン: 福島県の農家出身者で他産業を離農して就職した者

- 県内の傾向
  - ・雇用就農者も含めると3年連続300人超
  - ・女性の割合は30%前後
  - ・年齢別では45歳未満が近年80%で推移
  - ・経営の主区分別
    - 野菜53%
    - 果樹21%
    - 水稲13%
    - 花き8%
    - 畜産3%
    - その他3%

- うちJAふくしま未来管内の市町村の新規就農者
  - R4: 79人
  - R5: 67人
  - R6: 79人
  - ⇒県内の約半数

## II. 新規就農者支援について

### □農業技術継承支援「のれん分け」就農品目別状況(令和4年度～)



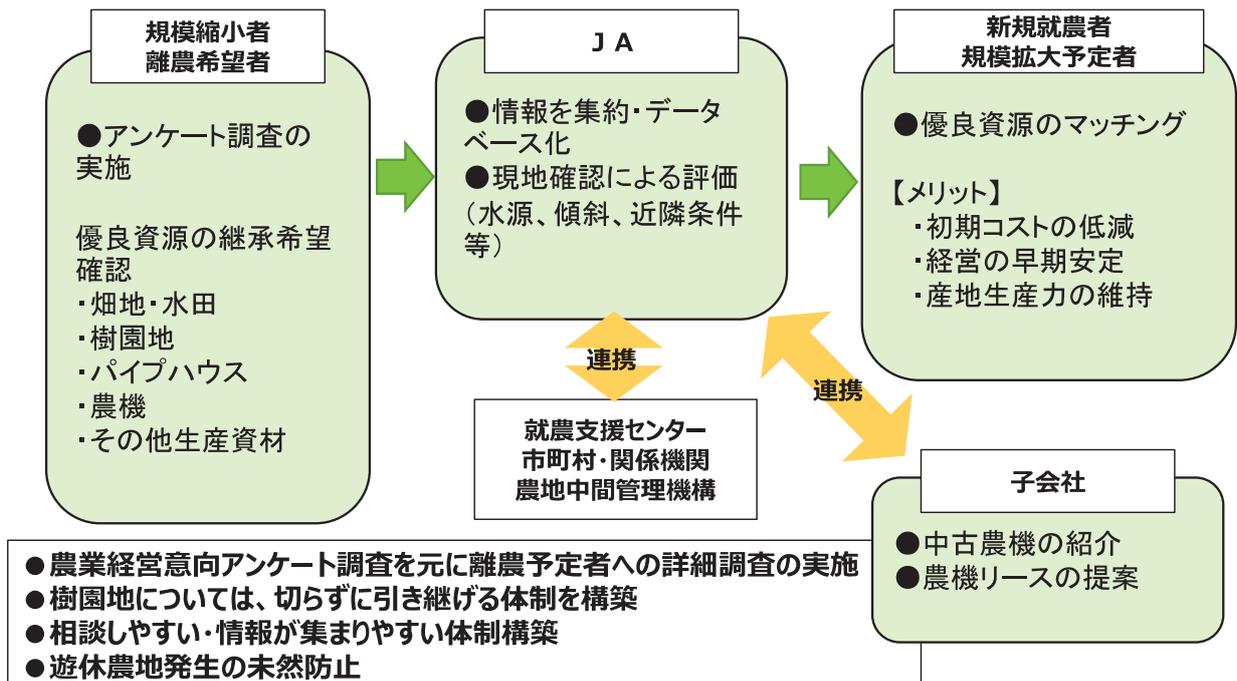
### Ⅲ. 今後の展望

#### □次世代農業者組織の設立(令和7年2月予定)

目 的
次世代の農業者として期待される新規就農者や親元就農者等が農業に定着するための組織を設立し、交流や農業経営を学ぶ場の提供、会員同士が相談しやすい体制を構築する。また、JA役職員との交流を通じて会員のみならず、職員による支援体制を築き、農業への意欲と地域への定着を図ること目的とする。
対 象 者
<ul style="list-style-type: none"> <li>①新規就農者、親元就農者、定年帰農者で就農から概ね5年目までの農業者</li> <li>②将来就農を予定している雇用農業者</li> <li>③研修生(県・行政研修施設等)等</li> </ul>
活 動 内 容
<ul style="list-style-type: none"> <li>①研修会(JA事業・サポート体制の紹介、農業経営・税務等に関する研修等)</li> <li>②交流会(会員相互の交流、居住地在住職員との交流)</li> <li>③常勤役員との意見交換(組織役員とJA常勤役員)</li> <li>④会員の先輩農家とのマッチングによる相談対応 等</li> </ul> <p>●連絡・研修会等の出欠確認にはコミュニケーションアプリを活用</p>

### Ⅲ. 今後の展望

#### □農業経営意向調査に基づく離農者の経営基盤の継承



### Ⅲ. 今後の展望

#### アンケート結果の活用～産地生産基盤の維持のために

- 現状分析と目標値の設定
- 農業経営意向アンケート調査のデータを活用した担い手へのアプローチ
  1. 経営意向調査の実施により支援
    - ①規模拡大予定者 ②後継者のいる生産者
      - ▶農業分野(栽培・販売・経営・労働力・資金調達等)を中心とし課題と意向確認により、JA全体で支援
  2. 農地継承希望者と新規就農者のマッチング

JA各事業への展開  
(販売・購買・融資・共済・農機等)

#### 次期地域農業振興計画の柱

1. 農業者の所得増大、農業生産基盤の維持・拡大に向けた取り組み
2. 多様な農業の担い手、新規就農者の育成・確保支援対策
3. みどりの食料システム戦略(環境配慮型農業)の実践
4. 農業リスク、異常気象・自然災害に対する備え・対策支援
5. 東日本大震災・原発事故からの完全復興に向けた産地づくり

### Ⅲ. 今後の展望

#### 管内12市町村との連携協定締結(R6年度)

##### 「持続可能な農業の実現」

土壌分析体系(土壌分析センター)構築並びに体制強化による低コスト農業実現

- 小学校食農教育出前授業への強化実践



##### 「食農・食育活動の展開」

「持続可能な地域共生社会の実現」  
地域並びに次世代への啓蒙・教育活動

- 親子地域農業・収穫・加工



##### 「市町村(行政)と食農・食育活動で連携する意義」

- ①学校(小学校)授業カリキュラムへの食農教育組み入れ
  - ②地域住民を対象とした行政活動にJAの参画機会創出
- ※地域(住民)、次世代(子供)に幅広く、JA理解や存在意義実現



- 地域住民を対象とした食農食育、フードロス活動実



- 金融共済事業と連携した活動

- ・スマホ教室
- ・新NISA
- ・相続対策



- 女性部活動の活性化(自主的・主体的運営)

・目的別小グループ活動 ・地域暮らし支援事業活用を契機とした組織育成 ・未来館の自主グループによる活用促進 ・LINE、Instagram活用による情報発信の展開

- 支店協同活動(拠点再編により拠点数が減少する中で、接点強化が重要)

・より地域に密着した「支店だより」 ・支店単位での地域密着型イベント ・「組合員のつどい」を通じて農業応援団づくり ・お客様感謝デーの開催

地域支援事業の取り組み

地域貢献

#### 地域暮らし支援事業

地域への貢献や活性化に資する活動や非常利活動支援事業の立ち上げ等に対して  
1団体あたり上限10万円まで支援(年間予算:500万円)令和4年度26団体 200万円、令和5年度22団体190万円

#### 健康・福祉活動

健康活動ではウォーキング大会やヨガ、太極拳教室など。福祉活動ではミニデーターサービスや一人暮らしの組合員に弁当を宅配するなど助け合い活動

### Ⅲ. 今後の展望

広報戦略の強化【営農分野と広報の連携】

JA・生産者・消費者をつなぐJAからの発信



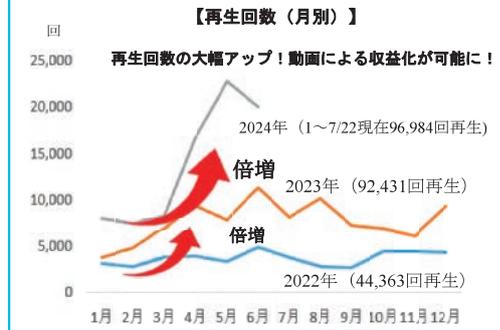
#### SNS



#### Youtube「みらいろチャンネル」



▲ 組合長が生産者を訪問  
取組みや課題について意見交換をする



◀ 営農指導員の栽培技術動画は人気コンテンツ（R5.4月開始）

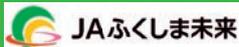
- ・直売所紹介動画：直売所出荷者を紹介
- ・女性部：郷土料理紹介の動画
- ・JAふくしま未来プロモーションビデオ動画
- ・新採用職員紹介動画等



#### テレビ・ラジオ



地域住民や消費者へ「食」「農」「JA運動」「農業の多面的機能の重要性」を伝える



21

農地・地域を守る後継者育成対策  
 土壌分析に基づく施肥設計  
 生産費調査に基づく適正価格形成

新規就農者の育成  
 災害時の次期作支援  
 農業振興支援事業  
 農業関連施設の整備  
 営農類型の提案  
 中核的農家との対話



地域を支える多様な経営体づくり

ど真ん中に“食と農”  
 次代につなぐ地域づくり

5年後、10年後の地域農業の姿を見通しながら、未来への仕組みづくり

農業王国ユートピアの創造へ  
 挑戦!!

22



# 意見交換参加者の取組みの紹介

令和6年度果樹産地における後継者・担い手育成の  
取組事例発表会(第2回)

令和7年2月3日

公益財団法人中央果実協会

## 意見交換参加者の紹介

### 鹿児島県園芸振興協議会大島支部 果樹技術部会

- 奄美大島は熱帯果樹類・柑橘類生産が主力。
- 果樹技術部会は同地域の果樹振興の司令塔機能を担う。
- 令和3年世界自然遺産登録により島外から移住者が増加。

(取組みの紹介)

- ◆果樹が主力の市町が新規就農研修施設を運営。昭和47年から、熱帯果樹類・柑橘類に特化した研修内容で運用されており、多くの修了生を輩出。

## 鹿児島県園芸振興協議会大島支部 果樹技術部会

- ◆ 島外からの移住参入者の新規就農希望が多く、Uターン就農による帰島定住者への支援や、中高年・兼業層への「たんかん塾」等による技術指導により、多様な担い手を確保。
- ◆ 研修時から継承園地の選定・紹介、作付け方針の助言等により園地を斡旋。パッションフルーツ用ハウスは、研修修了者が協同利用ハウスの助成を受けるまでは研修施設のハウス等を貸与。小型農機も貸し出し支援。
- ◆ 10年間の研修修了者が40名。果樹の新規就農者54名を確保。約8割が島外からの移住者を含む新規参入者で、経営収支等の点検、栽培技術指導、収穫果実の販路確保等を支援。

2

## 鹿児島県園芸振興協議会大島支部 果樹技術部会



← 研修用ハウス  
での技術指導  
(瀬戸内町)



← 斡旋候補園地  
の検討状況  
(奄美市)

ふるさとUターン  
就農支援資金  
を含む研修制  
度の紹介 →  
(瀬戸内町)



3

## ひろさき農業総合支援協議会

- 弘前市はりんご生産が基幹で加工や販売など多様な関連産業に波及。
- りんご経営体は規模拡大をするも高齢化、繁忙期労働力不足が顕在化。
- 技術不足により新規就農定着も進まず。

(取組みの紹介)

- ◆令和2年度から「ひろさき農業里親研修事業」を開始し、非農家出身者等が就農しやすい環境を構築。

## ひろさき農業総合支援協議会

- ◆トライアル研修と里親実践研修から構成。就農希望者がトライアル研修により複数の生産者の下で農業体験し、本人の希望や相性等により研修先をマッチング。
- ◆里親農家は、技術・経営の指導、空き園地や農業機械の情報提供・助言、地域農業者との交流機会提供。
- ◆園地の状況(継承希望時期、品種・樹齢、水源・傾斜等)の登録・閲覧できる園地継承円滑化システムを令和4年から運用し、研修制度と連携した対応も実施。
- ◆令和5年度までに、トライアル研修を42名、里親実践研修を9名が受講し、2名(りんご1名、醸造用ぶどう1名)が独立自営就農。

# ひろさき農業総合支援協議会

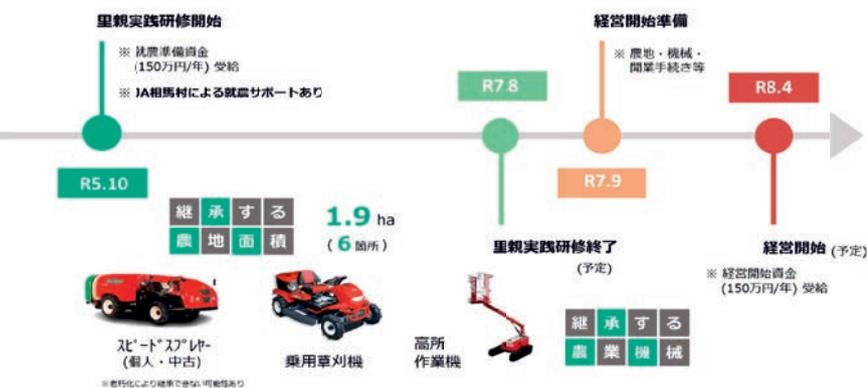


研修の実施状況  
(上;トライアル研修、  
下;里親実践研修)

## 第三者継承を前提とした研修事例

里親農家  
研修生

・里親農家：60代後半  
・研修生：30代前半  
・相馬地区で経営継承を予定



第三者継承を前提とした研修の状況

6

## 意見交換参加者の紹介

### 農事組合法人 くだもの畠

- 地元の果樹生産衰退の危機感から平成24年に果樹生産者4名で活動と開始。
- 27年に法人化し、就農希望者の人材育成による「果樹王国たかはた」の復興を目指す。

(取組みの紹介)

- ◆ 都内の就農相談会での募集の他、地域おこし協力隊員、親元就農希望者等を受入れ。
- ◆ メンバーの果樹園(さくらんぼ、もも、ぶどう、西洋なし、りんご等)での研修や法人直営研修園150aにおいて、希望に応じて多様な果樹を選べる研修体制。

7

# 農事組合法人 くだもの畠

- ◆直営研修園で研修生が実践管理し、メンバー経営園地での管理作業と比較し課題や解決策を考える指導。
- ◆研修修了後の園地斡旋は、研修園地50aを譲渡の他、空き園地情報を収集し研修生に紹介し法人メンバーの仲介により貸し手の信頼を確保。
- ◆2年間の長期研修生7名のうち5名が就農（独立就農2名、親元就農3名）、2名が研修中。農業大学校や法人協会の農業インターン生等の短期研修も実施。

8

# 農事組合法人 くだもの畠



農業体験者への作業指導→



←直営研修園地  
(上;もも、下;ぶどう)

東北農林専門職大学生の実務実習指導 →



7

## 公益財団法人 東松山市農業公社

- 県中央に位置する古くからのなし産地。
- 市とJAにより平成7年に第3セクターを設立。平成26年公益財団法人移行。
- 公益事業で技術研修や農地斡旋を実施。

(取組みの紹介)

- ◆ 平成25年から梨の担い手支援のため農業塾「梨コース」を開設。同塾では、新規参入希望者、梨生産後継者を対象に研修を実施。

## 公益財団法人 東松山市農業公社

- ◆ なし生産者から借り受けた研修園において1年間に25回の栽培技術の研修(ほ場での実践と座学)実施。
- ◆ 経営中止生産者の梨園を卒塾生に斡旋し、農地中間管理事業に係る利用条件の調整等の業務を担い、梨園の経営継承を推進
- ◆ 就農後には公社所有の農機を貸し出し経営支援。
- ◆ 平成25年度から令和5年度の11年間に延べ37人が受講し、13人が就農(うち、10名が農外からの新規参入で、独立就農が3名、1法人)。

# 公益財団法人 東松山市農業公社

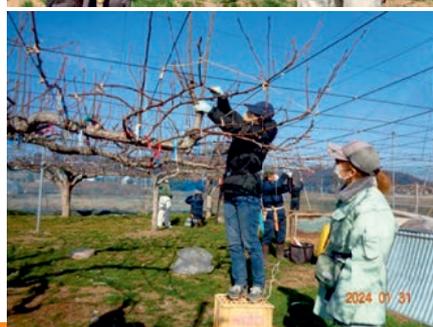


農業塾「梨コース」開講式



←座学(農薬の基礎)の状況

講習の状況 →  
(上;なしの接ぎ木、  
下;梨のせん定)





## 付属資料

令和6年度果樹農業における担い手の育成及び活躍表彰実施要領

令和6年度果樹農業における担い手の育成及び活躍表彰実施要領

ポスター及びリーフレット



## 令和6年度果樹農業における担い手の育成及び活躍表彰実施要領

### 1. 趣旨

我が国の高品質な果実は、国内外から高く評価されているが、全国の果樹産地では、生産者の減少や高齢化、後継者不足等により栽培面積や生産量が減少傾向にあり、担い手や労働力の不足等が課題となっている。

こうした中、「食料・農業・農村政策の新たな展開方向」（令和5年6月2日食料安定供給・農林水産業基盤強化本部決定）では、「果樹については、生産の増大に転じるため、担い手・労働力の育成・確保とともに省力化した生産体系への転換を推進する」としている。

果樹農業で担い手を育成・確保するためには、未収益期間の存在や園地の確保、せん定といった高度な技術の習得などの課題を解決するため、経営・技術の研修に加え、経営中止生産者等から樹体とセットで園地継承することや、遊休園地を整備（改植/新植等）し円滑に継承をすること等が重要となる。

一方、産地においては、省力技術等による規模拡大やSDGs、6次産業化、輸出等に積極的に挑戦する生産者等が活躍することで、産地の活性化につながっている事例もみられている。

そこで、果樹生産現場において、担い手の育成・確保のための取組を行い、効果的に就農者を定着させている組織及び果樹経営において積極的に挑戦している生産者等を表彰し、その取組を広く紹介することにより、各産地における、より効果的な担い手育成・確保の取組への波及、果樹農業の魅力の発信、ひいては我が国果樹農業の発展に資することとし、表彰事業を実施する。

### 2. 開催団体

主催 公益財団法人中央果実協会（以下「協会」という。）

### 3. 対象地域

全都道府県

### 4. 応募要件

#### （1）担い手の育成・確保の部

果樹への新規参入希望者や後継者等に対し、果樹に関する経営・技術の研修を行うとともに、園地、作業施設、農業機械等の斡旋、就農後の各種支援、販路の確保・提供等を行っている組織（市町村、団体、法人、協議会、集団等）

#### （2）活躍する担い手の部

省力樹形及びスマート農業技術等の省力技術の活用、販路の確保における工夫等によ

り効率的・効果的な園地経営の拡大、SDGsに関連する取組、6次産業化、輸出等に積極的に挑戦している生産者（個人又はグループ）

## 5. 応募期間及び受付場所等

- (1) 応募期間 令和6年6月1日から令和6年9月30日
- (2) 受付場所 協会（メールアドレス：[k\\_asakura@kudamono200.or.jp](mailto:k_asakura@kudamono200.or.jp)）
- (3) 応募書類 様式1（担い手の育成・確保の部）、様式2（活躍する担い手の部）

## 6. 推薦等

応募要件に合致する組織又は生産者が表彰に応募しようとする場合は、自薦又は他薦により応募する。他薦については、当該組織又は生産者の所在する市町村担い手担当部署、所轄の普及指導センター、農業公社営農相談部署、又は果樹産地協議会等の応募する組織又は生産者の取組について推薦可能な組織により行うことができる。

応募にあたっては、応募書類に推薦書を添えて受付場所（協会）に電子メール等により電子媒体の書類を提出する。

## 7. 審査

### (1) 審査基準

審査基準については、別途定めるものとする。

### (2) 予備審査

協会は、応募期限までに提出された応募書類の予備審査を行い、本審査の対象となる出品財を選定する。

### (3) 本審査

#### (ア) 審査会

- ① 予備審査により選定された出品財の審査を行うため、協会に「果樹農業における担い手の育成及び活躍表彰審査会（以下「審査会」という。）」を設ける。審査会は、果樹に関する学籍経験者及び主催者の役職員から構成され、委員長を置く。
- ② 審査会の構成及び運営に関する事項は別に定める。

#### (イ) 審査会による審査

- ① 審査会は、予備審査により選定された出品財について書類審査を行い、別に定める審査基準に基づいて表彰の種類ごとに被表彰出品財を選定する。
- ② 委員長は、審査結果を協会理事長に報告する。

## 8. 表彰

### (1) 表彰の種類

優れた取組と認められ、当表彰における被表彰者の代表としてふさわしい実績をあげた出品財に対して農林水産省農産局長賞を、優れた取組と認められた出品財に対して協会理事長賞を授与する。

## (2) 被表彰出品財の名称等

- (ア)被表彰出品財が組織の場合は、当該組織の名称により表彰する。ただし、協議会等複数のメンバーが連携して取組を行っている場合であって、協議会等の構成が協定書・覚書等書面により明確にされている場合には、組織の名称の次に（ ）で構成メンバー名を記述することができる。
- (イ)被表彰出品財が生産者個人の場合、単一経営体であっても配偶者の貢献度が高いことが家族経営協定書や推薦書等で客観的に証明できる場合は夫婦連名で表彰することができる。
- (ウ)被表彰出品財が生産者グループの場合、グループの名称により表彰する。ただし、グループの構成メンバーが3名程度でホームページ等により明確に示されている場合には、グループの名称の次に（ ）で構成メンバー名を記述することができる。

## 9. 開催日程（予定）

- (1) 開催期日 自 令和6年6月1日（土）  
至 令和7年3月31日（予定）
- (2) 応募締切 令和6年9月30日（月）
- (3) 予備審査 令和6年10月中旬（予定）
- (4) 本審査 令和6年10月下旬～11月下旬（予定）
- (5) 受賞者公表 令和6年12月中旬（予定）
- (6) 表彰式等 令和7年1月中旬～2月下旬（表彰式は賞状の郵送をもってかえる。別途、表彰受賞者の取組紹介及び受賞者等による意見交換会を開催し、全国に広く紹介する。）

## 10. 個人情報の取扱い

応募者から提出された参加申込書等に記載された個人情報は、当該表彰及び果樹農業における担い手の育成及び活躍の推進に関する用途以外に使用しない。



## 令和6年度果樹農業における担い手の育成及び活躍表彰審査会運営要領

### 1. 審査基準

令和6年度果樹農業における担い手の育成及び活躍表彰実施要領（以下「実施要領」という。）7の（1）の審査基準は、次のとおりとする。

#### （1）担い手の育成・確保の部

- ①担い手育成研修のためのトレーニングファームを運営している場合は、独立就農のための研修を行う園地の面積・樹種、その他施設等及びトレーナー等指導者（法人にあっては指導に当たる従業員を含む）数が受け入れる研修生の数に比べて十分に備わっていること。
- ②生産者園地で研修を行う場合は、研修生を指導する経営・技術能力を有する生産者の数が受け入れる研修生の数に比べて十分に配置されており、かつ、指導する生産者間での情報・意見交換など担い手の育成に関する意識共有が図られていること。
- ③上記①及び/又は②の場合においては、研修修了後の園地継承の仕組みが有効に機能し、独立就農経営の観点から、就農者数に見合った面積の園地継承があること。
- ④園地の集約・整備を契機とした担い手育成の取組の場合は、園地整備の事業実施主体と他の関係組織とが連携して、経営・技術指導、新植/改植による未収益期間の支援等の体制を有効に機能させ、集約・整備した園地を継承する新規就農者（新たに果樹栽培に取り組んだ者を含む）数が当該園地で栽培する生産者数に占める割合が一定以上であること。
- ⑤移住と果樹振興の政策を組み合わせた取組の場合は、市町村とJA等生産者組織が密接に連携しており、市町村の空き家バンク等から就農に必要な住宅等の紹介・改装等の支援、果樹栽培の研修等技術指導と園地の斡旋等がワンストップ窓口的な運用で行われており、地域の果樹農業に貢献する新規就農者数があること。
- ⑥災害復興と果樹振興の政策を組み合わせた取組の場合は、災害復興事業の実施主体が、園内道の設置、傾斜度の改善、機械による省力化、省力樹形の導入等により作業性の改善につながる園地整備を主導し、かつ、整備した園地を新規就農者等に斡旋・継承させ、地域の中核的担い手として定着させるよう運営していること。
- ⑦新規就農者の技術向上・経営安定・地域への定着促進の観点から支援措置を行っていること（以下は、就農定着のための支援措置の例）。
  - ・技術講習会等の定期的な開催
  - ・就農してしばらくの間の巡回指導
  - ・農機具、倉庫等の貸与
  - ・収穫した果実の販路の紹介・提供
  - ・未収益期間の新規就農者への摘果・収穫作業等の臨時雇用の紹介・提供

## (2) 活躍する担い手の部

①果樹の生産・販売・加工等の経営において、次のような挑戦的な取組を取り入れて経営を行っていること。

- ・ 省力樹形や農業機械（スマート器機を含む）等の導入による経営面積の拡大
- ・ 省エネルギー・生産資材の低投入の栽培等SDGs経営の実践
- ・ 消費者や実需者等との直接取引等により販路の多様化、収益安定の実現
- ・ 自ら生産した果実の加工・販売等6次産業化による経営
- ・ 果実の輸出の実施。

②地域の果樹農業の活性化、認知度の向上の観点から以下のような活動を行っていること。

- ・ 地域の農業者の集まりでの紹介等による生産者の意識啓発
- ・ 研修生の受入れ
- ・ 経営や地域活動をホームページやSNSでの発信
- ・ 地域外の消費者・実需者・生産者等との連携活動に参加
- ・ 援農ボランティアの協力等の実現に協力

## 2. 審査にあたって考慮すべき視点

### (1) 担い手の育成・確保の部

新規就農者の定着に効果的と考えられる次の事項について考慮する。

#### ① 組織によるトレーニングファーム運営

組織が遊休園地等を活用したトレーニングファームを設置して新規就農研修を実施し、経営中止生産者等の園地継承や、新規就農者に対する園地のマッチングを行うことで、農業経営を効果的に支援している。

#### ② 生産者園地を活用した研修

産地、自治体等が新規就農者育成の仕組みを構築し、生産者の園地における指導により研修を実施し、県の農業者大学校等と連携した座学や資格取得の研修も組み込むとともに、新規就農者への園地等の継承及び地域への定着を支援している。

#### ③ 園地の集約・整備を契機とした取組

遊休園地の集約・整備、干拓地・水田での果樹園造成等を行い、入植者、新規就農者、他作物栽培生産者等を募って整備した園地での果樹経営を振興し、担い手の確保や新たな果樹産地の形成に取り組んでいること。

#### ④ 移住促進・災害復興と果樹振興の政策組合せ

自治体と農業協同組合等が連携して、移住促進策や災害復興の実施に際して果樹振興策を組み合わせ推進し、果樹振興を当該地域の維持・発展の核として実施してお

り、新規就農者の育成と連動させるため、農業協同組合、市町村、県普及組織が一体となって対象となる地域に集中的に担い手対策を実施していること。

- ⑤ ①～④の取組が複数ある場合は、それぞれの取組が効果的に運用されるとともに、補完的又は相乗的であること。

## (2) 活躍する担い手の部

積極的な挑戦が、自らの果樹経営の発展のみならず、地域への波及効果及び果樹農業の魅力の発信に寄与していると考えられる次の事項について考慮する。

- ① 地域の若手農業者等の関心を高め、地域の果樹生産力向上のきっかけとなっている。
- ② 産地の活性化や認知度向上のきっかけとなっている。
- ③ SNS等による発信により、地域外の消費者・実需者・生産者等との連携、直接販売、援農ボランティアの協力等の取組が広がっている

## 3. 表彰の種類ごとの審査の視点

表彰の種類ごとの審査の視点は、原則として次のとおりとする。

### (1) 農林水産省農産局長賞

#### (ア) 担い手の育成・確保の部 (1点)

1の(1)の審査基準の取組が優秀と認められ、当表彰における被表彰者の代表としてふさわしい実績をあげ、全国の後継者・担い手育成の取組を促進するものであること。

#### (イ) 活躍する担い手の部(1点)

1の(2)の審査基準の取組が優秀と認められ、当表彰における被表彰者の代表としてふさわしい実績をあげ、果樹農業の魅力の発信につながる取組であること。

### (2) 公益財団法人中央果実協会理事長賞

#### (ア) 担い手の育成・確保の部 (3～8点)

1の(1)の審査基準の取組が優秀と認められ、全国の後継者・担い手育成の取組を促進するものであること。

#### (イ) 活躍する担い手の部(3～8点)

1の(2)の審査基準の取組が優秀と認められ、果樹農業の魅力の発信につながる取組であること。

## 4. 表彰の名称

表彰実施要領8の(2)の(ア)～(ウ)の規定により応募のあった出品財について、被表彰出品財の組織又は生産者の名称を同規定に則った名称により表彰することができ

る。

#### 5. 予備審査

公益財団法人中央果実協会（以下、「協会」という。）は、出品財の応募状況等を勘案して、必要に応じて、予備審査を行い、書類審査により本審査会の審査の対象となる出品財を選定する。

#### 6. 事務局

本審査会の運営に関する事務は、協会において行う。

#### 7. 審査会の委員

審査会の委員は、果樹の担い手育成の取組、果樹経営への省力技術・SDGs・6次産業化・輸出等に関する学識経験者及び協会役職員から選定する。審査会委員の任期は令和6年6月～令和8年5月とする

令和6年度果樹農業における担い手の育成  
及び活躍表彰

# あなたの挑戦を 次世代に

令和6年6月1日～9月30日 応募期間

果樹生産現場において、担い手の育成・確保に取り組んでいる組織や、果樹経営において積極的に挑戦している生産者等を表彰します



## 担い手の育成・確保の部

応募資格：担い手の育成・確保に取り組んでいる組織（市町村、団体、法人、協議会、集団等）

## 活躍する担い手の部

応募資格：園地経営の拡大、SDGs関連の取組、6次産業化、輸出等に積極的に挑戦している生産者（個人又はグループ）

賞 農林水産省 農産局長賞  
中央果実協会 理事長賞

詳しくは中央果実協会ホームページにアクセス

<https://www.japanfruit.jp/>



主催 公益財団法人中央果実協会

〒100-0011 東京都千代田区内幸町1-2-1  
日土地内幸町ビル内

03-6910-2922



後援 農林水産省



# 令和6年度果樹農業における 担い手の育成及び活躍表彰

## ・表彰の概要・目的

- ▶果樹生産現場において、担い手の育成・確保に取り組んでいる組織や、果樹経営において積極的に挑戦している生産者等を表彰します。
- ▶各産地でのより効果的な担い手育成・確保の取組みへの波及や、果樹農業の魅力を発信します。

## ・応募資格

### (1)担い手の育成・確保の部

- ◆果樹への新規参入希望者や後継者等に対し、果樹に関する経営・技術の研修を行い、園地、作業施設、農業機械等の斡旋、就農後の各種支援、販路の確保・提供等を行っている組織(市町村、団体、法人、協議会、集団等)

### (2) 活躍する担い手の部

- ◆省力樹形及びスマート農業技術等の省力技術の活用、販路の確保における工夫等により効率的・効果的な園地経営の拡大、SDGsに関連する取組、6次産業化、輸出等に積極的に挑戦している生産者(個人又はグループ)

## ・応募期間と受付場所・応募方法

- 期間: 令和6年6月1日～令和6年9月30日
- 受付場所: 中央果実協会(メール:k\_asakura@kudamono200.or.jp)
- 応募方法: 実施要領の様式1又は様式2に記入し、電子ファイルを送付

## ・賞

□農林水産省農産局長賞	担い手育成・確保の部	1点
	活躍する担い手の部	1点
□中央果実協会理事長賞	担い手育成・確保の部	3～8点
	活躍する担い手の部	3～8点

## ・表彰日程

- 令和6年1月又は2月(表彰式に代えて、オンラインで受賞者の取組紹介及び受賞者等による意見交換会を行います。)

主催: 公益財団法人中央果実協会

後援: 農林水産省

## ・果樹農業の担い手の育成及び活躍の表彰を行う趣旨を教えてください。

- ✓果樹農業の担い手の育成・確保のためには、新規参集者への経営・技術の研修や、樹体とセットでの園地継承、遊休園地の整備(改植/新植等)・継承等が重要です。
- ✓また、省力技術等による規模拡大やSDGs、6次産業化、輸出等に積極的に挑戦する生産者等が活躍し、産地の活性化につながっている事例が見られます。
- ✓そこで、果樹生産現場において、**担い手の育成・確保を効果的に行っている組織**及び、**果樹経営において積極的に挑戦している生産者等を表彰**することとしました。
- ✓さらに、それらを広く紹介して、各産地における、より効果的な担い手育成・確保の取組みの促進や、果樹農業の魅力を発信します。

## ・どんな人が応募できますか。

- ✓果樹の新規参入者や後継者の育成を行っている組織(市町村、団体、法人、協議会、集団等)の関係者です(担い手育成の部)。
- ✓省力技術等による規模拡大やSDGs、6次産業化、輸出等に積極的に挑戦する生産者等(個人又はグループ)です(活躍する担い手の部)。

## ・応募するにはどうしたらよいですか。

- ✓応募様式(**組織**、**生産者等**)に必要な事項を記載してください。
- ✓応募様式に記載する際には、**審査会運営要領**の審査基準や審査に当たって考慮すべき視点が参考になります。
- ✓自薦でも他薦でも応募できます。
- ✓他薦については、組織又は生産者の所在する市町村担い手担当部署、所轄の普及指導センター、農業公社営農相談部署、又は果樹産地協議会等により行うことができます。



